住友林業

Vision for the
Sustainable Development

住友林業グループ

CSR Report 2013

CSRレポート2013

CONTENTS

トップコミットメント ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

経営体制 MANAGEMENT SYSTEM

コーポレートガバナンス ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
リスクマネジメントとコンプライアンス ・・・・・・・・・・ 9
CSR経営 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

社会性報告 SOCIAL REPORT

●お客様とともに

「お客様満足(CS)」の創出 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
製品安全・品質管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
情報開示・発信とコミュニケーション ・・・・・・・・・・・・ 45

●取引先とともに

サプライチェーンにおけるCSRの徹底 ・・・・・・・・・・ 50

●株主・投資家とともに

情報開示とコミュニケーション ・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
株主への利益還元 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
エコファンド・SRIへの組み入れ状況 ・・・・・・・・・・・・ 63

●社員とともに

公平な雇用・処遇 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
人権の尊重 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
労働安全衛生 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71
人財育成・キャリア支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
ワーク・ライフ・バランス ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88
社員とのコミュニケーション ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 95
社員関連データ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 97

●地域社会とともに

社会貢献活動の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 101
災害復興支援活動事例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 103
コミュニティ開発・地域貢献活動事例 ・・・・・・・・・・・ 104
教育・次世代育成支援活動事例 ・・・・・・・・・・・・・・・ 106
地球環境保全活動事例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 109
公共政策への提言 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 114

環境報告 ENVIRONMENTAL REPORT

●環境マネジメント

環境理念・環境方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 116
環境マネジメント体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 120
環境教育・研修 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 124
環境リスクマネジメント ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 126
グリーン購入の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 133

●環境パフォーマンス

事業活動に伴う環境負荷 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 134
環境経営中期計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 138
事業活動に伴う温室効果ガス排出の削減 ・・・・・・・ 145
商品・サービスを通じた温暖化防止への貢献 ・・・・ 158
資源の有効活用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 173
森林の保全～持続可能な森林経営～ ・・・・・・・・・・・ 182
森林の保全～木材利用を通じて～ ・・・・・・・・・・・・・ 190
森林の保全～植林コンサルタント事業の推進～ ・ 208
生物多様性の保全 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 212
有害化学物質の管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 223
水資源の有効利用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 229
環境コミュニケーション ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 231
環境会計 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 233
グループ会社の環境データ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 235

会社概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 239
編集方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 241
GRIガイドラインとの対照表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 243
社外からの評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 262
第三者認証 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 266

トップコミットメント

TOP COMMITMENT

代表取締役 社長　市川 晃

代表取締役 会長　矢野 龍

住友林業グループは、320余年前に開坑した愛媛県別子銅山の銅山備林を創業とし、「再生可能で人と地球にやさしい自然素材である『木』を活かし、『住生活』に関するあらゆるサービスを通じて、豊かな社会の実現に貢献する」ことを経営理念に掲げています。

復興支援に向けて当社らしい貢献を

常に「社会を利する事業であるか」を自らに問いかけながら、森林の価値、木の可能性を追求し住生活に関わる事業に活かしてきた当社グループは、東日本大震災の被害に見舞われた東北の早期復興にも、大きな使命感を持って取り組んでいます。応急住宅の建設に始まり、災害公営住宅への取り組みにとどまらず、2012年7月には、宮城県東松島市と「復興まちづくりにおける連携と協力に関する協定」を結びました。

当社グループが培ってきた、木を植え、育て、伐って使って、また植えるという持続可能な循環型社会の考え方、非住宅建築物の木造化、住宅の木質化、木の文化の浸透をめざした木化推進の考え方に基づき、沿岸部被災地跡での林業や、木質バイオマス発電事業、各種公共建築物の木化推進など、木化都市の構築に向けさまざまな分野で協力しています。

よりスピード感のある取り組みをめざしこの4月から社長直轄とした東北復興支援室のもと、早期復興に向け、当社グループ15,000名の力を結集して当社らしい貢献ができるよう全力で取り組んでまいります。

多様化する住まいの機能、エネルギー面での取り組み

震災を機に、住まいに求められる役割はますます多様になってきました。安心・安全で健康な暮らしを営む場所であり、家族や地域の人々との絆を育む社会の最小単位としての住まい。住まいは同時に、環境配慮機器の搭載などを通じてエネルギーを創出する社会インフラの一翼も担える場です。
当社はエネルギーを効率的に利用する住宅の販売に力を入れており、2012年7月に発売した新「Smart Solabo」は、大容量の12kWhと、太陽光発電システムとの連携を可能にした4.8kWhの2種類の家庭用蓄電池システム、V2Hシステム※などの多彩な環境配慮機器をラインナップしています。その結果、例えば2012年度の環境配慮機器搭載率は、前年度から11%アップの62%に上昇しています。
また、住宅の建設・居住・改修・解体・廃棄を一体的にとらえ、トータルで排出されるCO_2がマイナスとなる「ライフサイクルカーボンマイナス（LCCM）住宅」の開発にも取り組み、2013年度は実棟での評価検証を可能にするモデル棟を建築しています。

※ 電気自動車の蓄電池を家庭用の蓄電池として使うことを可能にするシステム

住宅ストックの価値向上に向けて

全国に5,700万戸あるといわれる住宅ストックは、耐震、断熱など基本性能が不十分なものも多いといわれています。「住生活基本法」に基づく2011年3月の「住生活基本計画」の改訂にみられるように、未来へと住み継がれる良質なストック資産を増やしていくことが重要です。リフォーム事業では、高層ビルに使われている油圧ダンパーの制震装置を木造住宅用に改良し、従来からの耐震工法と合わせ、耐震・制震ダブル工法を提案しています。また、当社は注文住宅で培ってきた技術力や設計力、グループの総合力を活かして、マンションや社宅などの資産価値を向上させるリノベーション事業を本格的にスタートしました。新築においても、千葉県浦安市が実施した液状化対策工法の実証実験に参加、これまで対応が困難とされてきた戸建住宅への土壌改良の提供をめざしています。
加えて、2012年10月、オリジナル木質梁勝ちラーメン構造「ビッグフレーム構法」の新商品を発売し、耐震性、耐火性、耐久性を高めるとともに、将来にわたる可変性も備える住宅を提案。二世帯住宅、三階建てに加え、木造アパートでは近年注目を集めているシェアハウスを商品化するなど、住まい方の側面からも未来に向けて良質なストック資産を提供するべく、さまざまな試みを始めています。

責任ある森林資源の利用に向けて

当社グループは、国土の約900分の1にあたる43,328ヘクタールの社有林を国内に保有し、インドネシアやパプアニューギニアなど海外で約20万ヘクタールの森林経営を行っています。木質パネルの製造、木材・建材の流通事業に携わり、国内はもとより、オーストラリア、アメリカ、中国で木造住宅事業を展開している当社グループの事業の根幹には「木」があります。
木は成長過程でCO_2を吸収し、加工しても炭素として固定し続けるため、持続的な森林経営を進めることで地球温暖化の防止に貢献する自然資源です。年々減少している森林面積への対応も含め、より責任ある木材調達が求められています。2007年制定の「木材調達理念」に基づき毎年の行動計画を定めていますが、2012年度はそのバウンダリーの拡大に取り組むとともに、調達先アンケートにCSR項目を追加し、2013年3月施行の「欧州連合木材規制法」に対応するため、トレーサビリティも強化しています。
社有林管理、森林経営、木質資源の調達にあたっては、ますます高まる生物多様性保全の重要性を鑑み、2012年3月に「住友林業グループ生物多様性宣言」を策定し、取り組みを開始。温室効果ガス削減に向けては、森林の持つ価値をどのように活かせるのか、環境省の公募で二国間クレジット制度（REDD+）の実現可能性調査にも取り組んでいます。また植林による住宅事業でのカーボンオフセットの取り組みである「Project EARTH」は5年目を迎え、計画どおりインドネシアでの植林が進んでいます。
責任ある森林資源の利用は、「木」を軸に3世紀にわたり事業を続けてきた当社グループだからこそ取り組むことができる、そして取り組むべき課題だと考えています。

多様な人財が活躍できる環境づくりに向けて

持続可能な社会の構築に貢献するという理念を支えているのは13カ国、40地域で活躍する当社グループの社員です。多様な人財が活躍できる環境づくりに向け、国内では2013年4月、ワーク&ライフグループを発展させ「働きかた支援室」を設けました。女性社員や若手社員がもっと能力を発揮し活躍できる職場づくり、子育てを支援する環境整備、障がいや年齢にとらわれず活躍できる人の雇用を促進するしくみについて積極的に取り組んでいきます。
ステークホルダーの皆様からの住友林業グループに対する期待が大きく高まってきていることを感じています。その背景にあるのは経営理念への共感であり、これまでの歴史に対する信頼です。当社が持つ知見や技術をより多くの国や地域に提供し社会を利する事業を行っていくことで、その期待に応えること。それが「世界一の森林会社」をめざす当社グループの責任であり使命であると考えています。

コーポレートガバナンス

コーポレートガバナンス方針

住友林業グループは、「再生可能で人と地球にやさしい自然素材である「木」を活かし、「住生活」に関するあらゆるサービスを通じて、豊かな社会の実現に貢献する」ことを経営理念に掲げています。また、「公正・信用を重視し、社会を利する事業を進める」ことを行動指針のひとつに掲げ、経営の透明性確保、業務の適正性・適法性の確保、迅速な意思決定・業務執行などに努めています。
これらの取り組みを通じて、コーポレートガバナンスのさらなる充実と強化を図ることで、継続的に企業価値を拡大し、当社グループの多様なステークホルダーの期待に応える経営を進めています。

コーポレートガバナンスと内部統制

住友林業は、執行役員制度の導入により意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、7名の取締役で構成される取締役会が迅速な意思決定を行う体制としています。また、2010年4月より、取締役会の議長を務める会長は執行役員を兼務せず、取締役会の監督機能の強化と執行役員の業務執行責任の明確化を図っています。
当社は監査役会設置会社で、監査役は社内の重要会議に出席するほか、グループ会社の監査役や内部監査部門との情報交換、監査役補佐スタッフを指揮して行う監査業務などを通じて、取締役の業務執行を監督しています。
なお、2013年6月21日現在、取締役7名、執行役員17名を選任しており、監査役は5名のうち3名が社外監査役です。また、投資家の皆様のご意見や会社法制の変更など社会の動向を踏まえつつ、コーポレートガバナンスの一層の強化・充実の観点から、社外取締役の選任を引き続き検討していきます。

- コーポレートガバナンス報告書
- 役員一覧（企業情報へリンク）

コーポレートガバナンス体制（2013年4月末現在）

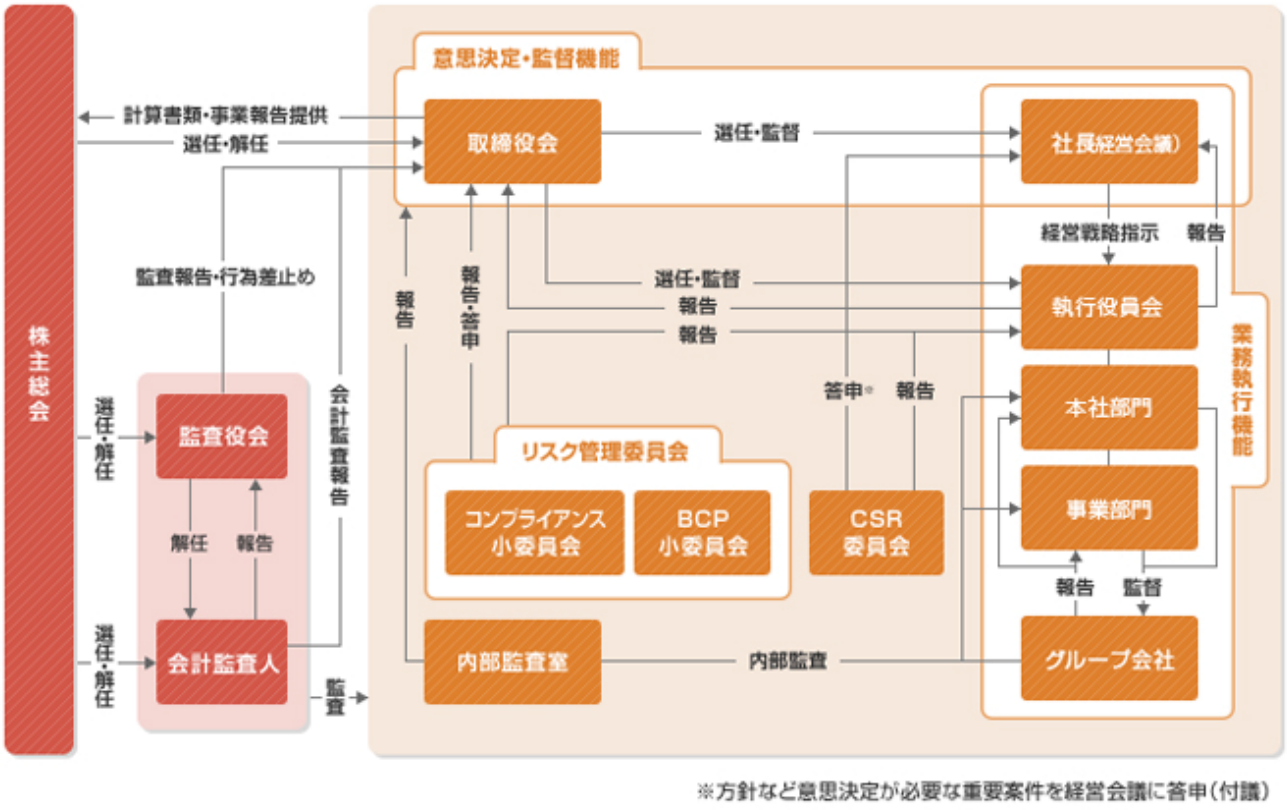

※方針など意思決定が必要な重要案件を経営会議に答申（付議）

取締役会・経営会議

取締役会は原則として月1回開催し、重要事項に関する意思決定・監督機能を担っています。具体的には、重要事項に関する意思決定と業績などの確認を行うとともに、各取締役からの報告をもとにその職務執行状況を監督しています。
また、重要事項について十分に事前協議するため、取締役会の前に社長の諮問機関である経営会議を開催しています。経営会議には執行役員を兼務する取締役のほか常勤監査役も出席し、月2回開催しています。
2012年度は、取締役会を16回、経営会議を26回開催しました。取締役のうち6名は16回すべてに出席し、1名は15回出席しました。

監査役会

監査役会は、監査に関する重要事項を協議・決定しています。社外監査役3名を含む5名の監査役は、それぞれの経験を背景とした高い見識と多角的な視点に基づき、取締役の業務執行をチェックしています。2012年度は14回開催しました。
また、住友林業の常勤監査役およびグループ会社の監査役によって構成され、グループ会社における監査の実効性の向上と情報交換を目的とするグループ監査役会を2カ月に1回開催しています。

社外監査役の取締役会・監査役会への出席状況（2012年度）

氏名及び専門分野		取締役会		監査役会	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
寺本 哲	公認会計士	16回	100%	14回	100%
永田 信	東京大学大学院 農学生命科学研究科 教授	13回※	100%	11回※	100%
平川 純子	弁護士	13回※	100%	11回※	100%

※ 永田 信、平川純子の両社外監査役は、2012年6月22日の就任以降、全ての取締役会・監査役会に出席しています。

リスク管理委員会

グループ会社を含めた事業リスクマネジメント体制を構築するため、「リスク管理基本規程」を制定し、住友林業の代表取締役社長を住友林業グループのリスク管理最高責任者に選任しています。また、この規程に基づくリスク管理を適切かつ円滑に実施するために総務担当執行役員を委員長とする「リスク管理委員会」を置き、その下部組織として総務部長が委員長を務め各部の部長と担当者で構成される「コンプライアンス小委員会」「BCP小委員会」を設置しています。これにより、優先的に取り組むべきグループ横断的なリスク管理活動の実効性を高めています。委員会での活動内容を取締役会と監査役に定期的に報告し、マネジメントレビューを実施することで、事業活動に反映させる体制を構築しています。
2012年度は、リスク管理委員会による取締役会への活動報告を4回実施し、コンプライアンス小委員会を2回、BCP小委員会を3回開催しました。

CSR委員会

CSR担当役員を委員長とするCSR委員会は、各部の部長と担当者で構成され、各部門と連携してCSR活動の改善を推進しています。同委員会では、2011年度、各事業部とグループ会社のCSR推進担当者を任命するとともに、グループ会社を対象に人権、労働慣行・安全衛生、知的財産など10項目からなるCSRアンケートを実施しました。
2012年度は、このアンケート結果に基づき、グループ会社のCSR目標の設定を支援し、2013年度は設定したCSR目標の進捗状況を確認する予定です。また、CSRアンケートについても2013年3月に2回目の調査を実施し、PDCAを回す体制を整備しています。
こうした取り組みとともに、2012年度は外部講師を招きCSRに関する最新動向を学ぶ社内セミナーを4回開催しており、2013年度も継続していく予定です。

▶ CSRに関する最新動向を学ぶ社内セミナーの開催（P25）

役員報酬

住友林業は、法令に基づき各事業年度における取締役・監査役（社内外別）の役員の報酬を開示しています。

役員報酬の状況（2012年度）

区分	人員	総額
取締役 （うち社外取締役）	7名 （0）	421百万円 （0）
監査役 （うち社外監査役）	8名 （5）	74百万円 （25百万円）
合計	15名	495百万円

※1 監査役の人員には、2012年6月22日開催の第72期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役3名を含んでいます。
2 取締役の報酬の総額には、2013年6月21日開催の第73期定時株主総会において決議された取締役賞与総額105百万円を含んでいます。

リスクマネジメントとコンプライアンス

経営体制
MANAGEMENT SYSTEM

リスクの認識

住友林業では、内部統制と一体化したリスク管理体制の確立を念頭に、リスク管理に関する規定の整備を行うと同時に、毎年、「リスク管理委員会」の委員が各担当分野で 重点的に取り組むべき管理対象リスクの調査・検証ならびに対応計画の策定を行い、委員会で共有を図っています。また、グループ横断的なリスクとして位置付けている「コンプライアンスリスク」と「災害リスク」については、同委員会の下部組織として「コンプライアンス小委員会」「BCP小委員会」を設置し対応しています。これらの活動状況を、取締役には「取締役会」にて四半期で1回、監査役には「内部統制報告」にて毎月報告し、経営層によるマネジメントレビューを実施しています。

リスクの迅速な把握と対応

住友林業グループでは、会社の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある緊急事態が発生した際、その情報を迅速かつ的確に経営層に伝達する「2時間ルール」を運用しています。情報の早期共有によって、経営層による迅速かつ適切な初動対応を図るとともに、ステークホルダーに対して情報を適時適切に開示する体制を整備しています。また、報告事例を集約・蓄積し、グループ全体で再発防止策の強化につなげています。
2012年度はステークホルダーへの情報開示体制を強化するため、住友林業の総務部へ緊急情報が伝達されると同時に、広報部門にも情報を共有する仕組みを構築し、連携をさらに強化しました。

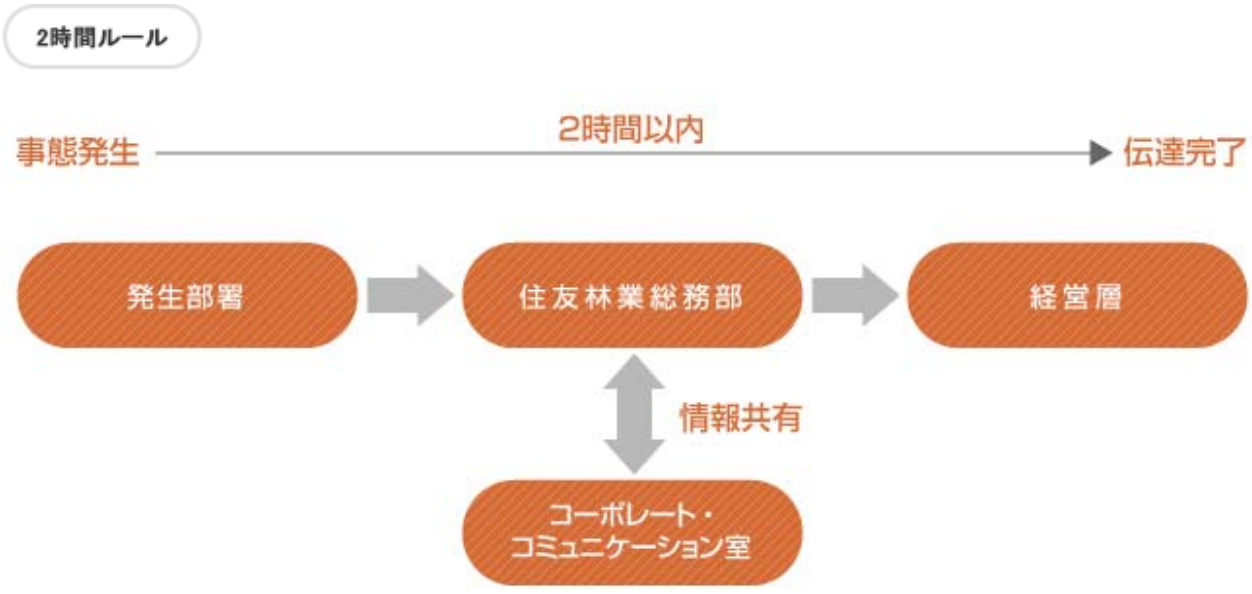

コンプライアンス

コンプライアンス推進体制

住友林業では、「リスク管理委員会」の下部組織として、総務部長が委員長を務め各部の部長と担当者で構成されるグループ横断的な組織として「コンプライアンス小委員会」を設置し、コンプライアンス経営を推進しています。また、安全運転管理や、事業に必要な許認可・国家資格者などの管理体制についての情報共有、専門家を講師に招いた勉強会を通じて、グループ各社のコンプライアンス担当者のボトムアップを図っています。さらに、社内監査役への報告会を毎月開催し、各社のリスク情報をグループ全体で共有しています。

2012年度は同委員会を2回開催し、主に当社にとっては新たな事業分野となる公共事業の受注に向けて、公務員倫理規程、独占禁止法、建設業法など、公共事業の受注に伴うコンプライアンスリスクの周知徹底を図りました。

また、グループの安全運転管理体制強化に努めています。管理車輌台数が約6,000台に及ぶことから、交通事故・違反によるリスクを回避・低減するため、2007年より運転免許証や車検、保険、行政違反に関する情報を一元管理する「安全運転管理システム」を独自に開発し、各支店に月次報告を義務付けています。さらに、業務・通勤で運転する機会がある社員の「運転記録証明書※」を毎年1回取得し、データ分析に基づいて、違反防止対策や安全運転教育を実施しています。これらの活動が評価され、2012年11月に自動車安全運転センターから感謝状の授与を受けました。

※ ドライバー本人または本人から委任を受けた事業所などの申請に基づき、自動車安全運転センターが発行する違反や行政処分などの運転経歴に関する証明書

内部監査

住友林業グループの約200事業所を対象に、内部監査室がリスク評価を加味して年間約60事業所を選定し内部監査を毎年実施しています。内部監査では、コンプライアンスの遵守をはじめとする業務の遂行状況や事務処理の管理状況を確認し、その結果を社長、内部監査担当役員、社内監査役のほか、対象事業所の責任者と事業所を担当する執行役員・取締役に報告しています。また、指摘事項があった場合は、文書や四半期ごとのフォローアップなどで事業所における改善の取り組みを確認するとともに、社長と内部監査担当役員に報告しています。

コンプライアンス教育

住友林業は、社員一人ひとりのコンプライアンス意識を高めるために、入社時に「守るべき」こととして、コンプライアンスや交通安全、情報セキュリティ、知的財産への理解を図る研修を行っています。2012年度は新卒採用者116名、中途採用者74名に研修を実施しました。さらに、「経営総合職研修」「新任主管者研修」など階層別の集合研修でもコンプライアンス教育を実施しています。
また、e-ラーニングの「法令遵守とリスクマネジメント」と「情報セキュリティ」の2講座をグループ全社員が受講する必修科目のひとつに定め、毎年受講することを義務付けているほか、国内外のグループ各社でも、入社時などに独自に研修の機会を設けています。

公共事業に関わる社員を対象にしたコンプライアンスセミナー

住友林業の建設事業は、戸建注文住宅に代表される民間受注が中心ですが、公共建築物などへの木材利用を促進する政府の方針に沿って非住宅木造建築物の需要が拡大しており、当社が公共事業に直接・間接的に関与する機会が増加することが見込まれています。
そのため、コンプライアンス小委員会では、2012年度に担当部門の社員を対象とした弁護士によるセミナーを2度開催し、公共工事に伴い公務員や同業他社と関わることによってリスクが生じる可能性があることや、技術者配置や帳簿整備など建設業法の遵守事項を改めて確認しました。

コンプライアンス・カウンター

住友林業グループでは、社会に誇れる企業集団として、社員一人ひとりが胸を張って働くことができるよう、日常の業務に潜んでいる不正の芽を早期に摘みとる自浄機能を備えた職場環境づくりに取り組んでおり、2002年からコンプライアンス・カウンター（相談窓口）を設置しています。
窓口は、社内（総務部長）・社外（弁護士）の2つを設け、電話や専用のメールアドレスにて相談・通報を受け付けています。また、相談・通報者の権利保護を関連規程や利用マニュアルに明記し社内WEBにて公開するとともに、利用マニュアルをグループ全社員に配布するなど、窓口を利用しやすい環境づくりに努めています。
2012年度は、職場のマネジメントや労働時間など36件の相談が寄せられました。事実が確認された場合は、必要な是正措置を講じるとともに、管理職向けのマネジメント研修でこれらの事例を取り上げました。

コンプライアンス・カウンターの利用マニュアル

事業継続計画（BCP）

BCP体制

住友林業グループは、自然災害や新型インフルエンザなど企業の努力では発生の防止が極めて困難で、かつ本社機能へ重大な影響を及ぼしかねないリスクへの対策として、リスク管理委員会の下部組織として設置した「BCP小委員会」において事業継続計画（BCP）を策定し、計画的に活動を推進しています。
同委員会は総務部長を委員長とし、各部の部長と担当者で構成されています。
グループ各社は、相互の事業にとって重要なサプライチェーンであることも踏まえ、常にグループ全体のレジリエンス（復元力）を高め、事業継続性の向上を念頭にグループ共通の課題に取り組んでいます。

BCP小委員会

2012年度は、大規模災害により多くの帰宅困難者の発生が見込まれる東京・名古屋・大阪の3大都市圏で、各事業拠点の防災・BCP対応のキーパーソンである支店長・総務責任者を対象に「BCP小委員会」を開催し、当社グループの防災対策基準やそれに基づく取り組みについて周知を図ったほか、大規模地震を想定した「大規模地震対策BCP模擬訓練」を実施しました。訓練は、危機意識を共有することで災害発生時に連携が図りやすい環境の醸成を目的とし、2011年以降、既に200名を超える部室長や総務責任者などが訓練を受けています。

事業継続に向けたシステム整備

住友林業グループは、国内外各社で地震・災害・緊急時などに備えた事業継続計画（BCP）の策定と、それに基づく具体的な取り組みを進めています。例えば、会計やお客様などのデータをバックアップし、出社が困難な状況の際にお取引先への支払いなどの重要業務を自宅などでも遂行できるよう、2012年度に情報インフラを再整備しました。また、有事の際の支払いの模擬訓練を2009年から毎年継続的に行っています。
さらに住宅事業においては、住友林業が独自開発した「NACSSシステム」により、部材メーカーや工務店などの取引業者と施工物件の仕様や工程、現場の進捗状況などの情報を共有することで、先行的な原材料の調達や製造を可能としています。そのため、万一、大災害によってサプライチェーンが寸断されても、事業が中断されにくいしくみとなっています。
また、業界に先駆けて1999年に夜間コールセンターを設置し、24時間アフターサービスを受け付ける体制を整備するとともに東京・大阪・名古屋に拠点を分散し、すべての拠点でお客様からのお電話を受け付けられるしくみを構築することで、災害時のリスク分散を図っています。加えて各拠点の情報を災害システムにより一元管理することで、全国オーナーの被災状況を共有し、補修などの依頼に迅速に対応しています。

自然災害対策

住友林業グループ各社は2011年3月11日の東日本大震災の経験から“事業拠点ごとの防災力”を強化することを目標に、国内グループ全拠点の安全度チェックを行い、事務機器などの転倒防止など事務所内安全対策、最低限備蓄すべき標準防災グッズの選定などを定めた、「防災対策基準」を策定しています。また、2012年3月に住宅事業部門において「災害対策要綱」を改訂し、東日本大震災発生後の対応記録などをまとめた社内資料「復旧・震災の記録」を発行したほか、2012年12月には本社各部室および各本部の発災直後の対策と今後の課題についてまとめた「本社・事業部門の活動記録」をリスク管理委員会のメンバーに配布し情報共有を行いました。
なお、防災グッズについてはグループ全拠点に配備しており、首都圏・大阪市・名古屋市の拠点においては帰宅困難時でも3日間会社に滞在可能な備蓄量を確保しています。

社員の安全対策

グループの全社員に防災カードを配布し、災害発生時の基本的な対応手順を周知しています。また、自然災害の発生時に社員の安否を迅速に確認できるよう、2010年から安否確認システムを導入して毎年運用訓練を行っています。

2012年度は、2013年3月に「大規模地震対策BCP模擬訓練」を行い、参加者自身の“危機対応力”のレベル向上を図るとともに、自身・自組織における課題への“気付き”を促しました。また、「帰宅困難者対策訓練」も継続的に実施しました。

防災カード

新型インフルエンザ対策

住友林業では、WHOが公表するインフルエンザの流行レベルごとに、新型インフルエンザへの対応方針を定めています。また、フェーズ4B（国内発生）で「営業活動を停止すること」を定めていますが、社員の状況、金融機関ほかインフラなどの状況に応じて事業活動停止の判断を適時決定することとしています。また、海外グループ会社においても各国の体制に合わせてフェーズごとに対応方針を策定しています。

2012年度は「新型インフルエンザBCP」に基づき、2009年に購入した衛生備品の一斉更新を実施しました。

なお、2013年4月1日にWHOが中国において鳥インフルエンザA（H7N9）のヒトへの感染を公表し、感染者・死者が拡大していることを踏まえ、政府の「新型インフルエンザ等対策有識者会議」が改めて事業者に感染防止対策の徹底と、事業継続計画の必要性を訴えていることを受け、当社においても新型インフルエンザ対策の検証、見直しを進めています。

新型インフルエンザ対策として備蓄している衛生用品

海外におけるリスク対策

2012年度は、海外事業の拡大に伴い、駐在員・帯同家族、および海外出張者が増加傾向にあることから、海外でのリスク対策を強化。社員やその家族が海外で不慮の傷害を負ったり疾病にかかったりした時に適切な治療が受けられるよう医療機関の紹介や手配を行うサービスを導入しました。
また、2013年度は、海外における社員の安全管理体制や、海外での行動指針、実際に被害に遭遇した場合の対処方法などについてまとめた「海外危機管理マニュアル」を策定する予定です。

海外緊急連絡カード

情報セキュリティ

情報セキュリティ方針

住友林業グループは、情報システムの機密性・完全性・可用性を確保するため、ルール面と技術面を相互補完させながら、セキュリティレベルを向上させています。特にお客様情報の保護については、最重要課題のひとつであるとの認識のもと、ルールの周知に向けた社員教育を継続するとともに、周知度の検証を行っています。
ルール面に関しては、国内のグループ会社を対象とする「住友林業グループ情報資産保護ガイドライン」を定めると同時に、このガイドラインに基づくチェックリストを作成し、グループ各社の情報セキュリティに関する現状把握とセキュリティレベルの向上を目的に、グループ各社の情報システム担当部門の責任者が毎年確認を行っています。また、2012年度には、海外のグループ会社を対象とするガイドラインも策定しました。
一方、技術面に関しては、社外へ持ち出すパソコンに対する、起動時の「暗号化」や、パソコンからのデータの書き出しを制限するしくみを導入しています。

情報セキュリティ管理体制

住友林業グループは、統括責任者である情報システム担当執行役員のもと、情報システム部長が、規程類の策定・管理、技術的対策の立案・実施、社員に対する教育・訓練、事故発生時の調査・対策などの情報セキュリティ施策を推進しています。また、各部門の責任者は「情報セキュリティ推進責任者」として自部門の業務遂行を指導・管理しており、各部門に実務責任者である「情報セキュリティ推進担当者」を配置しています。
さらに、国内グループ会社の情報システム担当部門の責任者が参加する「関係会社IT担当者会議」を定期的に開催し、ガイドラインの内容の確認やセキュリティシステムの導入を推進しています。

「情報セキュリティのセルフチェック」（意識調査）の実施

住友林業グループは、情報セキュリティ推進担当者の意識レベルの向上や各部門における情報管理活動の状況把握を目的に、外部システム業者が提供する情報セキュリティのセルフチェックシステムを導入し、年1回実施しています。
2012年度は122名を対象に実施し、継続的な取り組みによって前年度に比べ情報セキュリティに関する意識が向上していることが確認されました。

WEBサイトのセキュリティ診断

住友林業グループは、インターネット上に公開している住友林業とグループ各社のWEBサイトのセキュリティ診断を年1回実施しています。外部のITベンダーに診断を委託し、擬似攻撃をかける方法で安全性を検証しており、発見された脆弱点は都度改善しています。

知的財産管理

知的財産管理方針

商標や著作権の模倣・盗用などが企業経営のリスクのひとつとなる中、住友林業グループは、権利化できるものは権利化し、権利化しないものはノウハウとして秘匿するなど、創出した知的財産の保護に努めています。
また、権利の侵害、被侵害防止にも努めており、集合勉強会やe-ラーニング、社内WEB・ポスターでの啓発活動などを通じて、研究開発部門や営業企画部門をはじめグループ全社員のコンプライアンス意識の向上を図っています。

知的財産管理体制

住友林業は、知的財産管理の責任部署として「知的財産室」を設置しており、弁理士資格を持つ社員も在籍しています。知的財産室では、知的財産の創出支援、知的財産の出願・権利保全、技術関連の各種契約締結支援、社内啓発、社内外の知財動向分析と研究開発の方向性提言などを行っています。
また、権利侵害と被侵害の防止のために知財に関する相談・通報窓口「知財110番」を設置し、社員に周知しています。

「知財110番」の告知ポスター

VOICE

当社の幅広い事業分野から知的財産を積極的に創出するため、弁理士の資格を活かし、特許につながりそうな技術やサービスを早期に発掘し活用、保護することを心がけています。

知的財産室
上島 寿郎（弁理士）

知的財産に関する研修の充実

知的財産室では、知的財産創出の促進と他社権利の抵触防止などを目的に、グループ社員を対象とした研修を随時開催しています。
2012年度からは、従来、職掌に合わせて集合形式で開催していた研修をe-ラーニングで実施しています。e-ラーニングはコンプライアンス面に重点を置き、すべてのグループ社員に受講を義務付けています。
特に研究開発部門の社員に対しては別途集合研修も実施しています。2012年度は、住友林業および他社の知的財産の動向や共同開発契約を締結する際の注意事項などをテーマに3回実施し、毎回8割の研究員が参加。参加者からは「他社の先願状況を確認することの重要性を改めて認識した」「契約時のポイントがわかった」などの感想が聞かれました。あわせて、グループ会社を含め研究開発部門の社員から毎年希望者を募り、日本知的財産協会などの社外研修に派遣しています。
今後は、研究開発部門の社員向けe-ラーニングコンテンツも作成し、知的財産に関する研修をさらに充実させていきます。

知的財産関連規程の説明会

住友林業では、2011年6月に特許法が改正されたことを受け、知的財産関連規程を改定し、2012年4月には社員に改定内容の周知を図る説明会を実施しました。
従来、住友林業の発明・創作は住宅事業部門に偏りがちで規程も住宅事業部門を主な対象として作成されていましたが、全部門から募る体制を構築し、それに沿った形に改定しました。また、これを機に、知的財産は一部の社員だけでなく、全社員に関係することを改めて説明しました。今後は全部門に対して知的財産の創出を積極的に呼び掛けていきます。

知的財産室の社内WEBサイトのリニューアル

住友林業では、2012年4月に知的財産室の社内WEBサイトを「知財Farm」としてリニューアルしました。「知財Farm」では、知的財産の基礎知識や営業活動を推進する上で理解しておくべき商標権に関する知識などをグループ社員にわかりやすく解説しているほか、知的財産に関する最新トピックスなどを掲載しています。
同サイトは、社員の知識習得や社員啓発に活用されアクセス数が増加しており、今後もコンテンツの充実を図っていく計画です。

知財Farmのトップ画面

元社員の一級建築士資格詐称について

2012年4月、住友林業ホームテック(株)新潟営業所に、一級建築士資格を保有しているとして入社・勤務していた社員について、資格詐称の事実が発覚しました。新潟県建築事務所協会より所属建築士の登録番号照会で当該元社員の番号が該当しない旨連絡があったことを受け、速やかに調査・事実確認をし、社内規定に則り懲戒解雇しました。
7月11日に国土交通省より報道発表された「偽造免許証の写しによる非建築士の違法業務等について」の中で、3件の事例の一例として報告され、新聞報道につながりました。 住友林業ホームテック(株)は、法人および役職員の双方について、行政上、刑事上の処罰は受けていません。

資格者証確認に関する対応

住友林業ホームテック(株)を含む住友林業グループでは、従来、入社手続きの際に資格者証の原本確認をしてきましたが、この事態を受け、2012年6月より改めて全グループ社員の業務に関わる資格者証の原本確認を徹底するとともに行政などに確認をすることによって、各資格者が適正に資格を保有していることを確認しています。

お客様に対する対応

当該元社員が在職期間中の約1年半に資材発注などの形で携わった物件につき、すべてのお客様に事態の説明とお詫びを申し上げるとともに、リフォーム施工の性能と安全性について問題がないことを確認、ご報告しました。
当該元社員が建築士免許の提示を行わずに、お客様に対して重要事項説明を行った2例については、それぞれ免許証原本を提示の上、適正に資格を保有する所属建築士が行政指導のもと再度重要事項説明を実施しました。

再発防止策

入社の際の資格確認手続きについては、従来からの資格者証の原本確認に加え、行政などへ照会を行うグループ統一の運用ルールを定め、管理体制の強化を図っています。

国土交通省からの建築基準法違反の指摘について

住友林業は、2012年8月、国土交通省および特定行政庁から、準耐火建築物の間仕切壁の施工方法が国土交通大臣の認定を受けた仕様に一部適合しないとの指摘を受けました。8月10日公表の3,524件、およびその後の社内調査により1,437件(合計4,961件)の準耐火建築物が該当することが判明、当社施工法に沿った仕様で新たに国土交通大臣認定を取得し、是正に向けた手続きを進めています。

指摘の内容

不適合と指摘された内容は以下の2点です。

(1)大臣認定において、下地組に胴縁の記載があるところ、胴縁を使用していなかった
(2)大臣認定において、石膏ボード用くぎと石膏ボード用スクリューねじの長さが規定されているところ、異なる長さのビスを使用していた

指摘の対象

この度の指摘対象となっている建物は当社がこれまでに建築した4,961件の準耐火建築物で、準防火地域内の3階建ておよび防火地域内の2階建て以下でかつ延べ面積100m²以下の建物などが該当します。

不適合発生の経緯

住友林業グループは下記の理由から、当該施工法を採用しています。

(1)については、大臣認定の胴縁の規定は胴縁を施工する場合の規定であると理解していたこと
(2)については、当社は過去の防耐火性能にかかる大臣認定の取り扱いから、該当するビスは石膏ボード用くぎと同等であると認識していたこと

対策

当社施工法に沿った仕様で新たな大臣認定を取得し、特定行政庁の指導のもと是正の手続きを進めています。

再発防止策

大臣認定不適合の再発防止のため、建築技術や建築法規に関する社内の専門家を専任配置し、建物の仕様・施工法が適法であるかどうかを横断的に審査、監理することを目的とし、2012年9月1日付で住宅事業本部内に建築技術審査室を新設しました。
大臣認定不適合に係わる再発防止策については、当該室が事務局となり、関係各部各社の代表によって構成するワーキングとその下に6つのサブWGを設けて、以下の事項を軸とする再発(類似事態発生)防止策を取りまとめました。

再発(類似事態発生)防止策の主要事項

1. 大臣認定に係わる仕様管理台帳の作成等により、大臣認定等の適正管理を行う。
2. 各種申請情報の電子化保存等を進め、情報管理の高度化と設計等の運用ルールの見直しを行う。
3. 施工のチェック項目の追加、より詳細な履歴の保管等を進め、より確実な施工と工事監理を実施する。
4. 大臣認定関係部材の要求性能の特定・管理の徹底等を通じ、部材の品質等の管理を行う。
5. 商品、品質に関する本部委員会の機能を拡充し、本部の管理体制の強化を行う。
6. 類似事態の発生防止のため、法令および当社設計・施工に関する人財研修を拡充する。

今後も建築基準法などの法令適用のより一層の厳格化が求められると予想される中、この防止策を集中的に実行するだけでなく、当社のビジネスモデルを絶えず検証し、継続的な再発(類似事態発生)防止に取り組んでいきます。

廃棄物処理に関する是正勧告

高松支店の県外廃棄物搬入について

2012年7月、高松支店において、2011年度に県外の廃棄物について県との事前協議で許可された20トンを超える25トンを香川県内に搬入し、県条例に違反したとして報告徴収を受けました。直ちに社内調査を行い、県外産業廃棄物の県内への搬入実績累計量の管理不足が原因であったことが判明しました。2012年8月6日に報告徴収に対する報告書を提出し、8月31日に県から是正勧告書を受けたことに対して9月10日に「再発防止策報告書」を提出し受理されました。再発防止策として、処理委託会社が3カ月ごとに県に報告している情報の共有を図り、廃棄物発生量の管理徹底を図っています。なお、本件に対する行政からの処分はありませんでした。

スミリン農産工業の県外廃棄物搬入について

高松支店に対する「是正勧告書」を受けて社内調査を行った結果、愛知県にあるスミリン農産工業において、県条例の確認不足から静岡県への県外廃棄物搬入に関する事前届出をしないまま、年間約6トンの廃棄物を搬入しており、静岡県条例に違反していたことが判明しました。本件に関しては、2012年8月28日に県に事態を報告し、その指示に従って9月7日に「事実申出書」を提出し受理されました。再発防止策として、県外には廃棄物を持ち出さないこととし、廃棄物処理の委託先を愛知県内の事業者へ変更しました。なお、本件に対しても行政からの処分はありませんでした。

CSR経営

経営体制
MANAGEMENT SYSTEM

理念体系

住友林業グループは、再生可能で人と地球にやさしい自然素材である「木」を活かし、「住生活」に関するあらゆるサービスを通じて、豊かな社会の実現に貢献することを経営理念に掲げています。この経営理念の実現をめざし、社会から信頼される「企業品質」を備えていくためには、CSR経営の考え方である経済・社会・環境の3つの側面をバランスよく満たすことが不可欠です。そこで、社員一人ひとりがCSRの視点で、自らの業務や行動の意義と社会との関わりを考えることができるよう「私たちの業務とCSR」を策定しています。また、グループ社員一人ひとりが行動する際に、「何を大切に考えるべきか」を考える“よりどころ”として、「私たちが大切にしたいこと」を策定しています。
これらは、英語、中国語に翻訳し、WEBサイトなどで公開しています。また、経営理念についてはインドネシア語にも翻訳し、現地グループ社員への浸透を図っています。

住友林業グループの理念体系

経営理念

住友林業グループは、再生可能で人と地球にやさしい自然素材である「木」を活かし、「住生活」に関するあらゆるサービスを通じて、豊かな社会の実現に貢献します。

行動指針

- 住友精神　公正、信用を重視し、社会を利する事業を進める。
- 人間尊重　多様性を尊重し、自由闊達な企業風土をつくる。
- 環境共生　持続可能な社会を目指し、環境問題に全力で取組む。
- お客様最優先　お客様満足に徹し、高品質の商品・サービスを提供する。

私たちの業務とCSR

「木」と「住文化」に関する独自の専門性を活かし、社員、お客様、地域社会、地球環境と、その全ての幸せを育て、つなげていく幸せの好循環（幸循環）を創造する。この幸循環を、活かす、育てる、つなぐ3つの行動で実現する。

活かす幸循環	1. 木を活かす	2. 森を活かす	3. 伝統を活かす
育てる幸循環	1. 家族を育てる	2. 住まいを育てる	3. 街を育てる
つなぐ幸循環	1. 社員をつなぐ	2. 社会をつなぐ	3. 地球をつなぐ

私たちが大切にしたいこと

「感動を生み出す」、「未来を切り拓く」、「正々堂々と行動する」の3つの考えを大切にしています。

1. 感動を生み出す

1. 顧客満足　2. 共存共栄　3. 自立と支援　4. 自由闊達　5. 反省と学習

2. 未来を切り拓く

1. 持続的発展　2. 家族の尊重　3. 蓄積と創造　4. 地域貢献　5. 環境共生

3. 正々堂々と行動する

1. 精神の継承　2. 法令遵守　3. 情報の取扱い　4. 人権・多様性の尊重　5. 行動の自律

住友林業の事業とCSR

住友林業の歴史は320余年前にさかのぼります。四国・別子銅山の建築用、坑道の坑木、燃料として木材が大量に必要とされ、そのための銅山備林の経営が住友林業の事業の始まりです。明治期に入ると、過伐採や煙害の影響などから荒廃してしまった四国・別子銅山の森を再生するため「大造林計画」を進め、時には年間100万本以上の植林を行ったことで、今では銅山周辺の山々は青々とした姿を取り戻しています。伐採と植林を繰り返すことによって環境を守りながら資源を利用し続ける「保続林業」の精神は、現在の事業に活かされています。
近年、地球環境問題や社会問題が顕在化し、社会は大きな方向転換を迫られています。住友林業グループは、国内外で森林経営や木材・建材、住宅の提供を行う企業として、社会の課題解決に向けて大きな役割を担っていると考えています。

住友林業グループの事業

山林環境事業

木を植え、森を育み、資源として活用し、使った分はまた植える“保続林業”の理念のもと、長い歴史の中で培われてきた技術やノウハウを駆使し、国内外で持続可能な森林経営を展開。木材供給を支えるとともに、国産材の利用促進やバイオマス発電事業など環境やエネルギー問題の解決に寄与する、さまざまな事業を展開しています。

木材建材事業

世界20カ国以上に展開するグローバルネットワークを活かして、適正に管理された森林から良質な木材の安定供給を実現。さらに、太陽光発電や高効率給湯器などの環境配慮商品の取り扱いも拡大しており、国内No.1の木材・建材商社として幅広い事業を展開、海外の流通事業の拡大に向け取り組んでいます。

海外事業

植林事業から木材・木質建材製造事業、そして住宅・不動産事業まで、再生可能な資源である木を活かした、住友林業独自のサステナブルなビジネスモデルを、東南アジア、東アジア、オセアニア、北米の4つのエリアで展開しています。

住宅事業

「木」の魅力と可能性を活かした戸建注文住宅事業では、地球にやさしく、お客様一人ひとりのライフスタイルに合わせて長く住み継いでいける快適な住まいを提供しています。さらに、住宅事業で培ってきた技術をベースに、新築分譲住宅事業、リフォーム、中古住宅の再生・再販、不動産仲介・管理などのストック住宅事業、アパート事業など、住生活に関する幅広い事業を展開しています。

CSRに関する最新動向を学ぶ社内セミナーの開催

グローバル企業としてスピード感のある事業活動を展開するためには、世界で起こっている社会問題や法規制の動向など、CSRをめぐる最新の情報を把握しておく必要があります。
そこで、住友林業では、2012年度に社外の有識者によるセミナーを4回開催しました。セミナーの内容と関連性の高い部署の役員・社員を中心に、世界の動向に触れ、自らの業務が社会にもたらすメリットや業務遂行において踏まえるべきリスクについて考える機会を提供しました。

社内セミナー

社内セミナーの実施状況（2012年度）

テーマ	講師	参加人数
第1回（5月15日） グリーン経済・グリーン成長と住友林業の未来	（株）日本総合研究所 理事 創発戦略センター／ESGリサーチセンター 足達 英一郎 氏	82名
第2回（8月27日） グローバルなサプライチェーン・マネジメント ～ミズノ株式会社の実践と意義～	ミズノ（株） 法務部 部長 高橋 靖 氏	52名
第3回（11月30日） 環境を取り巻く諸制度のグローバル・トレンド	（株）日本政策投資銀行 環境・CSR部長 竹ケ原 啓介 氏	42名
第4回（2013年3月26日） 非財務情報（環境・社会・ガバナンス）の最新動向	新日本有限責任監査法人 ソリューション業務本部 統合報告推進室 シニアマネージャー 国際統合報告評議会 リレーションシップマネージャー 小澤 ひろこ 氏	39名

（ ）内は開催日

4つの重要課題に基づくCSR経営

住友林業グループでは、ステークホルダーからの意見も踏まえ、事業と関わりの深い社会的な課題を抽出し、当社グループへの期待が高く優先して取り組むべき4つの事項を「4つの重要課題」として定めています。社会の変化を見据え、ステークホルダーの声を取り入れながら、活動の進捗と成果を常に検証し、持続可能な社会の実現に向けたCSR経営を推進しています。

4つの重要課題

- 持続可能な森林から木材製品や資材を供給する
- 環境にやさしい住まいを提供する
- 事業を通じて地球温暖化対策を進める
- 社員の家族を大切にはぐくむ暮らし方を追求する

重要課題の決定プロセス

(1)課題の抽出
有識者との意見交換や過去の「環境・社会報告書(現CSRレポート)」へのご意見、社員のワークショップで出された意見などをもとに、当社が取り組むべき課題として27項目の課題を抽出しました。

(2)ステークホルダーからの意見収集
抽出した27項目の課題について、有識者、お客様、取引先、アナリスト、投資家、マスコミ、社員の計143名にアンケートを行い、当社に期待する項目の優先順位を明らかにしました。

(3)事業戦略の観点からの重要性検討
経営層の議論によって、当社の事業における重要性の優先順位を明らかにしました。

(4)重要課題の決定
経営層による議論において、アンケート点数の上位3項目を重要課題とするとともに、社員からの期待が高い項目も組み入れることが必要と判断し、合計4項目を当社の重要課題として決定しました。

抽出した課題のマッピング結果

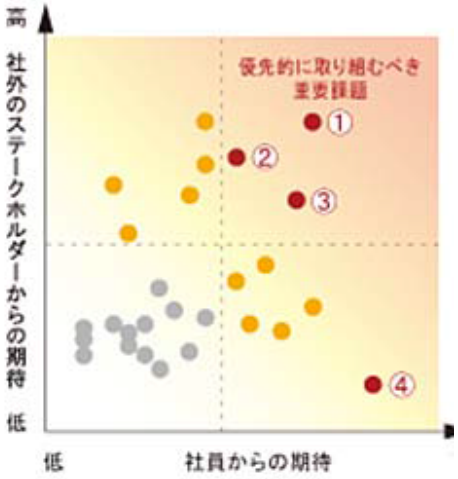

国連グローバル・コンパクトへの参加

住友林業は、国連が提唱するグローバル・コンパクトを支持し、2008年12月から参加しています。「国連グローバル・コンパクト」の10原則は、「世界人権宣言」、国際労働機関（ILO）の「就業の基本原則と権利に関する宣言」など、世界的に確立された合意に基づいており、人権擁護の支持・尊重、強制労働の排除、児童労働の廃止などが盛り込まれています。

「国連グローバル・コンパクト」の10原則

人権　企業は、
原則1：国際的に宣言されている人権の保護を支持、尊重し、
原則2：自らが人権侵害に加担しないよう確保すべきである。

労働基準　企業は、
原則3：組合結成の自由と団体交渉の権利の実効的な承認を支持し、
原則4：あらゆる形態の強制労働の撤廃を支持し、
原則5：児童労働の実効的な廃止を支持し、
原則6：雇用と職業における差別の撤廃を支持すべきである。

環境　企業は、
原則7：環境上の課題に対する予防原則的アプローチを支持し、
原則8：環境に関するより大きな責任を率先して引き受け、
原則9：環境に優しい技術の開発と普及を奨励すべきである。

腐敗防止　企業は、
原則10：強要と贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗の防止に取り組むべきである。

お客様満足（CS）の創出

社会性報告
SOCIAL REPORT

お客様満足（CS）に関する基本方針

木を植え、森を育み、木を活用して人々の生活を豊かにする商品やサービスを提供する事業を営む中で、「一本一本の木が豊かな森をつくるように、グループ社員一人ひとりの力を合わせ、感動を生む仕事を通じて、お客様の満足を高める」という住友林業グループの精神は育まれてきました。
消費者意識の向上や低価格・高品質商品・質の高いサービスへの期待の高まりなど、企業を取り巻く環境の変化に伴い、お客様の支持を得て、社会に選ばれる企業だけが生き残るという傾向も顕著になってきました。
こうした中で住友林業グループが社会の信頼を得ていくためには、社会全体を広く「お客様」ととらえ、グループ全体のめざすべきベクトルを合わせる必要があります。そこで2007年、グループ社員一人ひとりが、「何を一番大切に考えて行動すべきか」を考える際のよりどころとなる「私たちが大切にしたいこと」を策定しました。その中で「常にお客様の視点に立ち、感動していただける商品サービスを提供する」ことを掲げ、実現に向けて3つの指針を定めています。

「私たちが大切にしたいこと」のお客様満足の実現に向けた指針

- 一人ひとりお客様の視点に立ち、想いの実現に力を尽くす
- お客様の安心・安全を第一に考え、適切な説明と助言で信頼を高める
- お客様の声に真摯に応える

お客様満足（CS）創出を推進する組織体制と取り組み

住友林業は、グループ全体を見据えてお客様満足向上のための施策を策定するとともに、グループ会社に施策を展開するための組織として、「お客様相談室」を設置しています。
お客様相談室では、各事業部門やグループ会社と定期的に会議やワーキンググループを設けて情報共有を図っています。また、問題点や成功例について討議・検討し、具体的な施策としてまとめています。施策については、グループ内に展開するとともに、お客様相談室が定期的に実施状況や効果を検証し、見直しや改善を加えるなど、PDCAサイクルに沿った対応を行っています。
さらに、社員の意識啓発を図るために、日常的に実践できるお客様満足のための工夫や心温まる事例を紹介した制作物を毎月1回、社内やグループ会社に配布しています。また、社内WEBを活用し、優良事例やお客様の声、お客様相談室に寄せられたご意見やご相談の内容およびその分析結果、対応などを定期的に公開しています。加えて、社内研修の支援やグループ会社との個別協議も実施しています。

お客様相談室の役割

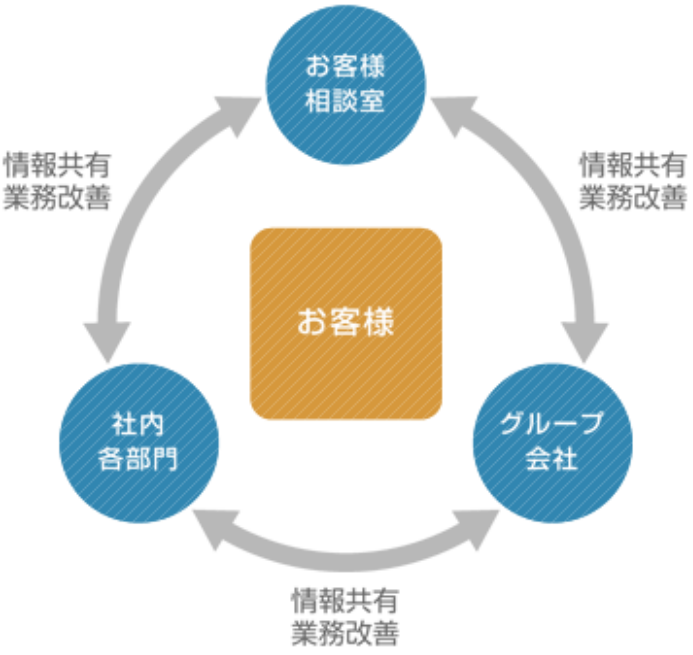

製品安全・品質管理

社会性報告
SOCIAL REPORT

木質建材製造事業における製品安全・品質管理活動

製品安全・品質管理体制（品質マネジメントシステム）

木質建材製造事業では、高品質な製品を安心してお使いいただけるよう、ISO9001やJIS・JASなど木材品質を保証する認証の取得を推進し、品質マネジメントシステムに沿った製品安全・品質管理体制を整備しています。

▶ 品質関連認証の取得状況（P42）

国内木質建材製造事業（住友林業クレスト（株））における製品安全・品質管理

製品安全・品質管理に関する基本方針

住友林業クレスト（株）では、ISO9001に基づき、2012年度および2013年度の品質方針を下記のとおり制定しています。各工場・部門では、この品質方針に沿って具体的な品質目標と展開活動計画を策定し、安全性の維持・品質の向上に取り組んでいます。
なお、2014年度には、品質管理システムの活動方針を決定する予定です。

住友林業クレスト（株）の品質方針

1. 商品開発から製造及び配送はもとより、施工のフォローまで、常にお客様の満足を第一と考えた商品を提供する。
2. 内外のパートナーと協力し、適正なコストを把握し、安全性・性能・品質を確保したもの創りを行う。
3. 品質目標を定め、全員で継続的改善ができる体制づくりをする。

製品安全・品質管理体制（品質マネジメントシステム）

住友林業クレスト（株）では、2010年10月から全国にある6工場のISO9001を統合し、運用しています。品質方針のもとで品質管理体制を整備し、厳密な工程管理体制を構築して高品質な製品を製造しています。さらに、品質情報管理システムを活用し、市場からのご意見やご要望を生産現場に反映するよう努めています。
また、ISO9001で設定された品質マネジメントシステムのPDCAサイクルを回していくために、内部監査を全工場で毎年2回実施しています。これらに加え、社員の品質管理能力向上のため、監査方法についての教育や資格取得にも力を入れており、2013年3月末時点で167名の内部監査員が認定されています。
さらに、製品安全を確保するため、リコールにつながるような重大な製品に関する不具合の情報を入手した場合は、緊急連絡網を通じて担当者から社長まで2時間以内に報告が届く体制を整えています。

全社目標に基づく品質改善活動の推進

住友林業クレスト（株）では、各工場・部門で品質目標を設定して品質改善活動を推進しています。2012年度はQC検定の受験奨励や検査員の技能向上、ミス防止に向けた加工指示書など手順書・マニュアルの見直し、統計的手法に基づく製造工程の監視などを実施。さらに、これらの進捗や成果を品質管理責任者である品質保証部長が定期的に確認することで活動の着実な展開を図りました。
その結果、2012年度の苦情件数は2011年度（11,543件）に比べて14%削減しました。2013年度は、2012年度比15%削減を目標として、継続的に改善活動を進めています。

海外木質建材製造事業（海外木質建材製造事業会社）製品安全・品質管理

製品安全・品質管理に関する基本方針・体制

海外木質建材製造事業会社では、ISO9001をはじめ品質マネジメントに関する認証を取得しています。それらに沿って、会社ごとに製品安全・品質管理に関する方針や基準を定めるとともに、社員への周知を図っています。また、製品安全・品質管理を実践するための体制を整備し、さらなる充実・改善に向けて毎年外部審査を受けています。

▶ 品質関連認証の取得状況（P42）

「月次品質会議」での品質目標管理

アスト・インドネシアでは、2012年7月から「月次品質会議」を開催しています。会議では、工程内不良、後工程不良、顧客先不良、市場不良などに関する目標値を設定するとともに、毎月の状況および不良の原因や対策を分析・共有しています。それらを社内に周知し、改善を図り、結果を検証するという流れでPDCAサイクルを回しています。
その結果、2012年の市場不良件数（軽微不良を除く）は、2011年比で37%減、顧客先不良件数は57%減となりました。2013年も継続する予定であり、市場不良と顧客先不良は0件、後工程不良と工程内不良は50%減を目標としています。

月次品質会議

作業の標準化とISO9001認証取得の推進

2012年5月から商業生産を開始したヴィナ・ エコ・ボード（VECO）では2013年よりISO9001規格の取得活動に着手しています。ISO認証を取得するだけではなく、ISOを取得する過程で作業の標準化を行い、安定した品質を提供できるシステムの構築をめざしています。
また、競合他社との差別化を図るため、商品梱包ごとに曲げ強度、引っ張り強度、ホルムアルデヒド放散量などを記した物性表を添付し、販売先に対して製品仕様を説明しています。ベトナムではまだ一般化していない取り組みですが、商品スペックを明示することで、高品質なVECOブランドの確立をめざしています。

VECOの研究室

住宅事業における製品安全・品質管理活動

製品安全・品質管理に関する基本方針

住友林業では、「社会的資産」となる長寿命で高品質な住宅を普及させることが、豊かな社会づくりのために重要な役割であると考えています。こうした考えのもと、住宅事業においては「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」が2009年6月に施行されたことを機に、2009年度に製品安全・品質管理に関する基本方針を策定しました。

住宅事業の製品安全・品質管理に関する基本方針

1. 安心して住むことができる建物の基本性能の向上
2. ライフスタイルの変化に応じて住まいを楽しむことができる空間の可変性の向上
3. 長期にわたる維持管理をサポートするメンテナンスプログラムの充実
4. 現場不具合情報の把握と迅速な対処方法の情報共有

製品安全・品質管理体制（品質マネジメントシステム）

新築住宅の建設

住宅事業では、お客様に住宅を提供するまでのあらゆる段階において、厳格な製品安全・品質管理のしくみを確立しています。

商品開発

住宅の新商品開発においては、住宅事業本部長、副本部長、各部の責任者が参加して2カ月に1回開催する「商品戦略委員会」にてテーマの決定や各部との情報共有を行い、各部との万全な協力体制のもと進めています。
テーマの絞込みは毎年作成する商品のロードマップに則し、社会からの要請などを踏まえて優先順位付けを行っています。テーマ決定後は消費者の意識調査、累計で約26万棟にのぼる「住友林業の家」のオーナーへのアンケートなどから情報を収集し、商品開発に役立てています。また、住宅事業本部と筑波研究所が共同で実証棟実験や試作品での商品検証を行い、保証内容に至るまで各部と協働しながらお客様の声を活かした商品づくりに努めています。

設計

注文住宅ならではの自由度の高い設計提案により、リフォームも含めお客様の多様なご要望やライフスタイルに対応できる設計を行っています。また、契約時と実施設計段階において、当社独自システムを使用した意匠・構造チェックを実施しています。

資材調達

資材の選定に際しては、すべての資材について部材採用会議でデザインレビューを実施しています。住友林業(株)筑波研究所が基準をつくり、部材採用会議で定めた採用基準・品質基準をクリアしていることを部材ごとに確認した上で、採用の可否を討議し、決定しています。
また、部材採用会議の上部組織にあたる「品質向上委員会」では、新規採用部材についての情報を共有するとともに、既存採用部材や不具合案件に関する改善策を討議しています。

施工

お客様に高品質の住宅を提供するために、情報の共有と検査管理の体制を整備しています。まず、情報の共有は、独自の現場管理システムによって実現しています。現場管理システムによって各施工担当者は、各現場における建物の施工情報、工程管理、品質管理、安全管理の最新情報を一元的に管理・共有しています。
検査管理については、高度な品質基準に基づく基礎・構造・竣工など各現場作業者、協力施工業者管理者、工事監理者による検査および施工管理記録書による管理を基本としています。さらに、これらの検査および管理を本社検査部門がチェックすることで、高い施工レベルを維持しています。

施工管理の様子

監理

弊社が建築する建物の仕様・施工法が適法であるかどうかを横断的に審査、監理することを目的に、2012年9月に「建築技術審査室」を設置し、建築技術や建築法規に関する社内の専門家を専任配置しています。

第三者機関による「住宅性能表示制度」の実施

住友林業では、お客様の安心・安全、そして資産価値向上につなげるために、「住宅性能表示制度※1」の利用を積極的に推進しています。
「住宅性能表示制度」とは、お客様が客観的に住宅の品質および性能を判断できるよう、第三者機関による信頼度の高い評価を提供するしくみであり、設計時の「設計性能評価」と建設完了時の「建設性能評価」があります。2013年3月末時点の「設計性能評価」の実施率は98.9%※2、「建設性能評価」の実施率は91.0%※2です。今後も継続して、制度の利用促進と実施率の維持・向上を図っていきます。

※1 2000年4月に施行された「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく制度。評価項目は「構造の安定」「火災時の安全」「劣化の軽減」「温熱環境」などの10分野にわたる
※2 性能評価実施率は、増改築を含む戸建の全着工棟数に対する申請数比率（2012年4月1日～2013年3月31日の設計・建設性能評価申請が対象）

アフターサポート

お客様に長く快適にお住まいいただけるよう、住宅のお引渡し後60年間にわたって、定期点検を実施するほか、リフォームを含むメンテナンス提案、メンテナンス履歴管理などを通じてお客様をサポートする「ロングサポートシステム」を整備しています。
また、ロングサポートシステムでは構造躯体および防水の「10年間保証」に加えて、10年目以降に防蟻処理などの当社が必要と認める有料メンテナンス工事を実施していただいた場合は、構造躯体および防水保証期間を最長10年延長する「20年保証システム」と、最長20年延長する「30年保証システム」を提供しています。

▶ お客様相談窓口の設置・運営（P48）

リフォーム

住友林業では、大規模改修工事物件を対象に、独自に作成した「性能評価カルテ」に基づき、既存建物と計画建物における耐震・断熱・バリアフリーの性能等級を数値化しています。そして、どのように性能等級がアップしたかをお客様にわかりやすく提示しています。

制振ダンパーS型

リノベーション（買取再販）

住友林業は、改修することで社会資本である既存住宅の性能と価値を向上させ、「良質な住宅ストック」を形成するという目的のもと、2012年度に「リノベーション営業部」を発足させました。
提案段階では、事前に戸建住宅に関しては確かなホームインスペクション（住宅診断）と全棟耐震診断を、マンションについては独自のチェックシートを用いて現況および不具合箇所の点検・調査を実施しています。その上で、個々の物件に合わせたリノベーション提案をしています。施工段階では、主に安全性・機能性・耐久性などに重点を置いた自社チェックを行い品質を管理しています。さらにお引き渡し後も、定期巡回や一定期間の保証など安全・品質に関するサポート体制を整備しています。

長期優良住宅認定の取得

高品質でトータルバランスに優れた住まいを提供するために、「住友林業の家」は標準仕様として、長期優良住宅が要求する認定条件「耐久性、耐震性、メンテナンス性、省エネルギー性」をすべて最高等級（住宅性能表示制度の評価を適用）でクリアしています。
2012年度の着工棟数に対する長期優良住宅の認定取得率は、88.4%でした。

▶ 商品・サービスを通じた温暖化防止への貢献（P158）

長期優良住宅の基準

認定の種別	認定の条件	住友林業の家の標準性能
耐久性	長持ちする家であること	劣化対策等級 最高等級3 定期的な点検を可能とする措置	最高等級3に対応!!
耐震性	地震に強い家であること	耐震等級 2以上	最高等級3に対応!!
メンテナンス性	メンテナンスしやすい家であること	維持管理対策等級 最高等級3	最高等級3に対応!!
省エネルギー性	省エネな家であること	省エネルギー対策等級 最高等級4（次世代省エネ基準対応）	最高等級4に対応!!

※ 等級の数字が大きくなるほど評価は高くなります。

住宅構造の安定性向上（耐震性・耐久性の向上）

新築住宅の建設

住友林業では、住宅性能表示制度における「構造の安定（地震などに対する強さ）」において、最高等級の「耐震等級3」を標準仕様とすることを方針としています。また、耐震等級3を満たしながら自由度の高いプランを実現できる技術の開発に継続的に取り組んでいます。
その成果のひとつとして2005年に開発したビッグフレーム構法（BF構法）を改良し、2012年10月にリニューアルして新発売しました。BF構法は当社のオリジナル構法であり、構造躯体が強靭であることに加えて、壁一面の大開口や広々とした大空間が設計しやすいという自由度の高さを特長としています。今回、高剛性・高強度を生み出す接合金物を改良したほか、耐力壁の役割を果たす大断面集成柱（ビッグコラム）の性能も大幅に向上させました。

リフォーム

住友林業（株）筑波研究所と住友林業ホームテック（株）では、木造住宅の構造の安全性を高め、快適な住まいを実現するためのリフォーム技術の研究・開発に取り組んでいます。2013年4月には、従来の制震ダンパーを改良した木造軸組工法用のオリジナル「制震ダンパーS型」を開発しました。オリジナル耐震技術である「スミリンREP工法」などで耐震評点1.0以上の耐震補強を行った上で「制震ダンパーS型」を用いることで、耐震性能のみならず、制震性の向上も実現します。地震時の建物への損傷を低減するばかりでなく、家具転倒などによる二次災害対策にも効果を発揮します。

火災時の安全性確保

住友林業は、木造建築物の防耐火性能向上に向けて技術開発に取り組んでいます。特に、今後の増加が予想される公共建築物の木造化ニーズに対しては、防耐火性能を確保した上で、木の良さを表現できるデザインにも対応できる仕様の研究を進めています。
また、2012年度は2009年度から標準仕様とした「省令準耐火構造※」について、仕様を拡充することで、さらなる普及の拡大を図りました。

※ 建築基準法で定める準耐火構造に準ずる防火性能を持つ構造として、住宅金融支援機構が定める基準に適合する住宅のこと

標準加熱試験による材料の強度低下比較

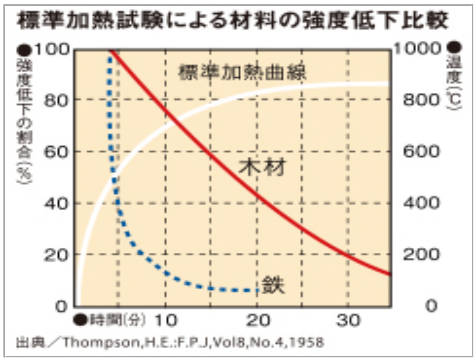

標準加熱試験結果

構造材の表面に形成された炭化層

ある程度の太さのある木材は、火災で表面が燃えても、そこにできた炭化層が熱の侵入や酸素の供給を抑制するため、内部まで急速に燃えることはなく急激な強度低下を招きにくい性質があります。標準加熱試験では、加熱開始から10分後、鉄が熱で変形し、強度が1割近くにまで低下するのに対し、木は7割以上の強度を保っています。

住宅の劣化軽減、住宅設備の維持・管理への対応

住友林業では、住宅性能表示制度の「劣化軽減」「維持管理」において、それぞれの最高等級を標準仕様とすることを方針としています。長期優良認定住宅の全棟取得を目標に、さらなる長寿命化に向けた技術開発に取り組んでいます。

液状化対策工法の実証実験

2011年3月の東日本大震災以前は、地盤の液状化に対し戸建住宅に導入可能な費用でかつ、有効な効果を発揮する工法で実用化されたものは非常に少なく、また従来の施工機械は大型のため一般的な住宅地での施工には不向きでした。住友林業では、従来の課題を解決し、戸建住宅に導入できる費用で十分な効果と耐久性を発揮する技術として、建物基礎の周囲を鋼板で補強することで建物直下の地盤流出を抑制する工法をかねてより検証してきました。
2012年度は、この工法について東京電機大学との液状化の共同実験や千葉県浦安市との協定に基づく舞浜の運動公園での公開施工実証実験、建築研究所における大型土槽の液状化加振実験などを実施しました。今後は、浦安市に対し有効な液状化対策を提案するとともに、震災時における地盤の液状化が予測される他の地域へ技術提供を行っていく予定です。

住宅内の空気環境の保全

住友林業グループは、シックハウス症候群の原因と指摘されているVOC（揮発性有機化合物）の低減に取り組んでいます。2001年4月に「グリーン購入法」が施行され、住友林業においても2002年7月に「グリーン調達ガイドライン」を発行しました。その中でVOCについては厚生労働省のガイドラインを下回ることと定め、禁止化学物質についても別途規定しています。
また、2013年1月に同ガイドラインの改訂を行い、対象範囲を「住友林業住宅事業本部、住友林業緑化（株）、住友林業ホームテック（株）、住友林業クレスト（株）において調達する資材」と明確化しました。
このグリーン調達ガイドラインの基準に従い、「住友林業の家」に使用する木材、建材、断熱材、接着剤などについてはホルムアルデヒドの放散量がもっとも少ない「F☆☆☆☆」の製品を採用しています。また、家具、照明、カーテンなどのインテリア提案においても「F☆☆☆☆」の製品を推奨しています。

ユニバーサルデザインの実践

住友林業は、「家族一人ひとりにとって、快適な住まいであること。これから先もずっと暮らしやすい住まいであること」を基本概念とするユニバーサルデザインに配慮した住宅を提案しています。
筑波研究所では「3次元動作解析装置」や「視線追尾解析装置」などを活用し、人間生活工学に基づいた研究を進めています。その結果をもとに、家族の暮らし方に合わせた空間配置や動線計画、スムーズで負担の少ない姿勢や動作ができる寸法、事故を未然に防ぐ部材や設備など、住まいの改良を重ねています。
さらに、研究の一環で開発した「高齢者模擬装具」を使って、社員が高齢者の立場からユニバーサルデザインを体感できる機会を提供しています。この取り組みを通じて社員にユニバーサルデザインの考え方を浸透させるとともに、実体験による「気づき」を実務に活かすことをめざしています。

筑波研究所での人体動作解析

2012年度のキッズデザイン賞を受賞

2010年のEM(Easy Metal)階段での受賞に続き、2012年7月、さらに安全性を進化させた「樹脂目地階段セーフティータイプ」が、特定非営利活動法人キッズデザイン協議会が主催する「第6回キッズデザイン賞」の「子ども視点の安全安心デザイン一般部門」で、安全に配慮した製品として選定されました。この製品は、子供はもちろん高齢者も含めたさまざまな生活者にとって、段差に気付きやすく滑りにくい階段をめざし、段板に樹脂目地を埋め込んだものです。樹脂目地の交換が容易なことから、安全性の持続に配慮している点も評価されました。

一般的な階段

樹脂目地階段
セーフティータイプ

防犯性の向上

住友林業は、住宅性能表示制度の「防犯」に基づき、注文住宅ならではの細やかな配慮で、敷地調査・設計段階から防犯対策をご提案しています。
例えば、侵入手段としてガラス破りがもっとも多い※ことから、破壊しにくい防犯ガラスなどの採用をおすすめしています。次に多い※玄関からの侵入に対しては、ダブルロック錠や防犯サムターンを備えた玄関ドアを提案しています。

※ 警視庁　生活安全総務課調べ

ガラス破り破損状況の比較
(左:防犯複層ガラス窓、右:フロートガラス窓)

▸ 防犯(商品紹介サイトへリンク)

品質関連認証の取得状況

社会性報告
SOCIAL REPORT

グループ各社の認証取得状況

グループ会社	国	認証の種類	取得年月
住友林業クレスト(株)	日本	ISO9001	1999年3月※1
住友林業緑化 環境緑化事業部	日本	ISO9001	2002年9月
住友林業ホームエンジニアリング	日本	ISO9001 JISQ9001	2006年3月
アルパイン・MDF・インダストリーズ (ALPINE)	オーストラリア	JIS認証(MDF)	2003年5月
		新JIS認証 (MDF)	2008年9月
		CARB認証※2	2009年1月
ネルソン・パイン・インダストリーズ (NPIL)	ニュージーランド	JIS認証(MDF)	2003年3月
		ISO9001(MDF)	2003年7月
		ISO9001(LVL)	2004年7月
		JAS(LVL)	2008年5月
		新JIS認証	2008年5月
		CARB認証	2008年10月
		ISO9001	2011年9月

グループ会社	国	認証の種類	取得年月
クタイ・ティンバー・インドネシア（KTI）	インドネシア	JISO9002	1997年9月
		JAS	2000年7月
		Q-Mark	2010年6月
		ISO9001	2010年8月
		CARB認証（PB）	2012年11月
		CARB認証（合板）	2012年12月
		CE Marking	2012年12月
		JIS認証	2013年取得予定
リンバ・パーティクル・インドネシア（RPI）	インドネシア	ISO9001	1999年12月
		JIS認証（PB）	2007年3月
		CARB認証	2009年2月
		SVLK認証※3	2012年12月
シナール・リンバ・パシフィック（SRP）	インドネシア	JAS	2012年3月
アスト・インドネシア（ASTI）	インドネシア	ISO9001	2002年10月
		JAS	2012年12月
ワナ・スブル・レスタリ（WSL）	インドネシア	木材合法性認証	2013年2月
ヴィナ・エコ・ボード（VECO）	ベトナム	CARB認証（PB）	2012年11月

グループ会社	国	認証の種類	取得年月
キャニオン・クリーク・キャビネット・カンパニー（CCCC）	米国	ISO9001	2007年3月
阜新住林	中国	普通合板JAS	2010年7月
		CARB認証	2010年8月
		LVL認証	2010年12月
		大臣認定	2012年2月

※1 1999年3月に九州工場で初めて、その後、各工場で取得。2010年10月に全工場で統合認証を取得
※2 米国のカリフォルニア大気資源局が定める大気汚染に関する規制で、連邦規制よりも基準が厳しい
※3 インドネシアの新木材合法性検証システム認証

情報開示・発信とコミュニケーション

社会性報告
SOCIAL REPORT

お客様への情報開示・発信とコミュニケーション活動

住友林業は、行動指針である「私たちが大切にしたいこと」において情報の取り扱いについて定め、開示すべき情報の適切な開示と当社への理解促進につなげるべく積極的なコミュニケーションに努めています。また、個人情報や内部情報を適正・厳格に管理し、守るべき情報の保護を徹底しています。

広告宣伝における法律・基準・規範の遵守

住友林業は、広告を制作するにあたっては、宅建業法、景品表示法、著作権法などの関連法規を遵守しています。コーポレート・コミュニケーション室、知的財産室、総務部法務グループが連携して、必要に応じて広告の内容を確認・検証しています。
また、関係部署と関係会社の広告担当者を委員とする「ブランドコミュニケーション実行委員会」を毎月、「WEB統合委員会」を年2回開催し、違反防止のための必要事項を全グループ会社に通知しています。2012年度は、セキュリティガイドラインの共有に取り組むとともに、SNSの利用方法についてのガイドラインを作成して共有を図りました。これらの取り組みを通じて事前確認を徹底し、不確実な情報をお伝えしたり、お客様に誤解を与えたりすることのないよう努めています。なお、2012年度も広告に関する法規の違反・問題はありませんでした。

お客様のプライバシーを保護（個人情報保護）するしくみ

住友林業では、お客様の個人情報を保護するため、情報システム部が個人情報保護に関するルールを策定し、適宜見直しています。また、ルールの周知に向けて、全社員を対象にe-ラーニングを毎年実施しているほか、各部門に情報セキュリティ推進担当者を配置し、パソコン、情報機器類の管理や情報セキュリティに関する啓発活動を行っています。さらに、推進担当者に対するセルフチェックを毎年1回実施して、情報セキュリティに対する意識の向上を図っています。
また、お客様の個人情報の外部流出を防ぐため、会社所属のパソコンから外部媒体への書き出しを制限しているほか、書き出す際には上長による申請・承認の手続きを必要としています。

お客様への情報提供

「住友林業の家」に関する情報を、WEBサイトや全国の展示場、ショールームを通じて発信しています。新商品や新技術については、新聞、雑誌、TV、ラジオなどのマスメディアを活用して告知・訴求し、自社WEBサイトやカタログ、パンフレットでその詳細を紹介しています。また、展示場やショールームでの説明会、建築現場の公開など、実物を体感していただく機会も設けています。さらに、注文住宅を扱う住友林業ならではのWEBコンテンツを多数用意し、お客様のこだわりの家づくりをサポートしています。

その一環として、技術力や設計力、施工力、アフターサービスなど「住友林業の家」の魅力をトータルに紹介する体感型博覧会「住まい博」を1998年から毎年開催しています。2012年度も、「まるごと体感！ 人と地球にやさしい家づくり」をテーマに東京・名古屋・大阪で開催し、合計約13,000組のお客様が来場しました。また、希望の家づくりをバーチャル体験することができる「WEB住まい博」を期間限定で公開しており、楽しみながら暮らしに役立つ情報を学べるゲームやクイズなど、さまざまな参加型コンテンツを用意しています。

主なカタログ・パンフレット

mamato
（商品カタログ）

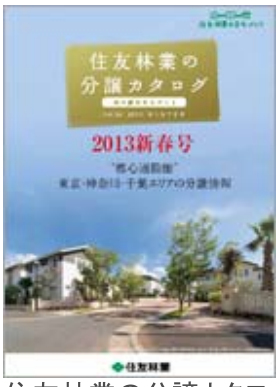

住友林業の分譲カタログ
（分譲住宅カタログ）

ロングサポートシステム
（サービスカタログ）

自家自讃
（施工実例集）

涼温房という家づくり
（コンセプトカタログ）

すてきな家族
（オーナー向け情報誌）

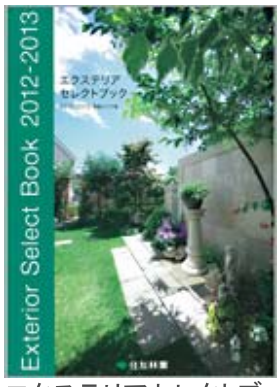

エクステリアセレクトブック
（外構カタログ）

温故知新
（リフォーム施工例書籍）

WEBサイトでの情報発信

住友林業のWEBサイトでは、商品や建築事例、構造テクノロジーについて情報を発信しています。また、家づくりにおけるお役立ちコンテンツとして、希望のプランを3次元でシミュレーションできる「BF間取りDESIGNER」や、ゲームや意識調査を通して楽しく家づくりを学べる「家づくりの達人」を公開しています。
2013年1月には新商品「Smart木達（スマートこだち）」と連動する会員制コンテンツ「Smart木達」を公開し、388の豊富な間取りから、最適なプランと価格をシミュレーションできるコーナーも設けています。

オーナーへの情報提供

オーナー専用サイト「clubforest」

「住友林業の家」のオーナー専用サイト「clubforest」を2013年3月にリニューアルしました。オーナーとのコミュニケーション・アフターフォローの場として、これまで以上に活用していただけるようコンテンツを増やし、デザインを一新しました。同サイト内で運営している通販サイトも、「オーナーにとってわかりやすく、安心、お得な価格で」をめざして内容の充実を図り、2013年3月時点でメンテナンス用品、日用品、各種保険など134種、全89商品を取り扱っています。2013年3月時点で約52,300名のオーナーに会員登録していただいています。

clubforestのトップ画面

オーナー向け情報誌「すてきな家族」

「住友林業の家」のオーナー向けに、リフォームや土地活用などグループ会社の取り組みも含め、住まいや暮らしに関する情報誌を年2回発送しています。2012年度は、各号とも約25万部発行しました。2012年10月に読者アンケート調査をしたところ、アンケート回答者の7割以上が女性だったことから、読者の興味・関心に合わせた内容の充実を図っています。

お客様相談窓口の設置・運営（お客様センター／住友林業コールセンター）

従来、住宅引き渡し後のご相談や補修依頼はすべて各支店で対応していましたが、お客様対応を強化するため、1999年4月に夜間窓口としてコールセンターを設置し、ライフラインの緊急手配などにも迅速に対応してきました。24時間受付可能な体制を整え、2010年7月からは全国支店内の相談窓口「お客様センター」と、全国統一の補修専用窓口として24時間365日フリーダイヤルで対応する「住友林業コールセンター」を設けています。これら窓口について、お客様に広く知っていただけるよう、位置付けや役割をまとめたダイレクトメール・カードを配布しているほか、オーナー専用サイト・情報誌でも紹介しています。

全国統一のフリーダイヤルを設け、3カ所の拠点を結ぶネットワークを構築することで、オペレーターにつながるまでの待ち時間を短縮するとともに、早期対応につなげることで、お客様満足度向上を図っていきます。

お客様センター・住友林業コールセンターへのコール数とその内訳

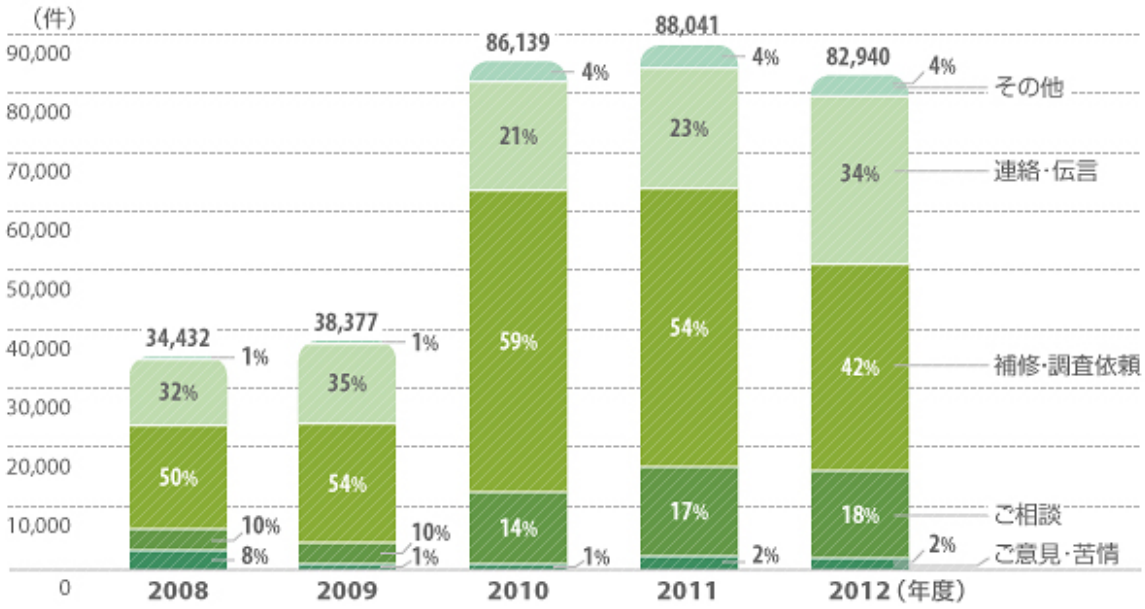

お客様アンケートの実施

お客様のご意見やお客様満足度を確実に把握するために、入居時、2年目、10年目の3回にわたってアンケートを実施しています。アンケートでは、主に設計、建材、設備機器、各担当者の対応などについてお答えいただき、その結果を統計的に処理・分析し、商品開発や社員教育に活用しています。また、アフターメンテナンス巡回での補修作業完了時には「巡回時アンケートハガキ」をお渡しし、補修業者のマナー、対応スピード、修理技術などについてご意見をいただいています。
2012年は、お客様満足度のさらなる向上をめざして、下記をグループ会社全体の共通目標としました。
・入居時アンケート回収率100%
・「住友林業の家」を「薦めたい」という回答率が入居時アンケートで80%以上
・「住友林業の家」を「薦めたい」という回答率が2年目アンケートで70%以上
お客様満足度の向上は、継続的な取り組みによって初めて効果が現れることから、単なる目標設定に終わることのないよう、PDCAを意識した取り組みを実践しています。

サプライチェーンにおけるCSRの徹底

社会性報告
SOCIAL REPORT

グリーン調達の徹底

住友林業グループは、環境に配慮した商品を優先的に購入していくために、2002年7月に「グリーン調達ガイドライン」を策定しました。このガイドラインは「仕入先企業の環境への取組み姿勢（企業活動評価）」と「商品がそのライフサイクルの中で環境に与える負荷の大きさ（商品評価）」の2つの側面から商品調達の基準を定めています。
「グリーン調達ガイドライン」の対象のうち、当社グループの住宅事業や木材流通事業に不可欠な「木材」については「木材調達基準」を別に設け、環境経営推進室長を委員長とする木材調達委員会などで取扱材の合法性などを確認しています。
また、合法性や環境面に加え、社会面も含めた責任ある調達を行うため、2012年7月の木材調達委員会より、海外から直接輸入している木材・木材製品の仕入先すべてを対象に人権や労働慣行状況を確認する「CSRアンケート」を開始しており、その調査結果を仕入先審査の際に参考にしています。このCSRアンケート開始に伴い、2013年1月には、企業活動評価の項目に、労働安全衛生や人権への配慮など、CSRへの取り組み状況を確認項目に追加した「グリーン調達ガイドライン第3版」を発行し、同様に「木材調達基準」にも反映させました。
今後も、CSRに関わる社会的要請に応えるべく責任ある調達を継続します。

グリーン調達ガイドライン（一部）

（企業活動評価）

1. ISO14001の認証取得や環境方針・理念をもっていること
2. 地球温暖化防止、生物多様性保全など地球環境保全に取り組んでいること
3. 労働安全衛生、人権尊重などCSR全般に取り組んでいること

（商品評価）

1. 環境や健康に影響を与えるような有害物質を使用していないこと
2. 施工時および使用時に有害物質の溶出がないこと
3. 使用後にリユース 、リサイクルが可能なこと
4. 長寿命化となる処理や材料を使用していること

木材調達理念・方針

世界の森林は、違法伐採や過度な焼き畑農業などによって減少し続けており、この10年間で、日本の面積の約1.4倍に相当する約5,200万ヘクタールが消失しました※。
一方、日本の森林は、国土面積の約7割を占め、そのうち約4割が木材生産を目的に造成された人工林です。しかし、それら人工林は、輸入材に対する価格競争力の低下や林業従事者の高齢化が要因になって整備が進まず、水源の涵養、土砂災害の防止、CO_2の吸収など、森林が本来持つ公益的機能を十分に果たさないまま荒廃が進んでいる状況です。
このような背景を鑑み、住友林業グループは2007年6月に木材調達に関する理念と方針を制定し、公表しました。
「木材調達理念」「木材調達方針」では、サステナブルな社会の実現のため、合法性が確認され、適切に管理された森林からの木材調達を取引先と協力して行うことを掲げています。

※ データ出所：FAO「Global Forest Resources Assessment 2010」

木材調達理念

木材は再生可能な天然資源です。住友林業は、森林生態系と森林の持つ自然の恵みをかけがえのない貴重な人類共有の財産ととらえ、森林と共存して発展するサステナブルな社会の実現のため、環境と社会に配慮した木材調達を取引先と協力して行います。

木材調達方針

1. 合法で持続的な木材調達のために

・関連法令を順守し、合法材であることを確認するシステムの整備を進めます。

・持続可能な森林経営からの木材の調達を進めます。

・植林木の利用を進めるとともに、森林資源の維持に貢献する植林活動を推進します。

2. 信頼性の高いサプライチェーン構築のために

・取引先と協力してトレーサビリティの信頼性向上に努めます。

・保護価値の高い森林が適正に管理されていることを取引先とともに確認します。

・調達の透明性を確保するために、適正な情報開示を行います。

・人権や労働者の基本的権利の擁護と腐敗防止のために、取引先との対話を続けます。

3. ライフサイクルでの環境負荷低減と木材資源の有効活用のために

・国土保全や林業の活性化に貢献するために、国産材を積極的に活用します。

・間伐材・廃材等の活用、木材のリユース・リサイクル及びそれらの技術開発を進めます。

・物流の効率化をはじめ、調達に伴う環境負荷の低減に努めます。

4. ステークホルダーとともに

・ステークホルダーとともに継続的改善を行います。

・生物多様性や、森林と共存する地域の文化、伝統、経済を尊重します。

・環境と社会に配慮した木材調達を行う大切さをステークホルダーに伝えます。

持続可能な木材調達の推進体制・しくみ

住友林業グループは、木材調達に関わる活動の水準を高め続けていくために、「木材調達理念」「木材調達方針」に基づく「木材調達基準」や具体的な行動目標を明示した「木材調達行動計画」に則った調達活動を推進しています。
これらの理念・方針・計画に沿った木材調達を推進するための組織として「木材調達委員会」を置いています。同委員会は、環境経営推進室長を委員長、環境経営推進室を事務局とし、木材調達に関わる部署の実務責任者を主な委員として構成されています。委員会は年に3回開催し、「木材調達行動計画」の進捗確認をはじめ、目標達成に向けた活動促進策や海外の木材規制への対応策などを協議しています。また、木材の仕入先から提出される合法性の証明書類や当社駐在員の実地調査報告などをもとに木材の合法性を審査する役割を担っています。

木材調達推進委員会の構成

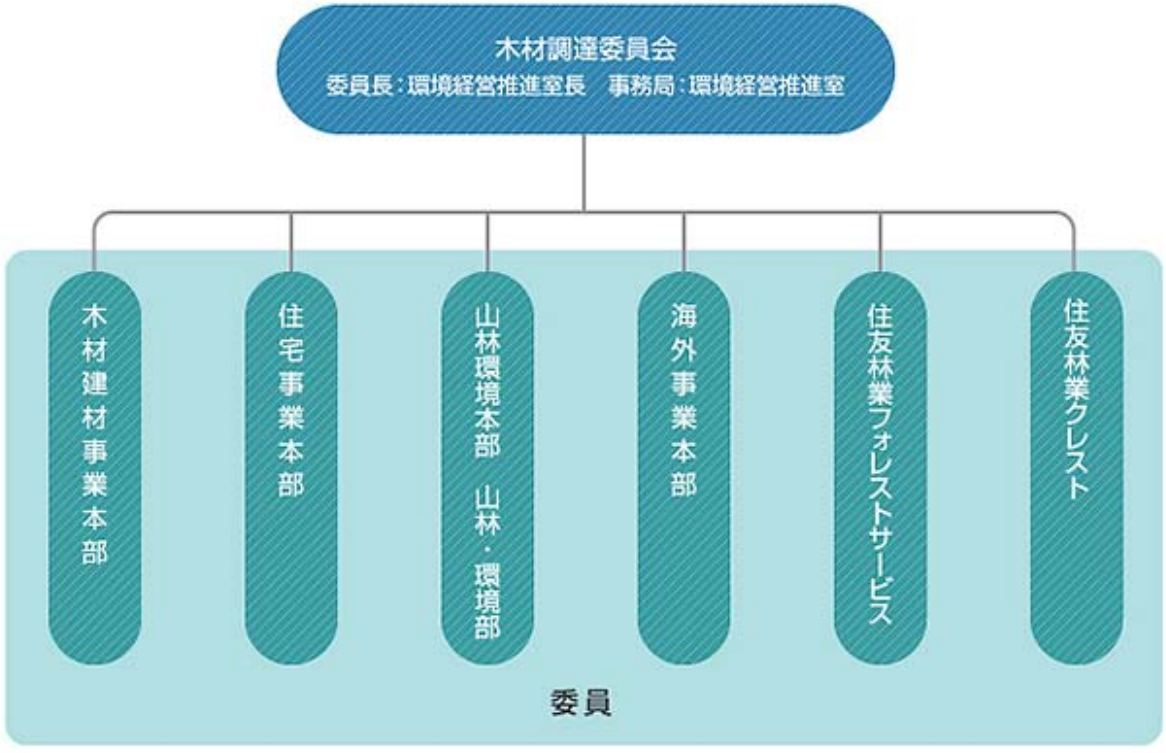

「木材調達基準」に基づく合法性確認のしくみ

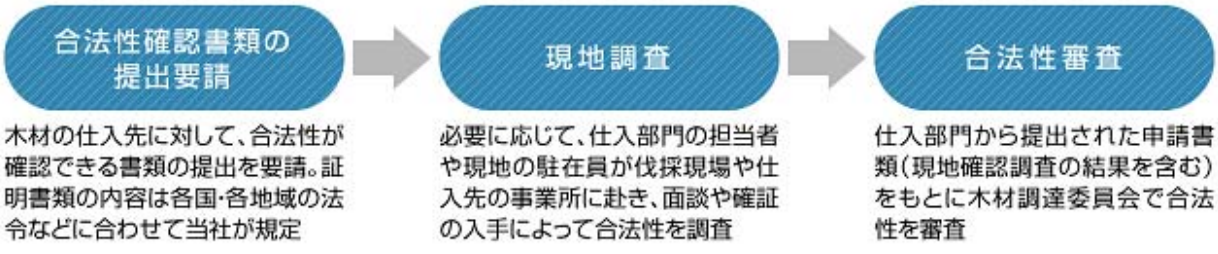

「木材調達行動計画」の推進

住友林業グループは2007年より、「木材調達理念」「木材調達方針」に基づく行動の目標を示した「木材調達行動計画」を策定し推進してきました。
2007～2009年度を期間とした「第1次木材調達行動計画」、2010～2012年度を期間とした「第2次木材調達行動計画」により、住友林業と住友林業クレスト(株)が海外の仕入先から直接輸入している木材(直輸入材)と日本国内市場で販売する国産材、住宅事業本部が当社グループ外から調達した木材について全仕入先を調査し、合法性の確認を実施しました。
2013年度以降は、2015年度を目標年度とする「第3次木材調達行動計画」に則り、「合法性確認100%」を維持するとともに、サプライチェーンにおける環境・社会への配慮について引き続き確認していくことで、持続可能な社会の実現に貢献していきます。

合法性確認の実施

住友林業グループは、木材調達の合法性確認に関して、2012年度は以下の活動を実施しました。

木材調達の合法性確認に関する2012年度の活動実績

(1)新規取引先を含めすべての直輸入材について合法性確認を継続実施
(2)すべての直輸入材仕入先に対して、人権や労働慣行など、CSR面のアンケート調査を開始
(3)国内生産の製紙用チップの合法性確認を開始
(4)海外営業拠点の日本向け以外の取扱材の合法性確認を実施
(5)海外製造会社の使用木材の合法性確認に着手
(6)環境部門の担当者による合法性や環境・社会配慮性を確認する現地調査を実施
(7)欧州連合木材規制法(EUTR)の施行に対応した施策を開始

▸ 森林の保全～木材利用を通じて～(P190)

住宅事業における取り組み

住宅事業における調達の方針・体制

住宅事業において取り扱う資材についても「グリーン調達ガイドライン」に則して、調達を行っています。商品の新規採用の際には商品ごとに品質、木材の合法性、取扱会社のCSR側面への取り組み姿勢などを調査し、「製品仕様書」を作成しています。
また、毎月開催される資材物流部長と各部の副部長クラスが参加する部材採用会議にて、採用の可否を討議し、住友林業の基準に満たない資材については取り扱いを見合わせています。
木材については「木材調達方針」に基づき、当社「木材調達委員会」で合法性が確認された木材を利用しているほか、他社から仕入れている木材についても2011年度にすべての木材について合法性の確認を完了しました。2013年度も「第3次木材調達行動計画」に則り、再度合法性の確認を行い、100%を維持していきます。

住宅事業でのサプライヤー評価

住宅事業本部では、資材の仕入先や施工を担う工務店など、多くの取引先とともに持続的な成長をめざしています。
資材調達の最適化とさらなる安定化を図るため、グループ全体での基準に加え、住宅事業独自のサプライヤー評価基準を設けて運用しています。主要仕入先を対象に、過去1年の実績評価および工場監査によって、「マネジメント」「コスト」「供給力」「品質」「環境」など16項目について5段階で評価しています。2012年度も引き続き実施し、サプライヤー評価を実施したすべての仕入先に評価結果を伝えて改善に役立てていただいています。
さらに実際に住宅の建築を行う工務店に対しては、「生産体制及びCSRに関するアンケート」を毎年実施して業務の改善やCSRに関する啓発に役立てていただいています。

取引先とのコミュニケーション

住宅事業における取引先とのコミュニケーション

全国各地に現場を持つ住宅事業は、多くの協力会社との協力が不可欠です。品質向上や環境保護の考えを共有するためにもコミュニケーションが重要だと考えています。

住友林業緑化(株)の取引先との主なコミュニケーション活動

名称・規模	内容
納材安全大会 参加納材業者数:50社 参加人数:64名 (2012年)	「お客様最優先」活動に則り、ご要望を紹介しながら、今後、さらなる安全な納材業務の品質向上に向け、周知徹底を図りました。
マイスター施工店評価制度 認定施工店数:住宅緑化事業部全施工店440社中40社 (2012年)	2010年度より、施工品質・安全管理・お客様対応・コンプライアンス遵守などで、他の模範となる施工店をマイスターとして認定しています。評価項目は「施工能力」「品質検査」「財務基盤」「CSRアンケート」の4項目で、全施工店の結果を公表しています。お客様満足度と品質向上に資するとともに、優先発注を通して、施工店の経営安定を図っています。

木材・建材事業における取引先とのコミュニケーション

住友林業は、地域産業であるという事業特性を踏まえて、各地域で木材・建材の仕入先・販売先と緊密なコミュニケーションを図っています。

木材建材事業本部の取引先との主なコミュニケーション活動

名称・規模	内容
スミリン会 会員数：837名（2013年2月現在）	木材・建材のお取引先とのコミュニケーションの場として、全国各地に設立しています。研修会や情報交換会を各地で年2回～3回実施し、会員相互の親睦を深めるとともに、商品の研究開発と生産流通の発展、業界全体の向上などをめざしています。
プレカット※フォーラム21	品質や生産性向上、会員各社の事業発展を目的に設立しています。幹事会社として運営・研修に携わり、会員企業の体質向上のための同業他社見学会、高品質PFWOOD開発協力、長期優良住宅の申請研修会、国産材利用のビジネスチャンス講演会などを開催しています。
イノスグループ 会員数：229社（2013年3月現在）	全国各地でより安心で安全な住宅を多くのお客様に提供するため、当社が長年培ってきたコンピュータによる構造計算や見積などの豊富なノウハウや保証体制を共有する建築会社の会員からなるネットワークです。毎年1度総会を開催し、会員間のコミュニケーションや目標共有を図っています。2012年度にグループで建設した住宅は435棟です。
「建材マンスリー」の発行 発行部数：毎月約5,000部	「木材・建材業界に関わるすべての人々を元気に！」をコンセプトに、半世紀近い歴史を持つ月刊誌です。木材・建材に関するさまざまな情報やトピックスを、住友林業ならではの視点でタイムリーに発信しています。毎号特集テーマをもって編集しており、2012年度は「非住宅建築物の木造化が進む」や「リフォーム・リノベーション」「住宅取得促進施策」などをテーマに情報を発信しました。

※ CAD/CAM技術を駆使して外力に強い木材の選定と構造設計を検証した上で、あらかじめ木材を高精度に加工して建築現場に持ち込む建築生産システム

海外事業での地域配慮とコミュニケーション

海外のグループ会社では、事業展開する地域の雇用に配慮して現地のサプライヤーからの現地調達に取り組んでいます。
キャビネット製造と販売を行うキャニオン・クリーク・キャビネット・カンパニーでは、調達先とのミーティングを設けて、顧客からのフィードバックや、評価を伝えたり連絡や訪問を頻繁に行うことで、タイムリーな調達につなげています。
また、SFC ホームズでは、環境負荷の少ない製品の製造方法や、リサイクル推進のためのベストプラクティスを共有するなど、取引先との継続的なコミュニケーションを図っています。

取引先の労働安全衛生

住宅施工における安全衛生の徹底と管理

住宅の建設現場では、多くの工事関係者が施工に携わります。施工に携わるすべての関係者の労働安全衛生の確保は住宅メーカーの基本的な社会的責任です。
住友林業は「リスクアセスメントの完全実施による労働災害の防止」を基本方針に掲げ、作業開始前に危険を予知し排除すること、手順書に基づいた作業を徹底し安全を確保することで、墜転落・重機・電動工具などによる労働災害撲滅をめざしています。
施工を担当する各部署では、安全パトロールや安全衛生協議会を毎月1回実施しています。安全パトロールでは、協力工事店とともに工事現場を巡回して安全・品質の側面から相互監査を行い、その結果をもとに安全衛生協議会で改善について討議する体制を確立しています。また、法令遵守および自主管理の徹底、労働災害の防止を重点目標として、部署ごとの年度目標と計画を立てて活動しています。
住宅施工・住宅地分譲の現場における請負業者の労働災害の発生件数※は、2011年度の12件に対し、2012年度は10件でした。引き続き、現場指導を通じて労働災害の低減につなげるとともに、研修会を継続的に実施することで安全衛生と品質向上に努めていきます。

※ 労働者災害補償保険法における休業補償給付対象件数を開示しています。

林業における安全衛生の徹底と管理

住友林業グループでは、国内のすべての山林事業所で年に2回「労働安全大会」を開催しています。その中で、請負業者と当社グループそれぞれの社員を対象に、労働安全衛生、環境教育、救命救急などのテーマで指導と研修を実施しています。
しかしながら、2012年度、当社グループの林業現場での請負業者の労働災害が2件発生しました。
今後は、これらの事故を「労働安全大会」で取り上げ、再発防止に向けて注意点を再教育し、請負業者への注意喚起を促していきます。

情報開示とコミュニケーション

社会性報告
SOCIAL REPORT

情報開示・コミュニケーションに関する基本方針

住友林業は、経営の透明性を高めるために積極的な情報開示を行っています。毎年6月開催の株主総会では、わかりやすい報告・説明に努め、和文版と英文版の「アニュアルレポート」と「株主のみなさまへ（事業活動のご報告）」を冊子とWEBで毎年開示するほか、決算短信・決算概要説明資料などの決算関連情報、月次受注情報など、豊富なIR情報を和文・英文両サイトにて開示しています。さらに「定時株主総会招集通知」も和文・英文版をWEBで開示するなど、積極的な情報発信に努めています。
今後も株主の皆様はもちろん、国内機関投資家、外国人投資家、個人投資家など、すべての投資家の皆様に住友林業グループの事業内容・企業姿勢・将来像などを平等、かつ正確にお伝えし、株式市場で適正に評価されるIR活動を展開していきます。

アニュアルレポート2012

株主のみなさまへ（2013年3月期末）

▶ 株主・投資家の皆様へ（IR関連情報）

株主・投資家との双方向コミュニケーション

株主総会

住友林業は、毎年6月に定時株主総会を開催しています。開催にあたっては、招集通知の法規に先だつ早期発送や株主総会集中日の開催回避、インターネット・携帯電話での議決権行使への対応などの取り組みを通じて、より多くの株主にご参加いただき、議決権を行使していただけるよう努めています。

参加促進・議決権行使円滑化の取り組み

(1)招集通知の早期発送

住友林業グループへの理解を深めていただくために、また、海外の株主の利便性を考慮し、定時株主総会招集通知も和文版・英文版両方を作成し、WEBで開示しています。また、招集通知は株主総会開催日の3週間前に発送しています。2013年6月21日に開催した第73期定時株主総会の招集通知は2013年5月30日に発送しました。

(2)株主総会集中日の回避

2006年6月27日開催の第66期定時株主総会から、株主が出席しやすいように集中日を回避して開催しています。第73期定時株主総会は集中日より4営業日前の2013年6月21日に開催しました。

(3)議決権行使の環境向上

機関投資家向けに議決権電子行使プラットフォームを設定するとともに、個人投資家の皆様にはインターネットや携帯電話での議決権行使にも対応しています。第73期定時株主総会での議決権行使率は81.55%でした。

業績説明会・電話会議

株主・投資家の皆様との信頼関係を築くために、第2四半期・期末決算発表後の業績説明会の開催に加えて、第1四半期・第3四半期の決算発表後に機関投資家・アナリストを対象として電話会議による決算説明を行っています。

個別ミーティング

四半期ごとの決算発表後には、機関投資家を対象とする個別ミーティングを開催しています。2012年度は国内外で約100件実施しました。

個人投資家向け説明会

個人投資家向け説明会を定期的に実施しており、2012年度は東京と大阪で1回ずつ行い、約220名の個人投資家の皆様にご参加いただきました。説明会では、住友林業グループの事業内容に加え、消費税増税やエネルギー問題といった時事問題と、それに対する当社グループの取り組みなどを説明しました。

海外機関投資家・株主向けIR活動

海外の機関投資家・株主の皆様に対しては、決算関連資料の英語版の配信などを行っており、さらに2012年度は、経営陣が欧州、米国の機関投資家・株主を訪問し、業績や事業戦略などを説明するとともに、意見交換を行いました。

株主への利益還元

社会性報告
SOCIAL REPORT

利益還元・内部留保に関する基本方針

住友林業は、株主の皆様への利益還元を最重要課題のひとつと認識し、これを継続的かつ安定的に実施することを基本方針としています。今後も、経営指標として重要視している使用資本利益率を向上させることで、収益体質の強化を図るとともに、経営基盤、財務状況および投資計画などのバランスを総合的に勘案しつつ、利益の状況に応じた適正な水準での利益還元を行っていきます。
また、内部留保金については、長期的な経営計画に基づき、企業価値の向上に寄与する効果的な投資や研究開発活動などに、有効に活用していきます。
剰余金の配当については、当社は、中間配当と期末配当の年2回行い、これらの決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会です。また、当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めています。

2012年度の配当状況

2012年度(2013年3月期)は、期末配当金を1株あたり9.5円とし、中間配当金1株あたり7.5円と合わせて、通期1株あたり17円の配当金とさせていただきました。

株主分布(所有者別)

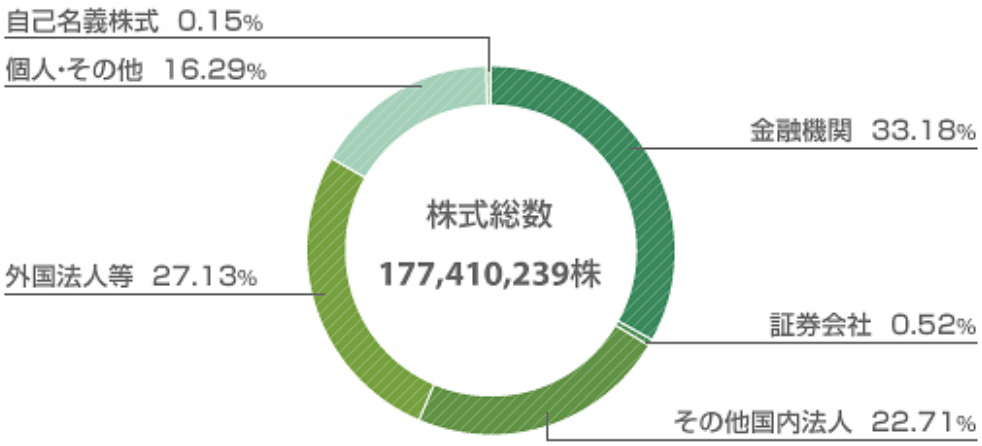

エコファンド・SRIへの組み入れ状況

社会性報告
SOCIAL REPORT

2013年4月時点の組み入れ状況

住友林業は、財務上のパフォーマンスはもとより、環境対応、社会的な活動、倫理性などを含めた「社会的責任投資（SRI）」の投資先として選んでいただけるような事業を展開しています。

「DJSI（Dow Jones Sustainability Indexes）Asia Pacific」に住宅建設部門で採用（2012年9月現在）

「FTSE4Good Global Index」に2004年より9年連続で採用（2013年4月現在）

「モーニングスター社会的責任投資株価指数（MS-SRI）」に2008年より6年連続で採用（2013年4月現在）

公平な雇用・処遇

社会性報告
SOCIAL REPORT

社員の雇用・処遇に関する基本方針

住友林業は、行動指針のひとつである「人間尊重：多様性を尊重し、自由闊達な企業風土をつくる」に基づき、人事制度の整備・運用や人財の適正かつ効率的な配置、人財の開発・育成、さらには常に前向きにチャレンジする社員集団の構築に取り組み、住生活関連事業分野の“真のエクセレントカンパニー”をめざしています。
社員の雇用・処遇に関しては、機会均等や多様性の尊重はもちろん、性別・年齢・国籍・人種・宗教・障がいの有無などを理由に差別しないことを「私たちが大切にしたいこと」に定めています。 また、採用活動においても応募者の志向や意欲を重視し、学歴や性別などで選考方法を分けることはありません。海外グループ会社では、人種や性別にかかわらず、現地採用を積極的に推進し、優秀な人財の雇用、管理職への登用を行っています。
なお、社員の懲戒、解雇に対しては、コンプライアンス違反などがあった場合には、就業規則に則り適切に対処し、不当な解雇は認めていません。

ポジティブアクションの推進

住友林業では、性別にかかわらず、高い意欲を持った社員が能力を発揮して活躍できる職場環境づくりをめざしています。特に女性社員の活躍推進に向けて、女性の職域拡大や育児支援、教育研修などに積極的に取り組んでいます。
また、女性社員が少ない職種では、職務上の問題解決とモチベーションの向上を図るために、社内外の研修を充実させています。
さらに、女性管理職に対してはスキルアップ研修や他企業社員との交流の場を提供しています。これらの取り組みは今後も継続する予定です。

▶ 社員の育児支援（P90）

女性社員のモチベーションアップに向けた主な取り組み

	セミナーの名称	開催年月	主な参加者	主なテーマ・研修内容
営業職研修	住宅メーカー9社合同の「女性住宅営業職交流会」	2012年6月 2013年2月	6月：女性営業職6名と上司2名 2月：女性営業職2名	住宅メーカー各社とも女性営業職が少ない状況の中、ロールモデルを共有するとともに、ネットワークを築き、女性営業職の定着と活躍につなげることを目的としています。参加者からは、「会社は違っても女性営業職としての悩みや課題は同じで、モチベーションが上がった」との感想が聞かれました。
	女性営業職知識研修	2012年6月	入社2年目以上の女性営業職47名	女性のみを対象とした初めての営業研修で、主体的に仕事を行う重要性と、自らいきいきと営業活動ができるように意欲を高めることを目的に開催しました。
	女性営業職業績優秀者講演会	2012年12月	37名	同じ社内の女性社員による発表を聞き、意欲向上につなげるための取り組みで、社内初の開催となりました。優秀な成果を上げている女性営業職の代表者4名が「仕事をする上で辛かった時期とその乗り越え方」「営業活動での工夫」「女性でよかった点、不利だった点」などを発表しました。

	セミナーの名称	開催年月	主な参加者	主なテーマ・研修内容
生産職研修	女性生産職研修	2012年7月 2013年1月	各回10名	建築現場担当者としての物件管理力・提案力を向上させるために、伝統的な木造建築物や展示場を見学し、難易度の高い施工方法の要点・注意点についてディスカッションを行いました。
管理職研修	女性管理職研修	2012年6月 2012年10月 2013年2月	各回1名	リーダーシップ開発と異業種企業の女性管理職とのネットワーク構築を目的とした、社外女性管理職研修です。これまでの自己を見つめ直し、管理職としての自己変革ができるプログラム内容となっています。
	異業種合同ビジネススキルアップ研修	2013年1月	4名	女性管理職候補育成とスキルアップを目的とし、女性社員のみが対象の異業種合同ビジネススキルアップ研修です。日頃、異業種企業の社員と交流することが少ない女性社員を対象としており、受講者にとって大変良い刺激となっています。

障がい者雇用の推進

住友林業は、障がい者が企業で働く際にどんなことがハードルになるのか、企業価値につながる働き方とはどういうことなのかを検討しながら、障がい者雇用を推進しています。また、入社後の定着率向上のため、必要に応じて定期面談や電話でのヒアリング、キャリアアドバイスなどを実施するとともに、職場環境の改善を図っています。

定年退職者の再雇用

住友林業は、勤続10年以上で、特定の資格や経験があり、本人に再雇用の意思があることなどを条件に、60歳となり定年退職した社員を嘱託社員契約によって満65歳到達時点まで再雇用する制度を設けています。2010年度は27名、2011年度は27名、2012年度は32名を雇用し、その能力と経験を活かして活躍しています。
過去3年の定年退職者に対する再雇用率は72%、再雇用希望者に対しての再雇用率は86%となっています。なお、2013年4月1日に高齢者雇用安定法が改正されたことに伴って経過措置を適用しながら、再雇用希望者全員を再雇用する方針です。

再雇用希望申告制度

住友林業は、出産や介護などで退職せざるを得ない社員の再雇用ニーズに応えること、優秀な人財を確保することなどを目的に、2008年度から「再雇用希望申告制度」を運用しています。これは社員が事前に再雇用希望を登録しておくというもので、申告者は勤続3年以上の社員を対象としています。
登録者が退職したあと、本人から再雇用の申し出があった場合には、会社が雇用の必要性や本人の能力を勘案し、再雇用の選考を行います。また、退職から3年未満で再雇用となった際には、退職時のグレードを引き継ぐことができます。2013年3月末現在73名が登録しています。

非正規雇用社員の直接雇用

近年、雇用形態による格差問題と関連して派遣制度の規制が強化される傾向にあります。そこで住友林業では、コンプライアンスの観点から人事制度を見直し、2011年4月に派遣社員を「有期雇用社員（呼称：パートナー社員）」としての直接雇用へと転換しました。さらにパートナー社員から正社員に登用する制度も実施しており、2012年度は18名、2013年度は38名を正社員として登用しました。

グループ会社の取り組み

住友林業ホームエンジニアリング(株)

住友林業ホームエンジニアリング(株)では女性を積極的に採用しており、2010年度に女性主体の「職場改善部会」を立ち上げました。2010年度は「現状の問題点把握と男女雇用機会均等法並びに社内制度に対する理解と提案」をテーマに実施し、業務責任者や育児休業取得者、新卒3年目など幅広い階層・年齢の社員を部会メンバーとして運営しました。2011年度は、「女性と組織の活性化」をテーマに、各事業部業務グループにおいて主任として活躍している女性を選抜し、女性が大半を占める業務グループにおいての主任としての役割と責任、必要な能力と行動を討議しました。
さらに2012年度は、「組織の発展と女性技術職の活躍」をテーマに、女性の施工管理担当者をメンバーとし、現場における自身の環境報告、女性として現場で働く上での問題点把握と解決法の提案、今後の“働き方”について意見交換を行いました。同社では、3年間の部会運営において、各職種・階層の問題点把握と情報の共有が進んだことから、今後これらの成果を新たな社内研修の実施などにつなげていく計画です。

大連住林信息技術服務有限公司(中国)

住宅の設計業務を担う中国の大連住林信息技術服務有限公司では、2012年3月から地元の大学と提携し、インターンシップ制度を利用した学生を採用する取り組みを開始しました。就学中に、操作トレーニング、実務研修、OJTなどによって、同社の業務内容を把握し、一定能力に達した学生を社員として採用することとしています。2013年度は、この制度により10名を採用する予定です。
新卒者の就職難という社会的な問題に、教育機会と就職機会の提供が可能となるプロジェクトは大学側からも期待されています。一方、木造住宅の基礎を学んだ学生の確保で人財が安定的に増加することは、同社の発展、さらには既存現地採用者の管理職への登用の機会の増加にもつながると考えています。

人権の尊重

社会性報告
SOCIAL REPORT

人権尊重に関する基本方針

住友林業グループは、一人ひとりが障がい・性別・年齢などの多様性を尊重し、対等な人間として認め合い、一切の差別を許さないということを倫理行動規範である「私たちが大切にしたいこと」の中に明記し、研修などで啓発に努めています。また、「私たちが大切にしたいこと」は日本語のほか、英語版、中国語版に翻訳するとともにWEBサイトに掲載して、多くのステークホルダーに開示しています。

人権研修

住友林業は、一人ひとりが人権を尊重し、差別のない職場づくりに向けて取り組めるよう、2007年度から新入社員研修と既卒入社時研修の中で人権に関する講義を開催しています。「人権について」および「私たちが大切にしたいこと」の大きく2つのテーマの講義を行い、2012年度も新入社員研修で116名が、既卒入社時研修で74名がそれぞれ受講しました。
また、人権を守る意義を学ぶために、2011年度から社内WEBが利用できるグループ全社員にe-ラーニング「仕事＋人権」の受講を推奨しています。2012年度は10,846名が受講しました。 今後も、集合研修やe-ラーニングを活用して社員の人権意識をより高めていきます。

セクシュアルハラスメント・パワーハラスメントの防止

住友林業は、就業規則の中で、社員が守るべき規則の一項目（服務規律）として、セクシュアルハラスメントとパワーハラスメントを禁止する規定や懲戒基準を定めて、会社としての方針を明確にしています。また、倫理行動規範である「私たちが大切にしたいこと」においても、各種ハラスメント行為を禁止し、社内WEBやリーフレットで周知しているほか、人権・倫理研修などでは、事例を交えた情報を提供し、社内啓発に努めています。
さらに、2000年度から人事部に設置した「セクハラ・パワハラ相談窓口」や社内外に設置した相談窓口「コンプライアンス・カウンター」で相談や苦情に適切に対処できる体制を整えています。セクハラ・パワハラ相談窓口では、行為者、相談者ならびに第三者に対して事実確認と情報収集を迅速かつ適切に行い、当事者に必要な措置を講じています。また、関係者全員のプライバシーの保護、相談者・協力者への不利益な取り扱いの禁止などを徹底しています。

グループ会社の取り組み

海外グループ会社社員への研修などを通じて、海外グループにも住友精神や住友林業の経営理念を浸透させています。また、海外の事業所では、現地の法令を遵守して雇用を行っています。違法な児童労働や強制労働などは行っていません。

ワナ・スブル・レスタリ（インドネシア）

大規模な植林事業を展開するワナ・スブル・レスタリでは社員の約70%、マヤンカラ・タナマン・インダストリでは約30%がイスラム教徒です。両社では、イスラム教徒の「断食月」には昼食休憩を短縮する代わりに就業時間を30分早く終わらせ、断食明けの食事の準備に対応できるよう配慮しています。この制度はすべてのイスラム教徒が利用しています。

労働安全衛生

社会性報告
SOCIAL REPORT

労働安全衛生に関する基本方針

住友林業は、社員が安全で健康に働くことができる職場環境づくりをめざし、「安全衛生管理規程」を定めています。この規程の中で規模にかかわらず各事業所に総括安全衛生管理者などを設置することを定め、設置状況や委員会の開催状況を毎年確認しています。
また、山林環境本部や住宅事業本部など、各事業本部においても事業特性を踏まえた安全衛生管理に関する方針やマニュアルを個別に定め、建築現場などでの災害の防止や作業員の健康確保をめざしています。

労働安全衛生のマネジメントシステム

住友林業グループの各社は、各国の法令に準拠して労働安全衛生のマネジメント体制を整備するとともに、OHSAS※などの認証取得を推進しています。

※ OHSAS(Occupational Health and Safety Assessment Series): 労働安全衛生に対するリスク低減や責任の所在を明確化することを目的に策定された国際的な規格

労働安全関連認証取得状況

社名	国	認証の種類	取得年月
住友林業クレスト(株)	日本	OHSAS18001	2013年2月
リンバ・パーティクル・インドネシア	インドネシア	OHSAS18001	2013年3月
ネルソン・パイン・インダストリーズ	ニュージーランド	AS/NZS4801	2012年12月
		ACC WSMP Tertiary	2009年11月
アルパイン・MDF・インダストリーズ	オーストラリア	AS/NZS4801	2010年8月
クタイ・ティンバー・インドネシア	インドネシア	OHSAS18001	2013年度取得予定

メンタルヘルスケア

住友林業では、厚生労働省が2000年8月に策定した「労働者の心の健康保持増進のための指針」に基づき、メンタルヘルスについて「セルフケア」「ラインによるケア」「事業場内産業保健スタッフなどによるケア」「事業外資源によるケア」の4つのケアを実践しています。
2012年度は、人事部ワーク&ライフグループに臨床心理士の資格を有する社員を配置し、2006年度から導入している社外提携EAP機関と連携しながら、メンタル疾患者へのフォローや復職支援、メンタル不調の予防に取り組みました。
2013年度は、育児・介護関連支援やキャリア支援、メンタルヘルス支援を担う「働きかた支援室」を新設し、社内外にメンタル相談窓口を設置することで社員への対応をより強化しました。また、セルフチェックとしてWEBを利用した年1回の「こころの健康診断（ストレスチェック診断）」を全社員に義務付け、問題の見られる社員には医療機関の受診を促すなどフォローを行っていく予定です。さらに、社内カウンセラー（臨床心理士）による管理職向けのメンタルヘルス教育も実施する予定です。

VOICE

働きかた支援室
西本　万希子（臨床心理士）
社内カウンセラーとして、メンタルヘルスで休業する社員やその主治医、産業医、人事担当、上司の間をつなぎ、社員一人ひとりに合わせた細やかなケアを心がけています。

定期健康診断・人間ドックの取り組み

住友林業は、全社員に対して年1回、定期健康診断を実施しています。また、35歳以上の希望する社員および被扶養者には人間ドックを受診できるようにしているほか、メタボリックシンドローム診断を40歳以上の定期健康診断や人間ドックのメニューに加えています。さらに、各事業所では定期検診と人間ドックの進捗管理も徹底しています。
その結果、2012年度は、2008年度から5年連続で受診率100%（産休・疾病療養などによる長期休業中社員を除く）を達成しました。さらに、2009年度から診断結果で所見が認められた全社員を対象に、各事業所での産業医面談による就労上の意見聴取や二次検査受診確認票の送付・回収を行う体制を確立しています。

山林環境事業における労働安全衛生

労働安全衛生に関する基本方針

住友林業の所有する社有林は、北海道、四国、和歌山、九州の4カ所で2013年4月現在、総面積43,328ヘクタール（国土の900分の1）にも及んでいます。この広大な社有林の管理は、当社が策定した森林施業計画に基づいて、住友林業フォレストサービス（株）が実施しています※。
同社では、山林での収穫作業や植栽作業、下刈作業、除伐・間伐作業などについて、作業を委託する方々の労働災害防止を推進。林業災害に多く見られる事例を参考にした事故防止教育や、専門家による講義、現地での検証などの啓発活動を強化しています。

※ 2013年4月1日からは住友林業フォレストサービス（株）で山林管理を行う事業部すべてを住友林業（株）に移管し、住友林業（株）が直接、森林管理を実施しています。

労働安全衛生の推進体制

住友林業フォレストサービス（株）では、各山林事業所の所長と安全管理担当者が中心となって山林事業所に関わる労働安全の確保に努めるとともに、社員と作業委託先の方々の安全管理に必要な知識の習得のために指導・教育を実施しています。また、安全管理担当者は、安全管理に関する改善の提案や安全教育および安全パトロールの企画・実施、さらには安全管理に必要な知識・技能の習得と普及・指導、請負業者と担当者との安全管理に関する調整なども行っています。
なお、社内組織の改編時には、労働安全マニュアルを改訂して、労働安全衛生に関する推進体制を維持しています。

労働安全衛生活動

住友林業フォレストサービス（株）は、労働災害の防止対策として山林事業所ごとに年2回（上期と下期に1回ずつ）「労働安全大会」を開催。専門家による労働安全教育や作業現場パトロールによる現場研修などを実施して、労働安全に対する社員と作業委託先の方々の啓発を図っています。さらに、危険な作業に慣れて、作業に対する注意力が減退することのないように繰り返して安全教育を実施しています。
また、これら作業従事者を対象に森林認証や生物多様性保全などに関する環境教育を実施しています。

作業現場パトロール

木質建材製造事業における労働安全衛生

国内木質建材製造事業における労働安全衛生の基本方針

住友林業クレスト(株)は、「災害ゼロから危険ゼロへの転換」を基本方針に“危険の芽”を摘み取ることで、労働災害ゼロを目標としています。その結果、2010年度の災害報告件数(不休災害含む)は21件でしたが、2011年度は11件、2012年度は9件と確実に減少しています。
また、日常業務のリスクの洗い出しを徹底し、対策の立案・実施・効果の検証・残留リスクの把握のプロセスを通じて進捗を管理しています。

労働安全衛生の推進体制

住友林業クレスト(株)は、労働安全衛生業務の円滑な運営に向けて、代表取締役社長を最高責任者に、さらに各工場の工場長を「総括安全管理者」に指名し、安全衛生委員会の中で期初に設定した安全衛生推進計画の進捗状況を確認し、労働安全衛生マネジメントシステムの運用または維持管理につなげています。
なお、2012年7月から運用を開始した「労働安全衛生マネジメントシステム(OHSMS)」の実行管理・維持・改善についてはOHSMS事務局が行っています。

労働安全衛生マネジメント体制(2013年4月現在)

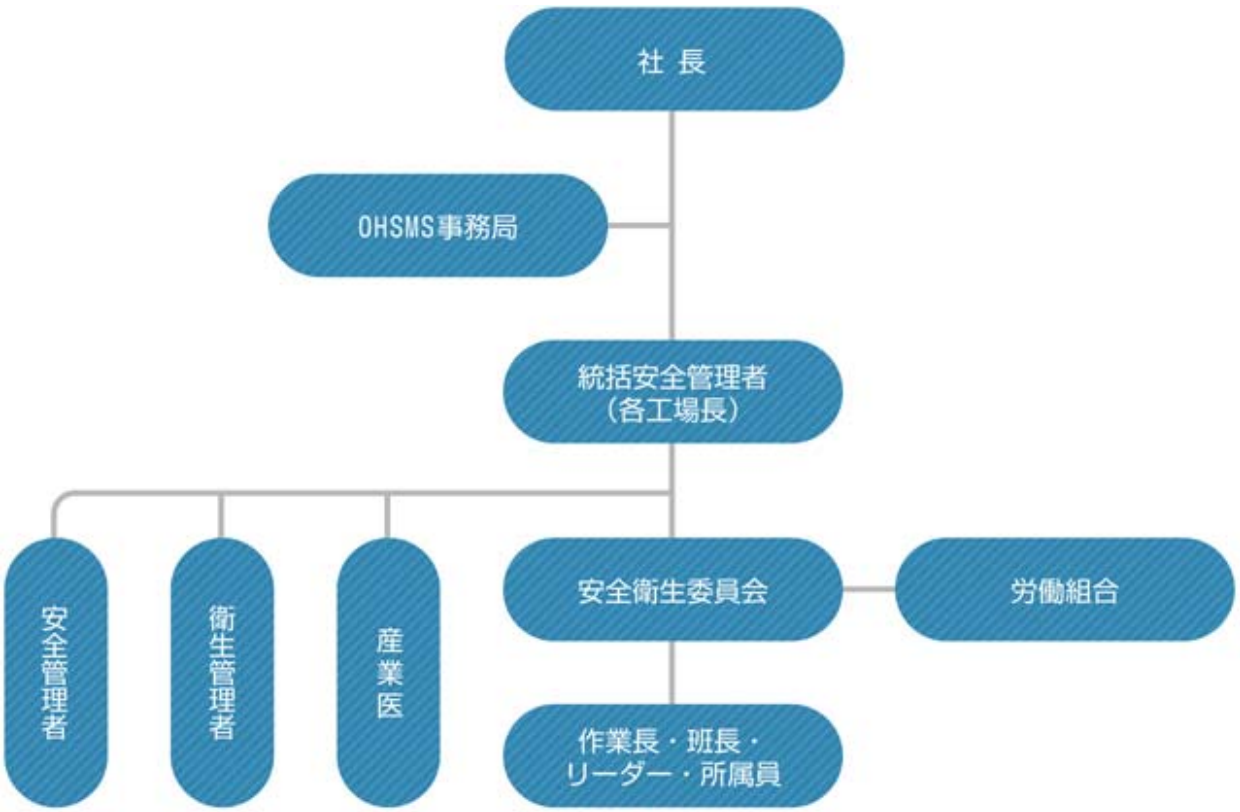

労働安全衛生マネジメントシステムの運用

住友林業クレスト(株)は、労働安全衛生の目標である「危険の芽を摘み取ることでの労働災害ゼロ」を実現するため、2012年7月に「労働安全衛生マネジメントシステム(OHSMS)」の運用を開始しました。
これは、社員が主体的にヒヤリ・ハット報告や職場の小集団活動を通じて意見を出し合ってPDCAの管理サイクルを回すというもので、生産活動と同時にリスクの低減を進めていくことを特長としています。2013年1月にマネジメントシステムの運用状況について外部審査を受け、その結果、同年2月にOHSAS18001の認定を取得しました。
今後もPDCAサイクルを確実に回していくことでレベルアップを図っていきます。また、社員一人ひとりの能力向上のため労働安全衛生に関する各種公的資格を取得し、社員自らも工場の労働安全衛生状況を監査できる体制を整えています。

労働安全衛生監査

主な資格取得支援講座と資格取得者数

講座名	新規取得者数(2012年度)	取得者合計
OHSAS18001内部監査員	4名	13名
RSTトレーナー※	0名	8名

※ 厚生労働省の通達のもと、中央労働災害防止協会が認定している公的資格で、労働安全衛生に関する職長教育の講師を行う能力を認定する資格です。

住宅事業における労働安全衛生

労働安全衛生に関する基本方針

住宅事業本部では、毎年度始めに住宅事業本部長名で各支店へ「安全衛生管理方針」を通知しています。これに基づき各支店で労災リスク低減に向けた具体的な目標を策定し、災害防止の意識付けやリスク低減活動を推進しています。また、この支店目標は下請工事店にも通知し、工事店にも目標管理と災害防止を要請しています。
さらに、こうした各支店の活動実績を毎月開催する「安全衛生協議会」で確認し、活動を随時見直すことで、その強化に努めています。

労働安全衛生の推進体制

すべての支店で支店長、生産責任者、現場担当者、施工業者の代表者をメンバーとする「安全衛生協議会」を月1回必ず実施しています。また、安全パトロールや現場調査の結果に基づき、具体的な事例を交えた安全衛生推進教育を実施しています。
あわせて、事故などへの備えとして緊急連絡フローを作成し、緊急事態が発生した際にも24時間迅速に対応できる体制を整備しています。万が一、事故が発生した場合には「事故対策安全衛生協議会」を開催して、人・もの・管理の観点から原因の追究と対策の検討を行い、その結果を全支店で共有することとしています。

労働安全衛生活動

住友林業では、建築現場での事故や災害の多くは仕事に携わる人間の意識によって回避することができると考え、支店もしくは地域ごとの安全衛生管理者、建築現場の各職種のリーダー（下請業者）を対象に、さまざまな事例を用いて現場における労働安全衛生意識の向上を図る研修を行っています。また、大きな危険が伴うグラインダー作業や、簡単に使用できるものの誤った使用により事故が多い丸のこ作業の安全確保を目的とした研修を全国の支店を対象に実施しています。

さらに、2012年度からは、労働安全衛生の確保やコンプライアンス遵守を目的に、「現場入退場管理システム」を建築現場全棟に導入しました。このシステムにより、現場で1名だけで作業する場合の作業者の安全確認や、作業者が各作業工程に必要な資格取得者であるかの確認が容易になり、現場管理の確実性が高まりました。また、増加傾向にある高年齢労働者の労働安全を確保するため、住宅団体連合会が作成した「低層住宅建築工事　高年齢労働者のための安全ガイド」に基づいて教育を実施しています。

丸のこ作業研修

グループ会社の取り組み

ネルソン・パイン・インダストリーズ（ニュージーランド）

労働安全衛生体制の強化

MDF（中密度繊維板）などを製造・販売するネルソン・パイン・インダストリーズでは、高所作業での安全確保や災害の際の対応、応急処置などについて必要な安全訓練を随時実施しています。
また、部門ごとに労働安全委員を設置し、工場長を交えての報告会を定期的に開催しています。その他、必要に応じて委員を招集し、労働安全の方針や業務手順の変更、危機管理に関する情報交換、事故の際の調査などを行い、その状況を経営陣に伝達しています。これらの積極的な取り組みが評価され、ニュージーランドの厚生労働省が労働環境向上のために設立した特別プロジェクトにおいて、同社の取り組み事例が紹介されました。

ソフト・ハード両面からの復職支援

ネルソン・パイン・インダストリーズでは、社員が傷病休業から早期かつ安全に職場復帰を果たせるようガイドラインを定めています。そのガイドラインに基づき当事者、サポートする社員、管理者、メディカルアドバイザーなどの専門家を交えて面談を行い、健康状態を考慮しながら復帰支援プランを作成しています。
また、設備面についてもバリアフリー対応トイレやシャワーも必要に応じて設置しており、他の設備についても個人のリハビリテーション・プランに合わせて、必要に応じて整えています。

バリアフリー化したトイレ

人財育成・キャリア支援

社会性報告
SOCIAL REPORT

人財教育・キャリア支援に関する基本方針

住友林業は、「自立と支援」を人財育成の一貫するキーワードとし、高い士気と誇りを持つ社員を育成し、自由闊達な社風を醸成し、経営理念を実現することを基本方針としています。また、グループ会社でも会社が望む人財像を社内WEBで提示することで、一人ひとりの業務スキルの向上を求めています。海外グループ会社へは、社員への研修などを通じて、住友精神や当社の経営理念を浸透させています。さらに、日本における外国人採用と現地派遣を積極的に行っており、今後は、海外マネジメント層への教育を強化し、当社やグループ会社での人財の相互活用を図っていきます。
こうした考えのもとに、人財教育への投資を効率的かつ積極的に進めるため、「人財育成5カ年計画（2011年度～2015年度）」を策定し、現在、この方針に従ってさまざまな施策を実施しています。

「人財育成5カ年計画（2011年度～2015年度）」の方針と施策

（1）住友林業グループ全体での人財育成が必要との観点から、グループ会社との研修の共通化、グループ会社社員の本体への人財受け入れ等を通じ、国内外のグループ社員全体の人財育成を図ります。

（2）グローバル人財育成のため、語学習得支援の充実のほか、海外トレーニー制度や海外赴任前研修の充実を図ります。

（3）SBC・eラーニング（国内外グループ全社員が利用できるe-ラーニング体系）を構築し、グループ全社員の、経営理念・人権・法令遵守等に関する理解を徹底させるとともに、業務スキルの向上を図ります。

（4）社員のキャリア支援に関する研修や制度を継続し、成果主義の下での仕事への自立的コミットメントを確保し、モチベーションを促すとともに、OJTの充実を図ります。

「スミリンビジネスカレッジ（SBC）」の整備

住友林業グループは、2011年度から「スミリンビジネスカレッジ（SBC）」をグループ共有の人財育成プラットフォームとして整備し、人財育成の強化を図っています。2012年度は、「やる気のある人応援します」をテーマに掲げ、これまで一律に招集していた「階層別研修」から「自己啓発型」「選抜型」研修へと比重を移し、e-ラーニングのコンテンツの拡充を図りました。その結果、「自ら学ぼう」とする意識が社員の中に芽生え始めており、「自立を支援する」という育成方針が具現化されつつあります。
今後も自己啓発型・選抜型研修を拡充していくほか、半期ごとに実施している目標面談時に「能力開発シート」を加えて、上司による指導力強化と社員自身のレベルアップを図っていきます。また、2012年度に実施したグループ会社への研修プログラムをより拡充させて、当社グループ全体で人財育成の総合力向上をめざしていきます。

SBC研修体系および研修プログラム（2012年度）

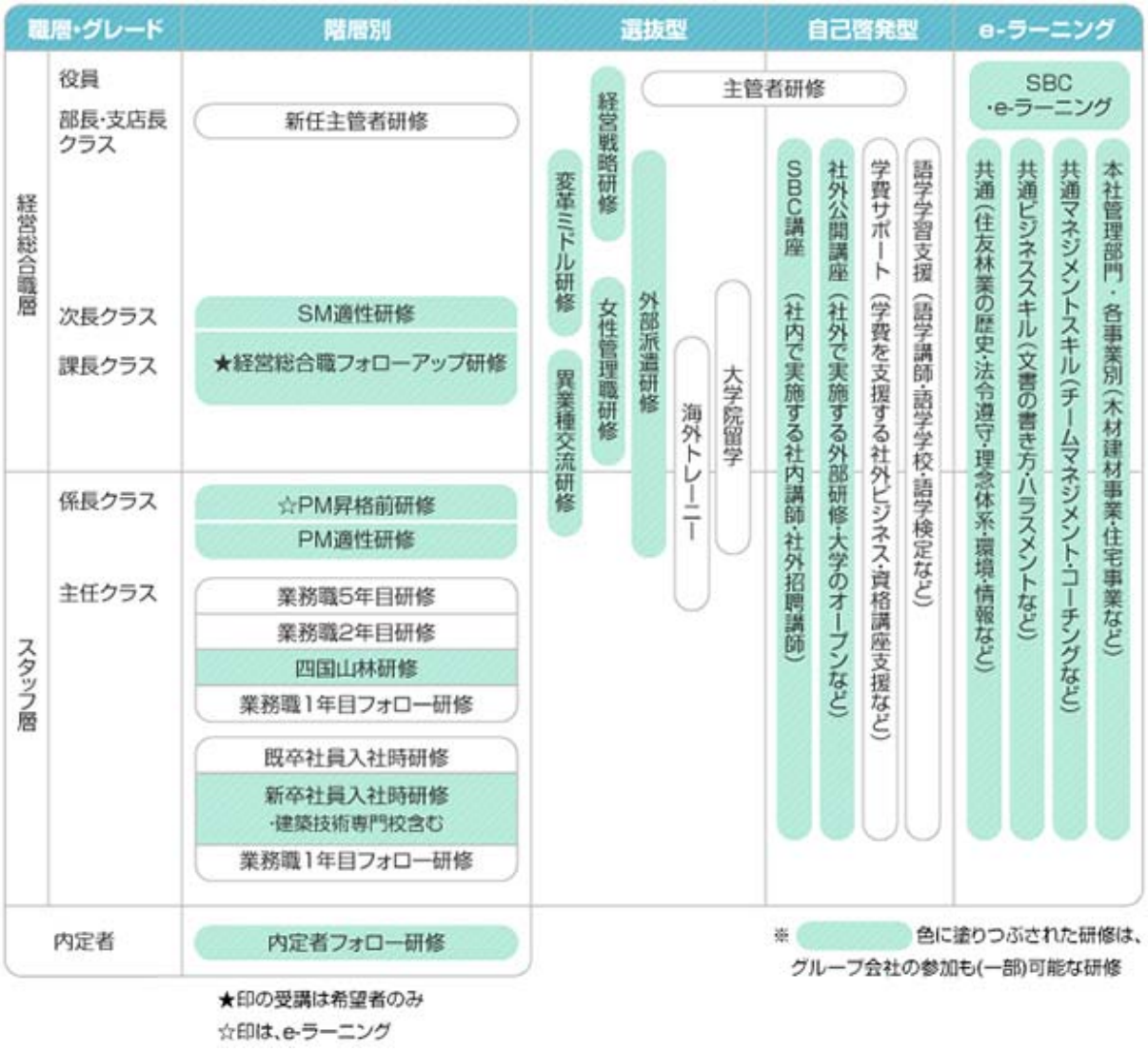

e-ラーニングの主なコンテンツ

研修分野	研修項目
共通	• 仕事＋人権 • 法令順守とリスクの管理 • 情報セキュリティ • 住友林業の歴史 • 住友林業グループの理念体系 • 環境問題と企業の取り組み
ビジネスモデル	• 文書の書き方 • プレゼンテーション • 戦略思考力向上のためのフレームワーク • ロジカルシンキング • マーケティング

マネジメントスキル	• マネージャーとしての心得
	• コーチングの基本
	• 管理職のためのメンタルヘルス
	  • チームマネジメント
	  • 管理職のためのハラスメント
	  • 部下育成のための評価フィードバック

知識	• 住友林業グループの概要
	• 財務知識
	• 労務知識
	• インサイダー取引について
	• 一般社員のためのメンタルヘルス
	  • 法務知識
	  • 会計知識
	  • 知的財産
	  • 一般社員のためのハラスメント

人事制度	• 人事評価制度

主な研修プログラムの受講者数(2012年度)

研修プログラム	受講者数
昇グレード研修(2講座)	238名
経営総合職フォローアップ研修(6講座)	125名
階層別研修(6講座)	347名
選抜型研修(6講座)	72名
自己啓発型研修(27講座)	346名

※ グループ会社社員受講者数は、経営総合職フォローアップ研修:45名、新入社員研修:102名、異業種交流研修:15名、自己啓発型研修221名です。

資格取得・社外教育の支援

住友林業は、「資格取得・社外教育支援規程」にて社員が資格を取得する際や社外教育機関を利用する際の支援について定め、自立的な能力開発とキャリア形成を推進しています。
資格取得については業務運営において取得が必要なものや能力開発の観点から取得を奨励するものについて資格ごとに準備費用、受験料、登録費用、更新費用、交通費について支援範囲を定めています。
また、会社が認める社外教育機関の利用にあたっては一人あたり年度ごとに5万円を上限に費用を負担するほか、所定労働時間の勤務を継続しながら大学院へ入学する社員への入学金や授業料の負担を定めています。
さらに、会社に在籍したまま職場を離脱し、国内外の大学院へ入学する場合の規程として「社外留学規程」を定めており、2012年度はこの制度を利用して4名が大学院へ留学しました。

グローバル人財の育成

総合住生活関連事業をグローバルに展開している住友林業では、海外で活躍するグローバル人財の育成を推進しています。2012年度も語学学習支援※1に注力し、英語・中国語・インドネシア語を合計84名が利用したほか、語学習得を目的に海外トレーニーとして中国に3名を派遣しました。また、日米会話学院による集中講座※2を開講し、25名が参加しました。
今後は、赴任までの期間を原則2カ月以上とする「海外渡航準備発令」を実施して、基本的な語学と業務上必要な知識（現地就労ビザ取得・法務・労務・会計・税務など）の研修を行います。さらに、海外トレーニーについては語学習得に加えて、業務習得を目的とした派遣も計画しています。

※1 参加資格：住友林業社員、4名以上でグループを構成すること、講師は社員自身が調達すること　受講場所：本社会議室など
※2 参加資格：住友林業社員、TOEIC 500点～700点　受講場所：本社会議室

社員のキャリア相談・支援

住友林業では、社員一人ひとりのキャリア形成を支援するため、2007年度から専用相談窓口「キャリアサポートデスク」を開設しています。ここでは今後の自らのキャリアや部下のキャリア開発などについて、社内のキャリアアドバイザーが専門的な立場からキャリア相談に応じています。

新規事業提案制度「未来のちからプロジェクト」

住友林業は、社員のやる気と能力を活かして新しいビジネスを創出するため、2006年度から新規事業提案制度「未来のちからプロジェクト」を設けています。これは、住友林業グループに勤務するすべての人が、自らのアイデアをベースに新規事業を提案できる制度で、制度開始以来4案件が事業化されました。
2006年度に第1回を開催して以来、2年に1度程度の頻度で開催しています。2012年度に開催した第4回では、応募総数124件（延べ148名）のうち、4件の提案が最終審査を通過しました。受賞した4件の提案は、今後、担当部門にてフィージビリティスタディを進め、事業化に向けた具体的な検討を行います。

第4回の最終審査

事業化されたプロジェクト

案件	事業内容
海外駐在員向けの住宅関連事業	海外にいながら、戸建注文住宅、分譲住宅、リフォーム、土地仲介、賃貸仲介、マンスリーマンションなど、ワンストップで日本での住宅対応ができるサービスを2008年より展開しています。
木化宣言～MOCCA～ 木の良さを伝える「木造化」「木質化」事業	2009年より「特殊木造開発チーム」を組織し事業を開始。2011年4月には、社長直轄組織として木化推進室を新設し、「木から生まれる未来、木化。」※をコンセプトに、非住宅分野での「木造化」「木質化」を推進しています。2012年4月より住宅事業本部の傘下に入り、その資産を活用しつつ木化事業を推進。木の利用を促進することで、その魅力を伝え、林業再生にも貢献しています。
住宅事業本部中継センターを活用した物流事業	2010年に、これまで培ってきた効率的な物流システムのノウハウとCO_2削減効果を社会に広げていくために、「ホームエコ・ロジスティクス（株）」を設立しました。
オーナー向け通信販売事業	2010年に、オーナー専用サイト「clubforest（クラブフォレスト）」でのオンラインショップを開設しました。住宅のメンテナンス用品や当社サービスが24時間注文可能です。

※「木造化・木質化を通じて、木材資源の用途拡大を図る当社グループにおける各事業」の総称

木造住宅建造技術の伝承

日本の伝統的な木造軸組構法の良さを活かした家づくりを残していくために、次世代への技術・技能の継承が課題となっています。住友林業では、1988年に企業内訓練校として全寮制の「住友林業建築技術専門校」を設立し、「心・技・体」のバランスの取れた技能者の育成を図っています。

住友林業建築技術専門校は千葉県知事認定の教育機関で、高等学校や専門学校を卒業した大工職をめざす住友林業ホームエンジニアリング（株）の新入社員に対し、1年間の訓練期間のカリキュラムを組む企業内訓練校です。建築関連学科としては概論、構造、製図、工法、材料、監理などの座学から、工具類操作や手入れ、墨付け、規矩術、加工、安全作業、模型実習、実棟実習、パソコンなどの実技を学びます。また、訓練の終了後は全国各地の事業所に配属されますが、数年後にリターン研修として和室研修※や技能士取得準備研修が7日～10日間用意されています。

なお、2012年度は入校者・修了者とも40名で、2013年度は37名の入校者を迎えます。

※ 床の間廻りの古来の技法を伝承するため、絞り丸太や長押の納まりなどを学ぶ研修

建方の実習

建方の授業

グループ会社の取り組み

大連住林信息技術服務有限公司（中国）

住宅の設計業務を担う中国の大連住林信息技術服務有限公司では、日本語・英語の語学研修、管理職対象研修など、社員のキャリアをバックアップする制度の充実を図っています。優秀な社員に対しては、表彰制度と日本での研修制度があり、実地研修や建築物の視察を通して、それぞれの国の文化への理解を深める機会を提供しています。2012年度は日本に7名が派遣されました。2013年度は日本研修に加え、オーストラリア研修も計画しています。
また、毎週の朝礼では、社長から社員へのメッセージを、社員の語学研修も兼ねて、日本語と中国語の両方で伝えるなど、方針を共有しグループ社員としての意識を高めるコミュニケーションを図っています。これらのしくみは、社員のモチベーションアップにつながり、人財育成と勤続年数の向上に寄与しています。

日本での研修

アスト・インドネシア

木材・建材などを製造・販売するアスト・インドネシアでは品質向上や人財育成を目的に社内技能認定制度やリーダーシップ研修、選抜型の日本研修などを実施しています。
2012年は正社員約500名のうち7名を選抜し、品質改善・生産性の向上によるコストダウンの追求と、顧客満足の向上をテーマに8日間の日程で日本研修を実施しました。トヨタテクノミュージアムやトヨタ自動車（株）豊田工場、住友林業クレスト（株）鹿島工場を見学し、自社の課題と改善策についてディスカッションを行いました。2013年もこれらの研修を継続する予定です。

研修に参加したアスト・インドネシアの社員

クタイ・ティンバー・インドネシア

合板などの製造・販売を行うクタイ・ティンバー・インドネシアでは2008年より、例年新規で3名程度を業務に関連する大学の講義に社費で派遣しています。2013年4月現在、10名の社員が大学の講義に出席しています。
通常勤務を行いながらの土日受講がメインとなるため、修了期限は5年とし、工業技術の講義を中心に法務の講義など幅広く選択が可能です。同社では、事業を担う社員の能力向上を支援するために、今後もこの取り組みを継続していく予定です。

ワーク・ライフ・バランス

社会性報告
SOCIAL REPORT

社員の働き方に関する基本方針

住友林業は、総合住生活関連企業として、多様な働き方を認め社員がやりがいを持って仕事に取り組み、さらに家庭生活を充実できる職場をめざして2008年に人事部内に「ワーク&ライフグループ」を配置しました。以来、育児・介護諸関連制度の運用や女性活躍推進、時間外労働の削減などに取り組んできました。
2012年度は、長時間労働の抑制や有給休暇の取得を促進するために、住宅部門5支店で業務効率改善プログラムをトライアルで実施。トライアル終了後は5支店の社員にアンケート調査も実施しており、この結果を今後の施策に役立てていきます。また、これまで社員のメンタルヘルス相談は、社外機関によるフリーダイヤルの「こころの健康相談室」によって、職場での悩みや人間関係、職場への不満や不安、医療機関の情報などの相談を受け付けていました。2012年10月からはこの社外相談窓口での対応に加え、メンタルヘルス担当者として臨床心理士の資格を有する社員を人事部に配置。社外EAP※機関と協働する体制を整え、サポート体制を強化しました。
さらに2013年度からは「働きかた支援室」を新設し、これまで担当が分散していた育児や介護、キャリアサポート、メンタルヘルス、定年後再雇用などの働き方・キャリアに関する支援窓口を集約し、社員が従来以上に相談しやすい体制を整えて、多様な働き方をサポートしていきます。

※ EAP（Employee Assistance Program）：従業員援助プログラムと呼ばれる職場のメンタルヘルスサービス

▶ メンタルヘルスケア（P72）

リフレッシュ休暇・ファミリーフレンドリーデー休暇制度

住友林業では、心身の健康を保ち、精力的に業務に取り組めるよう、休暇を取得したい時に取得できる職場環境づくりを進めています。その一環として、夏季休暇・年末年始休暇とは別に、本人の予定に合わせた連続休暇を「リフレッシュ休暇」として取得を奨励。職場ごとにリフレッシュ休暇の個人別取得計画の策定を義務付けて、部署ごとの計画策定率や取得率を集計し、社内WEBで公開することにより、取得しやすい環境を整えています。
また、住宅部門の支店では、お客様と土日に商談をすることが多く、社員が家族の行事などへ参加するための休暇を取得しづらい場合もあります。そこで、土日のうち月1日は休暇を取得し、家族との時間や趣味の時間に充てる「ファミリーフレンドリーデー休暇」を整備。支店内での社員間の業務分担や打ち合わせスケジュールの調整を促し、土日の休暇取得がしやすい職場環境整備を進めています。
2012年度は、リフレッシュ休暇の取得率は38%、ファミリーフレンドリーデー休暇の取得率は23%でした。2013年はリフレッシュ休暇や夏季休暇を含めて年間10日間の有給休暇取得を推奨する方針を打ち出し、一層休暇が取得しやすい職場環境整備に努めています。

社員の育児支援

住友林業は、社員が仕事をしながらでも安心して子育てができるように、さまざまなサポート体制を整えています。例えば、出産予定の社員と上司に加え、人事部担当者も同席する面談を実施。育児休業に関連する制度の説明や復職後の働き方についての相談のほか、他の社員の事例を紹介しています。
また、育児をしながら勤務する女性社員を対象にした意見交換会を、勤務エリア、復職からの経過期間、職種、子の年齢、それまでの参加の有無などの条件により対象者を変えながら年2回ほど実施しています。この意見交換会は、同じ立場にある社員同士が意見交換をすることで不安を緩和し、モチベーションアップやネットワーク形成につなげることを主な目的としています。2012年度は10月に大阪で、11月に東京で開催しました。
さらに、育児休業に関するアンケート、育児休業ガイドの配布などの施策を通じて、男性社員の育児休業取得を促進しています。2012年7月には初めて育児中の男性社員を集めた意見交換会を開催。その模様を社内WEBに掲載したところ大きな反響を呼び、社内意識の啓発につながりました。
なお、当社は次世代法に則って社員の子育て支援のための行動計画を策定・実施しています。2013年度からは第5期（2013～2014年度）として、「有給休暇の取得促進のために社内WEB上に新たなコンテンツを設ける」「子育てを行う社員への支援として、育児支援金支給の制度を新設する」「育児支援制度が円滑に利用されるための職場環境づくり」の3つを策定しています。

女性育児者意見交換会

男性育児者意見交換会

次世代法第4期(2011～2012年度)行動計画に基づく実績

(1)ワーク・ライフ・バランスの実現をめざし、働き方の見直しを進める。
・時短啓発を図るため、残業実績データを各店部責任者へ配布。
・意識啓発を図るため、リフレッシュ休暇の取得管理状況表を社内公開。
(2)社員の育児休業の取得を促進する。
・子が生まれた男性社員の上司宛に部下の育児休業に関するアンケートを実施。
・育児休業から復帰した女性社員による意見交換会を実施。
・育児中の男性社員による意見交換会を実施。
(3)育児支援制度が円滑に利用されるための運用改善を進める。
・制度内容の周知と利用実績・制度利用の好事例を管理職へ紹介するため、管理職が集まる会議等で説明を行った。
・制度を利用しづらい職種における課題を抽出し対策を検討するため、女性営業職からなるタスクチームを結成し、活動を行った。

くるみんのマーク

主な育児支援制度と利用実績(2012年度)

制度	内容	利用実績
育児休業	子が1歳6カ月または1歳到達直後の3月31日までのいずれか長い期間、休業を取得することが可能。	● 出産した女性社員の育児休業取得率:95%　取得者数:15名 ● 男性社員育児休業者:6名
勤務時間の短縮等の制度	子が小学校6学年末を迎えるまでの間、始業・終業時刻の繰り上げ・繰り下げ、短時間勤務、週休3日制、所定外労働免除の利用が可能。	
子の看護休暇および行事休暇	小学校6学年末までの子が病気や怪我をした場合、年10日の休暇を時間単位で取得することが可能(100%給与支給)。年10日のうち5日までは、子の行事のために利用可能(子が2人以上の場合は年5日を追加)。	

社員の介護支援

住友林業では、要介護状態にある家族を持つ社員の支援を行っています。2010年度に、対象家族につき365日の休業を取得できるように「介護休業」を改定し、始業・終業時刻の繰り上げや繰り下げ、短時間勤務、週休3日の勤務形態も可能にしました。また、年10日の休暇を時間単位で取得できる「家族の介護休暇および傷病休暇」も改定しました。 2012年度は、始業・終業時刻の繰り上げを1名が利用しました。

主な介護支援制度と利用実績(2012年度)

制度	内容	利用実績
介護休業	家族を介護する社員および契約社員が、対象家族1人につき通算365日の休業を取得することが可能。	• 介護理由の制度利用者:1名(始業・終業時刻の繰り上げ) • 介護休業者:0名
勤務時間短縮等の制度	始業・終業時刻の繰り上げ・繰り下げ、短時間勤務、週休3日制の利用が可能。	
家族の介護休暇および傷病休暇	家族の介護のため、社員および契約社員が年10日の休暇を時間単位で取得することが可能(要介護状態の家族が2人以上の場合は年5日を追加)。年10日のうち5日までは、傷病のための利用が可能。	

在宅勤務制度

「在宅勤務」は、通勤時間が削減でき、それにより生まれた時間を仕事や家庭生活に活かせること、自宅の静かな環境で集中して業務を行えるため生産性が高まることなど、有用性が実証されています。そこで住友林業は、自宅など事業所を離れた場所で勤務できる「在宅勤務」を2009年度から導入しています。
対象者は、管理監督者を除く「みなし労働制」の社員に限りますが、利用期間の制限はなく、育児・介護などを理由とする社員や、通勤時間の長い社員を中心に、2012年度は15名が利用しています。
2013年度も多様な働き方のさらなる推進のため、育児面談や働き方の相談があった際に、個別に制度の詳細な説明と利用を勧めるなどの拡大を図っていきます。

配偶者転勤時の異動配慮

住友林業は、結婚または配偶者が転居を伴う転勤をした場合にも勤務を継続できるよう、結婚と配偶者の転勤の理由に限り、本人が希望する地域への異動を配慮する制度を2008年度に整備しました。この制度を利用して、これまでに2008年度からの累計で14名が配偶者の勤務地に異動しました。

グループ会社の取り組み

住友林業ホームエンジニアリング(株)

住友林業ホームエンジニアリング(株)では長時間労働の抑制のため、各事業部で目標を設定し、定時退社日を毎月設定しているほか、1カ月100時間もしくは2カ月連続80時間以上の残業となった社員には医師面談を義務付けています。また、毎月本社から全社員の代休日数一覧を事業部責任者に送付し、全社で代休消化促進に努めています。
さらに、毎年、各自の都合に合わせて任意の時期に連続5日となる休暇を取得できる「リフレッシュ休暇制度」を取り入れ、有休取得の促進をめざしています。2012年の有休取得率は42%で、2013年度は50%を目標に、全社員のリフレッシュ休暇取得をめざしています。

住友林業アーキテクノ(株)

住友林業アーキテクノ(株)は、正社員の約45%(2013年3月末現在)が女性で、育児休業取得者数も2010年度の1名から、2011年度は6名、2012年度は7名と着実に増加し、2012年度における女性の育児休業取得率は100%となりました。また、2013年度は5月末までに、3名(うち男性2名)が育児休業制度を利用しており、今後も取得予定の社員が多くいます。
こうしたことから、同社では育児休業者の職場復帰へのフォローに力を入れています。育児休業中の能力アッププログラム「Wiwiw」を導入しているほか、復帰前にはe-ラーニングによるタイムマネジメント講座、復帰後には上司との面談を設けるなど、スムーズな復帰を支援する体制を整備しています。また、介護との両立支援にも力を入れており、2013年6月には介護に関する相談や介護施設・サービス紹介などのサポートを提供している「介護wiwiw」を導入しました。さらに、2013年度は規程を改定し、介護休業取得可能日数を拡大するとともに、育児や介護を理由に利用できる勤務時間短縮などの制度を充実させ、多様な働き方のさらなる支援に取り組んでいます。

社員とのコミュニケーション

社会性報告
SOCIAL REPORT

コミュニケーションに関する基本方針

住友林業は、社員が誠実さと思いやりを持っていきいきと仕事をするために、自由闊達に意見を述べ合う雰囲気づくりに努めています。また、一人ひとりの個性を尊重し、成果や努力に正当な評価が行われる風土の中で、ともに成長していくことをめざしています。

人事評価や業務遂行におけるコミュニケーション

人事評価を通して人財を育成・開発することを主眼に、すべての社員を対象に評価結果のフィードバックを義務付けています。半年に1度、上司と面談を行い、目標の設定と評価結果について説明を受ける機会を必ず設けています。また、年に1度、人事部にて、全社員に仕事や職場についての所見や異動の希望、家族状況などについて自己申告の形で直接聞き取りを行っています。

カジュアルフリーディスカッション

住友林業グループのさらなる発展をめざし、2007年より社長と有志の社員が対話をする「カジュアルフリーディスカッション」を定期開催しています。2012年は2回開催し、現在の課題や住友林業の一員として実現したいことなどについて社長と一緒に語り合いました。経営者と社員が直接対話できる場のひとつとして2013年も継続して取り組む予定です。

カジュアルフリーディスカッション

社員意識調査

住友林業は、2011年7月に社員4,880名を対象に5回目の意識調査を実施し、90%の社員から回答がありました。当社で働くことの満足度は前回（2008年度）調査から約2ポイント上昇の76%となりました。また、社長メッセージと全設問結果をまとめた報告書を社員に公開しています。なお、次回は2013年7月に実施する予定です。

労働組合との関わり

住友林業では、2013年4月1日現在、労働協約で定められている対象社員3,410名の100%が労働組合へ加入しています。会社と住友林業労働組合が締結する労働協約において、会社は組合活動の自由と団体交渉権を認め、組合員の生活の安定の保証と労働条件の維持改善につき常に最大の努力をすることを約束しています。また、社長をはじめとする経営層との労使懇談会のほか、年に数回の業績労懇、人事部門との定例会によって、定期的に労使間コミュニケーションを行っています。
さらに、個別テーマについて会社と労働組合との連絡会を開催し、そこで出された意見を施策に反映しているほか、労働安全衛生法で義務付けられている衛生委員会には組合員も参加し、その意見を安全衛生の取り組みに反映しています。安全衛生については、会社と労働組合との間で労働協約を交わしており、会社は法令に定めるところにより、組合員の安全衛生の確保に努めることを約束しています。
2012年は、「長時間労働の解消」や「有給休暇取得促進」などを話し合ったほか、各種制度の改定、勤怠管理システムの導入を行い、ワーク・ライフ・バランスなどの課題解決に向けて活動しました。

グループ会社の取り組み

アスト・インドネシア

木材・建材などを製造・販売しているアスト・インドネシア（ASTI）では、社員の能力向上とモチベーションアップにつながる取り組みに力を入れています。報告・連絡・相談、安全管理、業務改善などの研修を実施し、月1回、優秀社員表彰を行っています。
また、表彰された社員と経営陣（日本人駐在員）との昼食会を開催しており、ASTIが改善すべき事項、経営陣への要望などを、直接経営陣に伝えられる機会となっています。

社員関連データ

社会性報告
SOCIAL REPORT

各種社員関連データの推移

従業員数

	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
単体（名）	4,547	4,539	4,470	4,452	4,416
連結（名）	12,629	13,601	13,778	14,736	14,890

従業員数の内訳（単体）

	2012年度
マネジメント階層（名）	1,983
スタッフ階層（名）	2,303
契約社員（名）	8
嘱託（名）	106
受入出向（名）	16
合計（名）	4,416

新卒採用者数※（単体）

		2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
住宅営業職（名）	男性	80	98	71	56	55	55
	女性	17	19	16	15	15	16
建築技術職（名）	男性	24	22	22	16	19	22
	女性	13	14	7	4	6	7
業務職（名）	男性	22	27	21	20	14	20
	女性	10	7	9	5	6	7
一般職（名）	男性	0	0	0	0	0	0
	女性	26	14	1	6	1	0
合計（名）		192	201	147	122	116	127

※ 4月1日入社人数より算出しています。

女性採用・登用の状況（単体）※

	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
女性従業員比率（%）	16.4	16.9	16.8	17.2	17.7
マネジメント職比率（%）	1.3	1.3	1.4	1.5	1.8
新卒採用比率（%）	26.9	22.4	24.6	24.1	23.6

※ 4月1日在籍人数より算出しています。

平均勤続年数（単体）

	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
平均勤続年数	11年10カ月	12年3カ月	12年8カ月	13年6カ月	14年0カ月

離職率(単体)※1

	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
自己都合離職率(%)	2.9	2.3	3.0	3.4	3.3
離職率※2(%)	4.2	3.7	4.6	4.2	4.2

※1 各年度の期末の退職者数を期初の人員数で除して算出しています。
※2 自己都合離職率は離職率に含まれています。

障がい者雇用の状況(単体)

	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
障がい者雇用率(%)	1.54	1.83	2.04	1.93	1.95

海外における現地採用率※

	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
海外における現地採用率(%)	99.2	99.2	99.3	99.3	99.2

※ 連結子会社が現地で採用し、期末に在籍している従業員を各年度の期末の総従業員数で除して算出しています。

研修受講時間・研修関連費用(単体)

	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
従業員1人あたりの研修受講時間(時間)	3.5	2.8	2.6	4.7	6.9
従業員1人あたりの研修関連費用支出(円)	136,000	111,000	98,000	105,000	103,000

ワーク・ライフ・バランス関連制度の利用状況（単体）

		2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
育児休業取得者数（名）	男性	13	16	20	15	6
	女性	7	11	20	20	15
短時間勤務制度利用者数（名）※1	–	12	15	18	24	29
在宅勤務制度利用者数（名）※2	–	–	8	10	12	15

※1 短時間勤務制度利用者数と週休3日制度利用者数を加算しています。
※2 2009年4月より制度化されたため、2008年度の実績はありません。

有給休暇取得率（単体）

	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
有給休暇取得率※（%）	–	34.6	32.4	30.7	30.4

※ 有給休暇の付与が毎年1月のため、表内の数字は各年の12月末現在の実績。有給休暇取得日数を有給休暇付与日数で除して算出しています。

労働災害の発生状況（単体）※

	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
労働災害件数（件）	1	0	3	6	0

※1 上記報告年度における死亡に至る労働災害はありませんでした。
2 労働者災害補償保険法における休業補償給付対象件数を開示しています。

労働組合の組織率（単体）※

	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
労働組合の組織率（%）	100	100	100	100	100

※ 対象者の範囲は労働協約で定められています。

社会貢献活動の推進

社会性報告
SOCIAL REPORT

社会貢献活動の方針

住友林業グループは、将来にわたって豊かな森林を守るとともに、木材資源の持続的な利用や地域社会の発展に貢献してくために、さまざまな社会貢献活動を進めています。特に、森林保全のためには、社会のより多くの人々に森林への理解を深めていただくことが重要です。そのため、住友林業では、講演会や小中学生への環境教育、森林などでの体験学習に力を入れているほか、災害で被害を受けた森林の再生などの社会貢献活動も積極的に推進しています。また、社員個人が地域社会でボランティア活動に取り組みやすい職場環境を整えています。

ボランティア休暇制度の導入

住友林業は、社員のボランティア活動を支援するため、年間通算5日までの休暇取得を認める「ボランティア休暇制度」を2011年5月に整備しました。東日本大震災に対する活動については、一定の期限を定め、希望者には交通費とボランティア保険加入の保険料を会社負担とする特別支援を実施しました。2011年度は12名、2012年度は2名が休暇を取得しました。

地域美化の取り組み

住友林業は、全国各地の事業所や工場において取引先などとともに周辺地域の清掃活動を定期的に実施しています。
2012年度は全国15箇所の事業所と関係会社8社で清掃活動を実施しました。2013年度も、地域社会の一員として身近な活動である清掃活動を継続し、地域美化に取り組んでいきます。

清掃活動

住友林業建築技術専門校による清掃活動・自然観察会

千葉県四街道市にある住友林業建築技術専門校は2006年度より、訓練生の年間カリキュラムの1つに環境保全活動を設け、ボランティア団体「四街道をきれいにする会」と共同で市内の清掃活動と自然観察会を実施してきました。また、1988年の開校以来続けている毎朝の清掃時間では、周辺道路の清掃に加えて、2012年度からは月1回の早朝の地域美化活動を実施。このような定期的な活動に対して2012年6月に四街道市長より表彰状と記念品が授与されました。
今後も地域の方のご協力を得ながら環境活動を継続していきます。

表彰状・記念品の贈呈式

社会貢献活動に関わる寄付

社会貢献活動に関わる寄付金の分野別割合（2012年度：住友林業単体）

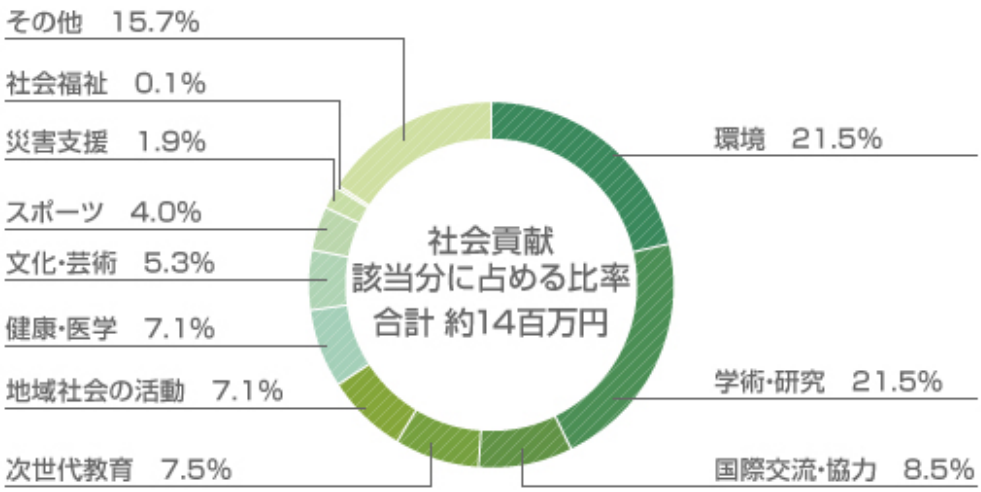

社会貢献活動費（2012年度　抜粋）

活動内容	費用額（百万円）
名木・貴重木の研究開発	26
「まなびの森」管理・運営	22
「フォレスターハウス」管理・運営	8

災害復興支援活動事例

社会性報告
SOCIAL REPORT

宮城県東松島市との復興まちづくりに関する協定

住友林業と宮城県東松島市は、2012年7月に「復興まちづくりにおける連携と協力に関する協定」を締結しました。これは、同市が復興まちづくりで推進する環境未来都市構想の具体案として、新たな産業の創出、木を軸とする「木化都市」の実現に向けて、その取り組みを進めていくための協定です。
当社は、グループの総合力を活かし、木と住まいに関して当社がこれまでの事業経験で培ってきた知見やノウハウを提供し、東松島市との情報交換を通じて連携・協力しながら同市が今後推進する「木化都市」実現への取り組みをサポートしていきます。

協力分野

・平地（沿岸部被災地跡）における緑化推進（防災林等）
・平地（沿岸部被災地跡）における林業の推進
・各種公共施設の木化推進（公営住宅、文教施設、観光施設、スポーツ施設等）
・木質バイオマス関連事業における燃料調達及び燃焼技術に関する事項
・その他林業振興政策全般にかかる事項（木化都市のグランドデザイン策定等）

「BOOKS FOR TWO」キャンペーンへの協力

住友林業では、NPO法人シャプラニールが行っている「BOOKS FOR TWOキャンペーン」へ協力し、会社の所蔵品や社員個人の不要になった本・CD・雑誌などを提供しています。このキャンペーンは、中古本などを販売するブックオフコーポレーション（株）が不要になった本などを買い取り、その額に10%を上乗せして寄付金とするもので、東日本大震災の被災地とバングラディッシュやネパールの人々の支援に役立てられています。

コミュニティ開発・地域貢献活動事例

社会性報告
SOCIAL REPORT

事業を展開する地域社会への貢献

住友林業では、事業を通じて地域のサステナブルな発展に貢献することをめざし、海外での事業の開始や拡大の際には、「環境に配慮する」ことと同時に、「地域経済の活性化や雇用の促進を図り、地域社会と共生する」ことを方針に掲げています。

インドネシアでの社会インフラ整備

リンバ・パーティクル・インドネシアの取り組み

パーティクルボードの製造・販売を行うリンバ・パーティクル・インドネシアでは、地域の住民に苗木の無償配布を行っており、育った苗木を原材料として購入することで地域経済および地域の緑化に貢献しています。2012年度には同社が苗木を提供した中部ジャワ州バンジャルネガラ地区の住民グループがインドネシア環境植林コンクール最優秀賞を受賞しました。
また、モスクや生活道路の修繕も支援しています。2012年度はモスク建設の物資援助および生活道路の修繕を行いました。

地域住民に提供した苗木

ワナ・スブル・レスタリの取り組み

インドネシアで大規模な植林事業を展開するワナ・スブル・レスタリでは、地域住民と協力して事業を継続的に行うためにインフラ整備が不十分な地域の学校や道路の建設を支援するとともに、植林事業地の病院を地域住民に解放しています。2012年度は幼稚園の建設を支援しました。

パプアニューギニアでの社会インフラ整備

パプアニューギニアのオープン・ベイ・ティンバー（OBT）は、1984年より植林事業を展開し、地域の経済発展に大きく貢献してきました。2007年4月には住友林業のグループ会社となり、植林木資源の健全な拡充と有効活用を進めています。
また、OBTでは、政府による社会インフラ整備が十分ではないため、社員や子供たちが利用できるように病院や幼稚園、スーパーマーケットを運営しています。
2008年度には、雨季の洪水に備えて河川の6カ所に木橋（長さ約20m）を建設し、現在も地域住民に利用されています。2011年度には地域住民の念願とされていた鉄筋コンクリートの沈下橋2カ所の建設（長さ約70mと約30m）を完了しました。2012年度にも2カ所の鉄筋コンクリートの沈下橋（長さ約30mと約10m）を建設するなど、道路や橋の定期的な補修と合わせ地域のインフラ整備に貢献しています。

OBTが建設したNesai橋

オーストラリアとアメリカにおける小児病院などへの支援

オーストラリアとアメリカにおいて戸建および集合住宅の建築・分譲販売を行っているヘンリーグループでは、宅地開発業者や部材業者などの協力を得て建設した1棟の分譲住宅をオークションで販売し、その収益を小児病院などに寄付する活動を行っています。
この活動には、土地の提供から設計、積算、部材製造・調達、工事管理、建築など、取引先も合わせ延べ200名以上が参加。2012年の寄付金は605千豪ドル、1993年の開始以来の寄付総額は18百万豪ドルにのぼり、難病に苦しむ子どもたちの医療費の一部などに使用されています。20年目となった2013年のオークションはオーストラリアのヴィクトリア州で3月に開催し、メルボルン南西のClyde Northで2階建て住宅を提供する予定です。

戸建住宅のオークション

教育・次世代育成支援活動事例

社会性報告
SOCIAL REPORT

職業体験の受け入れ

住友林業では住宅事業本部の各支店、各グループ会社で学生の職業体験や工場見学の受け入れ、実技指導を行っています。2012年の主な活動としては、小学生の地域探検訪問の受け入れや、中学生の職業体験として設計システムの実演指導などを実施しました。また、地域の方を対象に木のおもちゃづくりなどを体験してもらう木工教室も開催しています。
さらに住友林業ホームエンジニアリング（株）では、2011年10月にロンドンで開催された技能五輪国際大会で銀メダルを受賞した社員が「鹿児島県ものづくり技術講習会」で大工志望の高校生に技能を披露し、技術指導を行いました。

銀メダリスト社員の技術指導

小学校のウサギ小屋づくりへの協力

2012年6月、住宅事業本部浜松支店では浜松市内の小学校の校庭にあるウサギ小屋の建て替えに協力しました。社会貢献活動として住友林業が子どもたちに提供しているミニチュア版木造住宅の建築体験学習のノウハウを活用し、児童たちが主体となって建て替えを行えるよう支援しました。児童たちは当社社員や協力施工店の社員の指導を受けながら、自ら木づちを使ってヒノキ材の柱や梁を組み立てていました。
新しいウサギ小屋は広さ約10m²で、他の動物の侵入や排水性などにも配慮したつくりになっています。サッシ窓なども備えた立派なつくりに児童からは「ウサギ小屋じゃないみたい」と驚きの声もあがりました。

社員による建設の指導

完成したウサギ小屋

「KTI教育財団」を通じた子どもたちへの支援

インドネシアのクタイ・ティンバー・インドネシア（KTI）では、2000年、創立30周年事業として「KTI教育財団」を設立し、東ジャワ州の工場および植林地周辺の児童・生徒を対象として奨学金を授与しています。地震や洪水などの自然災害に見舞われた際には、財団を通じて義援金も寄付しています。
2012年度は、小学生から高校生までの68名に対して、総額37,070,000ルピア（約333,630円）の奨学金および勉強道具の支援を行いました。

KTI教育財団が机などを寄付した幼稚園の子どもたち

社員による衣類や文房具などの寄贈活動

住友林業の社員より衣類や文房具、楽器などの寄贈品を募り、パプアニューギニアで植林事業を行うオープン・ベイ・ティンバーに届けています。この取り組みは、同社の地域社会に対する社会貢献活動の一環として、2008年より開始し、毎年行っています。
2012年度は衣類や文房具など段ボールで19箱集まり、地域の協会や幼稚園に届け、特に日常的に使用できる衣服や子どもの玩具はいつも大変喜ばれています。

寄贈先の子どもたち

米国での地域住民との協働による次世代支援活動

米国でキャビネット製造と販売を行うキャニオン・クリーク・キャビネット・カンパニーでは、地元の学生を積極的にサポートしています。ボーイスカウトには木工技術の向上のためにスクラップ材を提供し、毎月のリーダーシップ会議のために会議室を開放しています。
また、学生を対象にした工場内の見学ツアーでは、社員とふれあいながらともに作業することで、学生の知識吸収を支援しています。さらに、ビジネスについて学ぶ青年向けのビジネスウィークプログラムを奨学金の提供などでサポートしているほか、地元玩具メーカーに端材を提供し、木製玩具やパズルを児童保護施設や児童病院に寄贈するなど、地域への貢献を継続して実施しています。こうした活動が評価され、2012年6月にワシントン州商工会議所から「コミュニティ・サービス賞」を受賞しました。

学生を対象にした工場見学ツアー

地球環境保全活動事例

社会性報告
SOCIAL REPORT

富士山「まなびの森」プロジェクト

ボランティア活動（植林～下草刈～間伐など）

1996年、関東地域南部を襲った台風17号により、富士山麓に広がる国有林が大きな被害を受けました。もとの豊かな森の姿を取り戻すために、被害を受けた森林のうち約90haを「まなびの森」と名付け、住友林業の設立50周年の記念事業のひとつとして1998年より自然林復元活動をスタートさせました。
1998年に活動を開始してから2012年度末までの累計利用者は計19,070名にのぼり、復元活動も植栽が完了し、育林段階に入りました。
今後も下草刈りや枝打ち、間伐などの育林活動を継続していきます。
2012年度は、社内外の延べ1175名の利用者が「まなびの森」を訪れ、そのうち、428名がボランティア活動に参加しました。2012年度のボランティア活動回数は13回です。

下草刈り

▶ 富士山「まなびの森」へリンク

環境学習支援プロジェクト

2006年度からはNPO法人ホールアース研究所と連携し、地元小中学校の児童・生徒を対象とする「環境学習支援プロジェクト」を継続しています。活動内容は野生生物の観察や五感を使ったゲームなどで、これらの自然を見つめ直す機会を通じて自然の大切さを知ってもらい、これからの未来における新しい自然との共存関係を考えてもらうことを目的としています。2012年度は合計583名の児童・生徒が環境学習に参加しました。さらに、2007年度から実施している児童養護施設の児童を対象とした自然体験プログラムには、2012年度は17名が参加しました。

環境学習支援プロジェクト

植生モニタリング・鳥獣生息調査

専門家による植生のモニタリング、鳥獣生息などの調査も2000年度より継続しており、地域の生物多様性について把握する貴重なデータとなっています。
森を育てるには悠久の月日が必要で、まなびの森も100年の計画です。100年先の未来も継続して行っていけるよう、森づくりや環境活動を通じて、一人でも多くの人に自然の大切さを知っていただく活動を継続していきます。

群馬県との「県有林整備パートナー事業実施協定」の締結

住友林業と群馬県は、2012年7月に「県有林整備パートナー事業実施協定」を締結しました。群馬県は、森林や環境の保全に関心が高い企業・団体と協力して県有林の整備・保全を行う県有林整備パートナー事業を実施しており、「住友林業の家」のオーナーの皆様とともに環境保全活動に取り組んでいる当社群馬支店が、県有林内に「群馬まなびの森」を設定し、県と協働で森林整備を進めていきます。
2012年度は8月と10月に森林整備活動を実施し、枝打ちや間伐などを行いました。オーナーのご家族や、当社社員、協力工事店社員とそのご家族など、「群馬まなびの森」2回の活動で約320名が参加しました。森林の保全には継続的な手入れが不可欠であり、2013年も2回の活動を計画しています。

群馬まなびの森

名木・貴重木を後世に引き継ぐ技術の開発

住友林業は、各地の名木・貴重木を後世に引き継ぐため、原木の性質をそのまま受け継ぐことができるクローン増殖技術の開発に力を注いでいます。
これまで培ってきた挿し木・接ぎ木などの従来のクローン増殖技術に加え、最新のクローン増殖技術である組織培養を活用し、日本各地にある名木・貴重木の増殖に取り組むとともに、独立行政法人森林総合研究所、大学共同利用機関法人国立遺伝学研究所および遺伝学普及会と共同で、桜のDNAデータベースを構築し、高度な個体識別を進めています。個体の識別、種の多様性、生い立ちなどを確実に把握することで、貴重な樹木を次世代へつないでいきます。

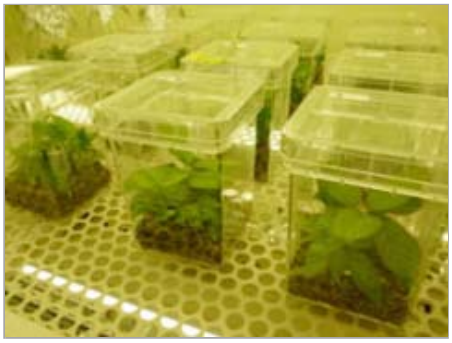

人工土壌で発根した御室桜

無菌条件のビーカーから出された
御室桜の苗木

東北地方の小中学校も参加する「御室桜研究プロジェクト」

京都の総本山仁和寺、住友林業および千葉大学は、京都府文化財保護課の指導のもと、2010年1月に「御室桜研究プロジェクト」をスタートしました。貴重な御室桜を後世へ引き継いでいくためには、遅咲きであることや人の背丈ほどにしか成長しないことなど、その成長に謎が多い御室桜の生態を解明し、その科学的知見を基づく管理技術を開発することが必要です。
2012年2月には、筑波研究所が組織培養法で増殖した御室桜のクローン苗の第1号を仁和寺に里帰りさせ、12月には、土壌や気候条件の異なる複数の場所で試験植栽を開始しました。組織培養法で増殖した苗は、すべてが同一の形質であることから、異なる土壌や気象条件の場所で育てることにより、木が高くならない原因を解明することができると考えられ、試験植栽は、北は北海道から南は宮崎県まで、全国各地で実施しています。東日本大震災により被災した東北地方では、複数の小中学校が研究プロジェクトに参加しており、小中学生が未来を考えるきっかけ、さらには歴史を継承する意義や組織培養という最先端科学に触れる機会を提供しています。

御室桜研究プロジェクト

「京の杜プロジェクト～桜がつなぐ架け橋～」への協賛

住友林業は京都の総本山醍醐寺が主催する「京の杜プロジェクト～桜がつなぐ架け橋～」に協賛しており、2013年3月、学校に桜の苗木を寄贈しました。このプロジェクトは、京都の寺社で大量に発生する落ち葉を有効活用すべく、落ち葉を堆肥化し、できた堆肥で新たな緑を育てる、循環型社会の形成をめざすものです。
醍醐寺は、隣接する醍醐小学校の児童たちに落ち葉拾い、堆肥づくり、桜の育成を担ってもらい、成長した桜を醍醐寺と交流のある東日本大震災の被災地・岩手県宮古市の小学校へ届ける計画です。当社は告知活動への協賛や社員による落葉拾いへの参加、太閤しだれ桜のクローン苗である「太閤千代しだれ」の苗木2鉢の寄贈や環境教室の実施を通じて、醍醐小学校の生徒たちが桜を育てるプロセスを支援しています。今後、成長した1本を宮古市の崎山小学校に寄贈し、京都と宮古市の小学生たちの交流も支援していく予定です。

インドネシアでの「ブロモ国立公園植林プロジェクト」

住友林業は、2008年からインドネシアの林業省と協力し、度重なる森林火災やブロモ山から噴出するガスの影響で荒廃が進んでいた東ジャワ州ブロモ・トゥングル・スメル国立公園での植林プロジェクトを実施しています。この植林プロジェクトでは森林の機能を回復させ、国立公園として地域の人々にとってかけがえのない森づくりをめざしています。また、植林作業には地元住民を積極的に雇用しており、地域住民の雇用創出にもつながる取り組みです。
2012年度までに、395ヘクタールの植林が完了しました。今後も森林の復元をめざし、植林と植栽木の育林作業を継続していく計画です。また、これまでの調査で希少生物の生息が確認されていることから、今後これらの生息状況と植林活動との関係をさらに考察し、計画策定に活かしていきます。

植林プロジェクト

確認された希少種のジャワ豹

公共政策への提言

社会性報告
SOCIAL REPORT

環境問題や社会的課題の改善・解決に向けた提言

住友林業グループは、政府や自治体、産業界などと連携・協力し、深刻化する環境問題や社会的課題の改善・解決に向けた提言を行っています。

2012年度の主な政策提言

団体名	役職	氏名
一般社団法人　日本木造住宅産業協会	会長	取締役会長 矢野 龍
一般社団法人　住宅生産団体連合会	副会長	取締役会長 矢野 龍
株式会社　日本建築住宅センター	社外取締役	取締役会長 矢野 龍
長期使用住宅部材標準化推進協議会	会長	取締役 早野 均
建築研究開発コンソーシアム	理事	
一般財団法人　住宅生産振興財団	理事	
一般社団法人　日本ツーバイフォー建築協会	理事	
日中建築住宅産業協議会	理事	
一般財団法人　サービス付き高齢者向け住宅協会	監事	
公益財団法人　都市緑化機構	会長	取締役会長 矢野 龍
一般財団法人　日本緑化センター	理事	
一般社団法人　日本経済団体連合会　自然保護協議会	副会長	取締役社長 市川 晃
一般社団法人　住宅生産団体連合会　環境委員会	委員長	顧問 能勢 秀樹

団体名	役職	氏名
一般社団法人日本プロジェクト産業協議会　森林再生事業化研究会	委員	
農林水産省林野庁　森林関係の地球温暖化対策を考える会	委員	
一般社団法人　日本林業経営者協会	副会長	顧問 能勢 秀樹
社団法人　海外産業植林センター	理事	
社団法人　林木育種協会	理事	
木質バイオマスエネルギー利用推進協議会	幹事	
中日本合板工業組合	理事	
日本複合床板工業会	理事	
日本プリント・カラー合板工業組合	理事	
一般社団法人　日本経済団体連合会	常任理事・理事	
国連WFP協会	評議員	
東京商工会議所	特別顧問・議員	
大阪商工会議所	代表	
日本ニュージーランド経済委員会（東京商工会議所）	委員長	取締役会長 矢野 龍

環境理念・環境方針

環境報告
ENVIRONMENTAL REPORT

住友林業グループの環境経営

住友林業グループは、経営理念における行動指針のひとつに「環境共生」を掲げ、「持続可能な社会を目指し、環境問題に全力で取組む」ことを定めています。1994年12月に「環境理念」を、2000年10月にはグループ統一の「環境方針」をそれぞれ策定しました。
さらに、2009年度には中期的な環境目標である「環境経営中期計画」を策定。これを年度単位の数値目標として「環境予算」に織り込み、グループ全体でPDCAサイクルを回すことで、環境活動を着実にレベルアップさせています。
また、この「環境理念」「環境方針」については、社員手帳に掲載しているほか、新入社員研修やISO14001内部環境監査員養成講習会、各部署でのミーティングなどで読み合わせの機会を設けるなど、グループの社員一人ひとりへの周知・浸透を図っています。

住友林業グループの環境理念体系

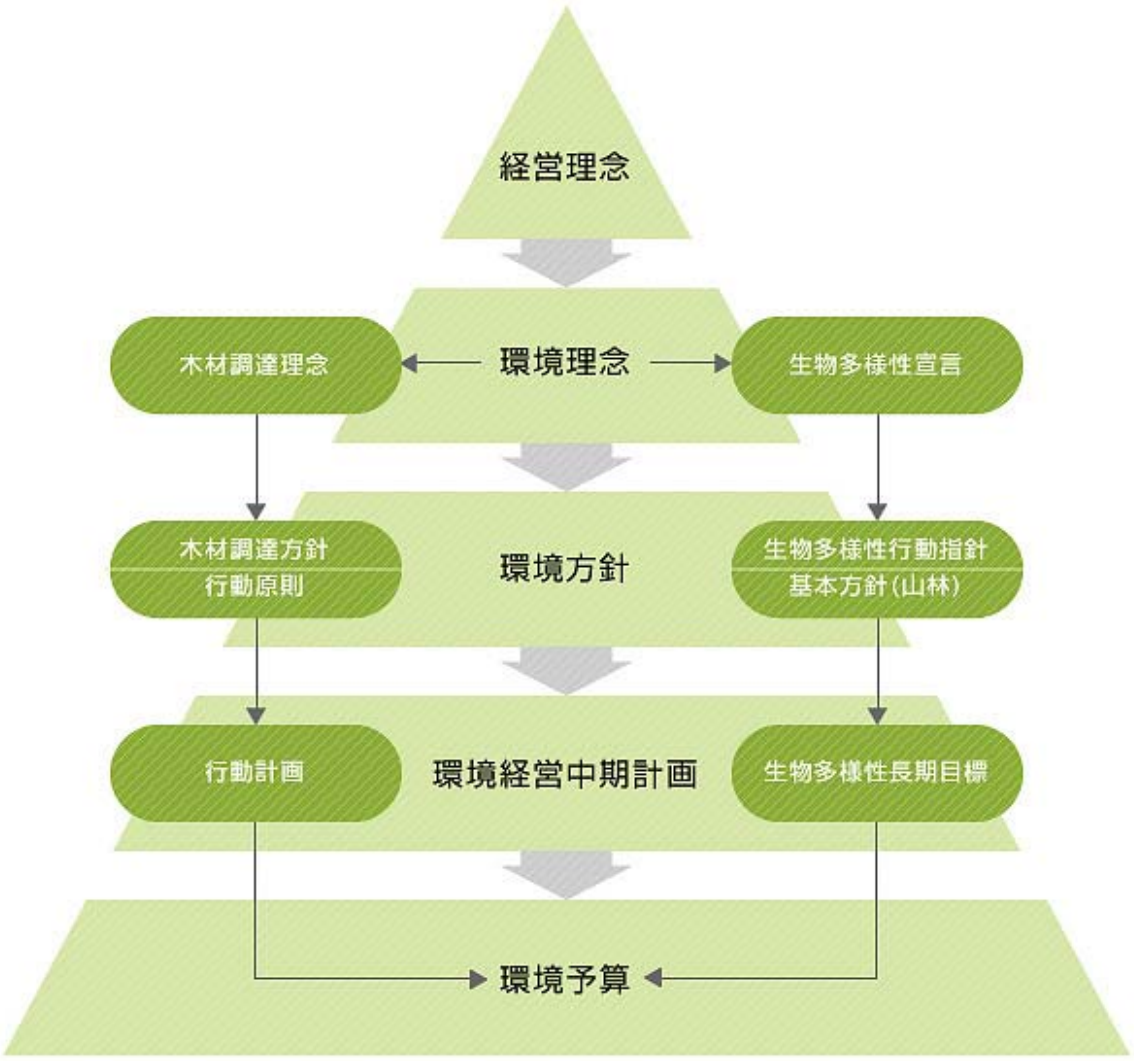

環境理念

住友林業グループは森を育てる実体験を通じて、再生可能な資源として木の素晴らしさと自然の恵みの大切さを学びました。地球の環境を守るという21世紀の重大なテーマに、自然を愛する企業として環境への影響を認識し、環境保全と調和のとれた活力ある企業活動によって社会に貢献します。

環境方針

住友林業グループは、環境と経済を両立させ、地球温暖化防止や生物多様性保全などに配慮した持続可能な社会の形成に積極的に貢献するため、下記を念頭において事業活動を行います。

1. **「木」を軸とした事業展開**
   自然環境と森林機能を維持・向上させる森を育成し、「木」の積極的活用を図ります。

2. **環境配慮商品の開発・販売**
   商品ライフサイクルの観点から、環境面に優れた商品・技術の開発・設計・販売を進めます。

3. **環境負荷の低減**
   環境への直接的、間接的影響を適正に評価し、環境汚染の予防を図ります。

   原材料や資材のグリーン調達と、事務用品等のグリーン購入を推進します。

   廃棄物を適正に処理し、3Rに努め、ゼロエミッションを達成、維持します。

4. **環境行動と環境管理システムの継続的改善**
   環境方針を実践するため、環境予算を設定して取り組みます。

   環境予算および環境管理システムの見直しを年1回以上行い、継続的な改善を図ります。

5. **コンプライアンスの徹底**
   環境関連法規、規則、自主基準、ステークホルダーとの合意事項等を順守します。

6. **環境教育の推進**
   当社グループの事業活動に関わる全ての人たちに環境教育を実施し、自主的な環境行動を推進します。

7. **コミュニケーションの重視**
   環境への取組みを、積極的に公開し、ステークホルダーの意見を尊重しながら、取り進めます。

8. 環境方針の公開と徹底

環境方針を、一般に公開するとともに、当社グループの事業活動に関わる全ての人たちに周知します。

代表取締役 社長　市川 晃

（2010年4月1日改定）

環境マネジメント体制

環境報告
ENVIRONMENTAL REPORT

環境マネジメント体制

住友林業グループは、持続可能な社会の形成をめざす「環境方針」に沿った経営を実践していくために、住友林業の代表取締役社長を環境経営の責任者とする環境マネジメント体制を構築しています。
当社の代表取締役社長の下には、環境経営推進担当執行役員、環境経営推進室長を置き、当社グループの各部門が進める環境活動の進捗状況や課題を定期的に確認することで、環境活動の実効性を高めています。

環境マネジメント体制（2013年4月現在）

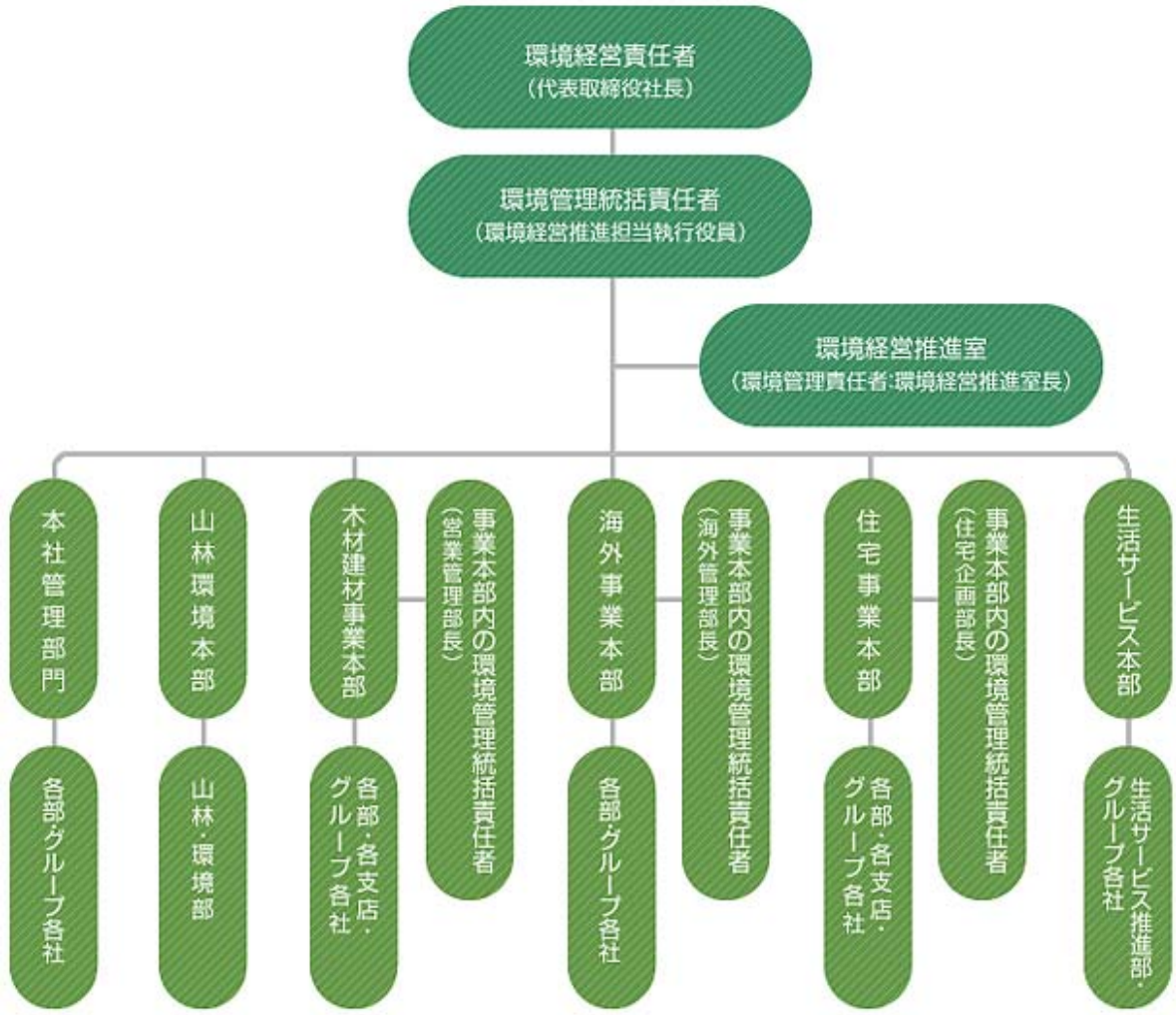

環境マネジメントを担う各責任者の役割

・グループ全社の環境経営責任者…代表取締役社長
・グループ全社の環境管理統括責任者…環境経営推進担当執行役員
・グループ全社の環境管理責任者…環境経営推進室長
・事業本部内の環境管理統括責任者…営業管理部長(木材建材事業本部)、住宅企画部長(住宅事業本部)、海外管理部長(海外事業本部)
・各部署の環境管理責任者…主管者
・環境活動の実務担当者(主管者が任命)…環境推進担当者

ISO14001認証取得状況

住友林業は、1995年度に環境マネジメントシステムを導入し、1997年度には住宅業界でもっとも早く住宅部門でISO14001認証を取得しました。その後、他の部門でも認証取得を進め、2002年度には当社全社で統合認証を取得しました。
また、グループ会社にも統合認証範囲を拡大しており、2013年3月には住友林業ホームテック(株)を認証範囲に加えました。これによって、統合認証の範囲は、当社および国内グループ会社4社となりました。
一方、海外のグループ会社も認証取得を進めています。2012年度までに5社が取得を完了しており、現在、アジア、米国の3社で取得に向けて取り組んでいます。
なお、2013年3月時点における連結対象組織の認証取得割合は79.1%(売上高ベース)です。

住友林業グループISO14001認証取得状況

会社名	取得年月
住友林業（海外を除く）	2002年8月※1
住友林業緑化（株）	2002年11月※2
住友林業ホームサービス（株）	2002年11月※2
住友林業クレスト（株）	2003年9月※2
住友林業ホームテック（株）	2013年3月※2
クタイ・ティンバー・インドネシア（KTI）	2001年7月
ネルソン・パイン・インダストリーズ（NPIL）	2003年7月
リンバ・パーティクル・インドネシア（RPI）	2005年10月
アスト・インドネシア（ASTI）	2007年1月
アルパイン・MDF・インダストリーズ（ALPINE）	2007年2月

※1 1997年より、各部門で順次認証を取得し、全社で統合認証を取得
※2 住友林業の統合認証範囲を拡大して取得

外部認証機関による審査

国内のISO14001統合認証範囲の各社では、認証機関である日本検査キューエイ（株）による年1回の定期審査を受けています。2012年度は、6月～7月に4社27部署が定期審査を受審し、2013年2月には住友林業ホームテック（株）を認証範囲に加えるための変更審査を同社25部署が受審しました。審査の結果、不適合はありませんでしたが、定期審査で21件、変更審査で35件の改善アドバイスがありました。これらアドバイスに対しては1件ずつ改善方法を検討して個別に対応するとともに、グループ各社に共通する課題を抽出し、通知などで共有を図りました。

内部環境監査

ISO14001統合認証範囲の各社では、外部認証機関による審査とは別に、内部環境監査を定期的に実施しています。内部環境監査は、社内の内部環境監査員養成講習会を修了し、試験に合格した社員（内部環境監査員）が行っています。
2012年度は107部署を対象に内部環境監査員が取り組みの評価と改善提案、コンプライアンス体制の確認などを実施しましたが、いずれも重大な不適合はありませんでした。軽微な不適合・改善提案については、監査を受けた各部署（被監査部署）で是正処置を講じ、是正報告書を監査部署へ提出し、監査結果は環境経営推進室長から経営層に報告してレビューを実施しました。
また2012年度は、内部環境監査員養成講習会を2回開催し、58名が修了しました。2012年度末現在の修了者数は累計1,250名（うちグループ会社453名）となりました。

環境教育・研修

環境報告
ENVIRONMENTAL REPORT

環境教育・研修体系

住友林業グループは、社員の環境意識を高めるために、さまざまな環境教育を実施しています。環境問題や当社グループの環境取り組みを学ぶe-ラーニングをグループ全社員の必須受講プログラムとしているほか、職種別研修と事業本部やグループ会社が独自に実施する研修を組み合わせ、環境活動に自主的に取り組む社員の育成に努めています。

主な環境教育プログラムと2012年度の受講者数

プログラム	対象	目的	主な内容	受講者数
e-ラーニング	住友林業グループ全社員（経営層含む）	住友林業グループで働く社員として最低限知っておくべき知識の確認	一般的な環境問題や住友林業グループの取り組み	10,846名
新入社員・既卒入社時研修	住友林業グループ新入社員・住友林業既卒入社社員	再生した山林と実際に向き合い、環境について考える機会の提供	• 一般的な環境問題や住友林業グループの取り組み（講義） • 愛媛県新居浜市別子山周辺の社有林の見学（2012年度新卒からは2年目研修で実施）	• 新入社員研修：218名 • 既卒入社時研修：74名（社有林見学：84名）
ISO14001内部環境監査員養成講習会	国内のISO14001統合認証範囲の住友林業グループ社員	内部環境監査を実施するための資格およびスキルの取得	• ISO14001規格および住友林業グループの環境マニュアルの解説 • マニュアルに沿った環境管理業務のケーススタディ • 内部環境監査のロールプレイング	58名

産業廃棄物処理をテーマにした教育

不法投棄される産業廃棄物の約70%が建設系廃棄物といわれており※、その適正処理を行うことは、住友林業グループにとって非常に重要な環境テーマのひとつです。そのため、2012年度は、当社グループで産業廃棄物の管理を担当する社員や工務店の方などを対象に、適正処理やリサイクルについての講義を12回実施し、グループ内から182名、社外から51名が参加しました。

※ 出典:環境省「産業廃棄物の不法投棄等の状況(平成23年度)について」

住宅事業本部の社員への環境教育

住友林業は、2011年度に住宅事業本部の教育・研修を担う「人財開発部」を新設し、人財育成の強化に取り組んでいます。
この人財開発部では、社員がお客様に環境に配慮した「住友林業の家」の特長を的確にお伝えできるよう、住宅事業本部に所属する管理職や入社1年目～4年目の社員などへの環境教育にも力を入れています。各研修では成果を確認するテストを実施し、結果を受講者とその上司にフィードバックすることで、住宅事業本部所属員全体の知識レベルの向上を図っています。

住宅事業本部社員を対象とした環境教育と2012年度の実施回数

プログラム	対象	内容	実施回数
集合型研修	営業、設計生産、総務グループの各管理職・副支店長	環境トピックスの講義・テスト	10回
	営業、設計生産グループの入社1年目～4年目社員		25回

環境リスクマネジメント

環境報告
ENVIRONMENTAL REPORT

環境リスクへの対策

住友林業グループは、気候変動、産業廃棄物の処理、生物多様性、木材の違法伐採など、事業活動において重視すべき環境リスクを洗い出し、それぞれ対策を実施しています。

気候変動

住友林業グループは、CO_2排出量削減のため、「環境経営中期計画」でグループ全社の統一目標を設定しています。目標達成に向け、例えば、オフィス部門では、事務所・展示場での節電や、社有車の低燃費車・低燃費タイヤへの切り替えを推進しています。
また住友林業は、自然のエネルギーを活かした「涼温房」という設計手法を用い、省エネ・創エネ・蓄エネ設備を備えた住宅を提供しているほか、住宅のライフサイクル全体を通じてCO_2排出量をマイナスにする「ライフサイクルカーボンマイナス(LCCM)住宅」の開発に取り組んでいます。
さらに、住友林業グループは、気候変動により木材資源の変化が生じ、資材調達コストが上昇した場合に備えて、早生樹など植栽樹種の研究開発を行いながら、インドネシアやパプアニューギニアなど世界各地で、持続可能な植林事業を展開し、リスクの発生に備えています。

- 事業活動に伴う温室効果ガス排出の削減(P145)
- 商品・サービスを通じた温暖化防止への貢献(P158)
- 森林の保全～木材利用を通じて～(P190)

気候変動が事業運営に及ぼすリスク例

排出量取引制度実施によるリスク

住友林業グループが拠点を置く国のうち、ニュージーランドでは2008年にキャップ・アンド・トレード型の排出量取引制度が開始されています。また、オーストラリアでは2012年7月より炭素価格制度(炭素税)が導入され、2015年には排出量取引制度に移行する予定であるほか、中国やインドネシアでも同様の制度導入の検討が行われています。排出量取引制度の開始によって該当国を拠点とする当社グループ会社に削減義務が課され、未達の場合は、排出権を購入する必要性が生じ、事業コスト増加のリスクがあります。また、国内においては、東京都環境確保条例で一定以上のエネルギーを使用する事業所はCO_2排出量削減の義務を負っており、当社グループが入居するビルのうち、6つが対象となっています。それら事業所の排出量が削減義務量を超えた場合、ビル会社に排出権の購入義務が発生することから、入居者である当社グループに購入コストが転嫁される可能性があります。

地球温暖化対策税導入によるリスク

国内で2012年に導入された地球温暖化対策税（環境税）は、すべての化石燃料に対し、CO_2排出量に応じた税率を課すもので、国内の住友林業グループ全社の事業コストが増加するリスクがあります。

商品やサービスの適応によるリスク

住宅の建設から居住、解体、廃棄までのライフサイクルを通じてCO_2排出量をゼロ以下にすることが可能なLCCM住宅の需要が高まることが予想されます。住友林業グループがそれにいち早く対応できない場合、他社にシェアを奪われるリスクがあります。また、気候が大きく変動した場合、それに備えた住宅の強靭化やアフターサービスが求められるリスクがあります。

生態系の変化などによるリスク

住友林業は、木材を主要な資材としているため、気候変動によって木材資源の枯渇や生育地の変化、それらに伴う規制が設けられた場合は、調達先を変更しなければならないリスクがあります。また、当社の社有林においても、平均気温や年間降水量など気象の変化、風水害、生態系の変化などにより、森林の保全や木材の成長に影響が及ぶおそれがあります。

エネルギー供給不足によるリスク

水力発電由来の電力を利用しているニュージーランドなどでは、降水量の変化により、ダムの水位が低下し水力発電所からの送電が途絶することで、当該国を拠点とする住友林業グループの工場の操業が停止するリスクがあります。

産業廃棄物処理

日本においては、不法投棄される産業廃棄物の約70%が建設廃棄物であるといわれています。住友林業グループでは、産業廃棄物処理は環境リスクの中でも社会や事業に与える影響がもっとも大きいリスクととらえ、適切な処理に努めています。
具体的には、廃棄物処理法および関係法令などを遵守し、産業廃棄物の適正処理、発生抑制、再資源化、再利用を促進することを主な目的とした「産業廃棄物管理規程」を設けています。この規程に基づき、産業廃棄物を排出する当社グループの各事業所において、マニフェストや処理委託の契約内容に関する自主監査を年2回実施しています。監査の結果、是正項目があった場合は適切な対応を実施した上で、産業廃棄物管理体制に基づき提出される報告書によって適正な処理を確認しています。
また、各事業所の管理責任者による委託先の処理場現地踏査を年1回以上実施。2013年度、住宅事業本部では、安全環境室に所属する担当者が全国の処理場約410カ所を現地踏査する計画です。あわせて、住宅事業本部以外のグループ会社の事業所に対して、引き続き、同本部で現地踏査を終えた処理場を利用するよう指導していきます。
さらに、産業廃棄物が適切に処理されていることを把握するため、処理委託業者に電子マニフェストの利用を要請しています。住宅事業本部の支店および新築住宅に関わる産業廃棄物の処理委託業者はすべて導入を完了しており、住宅の解体廃棄物も含めた2012年度の導入率は99.9%となりました。

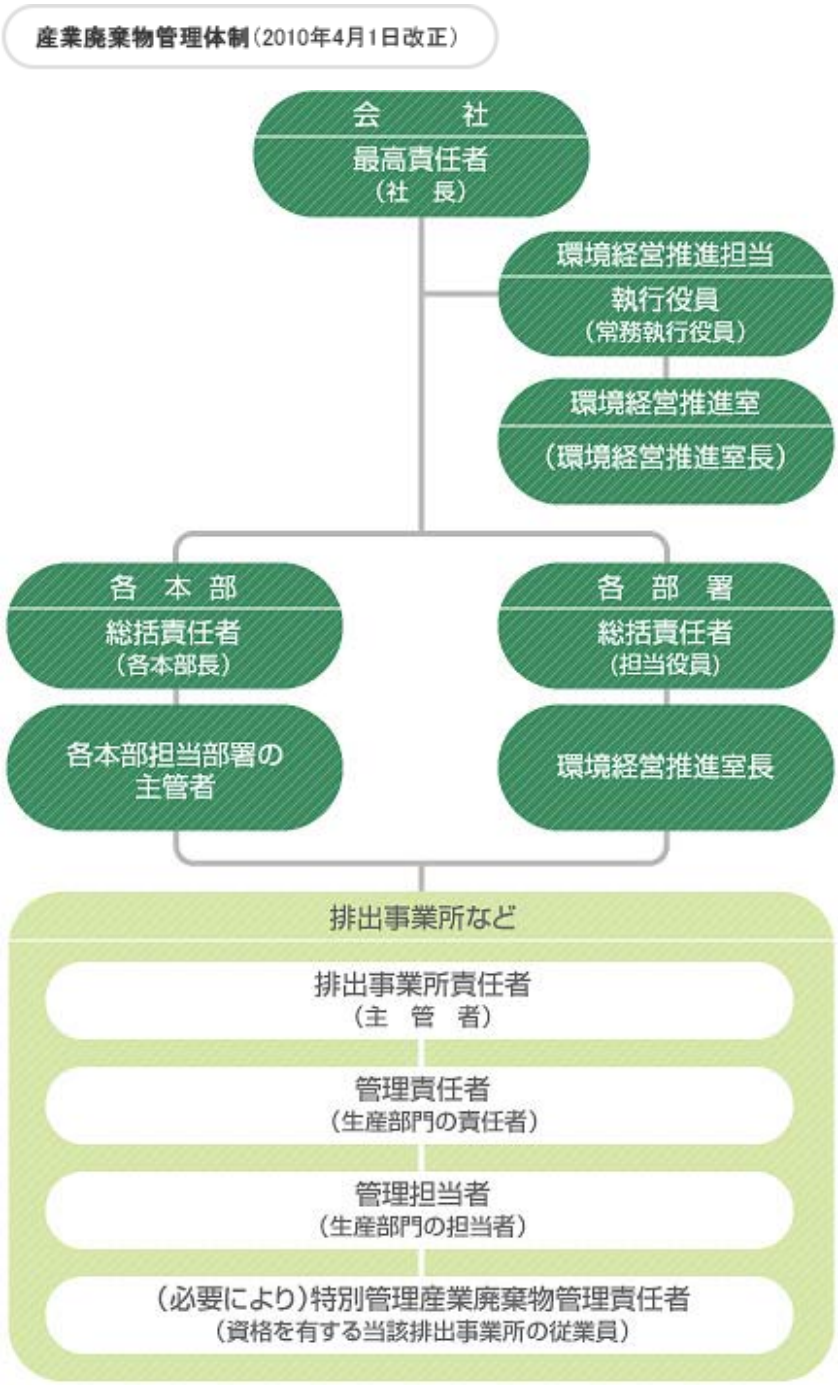

▸ 資源の有効活用（P173）

生物多様性

住友林業グループは、2012年3月に、「生物多様性宣言」と「生物多様性行動指針」「生物多様性長期目標」を制定し、生物多様性への取り組みを推進しています。各部門ではこの長期目標を毎年作成する環境計画「環境予算」に反映するとともに、ISO14001に基づき、関係法令や規制の遵守に努めています。
2012年度は、「生物多様性宣言・行動指針・長期目標」を社員に浸透させるため、社員向けのガイドブックを作成。また、2013年版の社員手帳にもこの宣言や指針、目標を掲載しています。

▶ 生物多様性の保全（P212）

生物多様性の変化が事業運営に及ぼすリスク例

木材の質や量の変化によるリスク

住友林業グループは、創業以来、「木」を軸に事業を展開しており、当社グループが森林から調達する木材の量は国内企業有数です。木は、生物多様性の恵みそのものであり、その恵みが失われれば事業の基盤を失うリスクがあります。また、その質や量が変化するだけでも、それに対応する必要性が生じ、大きなコスト増加要因となります。

関係法令や規制によるリスク

生物多様性の減少を防止する法令や規制の強化が進んでいます。関係法令や規制に対応しなければ、コンプライアンス上のリスクが生じます。例えば、社有林における施業への影響や、木材調達における調達地域、樹種、数量などへの対応、住宅建築においては建築地域、規模、緑化などへの対応などが想定されます。

企業イメージ低下によるリスク

生物多様性への対応を誤った場合は、企業イメージを損ね、売上高などの業績に直接的なダメージを受けることがあります。

資金調達におけるリスク

金融機関などが、環境アセスメントの実施や生物多様性への取り組みを融資の条件にしたり、企業格付機関や投資家などが、企業格付けやSRI（社会的責任投資）において生物多様性への取り組みを評価項目に入れ、評価内容を詳しくしたりする傾向が強まっていることから、資金調達に影響する可能性があります。

木材の違法伐採

住友林業グループは、「木材調達理念」「木材調達方針」に基づく「行動計画」に則り、違法に伐採された木材を取り扱うことがないよう、「木材調達委員会」などで合法性確認を徹底しています。また、2012年7月の木材調達委員会より、海外から直接輸入している木材・木材製品の仕入先すべてを対象に人権や労働安全衛生状況を確認する「CSRアンケート」を開始しており、その調査結果を合法性確認審査の際に参考にしています。この「CSRアンケート」開始に伴い、2013年1月に改訂した「木材調達基準」において、これまでの商品の合法性や環境面の確認に加え、人権や労働安全衛生などについても仕入先企業を評価する際の参考確認項目として定めました。さらに、2015年度を目標年度とする「第3次木材調達行動計画」でもサプライチェーンのCSR対応状況を調査することを掲げています。

- サプライチェーンにおけるCSRの徹底（P50）
- 森林の保全～木材利用を通じて～（P190）

違法伐採木材の取り扱いが事業運営に及ぼすリスク例

関係法令や規制によるリスク

EUの欧州連合木材規制法やアメリカの改正レイシー法など、世界各国で違法伐採木材の排除に向けた法令や規制の強化が進められています。住友林業グループがそれらの関係法令や規制に適切に対応できなかった場合は、コンプライアンス上のリスクや損害賠償などが発生する可能性があります。

企業イメージ低下によるリスク

当社グループが違法伐採木材を取り扱った場合は、企業イメージを損ね、売上高などの業績に直接的なダメージを受けることがあります。

土壌汚染

土壌汚染は、目に見えない地下で汚染物質が蓄積・拡散するなどの理由から、発見が困難です。住友林業グループでは、社有地や管理地の土壌汚染対策をはじめ、分譲住宅事業における土地売買においては新規土地購入検討時に土壌汚染の自主調査を行うことを標準化し対応しているほか、2011年度には「土壌汚染リスク対策ガイドブック」を作成しています。
こうした中、2008年度に住友林業クレスト（株）鹿島工場で自主的な土壌汚染調査を行った結果、地下水において基準値をわずかに超えるVOC（揮発性有機化合物）汚染が確認され、2009年度に土壌浄化を実施しました。その後、継続してモニタリング管理を実施し、2012年10月の採水・分析では、定量下限値未満（存在したとしても測定可能な最小値に満たないもの）に浄化されたことを確認しました。

水質汚染

水質汚染は、汚染物質により、飲料水などを通じて人間の健康に直接被害を与えたり、河川や湖沼、海洋などに住む生物の生育環境に影響を与えたりするリスクがあります。水質汚濁防止法の特定施設に該当する住友林業クレスト(株)第二九州工場では、工場内の排水処理施設からの排水について、自社での水質検査を週2回、社外測定機関に委託した検査を月2回実施。検査結果は、半年ごとに地方自治体などに報告しています。また、県による採水・検査を年2回、市による採水・検査を年数回受けていますが、2012年度、いずれの検査においても排水基準値以下であることが確認されました。
あわせて、毎年実施している緊急時対応訓練で漏洩事故対応訓練も実施しています。

▶ 有害化学物質の管理(P223)

有害化学物質による汚染

有害化学物質は、人間の健康や環境に大きな影響を与えるほか、災害発生のリスクがあります。住友林業グループは、有害化学物質の使用量と排出量を把握して適切に管理するとともに、使用量の削減に取り組んでいます。
また、大気汚染防止法に適切に対応し、大気汚染の防止に努めています。ボイラーを設置している住友林業クレスト(株)の名古屋、新居浜、九州の各工場では、同法に基づき、NOx、SOx、ばいじんの排出量と濃度を定期的に測定し、基準値の遵守に努めています。
2011年度、住友林業クレスト(株)新居浜工場のボイラーにおいて、ばいじん濃度が基準値をわずかに超える事態がありました。これに伴い、基準値を超えた場合は、異常事態として直ちに報告ルートに則って報告するとともに、ばいじんが発生しにくい、最適な燃焼条件の検討・測定を行ったほか、運転マニュアルと環境測定時マニュアルを作成しました。2012年度は、送風口の改修工事を行い、現在は基準値未満で操業しています。

▶ 有害化学物質の管理(P223)

騒音・振動

住友林業は、住宅の建築工事における騒音・振動の防止に努めています。騒音・振動に関する苦情が寄せられた際には、その状況などを記録するとともに、グループ全体で情報を共有し、類似事例の再発防止につなげています。
また、住友林業クレスト(株)では、各工場の敷地境界線における騒音が基準値未満であることを確認するため、定期的に測定を行っています。
2012年度は、環境に重大な影響を及ぼすような近隣の方々からの騒音・振動による苦情はありませんでした。

グリーン購入の推進

環境報告
ENVIRONMENTAL REPORT

グリーン購入率の向上

住友林業グループは、グリーン購入法の趣旨を踏まえ、2006年に「住友林業グループ 事務用品・社有車購入ガイドライン（グリーン購入ガイドライン）」を制定し、環境負荷の低い文房具やOA機器、社有車の購入を推進しています。当社グループのグリーン購入率を定期的に確認し、比率の低い部門については啓発を行うなど、グループ全社のグリーン購入率向上をめざしています。

事務用品のグリーン購入

毎年事務用品のグリーン購入率に関する目標を設定するとともに、実績を社内WEBの掲示板で毎月公開し、各部門の取り組みを促進しています。2012年度の住友林業のグリーン購入率は70.1%でした。

社有車のグリーン購入

社有車（貨物車輌を除く全乗用車）については、ハイブリッド車をはじめとする低燃費車を「標準車種」と定め、それへの切り替えを順次進めています。また、低燃費タイヤの導入も積極的に推進しています。標準車種の設定は、コストおよび環境配慮の視点から年1回を目途に見直しており、2012年3月には「第3のエコカー」と呼ばれるガソリン低燃費車も標準車種に加えました。
こうした取り組みの結果、2012年度の住友林業グループの新規契約車輌の標準車種導入率は92.0%で、前年度と比べ4.2%上昇しました。また、2013年3月時点における当社グループの既存契約車輌を含めた全社有車に占める標準車種台数の割合は71.7%で、前年度から9%増加しました。

低燃費私有車持込に対する補助金の増額

住友林業は低燃費車の利用促進のため、2013年3月、当社で定めた基準※に基づき、住宅営業に使用する私有車が低燃費車の場合は、社員への補助金（手当）を通常の25,000円から40,000円に15,000円増額することを決定しました。

※ カタログ上の燃費がJC08モードで25.0km/L以上（10・15モードでは30.0km/L以上）の内燃機関を有する自動車（ガソリン車・ハイブリッド車含む）

事業活動に伴う環境負荷

環境報告
ENVIRONMENTAL REPORT

マテリアルバランス

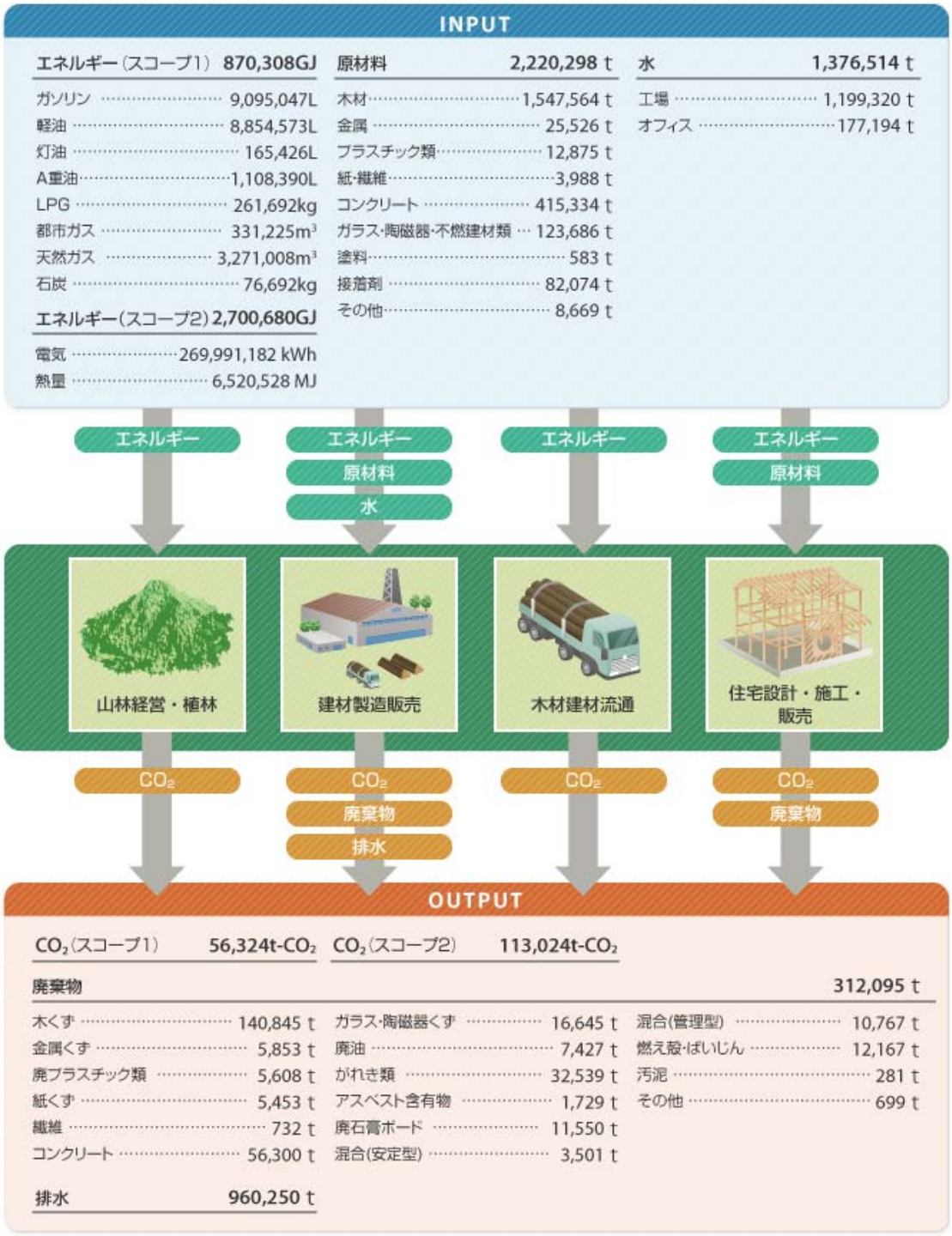

※ 住宅展示場のCO₂排出量のうち、2012年度は3,056tの、オフセット・クレジット（J-VER）制度で発行された森林吸収クレジットを使用して、オフセットを実施

CO_2排出量の公表方法について

住友林業グループは、2012年度より、事業活動に伴うCO_2排出量について、国際的に広く用いられている温室効果ガス算定基準「GHGプロトコル」に準拠したスコープ別※の数値把握を開始しています。

※ スコープ1：自社の燃料使用などによる温室効果ガスの直接排出。例）社有車のガソリン使用に伴うCO_2排出量
スコープ2：購入した電力・熱による温室効果ガスの間接排出。例）オフィスの電力使用に伴うCO_2排出量
スコープ3：サプライチェーンの温室効果ガス排出量。例）販売した製品の使用時のCO_2排出量

▶ 事業活動に伴う温室効果ガス排出の削減（P145）

新築住宅1棟の施工に関わる環境負荷

INPUT

エネルギー	25,192MJ	原材料	75.83t
電気	282.1kWh	木材	14.16t
ガソリン	415.6L	金属	2.49t
軽油	213.7L	プラスチック類	1.08t
		紙・繊維	0.15t
		コンクリート	44.75t
		ガラス・陶磁器	13.18t

OUTPUT

CO_2	1,658kg-CO_2	新築系廃棄物	4.53t
		廃プラスチック類	0.39t
		紙くず	0.49t
		木くず	0.97t
		金属くず	0.08t
		ガラス・陶磁器くず	0.66t
		がれき類	0.80t
		廃石膏ボード	0.86t
		混合（管理型）	0.27t

ライフサイクルアセスメントの推進

住友林業グループは、商品の環境負荷の把握を目的に、東京農工大学の協力のもと、2006年度にライフサイクルアセスメント（LCA）※1調査を実施しました。その後、個別商品のカーボンフットプリント（CFP）※2表示や、戸建住宅のLCA調査などに取り組んでいます。例えば、インドネシアのグループ会社であるリンバ・パーティクル・インドネシア（RPI）では、自社で製造・販売するパーティクルボード（PB）について、原材料の製造・輸送から製品の製造に至るまでのLCA調査を実施し、その結果をもとに、PBにCFPを自主表示しています。
また、2012年度は、より環境負荷の低い戸建住宅の開発に向け、東京農工大学や建材メーカーの協力を得て、筑波研究所で木繊維断熱材や熱処理木材のLCA調査を実施しました。
2013年度は、2012年度の結果をもとに、調査対象となった木質部材を使用した住宅モデルの評価を予定しています。

RPIは2009年からパーティクルボードのCFP表示を開始
（木材製品ではインドネシア企業初）

※1 製品のライフサイクル（原材料調達、製造、輸送、販売、使用、再利用、廃棄までの全段階）における環境負荷を総合して評価する方法
※2 製品・サービスのライフサイクル全般で排出する温室効果ガスをCO_2に換算して表示するしくみ

山林での原木生産・輸送に関するインベントリ調査

木材は、再生可能な資源であること、加工に要するエネルギー消費量が他の材料と比べて少ないことなどから、環境にやさしい材料とされています。しかし、そのことを定量的に示すデータは限られており、他の材料との詳細な比較評価は困難な状況にあります。
そこで、住友林業は2003年から、東京農工大学大学院服部研究室と共同で、国産材原木の平均的な環境負荷の算出と、その環境影響の低減に向けた基礎的な知見の蓄積を目的に、当社社有林で生産される原木のインベントリ調査※を実施。順次その分析を進め、2012年3月には、それまでの成果をとりまとめて日本木材学会で発表しました。

※ 製品のライフサイクル（原材料調達、製造、輸送、販売、使用、再利用、廃棄までの全段階）を通じてエネルギーや材料の投入量と排気ガスや廃棄物の放出量を算出する調査

インベントリ調査の概要

・調査対象施業エリア

北海道紋別地区、愛媛県新居浜地区、宮崎県日向地区の20カ所、359ヘクタール

・主な調査結果

1. 国産原木が生産される過程のうち収穫作業におけるCO_2排出が大部分を占めること
2. 収穫作業におけるCO_2排出量は、「作業方法（使用機械）」「施業面積あたりの収穫材積」「施業者」の違いに影響を受けること
3. 国産原木1m^3あたりのCO_2排出量は11.1kg
4. 国産原木1m^3の生産までにおける社会コスト※は70.6円

※ 製品のライフサイクルで発生する環境負荷に対するコスト

環境経営中期計画

環境報告
ENVIRONMENTAL REPORT

環境経営中期計画の位置付け

住友林業グループは、2005年12月に策定した「環境経営中期方針」に替え、2009年12月、当社グループにおける環境経営の目標として「環境経営中期計画」を策定しました。5年後のあるべき姿を検討し、従来の“方針”ではなく、グループ全社と各事業本部および主要グループ会社が達成すべき具体的な“目標値”を設定しました。
商品（顧客）、業務改革（社内・取引先）、人財育成（社員・取引先）、コミュニケーション（業界・一般）などの視点で掲げた施策を推進することで、“真の環境経営”を実現します。

住友林業グループ 環境経営中期計画（主要目標抜粋、2013年4月1日改訂版）

全グループ統一目標					
推進部署	環境影響分野	基本戦略（目標）	評価指標・目標数値	2012年度実績	2014年度目標数値
環境経営推進室	地球温暖化	CO_2排出量の削減（オフィス部門：製造会社を除く）	2006年度比CO_2排出量総量削減率（%）	11.6%削減	12%削減（2010年目標数値の維持継続）
		CO_2排出量の削減（国内製造会社部門）	（旧目標）※1 2006年度比CO_2売上高原単位排出量削減率（%）：オフィスを含む国内製造会社全体 ※ 各工場は自主設定原単位で運用 ※ 進捗管理指標として、2006年度比CO_2排出量総量削減率（%）を併用	16.7%増加	8%削減
			（新目標）※1 2006年度比CO_2排出量総量削減率（%）：オフィスを含む国内製造会社全体	13.7%削減	12%削減
		CO_2排出量の削減（海外製造会社部門）	各国のCO_2削減目標等の国情に応じ各会社ごとに設定	–	–

全グループ統一目標					
推進部署	環境影響分野	基本戦略（目標）	評価指標・目標数値	2012年度実績	2014年度目標数値
環境経営推進室	資源消費・資源循環、産業廃棄物	ゼロエミッションの達成	ゼロエミッションの達成 ※ 定義：国内製造工場ならびに新築現場から発生するすべての産業廃棄物について単純焼却・埋立処分を行わない ※ 対象部門：住宅事業本部、住友林業緑化（株）（住宅緑化）、スミリンサッシセンター（株）、（株）住協、住協ウィンテック（株）、住友林業クレスト（株）、スミリン農産工業（株）、住友林業ホームエンジニアリング（株）	89.6%	ゼロエミッションの達成

山林環境本部の目標					
推進部署	環境影響分野	基本戦略（目標）	評価指標・目標数値	2012年度実績	2014年度目標数値
山林・環境部	資源消費・資源循環、生物多様性、その他	持続可能な森林の普及・拡大	新規取得等による経営管理山林の森林認証カバー率	100%	100%
	生物多様性、その他	林業経営と生物多様性の維持・保全を両立する山林経営の確立	社有林でのモニタリング調査実施（基礎資料の収集と把握：2008～2011年）2012年以降、データ比較分析に基づき、順次、地域毎の具体的な数値目標を策定	数値目標の策定検討	4ヶ所／4ヶ所2012年以降具体的数値目標策定

木材建材事業本部及び主管関係会社の目標					
推進部署	環境影響分野	基本戦略（目標）	評価指標・目標数値	2012年度実績	2014年度目標数値
国際流通営業部	資源消費、生物多様性	持続可能な木材の取扱い増※2	森林認証材及び植林木取扱比率	–	直輸入材全体68%（2015年度）
				原木69%	原木80%（2015年度）
				製品66%	製品70%（2015年度）
				輸入合板42% MDF（植林木）99%	輸入合板50% MDF 97% （2015年度）
	資源消費	木質資源の有効活用※2	バイオマス発電向けを含む燃料用木質チップ取扱量（2011年度比）	3%増加	10%増加（2015年度）
木材建材部	地球温暖化、資源消費・資源循環	環境配慮型建材の取扱い増	環境配慮型建材取扱量	エコキュート3,198台	エコキュート6,000台
住友林業フォレストサービス（株）	資源消費、地球温暖化	国産材の利用促進※2	国産材取扱量（2011年度比）	6%減少	71%増加（2015年度）
住友林業クレスト（株）	地球温暖化、資源消費	持続可能な木材の利用推進※2	植林材・森林認証材・国産材の使用比率	55%	64%（2015年度）

海外事業本部及び主管関係会社の目標					
推進部署	環境影響分野	基本戦略（目標）	評価指標・目標数値	2012年度実績	2014年度目標数値
海外資源・製造部	資源消費・資源循環、生物多様性	持続可能原材料の使用拡大 ※ 持続可能原材料：植林木、認証材、廃木材	木質原材料における持続可能木材使用比率（NPIL、ALPINE、KTI、RPI、FSW合計）	90%	100%
海外住宅・不動産部	資源消費・資源循環、住環境（その他）	環境に優しい住宅の普及	一定の環境基準を満たした住宅の販売比率（棟数）（SFC HOME、Paragon、Henley合計） ※ 一定の環境基準：北米、オーストラリア＝各国の基準、中国＝独自基準	比率：95%	比率：90%

住宅事業本部及び主管関係会社の目標					
推進部署	環境影響分野	基本戦略（目標）	評価指標・目標数値	2012年度実績	2014年度目標数値
資材物流部 営業推進部 商品開発部	地球温暖化、資源消費・資源循環、その他	国産材の振興・利用拡大 ※2	国産材使用比率 対象：戸建注文住宅使用木材（構造材＋羽柄材）	55%	60% （2015年度）
まちづくり営業部	資源消費・資源循環、地球温暖化	環境共生のまちづくり推進	次世代省エネ採用棟数（着工ベース）	100% （178棟／178棟）	100%
住友林業緑化（株）	生物多様性、住環境（住宅緑化）	生物多様性に配慮した住宅緑化の推進	自生種の植栽本数	27,680本	35,000本
住友林業ホームサービス（株）	資源消費・資源循環、産業廃棄物	住宅の再利用促進	スムストック住宅取扱件数	22件	12件

※1 現況に合わせた数値目標で管理するため、2013年度より目標を「2014年度のCO_2排出量総量を2006年度比で12%削減」に変更しています。

※2 「第3次木材調達行動計画」と同内容のため、目標年度は2015年度です。

事業活動に伴う温室効果ガス排出の削減

環境報告
ENVIRONMENTAL REPORT

住友林業グループの2012年度CO_2排出量実績

近年、温室効果ガス排出量に関する情報開示は「自社の燃料使用などによる直接排出」や「購入した電力・熱による間接排出」だけでなく、自社が関わるサプライチェーン全体の排出量を把握し、公表することが求められるようになってきています。国際的に広く用いられている温室効果ガス算定基準「GHGプロトコル」でも、これらを「スコープ1※1」「スコープ2※2」「スコープ3※3」と分類して開示することを求めています。
住友林業グループは、国際的な潮流を踏まえ、2012年度より、GHGプロトコルに準拠したスコープ別の数値把握を開始しました。今後は、順次サプライチェーンのCO_2排出量であるスコープ3のカテゴリやバウンダリーを広げていく計画です。

※1 自社での燃料使用などによる温室効果ガスの直接排出。例）社有車のガソリン使用に伴うCO_2排出量
※2 購入した電力・熱による温室効果ガスの間接排出。例）オフィスの電力使用に伴うCO_2排出量
※3 サプライチェーンの温室効果ガス排出量。例）販売した製品の使用時のCO_2排出量

住友林業グループのCO2排出量（2012年度）

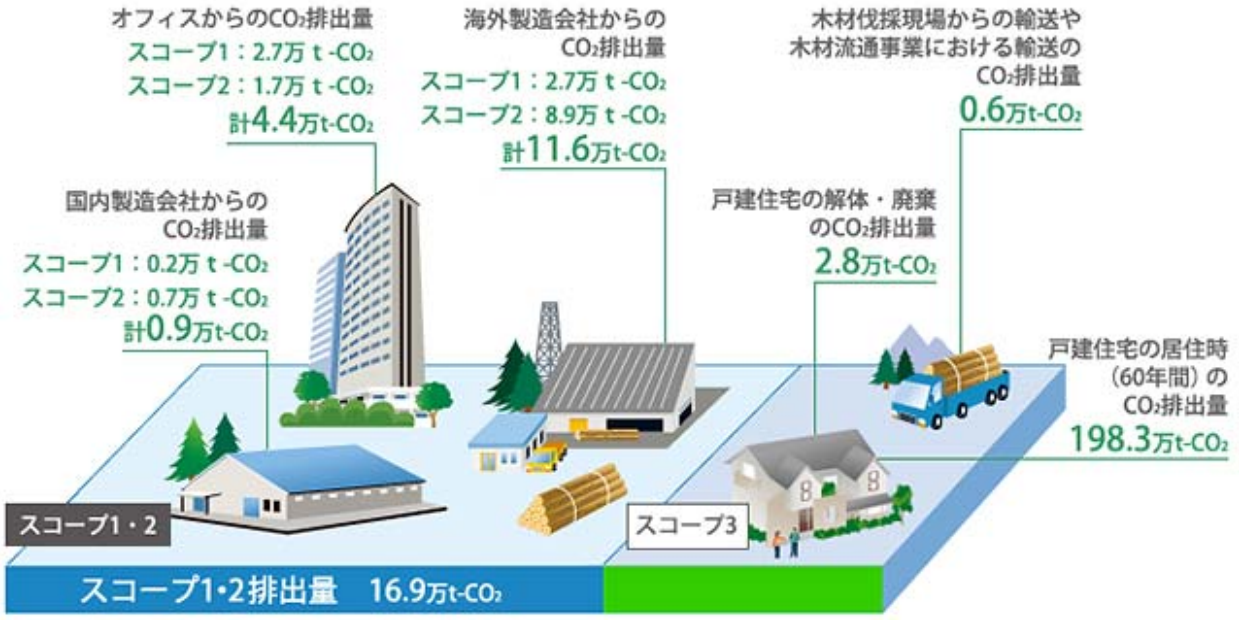

スコープ1・2のCO₂排出量推移

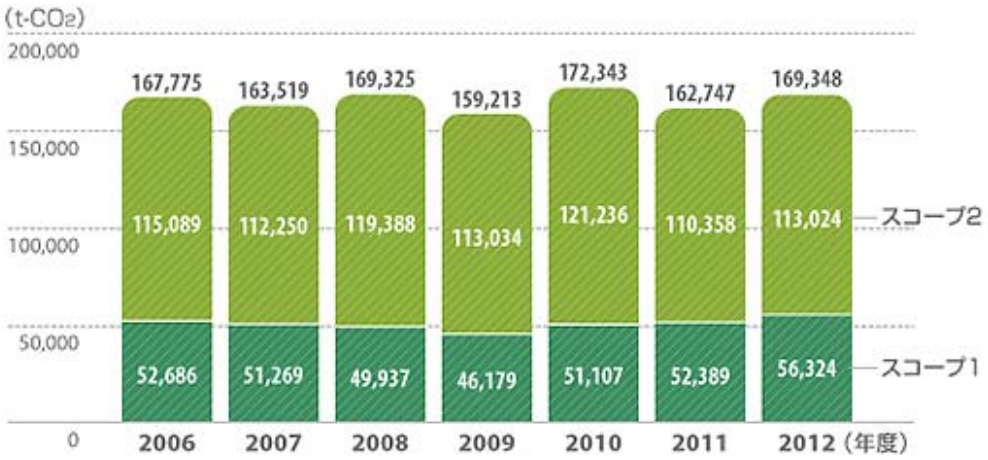

住宅展示場のCO₂排出量のうち、2010年度は1,590トン、2011年度は2,542トン、2012年度は3,056トンの、オフセット・クレジット（J-VER）制度で発行された森林吸収クレジットを使用して、オフセットを実施

スコープ3のカテゴリ別排出量（2012年度）

カテゴリ※	当社算定対象	排出量
カテゴリ4 （上流の輸送・流通）	木材伐採現場からの輸送、木材流通業における輸送	5,576t-CO₂
カテゴリ11 （販売した製品の使用）	戸建住宅の居住時（60年間）	1,983,147t-CO₂
カテゴリ12 （販売した製品の廃棄処理）	戸建住宅の解体・廃棄	28,473t-CO₂

※ 住友林業グループは、スコープ3の15カテゴリのうち、まずは、当社事業に関わりの大きいものから算定を開始しています。

▶ CO₂排出量集計の範囲と方法について（P155）

住友林業グループのCO_2排出量の削減目標

住友林業グループは、「環境経営中期計画」において2014年度までのCO_2排出量削減をグループ全社の統一目標として位置付けています。「オフィス部門」「国内製造会社部門」「海外製造会社部門」それぞれで数値目標を設定し、排出削減に向けた施策を推進しています。

環境経営中期計画　CO_2排出量削減目標

オフィス部門:	2010年度までに排出量総量で2006年度比12%削減し、2014年度まで維持
国内製造会社部門※:	2014年度までに売上高原単位で2006年度比8%削減（オフィスを含む会社全体） 各工場は自主設定原単位で目標設定する。また、進捗管理指標として、2006年度比CO_2排出量総量削減率を併用する
海外製造会社部門:	現地の法規制・方針を考慮した上で、各工場別目標（排出量総量・売上高原単位・各工場に応じた目標管理指標）を設定

※ オフィス部門と同様に排出量総量で管理するため、2013年度より目標を「2014年度のCO_2排出量総量を2006年度比で12%削減」に変更します。

オフィス部門（国内外製造系会社以外のグループ会社）

2012年度は、節電や社有車の低燃費車・低燃費タイヤへの切り替えに取り組んだ結果、CO_2排出量は32,189t-CO_2となり、基準年度比で11.6%削減となりました。
ガソリン使用によるCO_2排出量がオフィス部門全体の約50%を占めるため、2013年度は、エコドライブ講習への費用補助による参加を一層促して社員の意識向上を図るなど、ガソリン使用量削減の取り組みを進めていきます。また、住友林業では、2013年3月に住宅営業に用いる社員の私有車のうち、低燃費車への手当を増額することを決定しており、今後、低燃費車の利用を促進していきます。

▶ グリーン購入の推進（P133）

オフィス部門排出量（t-CO_2）

2006年度（基準年度）	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
36,418	36,857（1.2%増）	34,841（4.3%減）	33,403（8.3%減）	34,055（6.5%減）	32,539（10.7%減）	32,189（11.6%減）

実績数値の（ ）内は2006年度比の増減率
対象を基準年（2006年度）の組織に合わせた数値

夏期・冬期の節電・省エネ

電力使用がピークに達する2012年7月～9月の3カ月間、国内グループ全社の住宅展示場を含むオフィス系事業所を対象に「電力使用量を2010年比15%削減する」ことを目標に、省エネ活動に取り組みました。特に電力事情の厳しさが予想されていた西日本エリアは対応を強化。住友林業では、環境経営推進室が関西の主な支店に対し、2011年度の節電結果を踏まえた対策を提案しました。また、6月の「環境月間」と夏期節電期間（7月～9月）をつなげた4カ月間を「ノー残業デー強化期間」として、事業所の照明の一斉消灯による節電を主な目的とした「パーフェクトノー残業デー」を毎月1回実施しました。さらに本社部門では、2011年度に続き、夏期に休日の曜日振り替えや休暇の一斉取得を行いました。
一方、冬期においては、いずれの電力会社管内でも必要とされる予備率を確保できる状況にあったため、数値目標を設定した活動は行いませんでしたが、グループ全オフィス系事業所で未使用エリアの照明の消灯や待機電力の削減など、節電活動に継続して取り組みました。
その結果、2012年度は、オフィス系事業所の電力使用量は2010年度比12.6%削減となりました。ただし電力のCO_2排出係数の悪化の影響で、CO_2排出量は2010年度比0.1%増加、2011年度比では13.5%増加となりました。
今後も、通年で基本的な節電活動を継続するとともに、政府の電力需給見通しなどを参考にしながら数値目標を設定して取り組んでいきます。

低燃費車・低燃費タイヤの導入とエコトレーニングの奨励

住友林業グループは、各社が使用する社有車（貨物車輌を除く乗用車）のガソリン使用量を削減するため、2009年度から低燃費タイヤへの切り替えを進めています。
また同時に、「住友林業グループ 事務用品・社有車購入ガイドライン（グリーン購入ガイドライン）」で、ハイブリッド車や“第3のエコカー”といわれるガソリン低燃費車を標準車種として定め、切り替えを進めています。2012年度に更新された社有車のうち標準車種導入率は92%となりました。さらに、（社）日本自動車連盟（JAF）が実施するエコドライブ講習「エコトレーニング」などの外部講習を利用することを奨励しており、2009年度から累計30名が受講しています。

エコトレーニング

「オフセット・クレジット（J-VER）制度」の活用

環境省は、2008年、地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出量を削減、もしくは吸収する国内のプロジェクトを対象に、その削減・吸収量をカーボン・オフセット用のクレジットとして認証する「オフセット・クレジット（J-VER）制度※」を創設しました。2009年3月には林業再生を目的とした国内プロジェクトを対象にCO_2吸収量がクレジット（J-VER）として認められることとなりました。
住友林業でも、「当社の持続可能な森林経営に対する評価を高め、社有林に新たな価値を付加する」「クレジットを活用して、日本における森林経営の採算性を向上させる」ことなどを目的に、J-VER制度に参画しました。以来、この制度を活用し、他社だけではなく、当社の事業活動において排出されるCO_2をオフセット（相殺）しています。

※ J-VER制度は2013年4月より、国内クレジット制度と統合して「J-クレジット制度」となりました。

住宅展示場でのCO_2排出量をオフセット

住友林業では、2010年10月より、全国の住宅展示場約300棟で使用された電気などによって排出されるCO_2を、社有林で創出されたクレジット（J-VER）を活用してオフセットする自主的な取り組みを行っています。オフセットの対象期間は、2010年10月～2014年3月です。2012年4月に2011年度分として2,542t-CO_2をオフセットしました。

「住まい博」でのCO_2排出量をオフセット

2012年2月に東京、名古屋、大阪で開催した「住まい博2012」において、各会場での電気・ガス・水道使用によって排出されたCO_2（3会場合計で63t-CO_2）を、同年4月に自社のオフセット・クレジット（J-VER）によりオフセットしました。

▶ 商品・サービスを通じた温暖化防止への貢献（P158）

国内製造会社部門（住友林業クレスト（株）・スミリン農産工業（株））

住友林業クレスト（株）とスミリン農産工業（株）の2012年度実績は、売上高原単位で基準年度比16.7%増加、CO_2排出量総量で13.7%削減となりました。
住友林業クレスト（株）の鹿島工場で外注していた建具の内製化や、同社新居浜工場での重油ボイラーの通年操業開始による影響などで排出量が増え、減収による影響が重なって、原単位では基準年度目標の8%削減から大きく後退しました。

国内製造会社部門売上高原単位（t-CO_2／百万円）

2006年度（基準年度）	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
188.8	210.9（11.7%増）	221.1（17.1%増）	231.6（22.7%増）	234.1（24.0%増）	216.7（14.8%増）	220.3（16.7%増）

実績数値の（ ）内は2006年度比の増減率

省エネ照明の導入と省エネ診断の受診

住友林業クレスト（株）の鹿島工場は、事業所1階の照明器具を高性能反射板使用の単台形照明器具に交換するとともに2012年度に完成した検証棟にCCFL※照明を設置しました。その結果、事務所1階は消費電力が約50%削減となり、検証棟の照明は消費電力と寿命がLED並みとなりました。
また、九州工場では2012年4月に（財）省エネルギーセンターの省エネ診断を受診。いただいたアドバイスに基づき、以下の3つを実施しました。

1. 生産設備のレイアウト変更と合わせて集塵ダクトの見直しを実施し、集塵モーターを3基から2基に削減
2. エアー配管からのエアー漏れに対する補修を実施し、コンプレッサーの稼働頻度を削減
3. 事務所および工場内照明の一部を高効率照明に交換

これらの取り組みによって電気消費のロスを抑え、最大電力のピークカットを行うことができました。
今後、各工場の成果を活かして、そのほかのエリアにも順次広げていく予定です。

住友林業クレスト（株）鹿島工場での省エネ取り組み

※ CCFL（Cold Cathode Fluorescent Lamp／冷陰極管）の略称。一般蛍光灯と比べて消費電力やCO_2排出量を約20%～40%削減することが可能です。

原料移送方法の見直しと低燃費型フォークリフトの導入

スミリン農産工業(株)は、浄水場で発生した土を原料とした培養土を生産・販売しています。2011年3月の東日本大震災により発生した原発事故後に、従来千葉県の佐倉工場で使用していた、周辺浄水場の発生土が国の放射線量の基準値を超えたため、以後使用を中止しています。そのため、愛知県にある飛島工場から佐倉工場へ発生土の移送を行っています。2012年2月にこの移送方法を見直し、フレコンバッグ※に充填していた従来の方法から、直接トラックに土を入れて運ぶバラ積みに変更したことで、飛島工場のフレコンバッグ充填作業に伴う電力および灯油使用量の削減を図りました。さらに2012年11月には、飛島工場のフォークリフトに燃費効率の良い車輌を導入し、軽油使用量の削減を図りました。それらの結果、飛島工場の2012年度のCO_2排出量は172,150kg-CO_2となり、前年度と比べて約14,000kg-CO_2削減しました。そのほかにも、2012年10月に本社事務所や研究開発室で使用する蛍光灯を減らし、全社員に省エネを意識付けました。
今後は、佐倉工場でも作業車更新時に燃費効率の良い車輌を導入するなど、省エネに向けた取り組みを積極的に実施していきます。

※ 粉末状の荷物を運搬する袋状の包材

海外製造会社部門

インドネシアのリンバ・パーティクル・インドネシアは、2012年度、同社のバイオマス発電設備の故障により軽油使用量が増加したため、CO_2排出量は前年度比27.8%増加しました。
インドネシアのクタイ・ティンバー・インドネシアは、2012年度、燃料として軽油からの切り替えを進めている天然ガスの供給トラブルによって、軽油使用量が増加したことで、CO_2排出量は前年度比0.8%増加しました。
オーストラリアのアルパイン・MDF・インダストリーズは、2012年度、工場稼働日数が週7日から5日に減ったことで、生産量も低下したため、CO_2排出量は前年度比15.3%減少しました。

燃料用木材の利用と電力使用量の削減

ネルソン・パイン・インダストリーズ（NPIL）は、2012年5月に行われたEECA賞2012※1の全9部門のうち、2部門で優秀賞を受賞しました。評価のポイントは、MDF※2燃焼炉の燃焼効率改善、および節電効果のあるモーターシステムの導入により、燃料用木材の利用や電力使用量の削減を達成した点です。2010年4月から取り組んだ結果、取り組み開始前に比べ、2012年度はCO_2排出量を約20%削減しました。
また、投資額約45百万円に対して、エネルギーコスト削減効果は、年間78百万円にのぼっています。
さらに、このプロジェクトの地域貢献の側面についても高く評価されました。NPILが位置するニュージーランド南島では、ほとんどの電力を水力発電に依存しているため、降雨量が少なく、寒さで電力需要が高まる冬期は電力不足に陥りやすくなります。同社は電力使用量の削減に取り組むことで、地域のエネルギー供給の負荷を低減しています。

NPIL

※1 ニュージーランド政府がエネルギー効率化の推進を目的として設立したEECA（Energy Efficiency and Conservation Authority：エネルギー効率局）によって運営され、民間部門と政府機関がスポンサーとなり1年に一度開催される大会。卓越したエネルギー効率性と再生可能エネルギーの技術革新を表彰
※2 中密度繊維板

▶ ニュースリリース「“EECA賞　2012”住友林業グループの建材製造会社が2部門で受賞」

燃料転換の推進

クタイ・ティンバー・インドネシアのパーティクルボード（PB）工場では、使用する燃料を軽油から天然ガスに切り替えて、CO_2排出量の削減に取り組んでいます。
2013年以降はPB工場から排出される木くずの分別を進めて熱源として利用することで、化石燃料の使用低減に取り組む予定です。

バイオマスパワープラントの導入

インドネシアは電力供給が不安定であるため、リンバ・パーティクル・インドネシア（RPI）でも工場で使用する電気は軽油発電機による自家発電でまかなってきました。しかし、CO_2排出量削減へのニーズの高まりと軽油価格の高騰などを受け、2008年4月から主に木くずを燃料として使用するバイオマスパワープラントを導入しています。その結果、導入前と比較してCO_2排出量を大幅に削減。2012年度も年間5,500トンものCO_2排出量を減らし、2008年度からの累積では38,400トンのCO_2排出量を削減しました。

また、RPIでは2012年8月に電動フォークリフトを1台導入し、工場内での輸送時のCO_2排出量の削減にも取り組んでいます。これによって年間約6,000Lの軽油使用量を削減しました。

バイオマスパワープラント

輸送に伴うCO_2排出量の削減

改正省エネ法では貨物の輸送に関して、荷主は「エネルギー消費原単位を中長期的にみて年平均1%以上低減する」ことが求められています。住友林業と住友林業クレスト（株）は国への報告が義務づけられている「特定荷主（年間の貨物輸送量が3,000万トンキロ※1以上）」に該当しています。そのため、住友林業は輸送に伴うエネルギー消費原単位※2を前年度比1%以上削減するように年度単位で目標設定しています。また、住友林業クレスト（株）でも前年度比でエネルギー消費原単位が減るように目標設定しています。

2012年度の住友林業のエネルギー消費原単位は前年度比で107.1%、住友林業クレスト（株）は92.0%でした。

今後はさらに、積載効率向上や配送ルートの効率化、陸送から海上輸送へのモーダルシフトなど、輸送業者と協力してCO_2排出量削減に取り組みます。また、国内輸送や海外輸送など、サプライチェーン全体にわたるCO_2排出量把握の検討を進めます。

※1 貨物輸送量（トンキロ）＝貨物重量（トン）×輸送距離（km）

※2 住友林業は取り扱い量、住友林業クレスト（株）は売上高による原単位で実績を管理しています。

輸送に伴うエネルギー使用量・CO2排出量・エネルギー消費原単位（2012年度実績）

	エネルギー使用量（原油換算）	CO_2排出量	エネルギー消費原単位
住友林業	2,517kL	6,706t-CO_2	0.00209kL/m^3
住友林業クレスト（株）	2,270kL	6,029t-CO_2	0.0000624kL/千円

在庫・邸別仕分け機能を持った物流センターの開設

住友林業クレスト（株）は、2012年9月に在庫および邸別仕分け機能を持った「関東物流センター」を開設しました。これまで、名古屋工場から関東への幹線輸送※の際、商品を邸宅ごとに分けていたことから積載効率が低いことが課題になっていました。しかし、商品ごとにまとめて関東物流センターへ運び、そこで邸別仕分けをすることにより、積載効率が50%から77%へ向上することが見込まれています。
今後は、特約店と住宅の施工現場への商品をあわせて運ぶ共同配送を行うことで、積載効率向上によるCO_2排出量削減を進めます。

関東物流センター

※ ある輸送拠点にそのエリアの荷物を大量に集め、その拠点から別の拠点に、大量輸送機関で運ぶこと

効率的な配送システムの構築

住友林業は、「住友林業の家」の資材をメーカーから個別に建築現場に配送していた方式を2007年に改善。全国30カ所の中継センターに一旦集めて複数メーカーの資材を混載して配送するシステムを構築し、輸送過程で排出されるCO_2排出量の削減に取り組んでいます。これにより、2012年度は、システム導入前と比較して、約1,440トンのCO_2排出量の削減効果がありました。
また当社でこれまでに培ってきた物流効率化のノウハウを活かし、2010年4月に、ホームエコ・ロジスティクス（株）を設立。同社は、住友林業グループの住宅事業の物流業務を受託し、資材メーカーや住宅メーカー、ビルダー、建材流通店に対しても積極的に効率的な物流業務の提案営業を進めています。
2013年3月現在では、物流業務の受託先は20社を超えており、今後も積極的に提案営業を進め、業界における物流機能の標準化をめざすと同時に、さらなるCO_2排出量の削減に貢献していきます。

CO_2排出量集計の範囲と方法について

環境報告
ENVIRONMENTAL REPORT

1. CO_2排出量に関わるバウンダリー(対象組織範囲)について

当レポートで掲載するCO_2排出量は、特別な注記が無い限り、国内外の関係会社を含めたグループ全社が集計の対象となっている。
なお、スコープ別の対象組織範囲及び算定範囲は下記の通り。

・スコープ1・2
国内外の関係会社を含めたグループ全社
・スコープ3
カテゴリ4:伐採材の社有林から販売先等への輸送及び輸入材の保管場所から販売先等への輸送
カテゴリ11・12:当社住宅事業本部が販売した木造戸建住宅(詳細は「2.」参照)

2. スコープ3「2012年度に販売した住宅の『居住時』『解体・廃棄時』のCO_2排出量」の算定について

居住時のCO_2排出量

Σ(住宅1棟あたりの年間エネルギー使用量×エネルギー別CO_2排出係数)×居住年数×2012年度完工棟数

※ 居住時の排出量については、リフォームを事業とする関係会社(住友林業ホームテック(株))のスコープ1及び2の排出量と一部ダブルカウントになる可能性があるため、「改修」に関わる排出量を除いている

【条件及び詳細】

・住宅1棟あたりのエネルギー使用量(電力・都市ガス):
独立行政法人建築研究所「一次エネルギー消費量算定プログラム(住宅用)」を用いて以下の条件で算出。
プラン:当社標準プラン(延床面積147m^2) ※当社平均延床面積(134m^2)より少し大きめ
仕様:MyForest 2010年標準仕様 ※当社の主力商品
構造:マルチバランス構法、ビックフレーム構法、ツーバイフォー構法
建築地:東京
※ 日本建築学会によるエネルギー消費の実態調査によると、東京の数値は全国平均とほとんど変わらない
熱損失係数(Q値):1.93W/m2K ※熱損失係数計算表にて別途算出
※ 排出原単位は(社)産業環境管理協会発行のLCAデータベース「IDEA」および環境省の公表データを参照した

・CO_2排出係数

電力　環境省公表の2011年度電気事業者別排出係数（実排出係数）より、管内に当社グループの事業所が所在していない沖縄電力を除いた9電力会社の販売電力量の加重平均で算出。

都市ガス　2.23kgCO_2/m^3

※ 出典：環境省・経済産業省「温室効果ガス算定・報告マニュアル（Ver.3.3）」

・居住年数：60年間

※ 当社は「60年サポートプログラム」を標準としており、60年居住することを前提としている

・2012年度完工棟数：8,989棟（非木造物件10棟を除く完工棟数）

解体時のCO_2排出量

Σ（住宅1棟あたりの解体時燃料使用量×燃料別CO_2排出係数）×2012年度完工棟数

【詳細】

・住宅1棟あたりの解体時燃料使用量（軽油・ガソリン）：

当社モデルハウス解体の燃料使用量（解体時の重機による使用（軽油）、作業員移動時の車両での使用（ガソリン）について2006年に当社で行ったサンプリング調査をもとに、標準プランと面積を揃えて算出した推計値。）

・CO_2排出係数：

軽油　2.58kgCO_2/L

ガソリン　2.32kgCO_2/L

※ 出典：環境省・経済産業省「温室効果ガス算定・報告マニュアル（Ver.3.3）」

・2012年度完工棟数：8,989棟（非木造物件10棟を除く完工棟数）

廃棄時（輸送含む）のCO_2排出量

Σ（住宅1棟あたりの解体時廃棄物量×廃棄物別最終処分率×廃棄物種類別・処理方法別排出原単位）×2012年度完工棟数

【詳細】

・住宅1棟あたりの解体時廃棄物量：

2006年度の当社年間解体時発生廃棄物量をもとに面積単位あたりの平均値を算定し、2010年度当社標準プラン（床面積147m^2）の建物重量相当に換算して算出。

・廃棄物別最終処分率：

ガラス・陶磁器類　21%

コンクリートがら・1　4%

金属くず　2%

紙くず　4%

木くず　5%

繊維くず　10%

混合廃棄物・2　100%

廃石膏・3　21%

廃プラ類　19%

汚泥　3%

※ 出典：環境省「産業廃棄物の排出及び処理状況等（平成22年度実績）」

・1「がれき類」と同じ4%とした

・2 掃きごみ等複合的で品目毎に分別しきれない混合廃棄物は最終的に埋め立てられるため100%とした

・3 「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」と同じ21%とした

・廃棄物種類別・処理方法別排出原単位：

ガラス・陶磁器類　85.1kgCO_2/t

コンクリートがら　85.1kgCO_2/t

金属　85.1kgCO_2/t

紙くず　2,510kgCO_2/t

木くず　1,830kgCO_2/t

繊維　2,760kgCO_2/t

その他混合物・1　85.1kgCO_2/t

廃石膏・1　85.1kgCO_2/t

廃プラ　85.1kgCO_2/t

汚泥　728kgCO_2/t

※ 出典：環境省「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベースVer.2.0」
（埋立時の排出原単位）

・1 性状の近い「ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず」「がれき類」などと同じ係数を適用した

・2012年度完工棟数：8,989棟（非木造物件10棟を除く完工棟数）

商品・サービスを通じた温暖化防止への貢献

環境報告
ENVIRONMENTAL REPORT

住まいと暮らしのエネルギー消費の削減

日本における家庭部門からのCO_2排出量は年々増加しており、2011年度は1990年度比で48.1%※増加しました。住まいにおいては、居住段階の省エネだけではなく、建設段階から解体・廃棄段階までの環境負荷の低減が期待されています。国内で年間約9,000棟の戸建注文住宅を提供している住友林業は、自然の力を活かす設計手法「涼温房」や太陽光発電システム、燃料電池などを採用するとともに、主要構造材に関する木の伐採から建築施工までに排出されるCO_2をオフセットする植林事業や、ライフサイクル全体でCO_2排出をマイナスにするLCCM（ライフサイクルカーボンマイナス）住宅の開発に取り組んでいます。

※ 出典：環境省

「LCCM」というコンセプトを取り入れた住宅づくり

建築分野におけるCO_2排出量削減の取り組みは、主に省エネ住宅など居住段階の削減を中心に進められており、建設段階の省エネは進んでいないのが実態です。また、居住段階での省エネを推進するために、例えば断熱材の使用量を増やすことで、建設段階や解体・廃棄時のエネルギー消費が増加してしまうほか、建物の寿命が延びることで修繕や改修などの回数が増加しエネルギー消費が増加するなど、さまざまな課題が残っています。
「住友林業の家」は、生産や加工の際に大きなエネルギーを必要としない木、特に国産材を積極的に活用した木造注文住宅であるため、鉄骨造やコンクリート造の住宅に比べて材料の調達・輸送から建設までの段階でCO_2排出量を大きく削減しています。また、建物の高断熱・高気密化や、住宅設備機器の高効率化、エネルギーを創出する機器の採用などによって、居住段階においてもCO_2排出量を極力抑えることが可能です。さらに、家庭内におけるエネルギー消費量などの環境情報を提供することで住まい手に積極的な省エネ行動を促すこともできます。
住友林業は、こうした取り組みをさらに進めつつ、住宅の建設・居住・改修・解体・廃棄を一体的にとらえ、これらライフサイクルトータルで排出されるCO_2がマイナスとなる「ライフサイクルカーボンマイナス（LCCM）住宅」の開発に取り組んでいます。
2012年度は、LCCM住宅を実現させるための要素技術に関する研究開発を進めました。また、この研究成果を実際の建物の中で評価検証することを目的として、2013年度中にLCCM住宅のモデル棟が完工予定です。

住宅建設段階でのCO_2排出の削減

木は成長過程でCO_2を吸収し、加工しても炭素として固定し続けるため、地球温暖化の防止に貢献する自然資源です。また、国産材を使用することで、輸入材よりも木材の輸送段階におけるCO_2排出量を削減させることができます。
住友林業は、住宅に国産材を積極的に活用していくため、2013～2015年度を期間とした「第3次木材調達行動計画」で戸建注文住宅における使用木材の国産材比率を60%とすることを目標に掲げています。

- サプライチェーンにおけるCSRの徹底（P50）
- 森林の保全～木材利用を通じて～（P190）

Project EARTH

「住友林業の家」の主要構造材に使用する木の伐採から加工、輸送、建築施工までの工程で排出されるCO_2は1棟あたり約6トンです。住友林業では、このCO_2を植林活動によって相殺（オフセット）する取り組みを「Project EARTH」の一環として実施しています。
この取り組みは2009年度から5年間で販売するすべての注文住宅・分譲住宅を対象としており、延べ1,500ヘクタールの土地に約150万本を植林し、植栽後10年間にわたって育林管理を行う計画です。
また、植林の形態は荒廃した土地の生態系回復を目的とした「環境植林」と、持続的な森づくりと地域貢献を一体として行う地域協働型の「産業植林」の2つを組み合わせています。

インドネシアの国立公園内での環境植林

インドネシアの東ジャワ州に位置するブロモ・トゥングル・スメル国立公園内において、2009年度から荒廃地への環境植林を開始しました。2010年には同国立公園内にあるブロモ山が噴火し、火山灰や火山性ガスで植林地が被害を受けましたが、その後、枯れた植林木はすべて再植林を実施し、概ね活着したことを確認しました。なお2012年までの累計植林面積は263ヘクタールとなりました。

ブロモ・トゥングル・スメル国立公園内の環境植林地

インドネシア東ジャワ州での産業植林

インドネシアの東ジャワ州スメル山麓にあるルマジャン県を中心とした地域協働型の産業植林を2010年度から開始しています。ここでは成長した木を伐採して得られる収益の一部を地域住民の生活向上のために分配し、残りを再植林や育林などの費用に充てるという持続可能な森づくりを推進しています。2012年度までの累計植林面積は827ヘクタールとなりました。

ルマジャン県の産業植林地

「第1回　カーボン・オフセット大賞」奨励賞を受賞

2012年2月、低炭素社会の構築に向けて優れたカーボンオフセットの取り組みを表彰する「第1回 カーボンオフセット大賞」において、住友林業は国内の戸建住宅の建築に伴い排出されるCO_2をインドネシアでの植林活動を通じてオフセットする取り組みが評価されて奨励賞を受賞しました。この賞は、環境省の後援を受けてカーボン・オフセット推進ネットワークが主催して創設されたもので、事例の紹介を通じてカーボンオフセットの意義と取り組みへの理解が社会全体に広く浸透することを目的としています。

- ニュースリリース「「第1回 カーボン・オフセット大賞」奨励賞を受賞！」
- きこりんと、Project EARTHへリンク

この取り組みに対する有識者のご意見を掲載しています

- 有識者のご意見（P210）

居住段階でのCO_2排出量の削減

住友林業は、家庭内のエネルギーを“省く・創る・蓄える”技術と、ITによるエネルギーの“見える化・最適化”技術を組み合わせて、エネルギーを賢く使い、家庭内のエネルギー消費の削減を図ることを追求しています。
例えば、“創る”技術では、太陽光発電システムや家庭用燃料電池※（エネファーム）によって家庭で電力エネルギーや熱エネルギーを創ります。また、“蓄える”技術は、電気自動車（日産リーフ）で使用するリチウムイオン電池を住宅用として転用することで、高性能で高耐久な家庭用蓄電池システムを実用化し、余剰電力を蓄えます。そして“見える化”技術は、ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）の導入によって家庭内のエネルギー使用量を可視化し、住まい手に省エネ行動を喚起します。これに加え、HEMSを家庭内の各環境配慮機器とネットワークでつなぎ、自動制御することで、エネルギー使用の“最適化”を行い、居住段階のCO_2排出量を削減することをめざしています。

※ ガスから取り出した水素と空気中の酸素を化学反応させて電気をつくる装置

「涼温房」の設計思想

住友林業は、日本の伝統的な住まいの知恵や工夫を活かし、自然の恵みを上手に利用する「涼温房」という設計手法をもとに、エネルギー消費を抑えながら心地良く暮らす住まいを提案しています。「涼温房」は、夏を涼しく、冬を温かく住まうための、「風の設計」「太陽の設計」「緑の設計」の3つの設計を基本としています。なお、「涼温房」のモデルプランによる試算では、居住時のCO_2排出量※は新省エネルギー基準仕様で建てた住宅に比べて約40%の削減が可能となります。

※ 冷暖房負荷による部分のみ

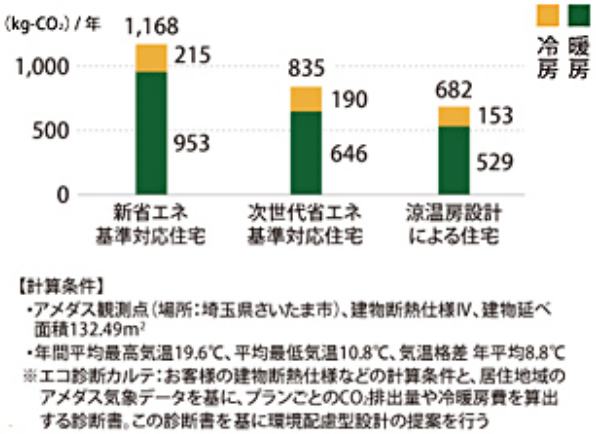

エコ診断カルテによる居住時のCO_2排出量の比較

緑の配置と風の通り道を考えたケーススタディプラン

環境配慮機器搭載の積極的提案

住友林業では、お客様に太陽光発電システムや家庭用燃料電池（エネファーム）、家庭用蓄電池システムなどの環境配慮機器の搭載を積極的に提案。WEBサイトやカタログなどでは導入によるメリットやしくみを訴求し、展示場やショールーム、当社の住まいづくりを総合的に体感できる博覧会「住まい博」などで実機を展示しています。
2012年度の搭載率は受注ベースで太陽光発電システムが45%、エネファームが41%でした。2013年度も積極的な提案を行うことで搭載率の向上をめざします。

「住まい博」での省エネ提案

太陽光発電システムとエネファームの搭載率推移(受注ベース)

	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
太陽光発電システム	4%	22%	28%	36%	45%
エネファーム	–	3%	11%	30%	41%
環境配慮機器搭載率	4%	23%	34%	51%	62%

住宅設備のエネルギー消費の高効率化

居住段階のエネルギー消費を削減するためには、住宅設備の高効率化が不可欠です。そこで住友林業では、最新の設備動向を踏まえた高効率設備の採用に努めています。
2012年度には、太陽光発電システムとの連携可能な家庭用蓄電池システムや電気自動車からの住宅への電力供給を可能としたV2Hシステムを搭載した住宅を販売しました。
今後も、さらなる高効率設備の採用と、各機器との効率的な連携が可能なシステムの開発を進めていきます。

省エネ型住宅設備機器

HEMSの活用によるエネルギー使用量の“見える化”

住友林業は、2012年度に「ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）」を導入し、家庭内でのエネルギー使用量の“見える化”を実現しました。また、2012年度は、シャープ（株）製太陽光発電システムに「シャープ製HEMS」を標準搭載したほか、ソーラーフロンティア（株）製太陽光発電システムのモニタをHEMS対応機器に変更して標準搭載しました。
今後は“見える化”に留まらず、家庭内の各環境配慮機器をネットワークでつなぎ、エネルギー使用を自動で最適制御できるシステムの開発を進めていきます。

HEMS画面イメージ

省エネ行動を促す環境情報・サービスの提供

居住段階におけるCO_2排出量を削減するためには、太陽光発電システムや家庭用燃料電池、家庭用蓄電池などのCO_2排出量を削減させる技術を導入することはもちろん、「住友林業の家」にお住まいのお客様の積極的な省エネ行動も重要となります。
「住友林業の家」にお住まいのお客様を対象としたWEBサイト「クラブフォレスト」では、オーナーの皆様から寄せられたエコアイデアを紹介しています。

クラブフォレスト「エコ百科」のトップ画面

省エネ住宅の開発

スマートハウス「Smart Solabo」

住友林業は、自然の恵みを活かした省エネルギーな木の家をベースに、ライフスタイルに合ったエネルギー利用の提案を行えるよう、2007年に、当社初の太陽光発電システムを搭載した「MyForest-Solabo（マイフォレスト-ソラボ）」を発売しました。
その後、家庭用燃料電池「エネファーム」やHEMSをはじめとした環境配慮機器を積極採用し、2012年2月に住宅用としては最大級となる12kWhの容量を持つ家庭用蓄電池システムを搭載した「Smart Solabo」を発売。さらに同年7月には、太陽光発電システムや家庭用蓄電池システム、V2Hシステムなどの多彩な環境配慮機器をラインナップした新「Smart Solabo」を発売しました。

「Smart Solabo」の外観

この新「Smart Solabo」は、電気自動車「日産リーフ」にも使用されている大容量の12kWhと、太陽光発電システムとの連携を可能にした4.8kWhの2種類の家庭用蓄電池システムを採用しています。
また、太陽光発電システムと家庭用燃料電池「エネファーム」の両方を搭載した「W(ダブル)発電」の場合、発電量が大幅に増大し、CO_2排出量削減に大きく貢献します。
今後もスマートハウス「Smart Solabo」を提案していくとともに、将来的には住宅のライフサイクル全体を通してCO_2排出量をマイナスにするライフサイクルカーボンマイナス(LCCM)住宅の開発をめざしていきます。

▶ ニュースリリース「効率的なエネルギー利用を提案 新「Smart Solabo(スマート ソラボ)」発売」

太陽光発電システムを全棟に搭載した「Smart木達(スマートこだち)」

住友林業は2013年1月、全388プランから理想の間取りを選択しながら、スマートな住まいづくりを実現する戸建住宅の新商品「Smart木達」を発売しました。「Smart木達」では、太陽光発電システムを全棟に搭載するとともに、お客様のライフスタイルや要望に合わせて選択できる家庭用燃料電池「エネファーム」やHEMS、家庭用蓄電池システムなどの多彩な環境配慮機器をラインナップしています。

「Smart木達」の外観

▶ ニュースリリース「新商品「Smart木達(スマートこだち)」発売」

経済的で環境にも貢献する「ENETOMO（えねとも）の家」

住友林業が資材提供や技術支援を行っている全国の地域優良建設会社240社の会員からなるイノスグループは、2012年10月から“ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）を実現する住まい”「ENETOMO（えねとも）の家」を発売しています。
ZEHとは、住宅内の省エネルギー化によってエネルギー消費を抑えると同時に太陽光発電システムなどでエネルギーをつくることで、家庭でのエネルギー消費量の差し引きで年間の一次エネルギー消費量を“正味（ネット）ゼロ”にすることをめざした住宅です。
太陽光発電システムなどによる再生可能エネルギーの活用に加えて、住宅の高断熱化や高気密化、さらには外気の新鮮な空気を室温に近づけて給気する全熱交換換気システムを採用して、外気温に影響されにくい住まいを実現しました。
今後も「ENETOMOの家」をはじめとした快適性や新たな付加価値を追求した住まいを提供していきます。

「ENETOMOの家」の外観

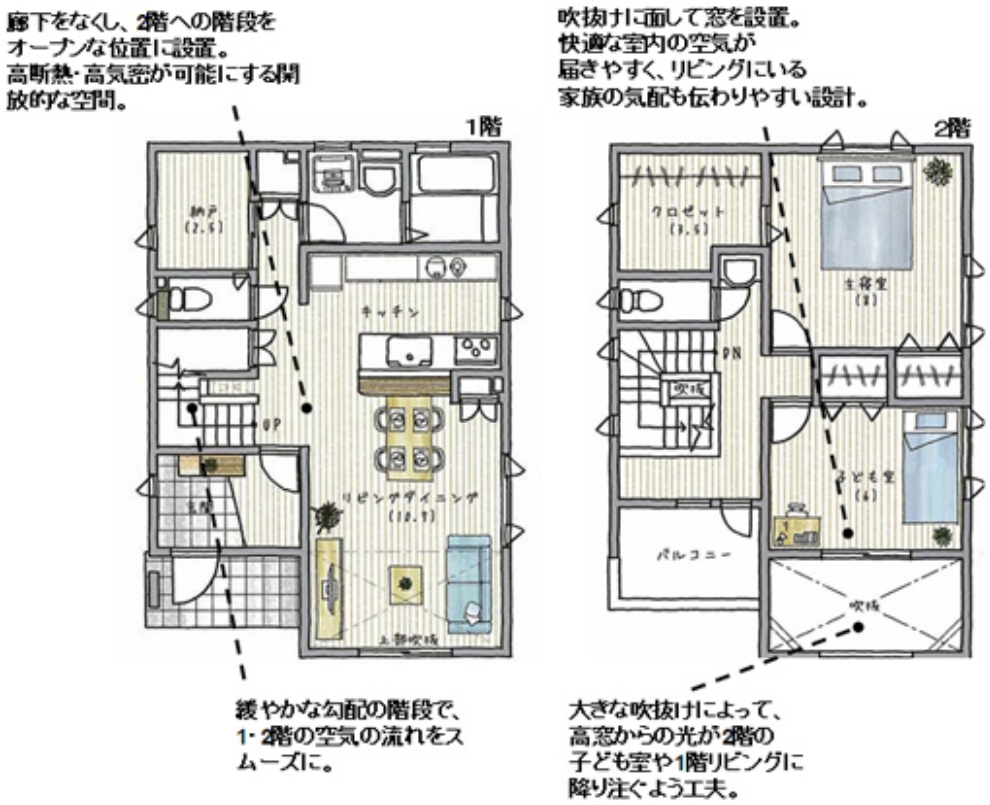

プランニング例

▸ ニュースリリース「イノスグループのコンセプト商品「ENETOMO(えねとも)の家」新発売」

海外での省エネ住宅開発

オーストラリアのヘンリー社は、ゼロエミッションをコンセプトとした住宅を提供しています。2010年4月に同等規模の従来住宅と比較して70%以上の省エネ効果が期待できるゼロ・エミッション・デモンストレーション・ハウスをオーストラリアで初めて提供しました。また2012年3月には、地域住民のふれあいの場としての活用に加え、環境住宅のコンセプトを伝えることを目的に、メルボルン南東部の宅地分譲地で地元自治体と協力してゼロ・エミッション・モデルのコミュニティープレイスを建築。この建物は、太陽光による発電や温水器への有効活用、6,000Lの雨水タンクの設置、HEMSの活用のほか、2重サッシや断熱性に優れたコンクリートスラブおよび壁構造の採用により、8スターのエナジーレイティング※を実現しています。さらに、同年12月には一般顧客向けにエナジーレイティング9.0スターの住宅の完工、引き渡しを行いました。
オーストラリアでは、環境意識の高まりとともに環境配慮型住宅へのニーズが高まっており、ヘンリー社ではその普及促進に取り組んでいます。

ゼロ・エミッション・モデルの
コミュニティープレイス

※ 建物内の生活環境を快適に維持するために必要な冷暖房に対するエネルギー負荷を評価するもので、断熱材や窓、建物の種類や大きさ、向き、立地する気候帯が評価要因となります。10スターは最高評価で、室内の快適な生活環境の維持に、全く冷暖房を必要としないレベルを、5スター評価は、建物が高い断熱性能を有していることを示すものの、最低限の冷暖房エネルギーは必要であることを意味します。

省エネリフォームの推進

住友林業ホームテック(株)は、「省エネ改修のプロフェッショナル」を作成し、建物の高断熱・高気密リフォームを提案するためのガイドラインとしています。
2012年度は、同社が推奨する断熱仕様を定めて「性能評価カルテ」を作成するサービスを開始。Q値※の算出にあたっては、住宅性能表示制度などで求められる省エネ等級の判定が行える(株)インテグラル社のソフトウェア「ホームズ君省エネ診断」を利用し、既存建物と改修計画後の建物の省エネ診断を実施しています。また、2012年10月～11月の2カ月間、リフォーム希望のお客様に耐震診断と断熱・省エネ診断のW診断を実施する「耐震&断熱リフォームフェア」を開催しました。
今後も、省エネリフォームの推進を図るため、省エネ診断の実施率を高めるとともに、診断において改修計画後のQ値が4.2以下の建物の割合を90%以上とすることをめざします。また、改修前と改修計画後の断熱性能の差をお客様にわかりやすくお伝えするためにも、引き続き「性能評価カルテ」を用いて、“見える化”の提案を行っていきます。

省エネ改修のプロフェッショナル

※ 熱損失係数。この値が小さいほど高断熱となります。

国・外部機関からの評価認定(「次世代省エネルギー基準」「住宅性能表示制度」)

住宅のエネルギー使用量の削減に向けて、国は1999年3月に断熱性や気密性など建物の省エネルギー性能を高める「次世代省エネルギー基準※」を定めています。住友林業は2005年度から同基準に対応した仕様を標準採用しており、戸建住宅への2012年度の同基準の採用率は、前年度より向上し98.9%となりました。また、住宅性能表示制度においても、省エネルギー対策の最高等級「4」に対応しています。

※「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」(平成18年経済産業省・国土交通省告示第3号)および「同設計、施工及び維持保全の指針」(平成18年国土交通省告示第378号)のことで、現在の断熱基準の通称

「オフセット・クレジット（J-VER）」の販売

環境省が地球温暖化対策として推進するため2008年に創設した「オフセット・クレジット（J-VER）制度※」は、温室効果ガス排出量を削減、もしくは吸収する国内のプロジェクトを対象に、その削減・吸収量をカーボンオフセット用のクレジットとして認証する制度です。住友林業は、こうした「オフセット・クレジット（J-VER）制度」の活用が、山林経営の採算性を向上させるビジネスモデルのひとつとなり、国内山林の活性化を促す効果にもなると期待しています。
2012年度は、住友林業の社有林で発行された森林吸収によるオフセット・クレジット（J-VER）のうち、3,005tを販売しました。

※ J-VER制度は2013年4月より、国内クレジット制度と統合して「J-クレジット制度」となりました。

越智産業（株）への販売

住友林業は、2010年度と2011年度に引き続き、2012年7月、越智産業（株）に30t-CO_2のJ-VERを販売しました。このクレジットは、同社が西日本各地で主催した商品展示会「アイラブホームフェア」の来場者1人あたり1kgのCO_2をオフセットするために使用され、延べ26,450人分の26.45t-CO_2がオフセットされました。残りのクレジットは同社が主催するイベント・会議で使用されました。

郵便事業（株）の寄付金配分によるオフセット

郵便事業（株）は、年賀はがきに付加された寄付金を財源として、温室効果ガス削減への貢献を行う団体にJ-VERの取得費用などを助成しています。同社が公募した「平成24年度カーボンオフセット年賀寄附金配分事業」において、NPO法人ホールアース研究所が応募したカーボンオフセット事業では、住友林業が発行した350t-CO_2のJ-VERが利用されることになっていましたが、2012年3月にその案件が採択された結果、5月にカーボンオフセットが実施されました。

▶ 事業活動に伴う温室効果ガス排出の削減（P145）

新しいビジネスモデルを通じた温室効果ガス排出削減貢献

住友林業グループは、これまで培ってきた持続可能な森林管理や植林などのノウハウを活かし、温室効果ガス排出量の削減や吸収に貢献する事業を行っています。今後制度の確立が見込まれる「REDD+※」や「二国間オフセット・クレジット制度（JCM/BOCM）」など新しいシステムに対応する事業やそのための知見の集積を積極的に進めていきます。

※ 森林の減少・劣化を防ぐことによって森林からの温室効果ガスの排出を削減する「REDD（Reduced Emissions from Deforestation and forest Degradation）」という考え方に、持続的な森林管理や森林の炭素吸収強化、植林事業や森林保全などによる温室効果ガスの積極的な排出削減を加えた概念

海外森林再生・温室効果ガス排出削減事業の実現可能性調査

住友林業は、国連で検討中の「REDD+」や日本政府が新たなメカニズムとして2013年以降の導入を提案している「二国間オフセット・クレジット制度（JCM/BOCM）」の検討に資する有望な事業として、ベトナムとインドネシアで森林の減少・劣化の防止活動、荒廃・焼失した森林の再生による温室効果ガス排出削減事業の実現可能性調査に取り組んでいます。

ベトナムでの森林再生とバイオマス発電による新メカニズムの検討

環境省からの委託で公益法人地球環境センターが実施している「二国間オフセットメカニズム実現可能性調査」として、住友林業は2012年度にベトナム北西部のディエンビエン省で焼畑によって荒廃した森林の保全と再生、その持続可能な森林から供給される木材を利用したバイオマス発電による温室効果ガス削減事業の実現可能性を調査しました。
この地域は発電用ダムが点在するなど水源として重要なエリアで、ベトナムでもっとも貧しい地域のひとつでもあります。ここに新たなプロジェクトを発足させることは、環境保全と地域の持続的発展への貢献、さらに日本の排出枠を獲得するしくみの確立にもつながります。今後も日本政府関係者やベトナム政府関連当局、ベトナム林業大学、JICA（独立行政法人国際協力機構）と連携・協力しながら調査を継続していきます。

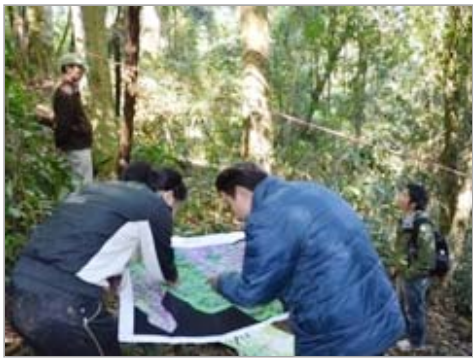
ベトナムでの調査

- ニュースリリース「環境省が公募する二国間オフセット・クレジット制度の実現可能性調査案件に採択」

インドネシアの泥炭地における森林再生

インドネシアには泥炭地が数多く存在し、そこには大量の炭素が蓄積されています。しかし、農地開発のための排水によって乾燥が進むと、微生物による分解が進み、蓄積された炭素がCO_2として大気中に放出されます。また、乾燥した泥炭地で火災が発生した場合、大量のCO_2が排出されます。
そこで住友林業は、2012年度に泥炭地に適した自生種による早期樹林化手法の開発を北海道大学と共同で取り組み、地域住民・地域経済に配慮した植生回復手法の開発に向けた調査に着手。泥炭地の保全と適正な利用を通じて地球温暖化防止に貢献する新しいメカニズムの構築に挑んでいます。

インドネシアでの樹林化調査

「森林保全を通じた地球温暖化対策推進セミナー」の開催

地球温暖化対策と市場メカニズムの最新動向、さらには森林保全に係るCO_2クレジットやREDD+をわかりやすく解説することを目的とした「森林保全を通じた地球温暖化対策推進セミナー」を2012年9月に開催しました。
このセミナーには、社内のCSR・環境推進担当者34名と社外10名が参加。専門家やNGO担当者から地球温暖化対策と市場メカニズムの最新動向、今後の展望や、森林保全とCO_2クレジットなどについてご説明いただき、理解を深めました。

木質バイオマス発電事業

住友林業グループは、建物を解体する際に出る木くずや間伐材などを利用したバイオマス発電事業を実施することで、木材のリサイクルを推進し、森林資源の効率的な利用を図るとともに、CO_2排出量を削減して地球温暖化防止への貢献をめざしています。
住友林業は、木質バイオマス発電など再生可能エネルギーの供給事業を推進するために、2013年度から山林・環境部に「環境エネルギーグループ」を新設しました。当社のネットワークや木質資源の集荷ノウハウを活かし、木質バイオマス発電事業の推進をめざしていきます。

環境設備を備えた「都市型バイオマス発電所」

住友林業は、住友共同電力(株)、フルハシEPO(株)と合弁で、神奈川県川崎市に燃料用木質チップを利用したバイオマス発電事業を行う「川崎バイオマス発電(株)」とチップ供給会社「ジャパンバイオエナジー(株)」を設立。国内最大級のバイオマス発電事業として、2011年2月から営業運転を開始しています。
発電所の発電規模は33MWで、一般家庭の約3万8,000世帯分、約10万人分に供給することができ、2011年3月に発生した東日本大震災に伴う電力不足などにも電力供給を通じて貢献しています。また、川崎市の厳格な環境基準をクリアするため地方のバイオマス発電所にはない排煙脱硫装置や排煙脱硝装置、バグフィルターといった設備を備え、「都市型バイオマス発電所」として大気環境の維持に努めています。

川崎バイオマス発電(株)と
ジャパンバイオエナジー(株)

廃材を燃料として供給するしくみの構築

住宅の建築現場から収集した木質廃材などをジャパンバイオエナジー(株)がチップ化し、隣接する川崎バイオマス発電(株)の発電所に燃料として供給する仕組みを構築。チップ工場と発電所が隣接していることでチップ輸送に伴うエネルギー消費量を大きく削減しています。
今後も安定して最大限の発電を継続できるよう、バイオマス燃料を確保するために、森林資源や食品廃棄物など他の未利用バイオマス燃料の開発も積極的に行っていきます。

林地残材のバイオマス燃料化

森林の伐採などで発生する枝条や端材などの林地残材は、放置すると温室効果ガスの発生源になったり、土砂くずれなど災害の遠因ともなります。そのため林地残材の扱いは林業関係者にとって課題となっていたものの、回収コストが大き過ぎるためビジネスとしては成立していませんでした。
そこで住友林業フォレストサービス(株)は、2008年から林地残材を低コストかつ安定的に回収できるしくみづくりを考案。国の補助を受けながら、住友共同電力(株)新居浜西火力発電所と住友大阪セメント(株)高知工場向けにバイオマス発電の燃料として供給してきました。さらに2012年度は大分県でも同様の事業をスタートさせ、2012年度の供給実績は合わせて約20,000トンとなっています。
2012年7月に国内で再生可能エネルギーの固定価格買取制度がスタートし、今後、同制度を利用した発電所が次々と建設されることが予想されています。住友林業フォレストサービス(株)でも本格的な事業拡大を見込んでおり、2013年度は同制度を利用した発電事業者向けを中心に約35,000トンの林地残材供給を計画しています。

木質バイオマス発電によるCDM事業

リンバ・パーティクル・インドネシアは、自社で製造するパーティクルボード（PB）の環境価値を高めるために、製材端材とおが屑を主燃料とする木質バイオマス発電事業を「クリーン開発メカニズム（CDM）事業※1」として申請。その結果、2008年5月に国連のCDM理事会から承認・登録され、インドネシアで初となる木質バイオマス発電によるCDMとなりました。
さらに2011年3月には、温室効果ガスの削減クレジットであるCER※2が国連から発行されました。このCERは、2009年1月～12月までの1年間分で、発行量は10,982t-CO_2となります。そのうち、2011年度には6,600トン、2012年度には3,920トン、合計10,520トンを日本国内の企業に販売しました。

※1 「Clean Development Mechanism／クリーン開発メカニズム」の略。先進国が開発途上国において技術・資金などの支援を行い、温室効果ガス排出量の削減、または吸収量を増加する事業を実施した結果、削減できた排出量の一定量を先進国の温室効果ガス排出量の削減分の一部に充当することができる制度
※2 「Certified Emission Reduction／サーティファイド・エミッション・リダクション」の略。CDMのルールに則って温室効果ガスを削減し、その排出削減量に基づき発行される国連に認証されたクレジット

資源の有効活用

環境報告
ENVIRONMENTAL REPORT

ゼロエミッションの推進

住友林業グループは、環境負荷の低減と資源の有効利用を図るため、産業廃棄物の発生抑制・再利用・リサイクルによるゼロエミッションを推進しています。
環境経営中期計画では、ゼロエミッションについて、「国内製造工場ならびに新築現場から発生するすべての産業廃棄物について、単純焼却・埋め立て処分を行なわない」ことと定義しています。
この定義に従い、国内製造工場においては2009年度にゼロエミッションを達成、新築現場※1においては、まずは、2012年12月末までに、首都圏エリアにおけるゼロエミッション達成をめざしてきた結果、2012年11月に目標を達成しました。
今後は、国内製造工場については、ゼロエミッションを維持、新築現場については首都圏での成果を足がかりに、広域認定制度※2を利用して資源回収などの取り組みを順次広げ、全国でのゼロエミッション達成をめざします。

※1 住宅の外構緑化を含む
※2 メーカーが廃棄物を複数の都道府県にまたがって回収する際に、処理能力など一定の厳しい基準への適合性を環境大臣の認定を受けることで、収集運搬や中間処理、最終処分を委託する場合に自治体ごとの廃棄物処理業の許可を不要とする特例制度

住友林業グループのゼロエミッション定義におけるリサイクル率推移

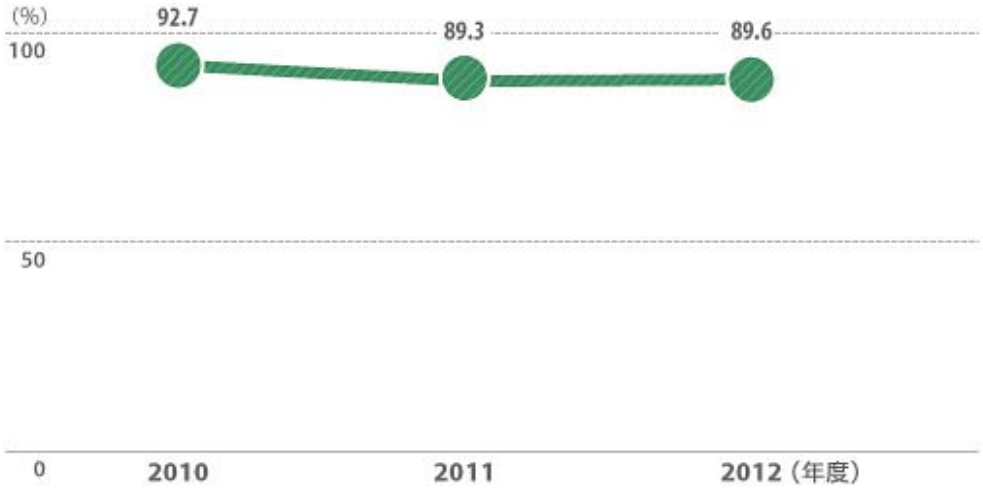

新築現場のリサイクル率

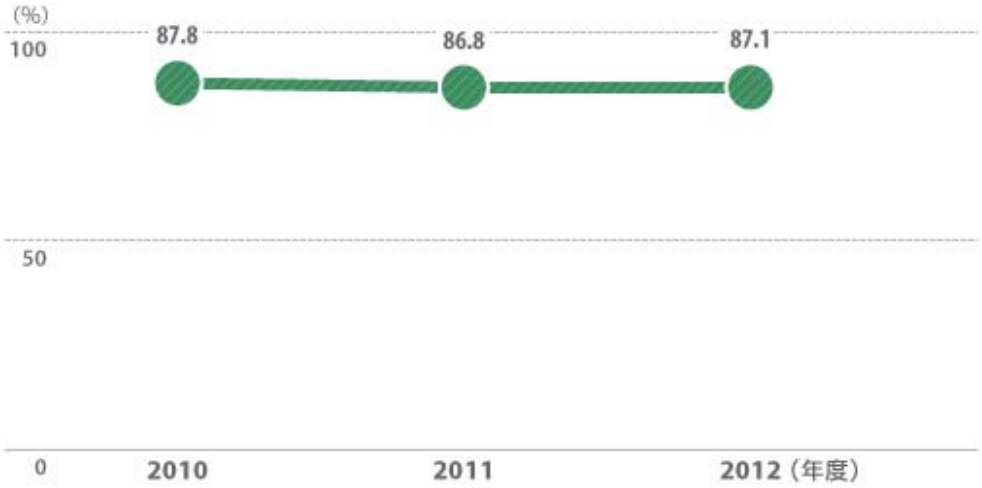

新築戸建住宅の産業廃棄物排出量の内訳（2012年度）

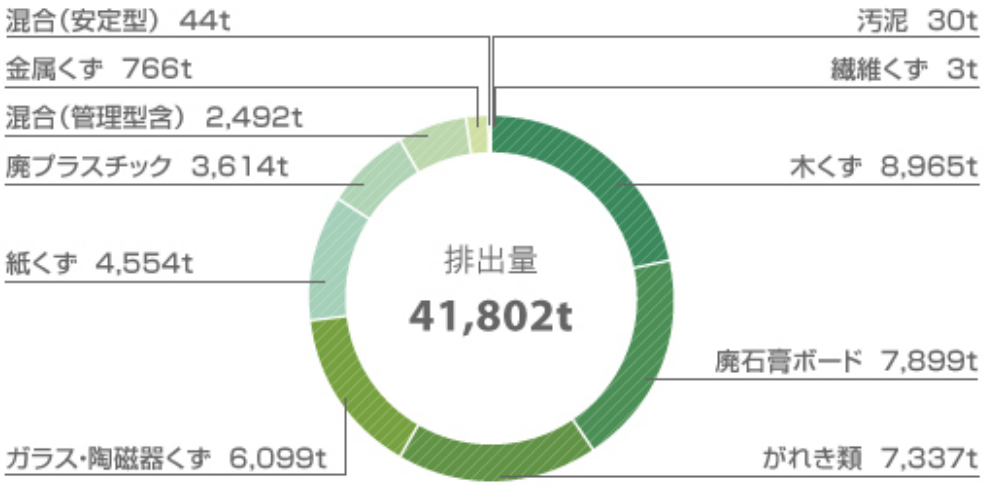

工場からの産業廃棄物排出量の内訳(2012年度)

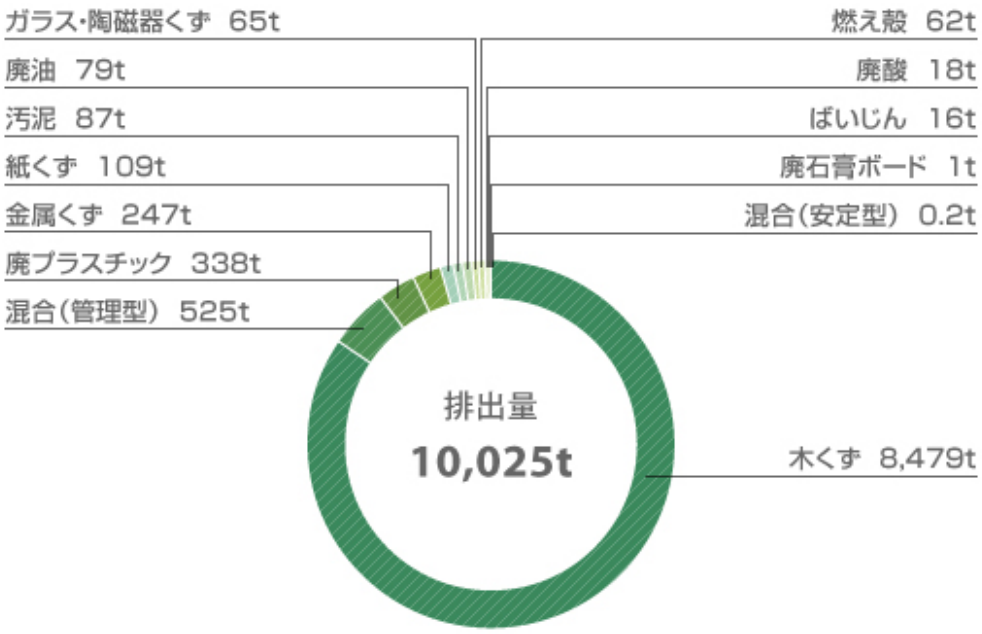

新築現場での取り組み

「首都圏資源化センター」の本格稼働

住友林業は2010年12月に産業廃棄物処理の広域認定を環境省から取得したことで、新築現場まで資材を運んだトラックの帰り便を活用して廃棄物を収集し、広域認定で登録した回収拠点である中継センターに集約することが可能になりました。
当社はこの制度を活用し、高度な分別ができる「首都圏資源化センター」を埼玉県加須市に設立。2012年7月から本格稼働させ、10月から関東1都6県全域(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県)で運用を行っています。
同センターの設置によって、廃棄物に関するデータの収集・分析が可能となり、今後、分析した商品別・仕様別・施工店別の各発生量などのデータを商品開発、資材、設計、生産、物流などの各部門へ伝えることで、廃棄物排出量の削減につなげていきます。
また、2013年度は、同センターの実績・効果について検証しながら、北海道・近畿南部・中国・四国・九州北部などのエリアでも同様の取り組みを検討していきます。

首都圏資源化センター

資材配送・産業廃棄物回収フロー

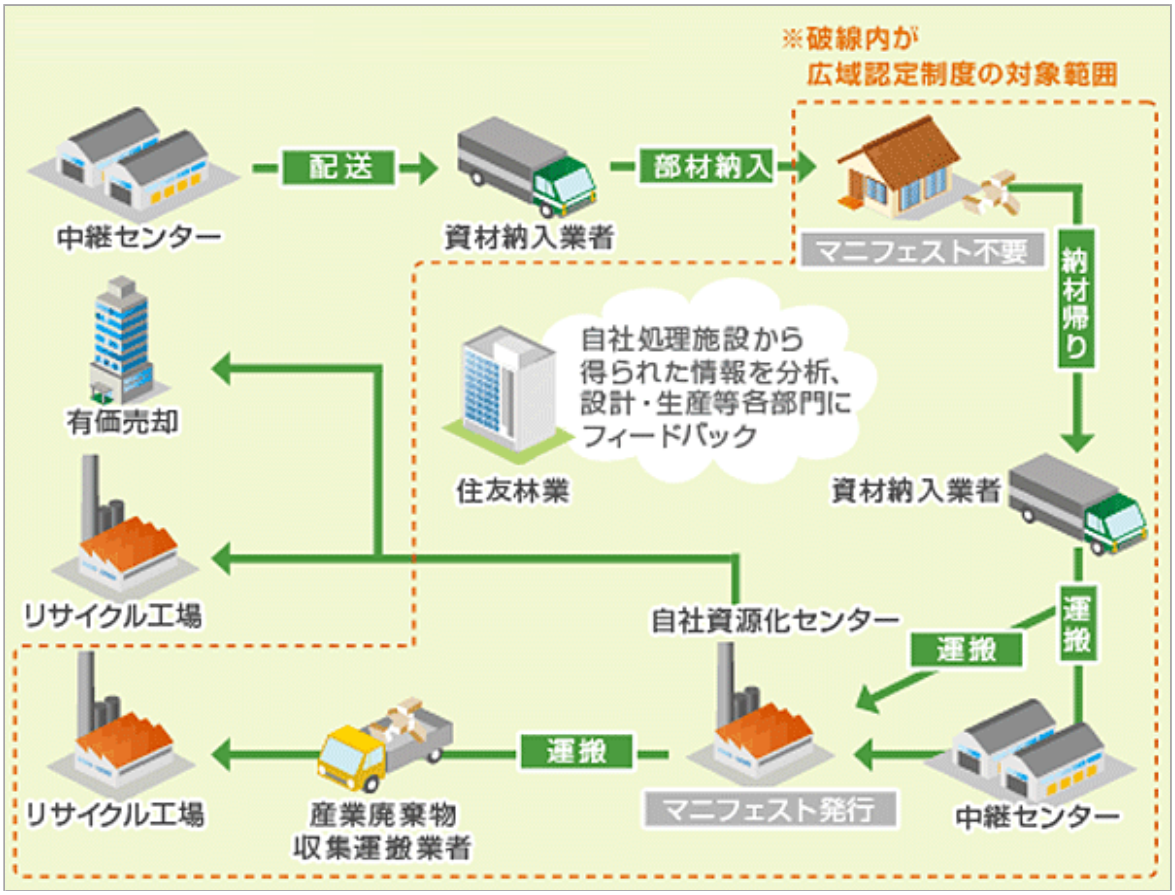

▸ ニュースリリース「産業廃棄物処理の「首都圏資源化センター」の本格稼動を開始」

ガラス・陶磁器くずのリサイクル

2012年度は、住友林業グループで課題となっていたサイディング（ガラス・陶磁器くず）のリサイクル率を向上させるため、メーカーの広域認定を活用したリサイクルルートを構築しました。2013年度もこのルートを積極的に利用し、サイディングなどガラス・陶磁器くずのリサイクルに取り組んでいきます。

国内製造会社での取り組み

住友林業クレスト（株）とスミリン農産工業（株）では、各工場で、産業廃棄物の分別を強化し有価売却するなど、廃棄物排出量削減の取り組みを継続してきた結果、2012年度に全工場でゼロエミッションを達成することができました。

海外製造会社におけるリサイクル推進への取り組み

海外主要製造会社5社※では、各国の法令を遵守するとともに、住友林業グループのゼロエミッションの定義に準じ、取り組みを推進しています。2012年度は、5社中KTI、RPI、ALPINEの3社でゼロエミッションを達成しました。未達成だったASTIとNPILの2社については、さらなる廃棄物排出量の削減や再利用、分別収集の徹底などに取り組んでいきます。

※ クタイ・ティンバー・インドネシア(KTI)、リンバ・パーティクル・インドネシア(RPI)、アスト・インドネシア(ASTI):インドネシア、アルパイン・MDF・インダストリーズ(ALPINE):オーストラリア、ネルソン・パイン・インダストリーズ社(NPIL):ニュージーランド

海外製造会社の取り組み事例

- クタイ・ティンバー・インドネシア
  パーティクルボードの製造過程で発生する木くずを、ボイラー燃料や原材料などとして再利用しています。
- リンバ・パーティクル・インドネシア
  燃焼灰を路盤材として利用しているほか、木粉をペレット化して燃料として社内で利用しています。2012年度は、路盤材1,684個、ペレット312トンを生産しました。

解体系廃棄物の適正処理

住友林業は、2002年の建設リサイクル法の施行以前から、住宅の新築に伴う解体に際して、分別解体の徹底や廃棄物の分別排出による資源リサイクルを推進しています。また、同法に義務付けられた品目のリサイクルについても確実に実施しています。
2012年度は、コンクリート、金属くずについては前年度に引き続き、リサイクル率がほぼ100%となりました。木くずについても付着物の除去徹底などにより、リサイクル率100%を達成しました。今後はリサイクル率のさらなる向上をめざして、瓦、ガラス、陶磁器類、石膏ボード、その他混合物のリサイクルルートの開発などに取り組んでいきます。

解体廃棄物の排出量と内訳(2012年度)

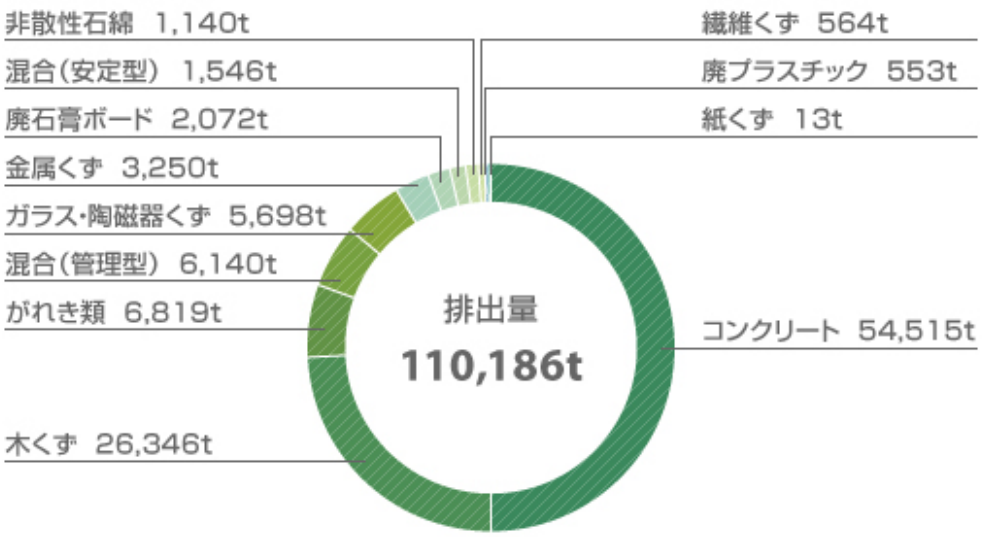

工程管理システムによる廃棄物管理の強化

住友林業は従来、解体廃棄物の品目・数量を廃棄物処理事業者から提出される電子マニフェストに基づいて確認し、実際に適正処理されたかを事業者からの写真報告による照合で確認していました。
こうした解体廃棄物の管理体制をより確かなものとするために、2011年度、自社の工程管理システムに、携帯電話を使って現場での排出と処理場への搬入を映像でリアルタイムに照合・確認できるシステムを開発。2012年度にほぼすべての解体業者へ導入を完了しました。これにより、現場から排出された廃棄物の全量が、適正に処理場に持ち込まれたことを常に監視できる体制を整えました。

資源の循環利用

チップ化による木質資源のリサイクル

住友林業では、木材の製材過程で発生する端材や、新築現場・解体現場で出る木くずをチップ化することで、製紙やパーティクルボードなどの原料として、また発電ボイラーなどの燃料として供給するチップ事業を通じて資源の循環利用に貢献しています。
2012年度のチップ取扱量は、製紙・ボードなどの原料用途では需要が伸びず減少した一方で、燃料用途ではバイオマスボイラーやバイオマス発電の普及を受け、堅調に増加しました。
2013年度以降は、原料用途は前年度の取扱量維持、燃料用途では取扱量増をめざします。

木材チップ取扱量

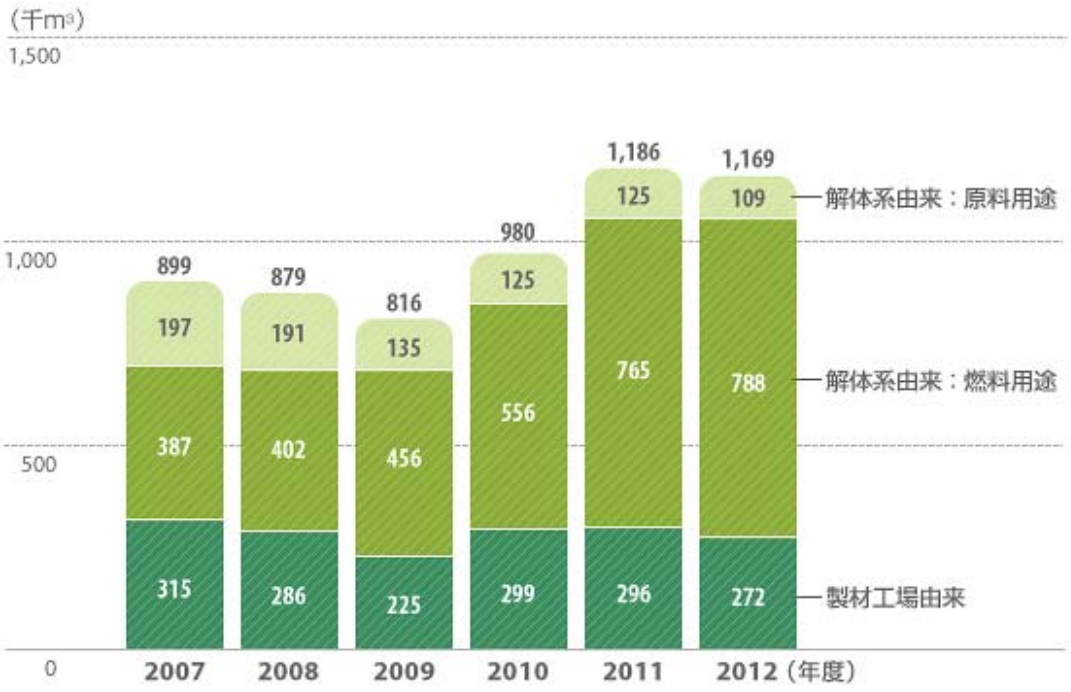

樽を再生利用した木質壁材の開発

住友林業は、「いいちこ」で知られる三和酒類(株)の焼酎づくりの一部に使用されている熟成樽を再生した木質壁材を、2013年2月から「住友林業の家」へ採用しています。

今回採用している樽には、「森の王」と呼ばれ高級家具などにも用いられる樹齢100年以上の厳選されたオーク材が使用されています。長期間にわたって繰り返し使用され、その役目を終えた樽材を当社独自の技術で加工し、室内の壁材に再利用することで、環境負荷を抑え、かつ長年醸成された木の質感や風合いが楽しめる住まいづくりを実現しています。

オーク材をタイル状に加工した壁材

▸ ニュースリリース「本格焼酎「いいちこ」の熟成樽を再生した木質壁材の提案を開始」

ガラス端材を利用した水稲育苗培土「軽易土」

ガラス端材や廃ビンは、高温で発泡させてリサイクルされます。しかし従来は、粒径の大きいものは主に緑化用排水基盤材などに使用されるものの、小粒以下のものは用途がほとんどありませんでした。そこで、スミリン農産工業(株)では、粒径の小さいガラス端材を利用した次世代型の軽量水稲育苗培土の開発を進め、2011年3月から、新商品「軽易土(かるいど)」を販売しています。
「軽易土」は、住宅用ガラス端材を高温で発泡させたリサイクル資材と粒状活性炭を使用した製品です。従来の水稲育苗培土は赤土系で、山土を採取して製造されるため環境への負荷が高く、また農業従事者の高齢化に伴って重量の大きさが課題となっていました。「軽易土」は、リサイクル資材の活用に加えて、従来品の約40%の軽さを実現したことで、それらの課題解決にも貢献します。
2012年度における「軽易土」の販売量は425トン(対前年度比315トン増)で、これに伴うガラス端材のリサイクル量は140トンとなり、前年度と比較して100トン(250%)増加しました。

軽易土

浄水場で発生する使用済み活性炭の有効利用

東京都水道局では、オゾン処理と生物活性炭処理を併用する「高度浄水処理」を採用しており、有機物低減や消臭の過程で年間約5,000m³にのぼる活性炭を使用しています。
スミリン農産工業(株)は、その使用済み活性炭を有効利用して農園芸用の培養土や緑化用の土壌改良資材を開発し、販売しています。それらは、植物への生育促進効果があることが東京都との共同研究を通じて明らかになっており、この研究成果について東京都と共同で特許出願をしています。
2012年度は、課題であった使用済み活性炭の供給量の確保に注力し、東京都、千葉県、大阪府、岐阜県などに供給ルートを広げ、培養土商品を中心に拡販を行った結果、使用済み活性炭のリサイクル量は1,449トンとなり、前年度と比較して 21トン(1.5%)増加しました。
2013年度は、使用済み活性炭のリサイクル量を2012年度比2%増の1,478トンと計画しています。

培養土

製鋼スラグ肥料の事業化検討

住友林業はJICA（独立行政法人国際協力機構）から委託を受け、鉄の生産過程で得られる副産物「製鋼スラグ」を原料に用いた肥料について、インドネシアやベトナムにおける販売事業の事業性調査を実施し、2013年3月に完了しました。
インドネシアやベトナムをはじめとする東南アジアでは、酸性土壌が広く分布しており、それがイネなどの農作物の生育を阻害し、収穫量が低いことが問題になっています。その土壌改善策として、リン酸、マグネシウムや鉄分といった肥料成分や、土壌の酸性を中和する酸化カルシウムを多く含む製鋼スラグが注目されています。
ベトナム南部のメコンデルタ地域で実施したコメの栽培試験では、この製鋼スラグを調整して使用した場合に収穫量が1.8倍増加するというデータが得られました。製鋼スラグは日本で肥料としての使用実績があり、基本的な安全性が確認されています。また、副産物であり日本での発生量も多いため、安価で安定的な供給が可能です。
今後も、工業副産物という資源の有効利用と、発展途上国の農業生産性の向上を図るため、現地の研究機関と共同で製鋼スラグ利用の事業化を検討していきます。

森林の保全～持続可能な森林経営～

環境報告
ENVIRONMENTAL REPORT

持続可能な森林経営（適正な管理フロー）

森林には、水を蓄えたり浄化する、洪水や土砂崩れを防ぐ、CO_2を吸収することで地球温暖化を抑制する、生物多様性を保全するといった、多様な公益的機能があります。
住友林業グループは、このような森林の公益的機能を保ちながら木材資源を永続的に利用するために、持続可能な森林経営を国内外で進めています。

森林管理と木材利用

育林～適正な管理で森林の公益的機能を保持

住友林業グループは、国内で総面積43,328ヘクタールの社有林を、海外で総面積約20万ヘクタールの山林を管理しています。これらの山林で下刈り、枝打ち、間伐など、育林のための適正な管理をすることで森林の公益的機能の維持・向上に努めています。
2012年度における当社グループの国内社有林のカーボンストック※は、1,100万t-CO_2、また、海外の植林地のカーボンストックは379万t-CO_2となっています。

※ 森林がCO_2を吸収し、炭素として蓄積する量

国内外のカーボンストック

※1 国内は、当該年度期初におけるカーボンストック
※2 海外は、当該年期初におけるカーボンストック

伐採～計画的な伐採により、木材製品を供給

中長期的な伐採計画のもと、2012年度は、国内で45,777m³、海外で991,705m³の木を伐採しました。伐採された木は、製材・加工され、住宅や家具などさまざまな製品として世の中に供給されます。そして、例えば住宅の構造材であれば、数十年間使い続けられます。
木は製品となってもCO₂を炭素として保持し続けるため、木材製品を使うこと、木造住宅を建てることは、「都市に森をつくる」ことと言われています。
住友林業グループは、木化事業※を推進することによって、都市でもカーボンストックを増やし、地球温暖化対策に貢献しています。

住宅によるカーボンストック（2012年度）

※ 木造化・木質化を通じて、木材資源の用途拡大を図る当社グループにおける各事業の総称

利用～役目を終えても再利用でき、CO₂を増やさない

木造住宅や木材製品は、解体されたり製品として役目を終えたあとも、繊維板などの木質材料や、チップなどの木質燃料として再利用することが可能です。このように木材という有用な資源を再利用しながら「使い尽くす」「使い切る」プロセスにおいて、木材は最終的に木質燃料として燃やされ、電気などの新たなエネルギーを生み出すまで、CO₂を蓄え続けます。木材を燃焼することで放出されるCO₂は、木が成長する過程で大気中から吸収したものであり、木のライフサイクルの中では大気中のCO₂を増加させません。

植林～森林資源の保全と地球温暖化対策に貢献

育てた木を伐採して使うだけでは、森林資源は減少していきます。住友林業グループは、伐採後に必ず植林をして育てていくことで、森林資源の保全と持続可能な森林経営に取り組んでいます。
2012年度は国内で約94ヘクタール、海外で約8,412ヘクタールの植林を実施しました。新たに植林された木々は、成長する過程でCO₂を吸収し、炭素を固定していきます。

国内における森林保全

国内の人工林は、安価な輸入材との競合による採算性の悪化や、林業従事者の高齢化および減少、国産材の流通構造の改革の遅れなどで管理が長期間放棄され、一部では荒廃が進んでいます。
このような現状を打破するため、政府は2011年7月に「森林・林業基本計画」を見直し、「適切な森林施業の確保」「施業集約化の推進」「路網整備・機械化の加速化」「民国連携による森林整備」「人材の育成」などの施策を掲げました。
住友林業グループでは、こうした国の施策に積極的に取り組み、適正な森林管理はもとより、高性能林業機械の導入や、路網整備・施業集約化、社有林労働従事者に対する教育費補助などを実施して、国内の森林保全を推進しています。

社有林管理を通じた森林資源の維持・拡大

住友林業は、国内に総面積43,328ヘクタール（国土面積の約900分の1）の社有林を保有しています。社有林は、木材生産を重視する「経済林」と環境保全を重視する「環境林」に区分しています。
当社では2006年に、日本独自の森林認証制度であるSGEC※1の森林認証を全社有林※2で取得しており、生物多様性の保全なども含め、社有林が適正に管理されていることを第三者から評価されています。
施業においては、森林資源の維持・拡大を図るために、生態系など周辺の環境に配慮しつつ適正に間伐を実施しています。また、「適地・適木・適施業」を旨とした施業計画のもと、生産性の高い社有林経営をめざしています。さらに、社有林経営で培ったノウハウを活用して、国内の山林経営に関するコンサルティングビジネスを展開しています。

※1 「緑の循環」認証会議。持続可能な森林経営が行われていることを第三者機関が証明する日本独自の森林認証制度。生物多様性の保全や、土壌および水資源の保全と維持など7つの基準に基づいて審査されます。
※2 2012年度に購入した山林分（459ヘクタール）は2013年9月にSGECの森林認証を取得予定です。

社有林の分布・面積（2013年3月末現在）

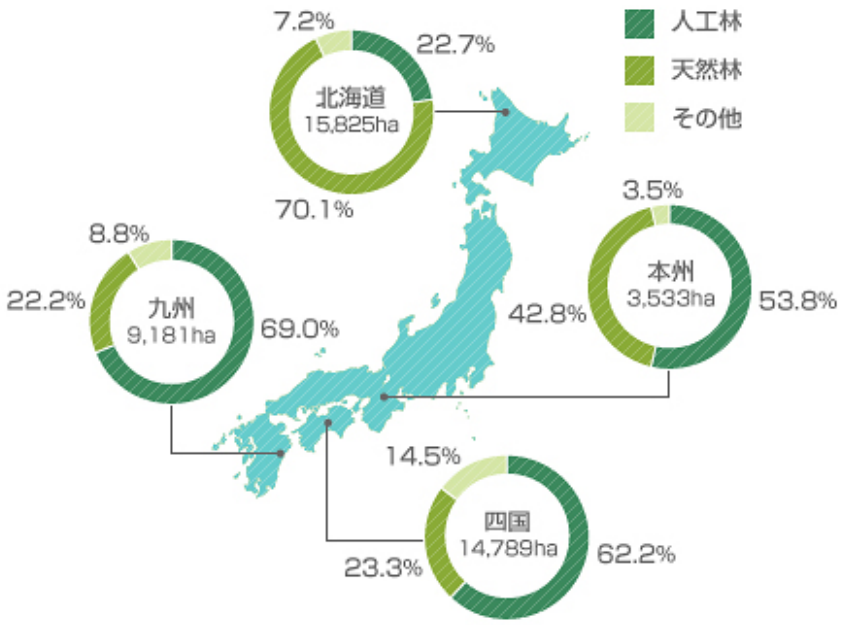

社有林 総面積 43,328ha（国土の約 900 分の 1）

高度な木材集材機「タワーヤーダ」の導入

国内山林における木材収穫の効率化・省力化を図るために、NEDO（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）の支援事業において次世代タワーヤーダを開発し、架線集材システムの近代化を進めています。次世代タワーヤーダは、国産中型トラックにオーストリア製（Konrad社）タワーヤーダを搭載した高性能な木材集材機で、日本の急峻で複雑な山林に合わせて改良されています。例えば、架線をシンプルにすることで、架設・撤収作業の効率を高め、また、作業者がリモコンで操作することで安全性の向上と省力化を図っています。

2012年度は、前年度までの実証試験に続いて次世代タワーヤーダの実用化に取り組み、九州の社有林を中心に、年間約7,000m³の収穫実績を上げました。また、奈良県の十津川村と和歌山県の西牟婁郡白浜町において、タワーヤーダを利用したデモンストレーション収穫事業を実施しました。同事業は、収穫作業を公開するだけにとどまらず、地元林業従事者の実地研修も兼ねて実施し、地域の林業振興にも貢献しています。

九州社有林における次世代タワーヤーダの活用

ツリーシェルターによる低密度造林

国内の森林は、原木価格の低迷や林業従事者の減少、植栽木のシカ食害などによる荒廃が問題となっています。これらの問題解決に向け、住友林業フォレストサービス(株)ではツリーシェルター※を利用した低密度造林という新しい林業形態の開発を進めています。
ツリーシェルターは、地ごしらえ、下刈り、除間伐を省略でき、また、シカ食害に強いため1ヘクタールあたりの植栽本数を抑えることが可能であることから、シカ除けネットで植栽地を囲んでいた従来の造林方法に比べ、省労力化を実現しています。
近年、日本国内の森林地帯ではシカの増加が顕著で、新しく苗木を植栽してもシカに食べられる被害が急増しています。しかし、従来のツリーシェルターは単価が高く、あまり普及していませんでした。

ハイトシェルターSを設置した植林地
(高知県宿毛市の民有林)

そこで、住友林業および住友林業フォレストサービス(株)は、共同で日本の林業に適した新型のツリーシェルター「ハイトシェルターS」を開発。価格を従来製品の半分以下に抑え、設置の手間も軽減させました。2012年度は、住友林業社有林で約13ヘクタール、35,000本の植栽を実施したほか、本格的に社外への販売を開始し、徳島県や高知県などの民有地約17ヘクタールでは、27,000本の植栽も併せて実施しました。2012年度の納入数は10万本を超えており、2013年度は年間30万本以上の納入をめざしていくとともに、九州や近畿へと「ハイトシェルターS」を活用した植林面積を拡大させていく計画です。
なお、「ハイトシェルターS」は、2013年2月、その経済性や優位性が評価され四国森林・林業研究発表会で特別賞にあたる「日本森林技術協会理事長賞」を受賞しました。

※ 苗木の周囲をチューブ状のプラスチックで覆うもの

環境制御型の苗木生産施設

住友林業グループは、国内林業の活性化に向け、苗木生産の近代化や育林作業の効率化に取り組んでいます。その一環として、2012年5月に、宮崎県日向市にある当社の東郷樹木育種センターにおいて、スギの苗木を温室で育成する国内最大規模の「環境制御型苗木生産施設」を開設しました。
従来の苗畑での露地育苗の方法では、植栽時期が春先に限られていましたが、この施設では、コンテナに挿し木をし、温室内で発根を促して苗木を植栽することで通年での苗木生産・出荷を可能としています。これにより、苗木生産量を大幅に増やせるうえ、季節によって繁閑に偏りのあった労働を平準化して、作業効率の向上、苗木生産コストの低減を図ることができます。
2012年度は、挿し木用の木（穂木）の供給源である採穂園※1における台木※2のDNA解析も実施し、採穂、コンテナ苗の生産、出荷を品種ごとにできるようにしたほか、社有林へコンテナ苗を出荷しました。2013年度は、挿し木の発根率向上などの課題に取り組み、苗木生産・出荷量のさらなる拡大をめざしていきます。

環境制御型苗木生産施設

※1 穂木を生産する専用の樹木園
※2 穂木のもとになる木

▶ ニュースリリース「施設栽培による林業用苗木の大量生産施設として国内最大規模！～環境制御型の苗木生産施設を開設～」へリンク

共同施業による施業効率化

森林の持つさまざまな機能を高めるためには、下刈りや枝打ち、間伐などの適切な整備が重要です。日本の森林は、所有面積が小さい所有者が多数を占め、効率的な施業が困難なため、森林機能の低下を招き、国産材利用を阻む大きな問題となっています。
住友林業グループは、こうした現状を打破するため、複数の森林所有者の共同施業による効率化の取り組みを進めています。

民間の大規模森林所有者との共同施業

住友林業は、民間企業レベルでビジネスモデルをつくり上げることで、国内における大規模の民間森林所有企業としての社会的責任を果たし、国内林業の再生をめざします。この方針のもと、2009年に、住友林業と王子製紙(株)および王子木材緑化(株)の3社で、各社の社有林を核とした森林資源を活用する共同事業について覚書を締結しました。これは、国内で大規模の森林を所有する企業間で初めての試みです。以後、3社それぞれが培ってきた森林管理に関する技術や、森林施業から木材・木質製品の生産、販売までの一貫した取り組みを活かし、「北海道におけるSGEC認証材の積極的活用」と「愛媛県における森林施業の団地化」の2つの事業を共同で推進しています。
2012年度は「北海道におけるSGEC認証材の積極的活用」事業において、王子製紙グループの社有林から生産・加工されたSGEC森林認証材のカラマツラミナ※を約236m³仕入れました。このラミナの一部を使用して、当社札幌支店の戸建注文住宅用集成材(柱用)を約83m³生産して、使用しました。
2013年度は、同事業においてカラマツ以外の樹種利用拡大をめざします。

※ 集成材を構成する、乾燥させた木材の板

国有林と民有林の連携による効率的な森林整備

住友林業は2009年度に、和歌山県、高知県、熊本県の社有林において、国有林や民有林所有者と森林整備推進協定を締結。それらの森林所有者が一体となって施業を行う「森林共同施業団地」を設定し、官民連携での森林整備に取り組んできました。これにより、作業道を効率的に配置することなどが可能となり、森林施業の効率化やコストダウンにつながっています。
2012年度は、9月に、宮崎県東臼杵郡椎葉村地域の森林整備に関する協定を新たに締結しました。
今後も国有林と民有林の連携協力により、路網の整備や間伐等の森林整備を効率的に推進していきます。

▶ ニュースリリース「国有林と民有林の連携により効率的な森林整備を推進 ～ 宮崎県北部エリア森林整備推進協定を締結」へリンク

海外における持続可能な植林事業

この取り組みは、「森林の保全～木材利用を通じて～」で掲載しています。

▶ 森林の保全～木材利用を通じて～へリンク(P190)

森林の保全～木材利用を通じて～

環境報告
ENVIRONMENTAL REPORT

「木材調達行動計画」の推進

世界の森林は、違法伐採や、過度な焼き畑農業などによって減少し続けています。一方、日本の森林、特に人工林は、輸入材に対する価格競争力の低下や林業従事者の高齢化により整備が進まず、森林が本来持つ公益的機能を十分に果たさないまま荒廃し続けている状況です。
このような背景を鑑み、住友林業グループは2007年6月に木材調達に関する理念と方針、さらにそれに基づく行動目標を示した「木材調達行動計画」を制定しました。
2007～2009年度を期間とした「第1次木材調達行動計画」では、住友林業と住友林業クレスト(株)が海外の仕入先から直接輸入している木材(直輸入材)について、全仕入先を調査し、2009年度にすべての木材および木材製品の合法性を確認しました。
2010～2012年度を期間とした「第2次木材調達行動計画」では、2009年度に合法性を確認した直輸入材・木材製品の取り扱い100%を維持するために、新規取引先を含めて合法性確認を継続しました。また、2010年度には日本国内市場で販売する国産材の合法性確認を実施し、2011年度には、住宅事業本部が住友林業グループ外から調達した木材についても、合法性確認を完了しました。
2012年度は、2015年度を目標年度とする「第3次木材調達行動計画」を策定しました。今後、これに基づき、「法令に適った木材調達100%の維持と環境・社会配慮性の継続確認」「森林認証材、植林木、国産材の取扱い増加」「木材利用の新分野の伸張」「ステークホルダーへの啓蒙活動推進」の4つの目標に取り組みます。

▶ サプライチェーンにおけるCSRの徹底(P50)

「第2次木材調達行動計画（2010～2012年度）」の内容および推進結果

事業分野	部署	行動計画・2012年度目標	結果	備考
共通		地球環境への貢献を目的に、合法性・持続可能性が確認された森林認証材（FSC®・PEFC・SGEC）、持続可能な植林木、国内林業の活性化につながる国産材の使用・取り扱いを拡大する。	○	各部門で取り組みを実施
		合法性を確認した直輸入木材・木材製品の取り扱い100%を継続する。違法に伐採された木材を購入・使用しない。	○	木材調達委員会で合法性確認審査を実施
国内山林 国内流通	山林環境本部 山林・環境部	社有林の森林認証100%維持（SGEC森林認証）	○	100%維持を達成
		社有林での生物多様性の維持・保全	○	社有林でのモニタリング調査を毎年実施
	住友林業フォレストサービス（株）	国産材の利用推進・取扱量2009年度より75%増加	×	東日本大震災後、合板工場の受入制限を受けたことなどにより、目標比57%で未達
木材流通	木材建材事業本部 国際流通営業部	森林認証材（FSC®・PEFC・SGEC）および植林木の利用推進、利用比率を取扱量の70%とする。	×	2012年度に集計方法を厳格化したため、63%で目標未達
国内製造	住友林業クレスト（株）	森林認証材（FSC®・PEFC・SGEC）・植林木・国産材の利用推進、利用比率を取扱量の50%とする。	○	55%で目標達成

事業分野	部署	行動計画・2012年度目標	結果	備考
住宅	住宅事業本部	国産材の振興・利用拡大、主要構造材の国産材比率70%維持	×	53%で大幅目標未達。国産材比率が相対的に低い商品の構成比率が増加したことが影響
		森林認証材（FSC®・PEFC・SGEC）の使用拡大・使用量2009年度より2倍以上	×	2011年度から仙台支店での取り組みを始めたものの、目標未達

「第3次木材調達行動計画（2013～2015年度）」

行動計画・2015年度目標
＜法令に適った木材調達100%の維持と環境・社会配慮性の継続確認＞ 当社グループが取扱う木材並びに木材製品について、合法性100%を維持します。また、仕入先企業の環境や社会への配慮を継続確認します。
＜森林認証材、植林木、国産材の取扱い増加＞ • 直輸入材の取扱いについて、森林認証材、植林木の比率は、全取扱量の68%を目指します。 • 流通事業における国産材の取扱いについて2011年度比で71%増加を目指します。 • 国内木質建材製造会社での使用木材における森林認証材、植林木、国産材の比率は64%を目指します。 • 住宅事業の戸建注文住宅における使用木材の国産材比率は60%を目指します。
＜木材利用の新分野の伸張＞ • バイオマス発電向けを含む燃料用木質チップの取扱いを2011年度比で10%増加を目指します。 • 林地残材など未利用材の取扱いについて2011年度比で240%増加を目指します。
＜ステークホルダーへの啓蒙活動推進＞ 環境・社会に配慮した木材調達の重要性をサプライチェーンを含めたステークホルダーに伝えるよう努めます。

合法性確認の実施

住友林業グループは、木材調達の合法性確認に関して、2012年度は以下の活動を実施しました。今後もこれらの活動を継続するとともに「合法性確認100%」を維持し、持続可能な木材資源の調達を推進していきます。

▶ サプライチェーンにおけるCSRの徹底（P50）

木材調達の合法性確認に関する2012年度の活動実績

（1）新規取引先を含めすべての直輸入材について合法性確認を継続実施
（2）すべての直輸入材仕入先に対して、人権や労働慣行など、CSR面のアンケート調査を開始
（3）国内生産の製紙用チップの合法性確認を開始
（4）海外営業拠点の日本向け以外の取扱材の合法性確認を実施
（5）海外製造会社の使用木材の合法性確認に着手
（6）環境部門の担当者による合法性や環境・社会配慮性を確認する現地調査を実施
（7）欧州連合木材規制法（EUTR）の施行に対応した施策を開始

国内生産の製紙用チップの合法性確認を開始

住友林業は2012年度から、国内で取り扱う木質チップに関して、合法性確認を開始しました。
対象は製紙会社向けの原料チップ（製紙用チップ）で、その原材料には国内外の原木以外に製材所からの端材や廃材も含まれています。当社の製紙用チップ仕入先に対して、当社担当者が合法性を証明する書類の収集や現地調査を実施し、2012年度にすべての仕入先について、合法性を確認しました。

海外営業拠点の取扱材の合法性確認を実施

住友林業グループは、日本へ直輸入するすべての木材・木材製品（直輸入材）を対象に2009年度に合法性の確認を完了し、以降も継続して確認してきました。
2012年度は、こうした合法性確認の対象を日本向け以外の取扱材へと拡大しました。木材建材事業本部 国際流通営業部が主管するすべての海外営業拠点が日本以外の市場に販売している木材および木質建材の仕入先を対象に、合法性確認の調査を開始。2013年2月に木材調達委員会で合法性確認を完了しました。
なお、2012年度に策定した「第3次木材調達行動計画」では、この「日本向け以外の取扱材仕入先」についても合法性100%を維持することを目標に掲げています。

海外製造会社の使用木材の合法性確認に着手

住友林業グループは、2012年度、木材を原材料として使用する当社グループの海外の製造会社および住宅会社、山林関係会社14社を対象に、木材仕入先の合法性確認調査に着手しました。今後、各社の調査結果をもとに、個別の対応を検討する予定です。

サラワク州産材の合法性や環境・社会配慮性を確認するための現地調査

世界的に違法伐採が問題となる中、特にマレーシアのサラワク州産材の伐採について、一部の環境NGOから環境面や社会面の配慮の不足が指摘されています。サラワク州政府側はそれ以前から、住友林業の仕入先を含む輸出事業者側の合法性および環境・社会配慮面を認めており、コンプライアンス上の問題はないとしています。当社もその認識に立ちつつ、サラワク州産材加工品の輸入に携わっていることから、この問題に真摯に向き合い対応しています。
住友林業グループは従来から、現地駐在員による実地調査を通じて、伐採現場を含む仕入先の合法性や環境配慮性を確認してきました。その状況を改めて確認するために、2012年9月、環境経営推進室の担当者がサラワク州の当社仕入先の伐採現場や工場、植林エリアを訪問し、独自の調査を実施しました。その結果、環境配慮および社会配慮の双方について当社仕入先が適切な処置をとっていることを確認しました。現地調査の成果は木材調達委員会などで関連部署に報告され、以後の合法性確認の精度向上に活かされています。

サラワク州の現地視察

欧州連合木材規制法への対応

EUは経済、環境、社会に悪影響を及ぼす違法伐採を排除し、不当な競合をなくすことで合法材の価値を高め、適正に管理された木材や木質建材を市場に流通させるため、「欧州連合木材規制法（EUTR：EU Timber Regulation）」を2013年3月に施行しました。同法は「EU市場に木材を持ち込む輸入業者および供給業者」を対象者とし、「EU市場で販売されるほぼすべての木材および木材製品」を対象商品としています。事業者に対しては、主に次の3点が義務付けられています。

（1）違法伐採材やそれに由来する木材製品が出荷されないよう適切な措置を講じること
（2）合法性確認のため「デュー・ディリジェンス※」を行うこと
（3）トレーサビリティ（取扱材の履歴情報の把握）を確保すること

EU以外でも違法伐採排除を目的とした木材規制は、アメリカの改正レーシー法が2008年に発効しており、オーストラリアでも規制の整備が進むなど広がりをみせています。
住友林業グループは、木材の供給業者としてこれら法規制に適切に対応するために2013年2月、取扱材についてトレーサビリティを明らかにし、合法性確認の精度をさらに高める取り組みを一層具体的に進めていくことにしました。

※ 取扱材が違法材でないことを証明するため、あらゆる方法を駆使して調査確認をする義務のこと

森林認証材の利用促進

住友林業グループは、森林減少の原因となる、違法伐採による木材を流通させないしくみを構築するとともに、適切に管理された森林からの木材流通を推進するため、グループ各社で国際的な森林認証制度であるFSC®※1やPEFC※2、日本のSGEC※3のCoC認証※4を取得しています。森林認証制度とは、独立した第三者機関が、森林経営の持続性や環境保全への配慮など一定の基準を満たす森林経営などを認証する制度です。
木材調達行動計画では、こうした森林から生産された森林認証材の取扱比率向上を目標に掲げ、利用を促進しています。

※1 国際的な森林認証制度を行う第三者機関であるForest Stewardship Council（森林管理協議会）。森林管理について認証を行うFM認証と、森林認証を取得した森林からの林産物を、保管・加工・流通過程において適切に 分別・表示管理する事業体として認定するCoC認証がある

※2 Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemesの略。各国で個別に策定された森林認証制度の審査およびそれら制度間の相互承認を推進するための国際統括組織

※3「緑の循環」認証会議。持続可能な森林経営が行われていることを第三者機関が証明する日本独自の森林認証制度。生物多様性の保全や、土壌および水資源の保全と維持など7つの基準に基づいて審査される

※4 森林認証を取得した森林からの林産物を、保管・加工・流通過程において適切に分別・表示管理している事業体を第三者機関が認定するもの

主な森林認証取得状況

森林認証の種類		取得事業部門・会社名
SGEC	森林認証	山林環境本部 山林・環境部（社有林）
	CoC認証（グループ認証）	木材建材事業本部 国際流通営業部（プレカット材対象）、住宅事業本部（プレカット材対象）
	CoC認証	住友林業フォレストサービス（株）、住友林業クレスト（株）
FSC®	FM認証	クタイ・ティンバー・インドネシア（植林協同組合）、オープン・ベイ・ティンバー
	CoC認証	木材建材事業本部 国際流通営業部・木材建材部、住友林業クレスト（株）、晃和木材（株）、アルパイン・MDF・インダストリーズ、クタイ・ティンバー・インドネシア、シンガポール住友林業、ネルソン・パイン・インダストリーズ、オープン・ベイ・ティンバー、リンバ・パーティクル・インドネシア、インドネシア住友林業
PEFC	CoC認証	木材建材事業本部 国際流通営業部・木材建材部

（注）取得事業部門・会社名は認証取得順に掲載。2012年度は、10月にリンバ・パーティクル・インドネシア、11月にインドネシア住友林業がFSCのCoC認証を取得しました。

森林認証材を使用した住宅の提供

住友林業では、1年を通して安定的に森林認証材を調達することができる北海道においては2008年2月から、宮城県では2011年4月からSGEC森林認証材を使用した住宅を販売しています。
2012年度は、当社住宅において森林認証材使用量を1,200m³にするという目標には及ばなかったものの、960m³と対前年比で139m³増加しました。
2013年度は、森林認証材の対象となる部材の追加採用の検討を行い、取扱量の増加を図っていきます。

国産材活用のしくみづくり

国内林業の活性化のためには、国産材を積極的に活用していくことが重要です。政府は2009年に、「森林・林業再生プラン」の中で「10年後の木材自給率50%以上」という目標を掲げています。
また、2012年7月には再生可能エネルギーの固定価格買取制度が導入され、燃料としての国産材の利用が進むと期待されています。
住友林業グループは、国産材の積極活用に向けた施策として、安定した品質の製材品を供給するための規格開発と普及、山林の共同施業によるコストダウン、林地残材の有効利用などを推進しています。また、流通事業における国産材取り扱いを増やすとともに、「住友林業の家」における国産材比率を上げるために、「木材調達行動計画」で目標設定しています。さらに、伐採後に放置される枝葉・短尺材などの林地残材をバイオマス発電や石炭混燃用燃料として活用するプロジェクトを進めています。

▶ 商品・サービスを通じた温暖化防止への貢献（P158）

独自規格「FSグレード」の開発

国産材の需要拡大のためには、安定した供給に加えて、確かな品質を備える必要がありますが、従来の国産材は、製材会社によって品質を示す等級の基準が異なっているのが現状でした。
そこで、住友林業フォレストサービス（株）は、2009年に、プレカット向けの独自規格として「FS（フォレスト・サービス）グレード」を開発。この規格に基づき製材会社で製造後、プレカット工場で加工された国産材商品の販売を開始しました。
FSグレードはスギの柱・間柱を対象にしており、プレカットに適し、歩留まりやコスト競争力を高めることで国産材の拡販を全国的に進めることが可能となります。
2012年度は、円高による輸入材価格の暴落を背景に国産材全体のシェアが低下するなか、FSグレードの供給量は41,000m³となり、目標数量の50,000m³を下回る結果となりました。
2013年度は、FSグレードを採用する製材会社の拡充を最優先課題として、FSグレードの目標数量を再度50,000m³に設定し、さらなる供給量拡大に取り組んでいきます。

高効率な木材乾燥技術の開発

スギやヒノキの柱材は製材後、乾燥する過程で割れが生じやすく、特にスギは含水率が高く一定ではないため、乾燥材としての品質を安定させることが容易ではありません。
この問題を解決するため、住友林業は、自動制御システム「MIZDAS®」を開発し、これを搭載した木材乾燥機の普及に取り組んでいます。「MIZDAS®（ミズダス）」は、乾燥させる木材の一部にセンサーを取り付け、温度・湿度をコンピュータでリアルタイムに計測して自動調整します。これにより、割れやねじれなどの損傷を抑制し、高品質で低コストな構造材（MIZDAS®スギ柱・MIZDAS®ヒノキ柱）を供給することが可能になります。

MIZDAS®で乾燥させた木材

住宅への国産材の活用

住友林業は、国産材の振興・利用拡大のために、「木材調達行動計画」で「住友林業の家」の国産材使用比率を目標設定しています。
住宅事業で国産材の利用を拡大する上での課題が、コストと強度です。例えばコスト面では、国産材は輸入材と比べて供給が不安定であることから、住宅メーカーが多くの量を確保しようとすると割高となってしまう場合があります。また強度面では、樹種によっては部材としての用途が限られていました。
これらの課題をクリアするため、住友林業では国産材の一定量購入による安定したコストでの調達や、国産ヒノキの構造用集成材「スーパー檜」、国産スギ・国産カラマツなどを用いたオリジナル耐力面材「きづれパネル」など適材適所での部材の開発・使用に取り組んでいます。

きづれパネル

2012年度、「住友林業の家」の主要構造材における国産材比率は、対前年度比横ばいの53%※となりました。2013年度からは対象を主要構造材から構造材と羽柄材に範囲を広げた上で、輸入材を使用している部材の国産材化を検討するなどして、国産材比率の拡大を図っていきます。

※ 当社の主要な住宅構法であるマルチバランス構法では、約70%

▶ ニュースリリース「「MOCCA　HUT（モッカハット）」「きづれパネル」「ハーモニックプランツ」「2012年度　グッドデザイン賞」受賞」

地域産材を使用した住宅の提供

北海道では、カラマツおよびトドマツを用いた道産材率100%の住宅を提供しているほか、奈良県、和歌山県、山口県、大分県でも各県産の木材を一部に使用した住宅を提供しています。また、2010年8月に販売を開始した「フォレストガーデン京王堀之内」（東京都八王子市）では、「多摩産材認証制度※」で認証されたヒノキを主要構造材の一部（柱と土台）に採用し、地域山林の活性化に貢献しています。
地域産材については、原材料の集材エリアが限定されることから安定した数量をいかに調達するかが課題になりますが、今後も一定量が供給されるエリアで積極的に取り組んでいきます。

多摩産材のヒノキ

※ 森林所有者、素材生産業者、原木市場、製材業者が登録し、適正に管理された多摩地域の森林で生産された木材であることを「多摩産材認証協議会」が証明する制度

建材製品などへの国産材の活用

住友林業は、内装材や家具などへの国産材の積極的な活用を推進しています。

広葉樹小径木などを有効活用した家具「紋別の森」シリーズ

住友林業は、国産材を活用した家具を「紋別の森」シリーズとして販売しています。これは、2010年度に生産に携わる各社でSGEC※の認証を取得し、日本で初めてSGECマークを表示した家具製品です。原材料には、北海道紋別の社有林を中心にSGECの森林認証を取得した森林からの広葉樹小径木などを用いています。この取り組みに賛同する企業も増えており、海外の展示会にも出展されるようになっています。

2012年度は、各地で開催されたインテリアフェアで積極的に商品プロモーションを展開し、当社の森林保全活動への認知度を高めることに努めました。また、原材料の樹種を従来のミズナラ以外に広げ、カバを利用したベッドフレームを開発して販売を開始しました。これらの結果、2012年度は「紋別の森」シリーズの販売実績が130セットとなり、約50m³のミズナラおよびカバの幅接材・集成材を取り扱いました。

2013年度は、これまで利用できなかった短い材料を有効活用したテーブルなどの新商品を開発し、取扱量を増やしていく予定です。

北海道紋別社有林の広葉樹間伐材などを活用した家具

※「緑の循環」認証会議。持続可能な森林経営が行われていることを第三者機関が証明する日本独自の森林認証制度。生物多様性の保全や、土壌および水資源の保全と維持など7つの基準に基づいて審査される

国産材を利用した内装部材「彩椙」「トトロップ」の生産

住友林業クレスト(株)では、国産のスギを利用した玄関収納、ドア、階段、床材などの内装部材「彩椙(あやすぎ)」と、国産トドマツを利用したドアや床材・壁材「トトロップ」を生産しています。
「彩椙」は、国内で蓄積量が多いスギに着目し、柱を製材したあとに残る利用用途の少ない部分を有効活用しています。
「トトロップ」は、北海道に多く生育し、木材供給と森林の再生・循環を両立させることができるトドマツに着目した商品で、小さな節と白さを活かした針葉樹の新しい使い方を提案しています。
今後もデザイン、表面仕上げなどに改良を施しながら、国産材であることを訴求するためのリニューアルを進めていく計画です。

「トトロップ(上)」と「彩椙(下)」の床材

国産ヒノキの間伐材および小径木を使用した外構商品

ヒノキは木肌が美しく、耐久性に優れているため、古くから神社仏閣などに使用されてきた針葉樹です。住友林業緑化(株)では、このヒノキの間伐材および小径木を、住友林業グループの国内ネットワークを活用して調達し、独自の熱処理技術で製品化して有効活用しています。
「住友林業の家」を飾る環境対応型の外構商品として、「ひのきデッキ」のほか「ひのき　フェンス・濡れ縁」などのシリーズを揃え、販売しています。
2012年度は、「ひのきデッキ」を約8,000m²販売しました。
今後も引き続き、積極的に販売していきます。

ひのきデッキ

建築物の木造化・木質化による国産材活用

2010年10月に「公共建築物等における木材の利用促進に関する法律」が施行されたことなどを背景に、今後、国産材を中心として木材資源の用途拡大が期待される状況を踏まえ、住友林業は2011年4月、「木化推進室(現:木化営業部)」を新設しました。同部署を中心として建築物の木造化・木質化を行う木化(もっか)事業※を推進しています。
2012年度は、純木質耐火集成材に国産材のスギを100%用いた「野菜倶楽部 oto no ha cafe'」を施工しました。2013年度は、主要構造材の国産材使用率45%を目標に、積極的に提案を行っていきます。

※ 木造化・木質化を通じて、木材資源の用途拡大を図る当社グループにおける各事業の総称

海外における持続可能な植林事業

インドネシアをはじめとする東南アジア諸国や、中国、インドなどのアジアの新興国では、人口増加に加えて生活水準の向上により、木質建材や紙の原料、バイオマス燃料としての木材需要の拡大が確実視されており、増え続ける木材の需要に応えるための供給源の拡大が、世界的な課題となっています。一方で、植林に適した土地は、食料生産地と競合するケースが多いため、世界の需要を十分に満たす植林地の開発には至っていません。住友林業グループは、製材や木質パネル、パルプなどの木材製品の原材料を環境に配慮しながら安定的に確保するため、天然林からの原料調達を減らし植林木の使用を増やすとともに、インドネシアやパプアニューギニアを中心に植林事業を推進してきましたが、このような状況の中、持続可能な森林からの木材の積極的活用を進めるため、海外での植林事業を拡大しています。木材生産を行い、植林木の供給を増やすことを目的とした「産業植林」では、管理する土地を適切にゾーニング（区分）することで、貴重な生態系の保全と、植林事業による地域社会の発展とを両立する事業をめざしています。
さらに住友林業グループでは、環境保全のための緑化を目的とした「環境植林」というアプローチでの植林も実施しています。そのままでは森林の成立が難しい土地で積極的に植林することで、森林面積の拡大や森林が持つ生態系サービスの機能発揮による社会への環境面での貢献をめざしています。また、周辺地域住民の協力を得ながら、地域社会にも植林による経済効果がもたらされる「社会林業」にも取り組んでいます。 2012年度は、海外グループ会社において、合計8,412ヘクタールの植林を行いました。

植林面積

社名	国	総管理面積	植林面積	
			2011年度	2012年度
クタイ・ティンバー・インドネシア（KTI）	インドネシア	16,298ha	4,168ha	3,465ha
リンバ・パーティクル・インドネシア（RPI）	インドネシア	1,995ha	395ha	811ha
ネルソン・パイン・インダストリーズ（NPIL）	ニュージーランド	5,134ha	109ha	101ha
オープン・ベイ・ティンバー（OBT）	パプアニューギニア	31,260ha	1,208ha	709ha
ワナ・スブル・レスタリ（WSL）	インドネシア	40,040ha	6,086ha	515ha
マヤンカラ・タナマン・インダストリ（MTI）	インドネシア	74,870ha	1,939ha	2,811ha

植林本数実績の推移

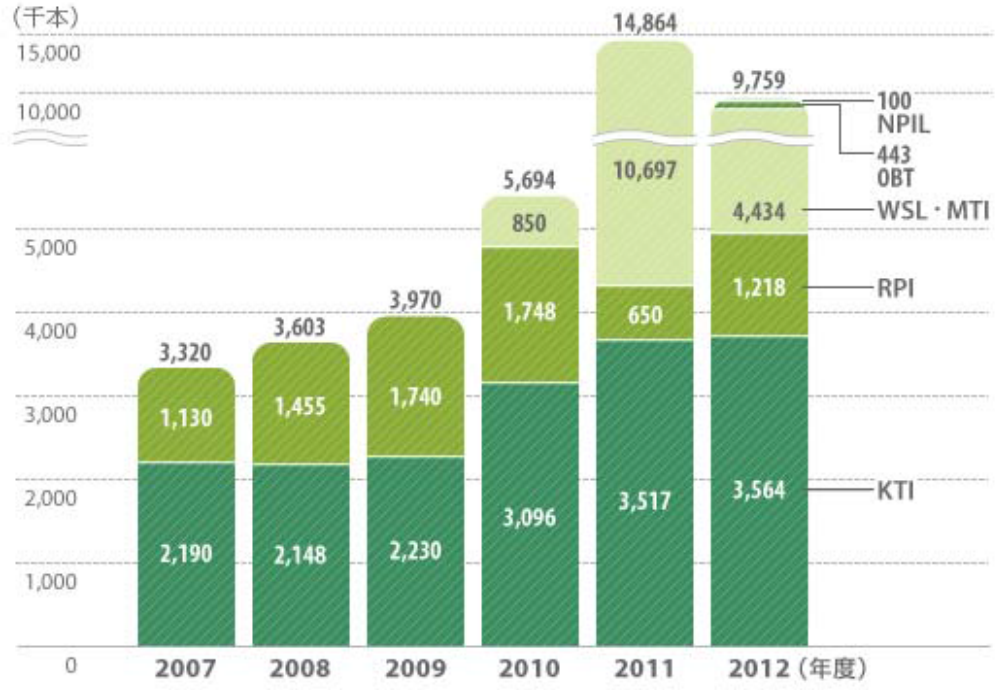

Project EARTH(P159)

アラス・クスマグループと共同での大規模産業植林

住友林業は、インドネシアの山林経営・合板製造会社のアラス・クスマグループと共同で、インドネシア共和国林業省から「産業植林木材林産物利用事業許可」※1の発行を受けて2010年から大規模な植林事業を本格展開しています。本植林事業が対象とするエリアは、違法伐採や焼畑耕作が続けられているにも関わらず有効な対策がとられていないため、本来残すべき森林や貴重な動植物の消失が危惧されています。違法伐採や過度の焼畑耕作による天然林のこれ以上の消失を防ぐためには、こうした行為が起きないよう地域の住民に経済的な基盤を提供することが大切です。

当社の産業植林は、持続可能な林業経営を通じて、地域住民への雇用機会を提供し、貴重な天然林への人間活動の負荷を軽減することをめざしています。また、この事業では、違法伐採や焼畑耕作、それに続いて起こる森林火災によって荒廃した林地(泥炭湿地林※2)を、(1)保護すべき森林、(2)バッファー(緩衝)ゾーン、(3)植林地の3ゾーンに区分けして管理・施業しています。このうち(1)保護すべき森林については、バッファーゾーンを設けて、保護すべき森林に植林の影響が及ばないように配慮するだけでなく、回廊を設けて保護すべき森林が孤立しないようにしています。(3)植林地については、土壌の性質や水分の条件などの環境因子の違いを考慮し、住友林業に古くからある適地適木の考えに基づき、立地にあった多樹種の植林をめざすとともに、違法伐採や無秩序な焼畑耕作による森林破壊の防止や、温室効果ガスの放出抑制にも積極的に貢献しています。植栽する苗木は当社の技術で生産し、植栽、育林、伐採、そして再植林を行うことで、持続的な森林経営を行います。

2012年度は、約3,326ヘクタールの面積で土地の整備を行い、植林を実施しました。また、当プロジェクトではインドネシア林業省が定めた持続可能な森林管理認証である、PHPL認証（Sertifikat Pengelolaan Hutan Produksi Lestari）を取得しました。

これに加えて、2012年度は世界銀行のグループ機関であるIFC（International Finance corporation：国際金融公社）とアドバイザリー契約を結びました。更なる自然・社会環境に配慮した植林事業を目指すため、近年重要視され始めている「保護価値の高い森林（High Conservation Value Forests: HCVF）※3」の考え方に沿って、IFCと共同で事業地内の調査を実施し、事業地の土地利用計画が適切に実施されているか、また生物多様性に関する配慮が十分であるかなどについて提言を受ける予定です。この調査結果を受け、2013年9月には現地にて、ステークホルダーを招いた公聴会を開催し、調査の内容と結果を共有しました。参加者からいただいた貴重なコメントは今後の計画にも反映させます。

当プロジェクトでは、今後も関係するステークホルダーと協働し、最新の知見に基づいた調査とモニタリングを実施した上で、必要に応じて施業計画の改善を行ってゆく予定です。

※1 インドネシア共和国政府から発行される、同国において産業植林を行うための事業許可。100年間の植林事業が可能となります。

※2 泥炭湿地を特徴づける泥炭土壌は、不適切な開発が行われると、大気中に温室効果ガス(二酸化炭素やメタンなど)を大量に放出することが知られています。本プロジェクトでは、日本やインドネシアの学術機関との共同研究によって、開発による泥炭の分解とそれに伴う温室効果ガスの放出を最小限に抑える配慮を行っています。

※3 森林の価値を考える際に、温室効果ガスの吸収源としての価値にとどまらず、稀少な絶滅の恐れがある動物の生息地であることや、水源の確保、土壌浸食制御など自然の基本的なサービスを提供していること、地域住民の伝統的な文化アイデンティティーにとって重要森林地域であることなどの、多面的な価値を勘案する考え方。

アラス・クスマグループとの植林プロジェクト

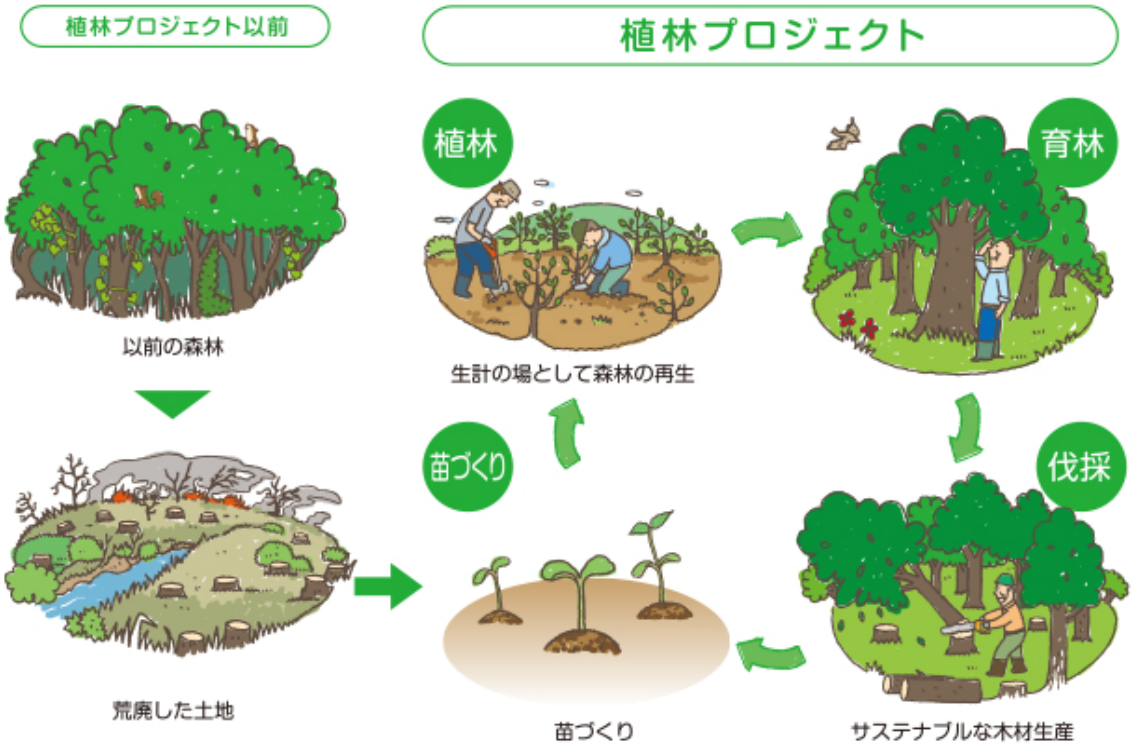

(植林方法の模式図について)
泥炭湿地に植林する場合、これまでの方法ではたくさんの排水路をつくり、土地を乾かすことから始められました。しかし、土地を乾燥させると、地中の有機物が分解され、温室効果ガスが放出されることで地球温暖化につながります。また、乾いた泥炭は一度燃えるとなかなか火が消えず、大規模な森林火災の発生にもつながります。
そこで、土を常に湿った状態にしておくため、地下水位を一定に保ち適切な推移管理とモニタリングを行うことが大変重要です。本プロジェクトの植林計画立案にあたっては、独立行政法人 宇宙航空研究開発機構(JAXA)が提供する、宇宙オープンラボ制度での共同研究を通じて得られた先端的な衛星情報利用技術を応用し、(1)保護すべき森林、(2)バッファー(緩衝)ゾーンを含め適切な保護区を設定の上、(3)植林適地だけを抽出して植林を行うなどランドスケープレベルでの管理を行っています。植林適地では、丸太の搬出や水位調整、防火帯としての機能を持つ水路を、直接河川と連結させないことで、土壌からの排水を最小限にとどめ、温室効果ガスの排出を抑えています。

2014年1月一部追記

「社会林業」を通じた地域社会への貢献

インドネシアでは2000年から、地域の住民に無料で木の苗を配布して植林してもらい、6年～7年後に収穫期を迎えた際には、クタイ・ティンバー・インドネシア(KTI)社とリンバ・パーティクル・インドネシア(RPI)社が買い取りを保証する「社会林業」を行っています。地域住民の自立支援の試みであると同時に、地域社会との良好な関係構築のためのコミュニケーションにもつながっています。
現在、植林事業を実施している周辺の40以上の地域で、約3,900名が社会林業による植林に携わっています。

この取り組みに対する有識者のご意見を掲載しています

▸ 有識者のご意見(P209)

地域住民との協同による森林認証の取得

クタイ・ティンバー・インドネシアでは、2007年に地域住民と協同で植林協同組合を結成し、2008年12月に152ヘクタールの植林地のFSC®-FM認証を取得しました。2011年に179ヘクタール、2012年には新たに673ヘクタールの植林地が認証されたことで、認証を取得している植林地は合計1,004ヘクタールとなりました。今後もFSC認証の維持に努めます。

環境配慮型の合板「KIKORIN-PLYWOOD」の販売

住友林業は、2009年度から、環境配慮型の合板「KIKORIN-PLYWOOD」を販売しています。「KIKORIN-PLYWOOD」には、原材料の50%以上に森林認証材や、持続的な生産が可能な植林木を利用しています。2012年度の「KIKORIN-PLYWOOD」の販売量は36,659m³となりました。

この商品の売上の一部は、インドネシアの荒廃地などの森林再生に使われています。植林は年々規模が拡大しており、植林面積は2012年度が9.8ヘクタール、取り組みを開始した2009年度からの累計では約24ヘクタールとなりました。

「KIKORIN-PLYWOOD」による森づくりは、本業を通じた環境保全への取り組みであるとともに、林業を通じた雇用創出などの地域貢献にもつながっています。今後も販売量拡大に注力していく予定です。

KIKORIN-PLYWOOD

「KIKORIN-PLYWOOD」の販売量

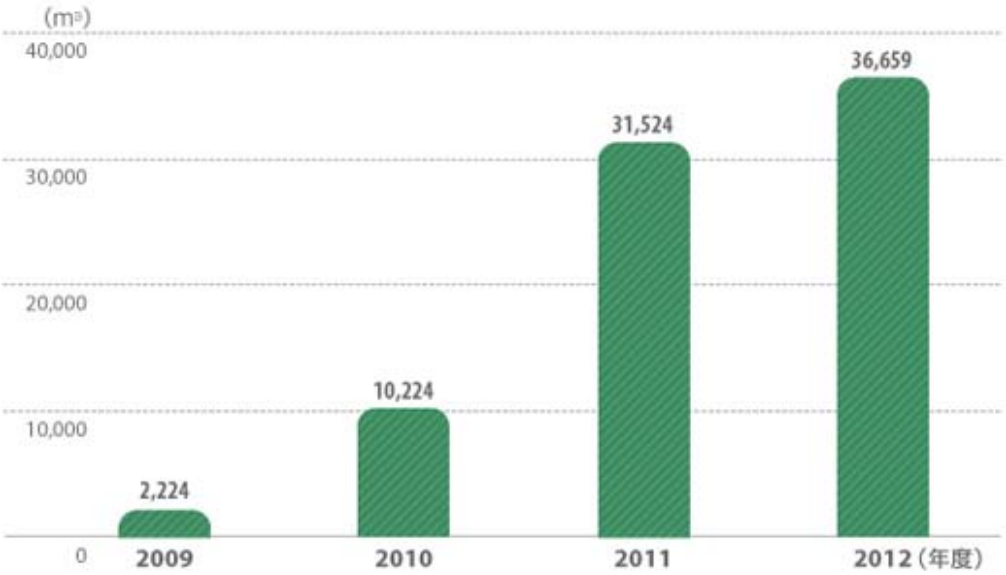

森林の保全～植林コンサルタント事業の推進～

環境報告
ENVIRONMENTAL REPORT

海外植林コンサルタント事業

森づくりに対する企業のニーズは多様化しています。近年は、事業展開に伴う海外の国や地域の森林への影響を緩和するために、また企業の社会的責任を果たすために、途上国での森林保全活動や植林活動を実施する企業も少なくありません。
住友林業は、国内外の森林経営で培ったノウハウを活かし、熱帯地域での荒廃地の修復、生物多様性の回復、地域社会との共生に配慮した植林・森林保全のコンサルタント事業を行っています。

三井住友海上火災保険(株)の熱帯林再生プロジェクト

三井住友海上火災保険(株)は2005年から、インドネシアのパリヤン野生動物保護林の荒廃した森林の修復に取り組んでおり、住友林業はこのコンサルティングを行っています。第1期の活動として2011年3月までに350ヘクタールの土地に約30万本の植林を完了しました。2011年4月からは、「豊かな森林を地元住民が自主的に保護していく仕組みづくり」を目標として、地域住民への農業指導や、地元関係者も含めて保護林の管理方法を検討する組織の設置、地元の学校と連携した環境教育プログラムなどを実施しました。
2012年度は、収入が少なく、保護林内の違法耕作に依存する地域住民を対象に、収益性の高いトウガラシやエシャロットなどの栽培技術や販売方法を指導しました。その結果、一部の農民が自発的に自分の土地でそれらの作物の栽培を始めるなど、活動の効果が現れてきています。また、森林再生のノウハウや経験を幅広く伝えるために、植林地やセミナーハウスなどの関連施設を積極的に開放しプロジェクトの説明を行っており、地元の小中学生や、インドネシア国内外の森林や環境、社会学、教育分野の多くの学生や専門家が訪問しています。

JICAとの連携によるメラピ山国立公園植生回復プロジェクト

住友林業は2012年度、JICA（独立行政法人国際協力機構）と連携した植生回復プロジェクトを、インドネシアのメラピ山国立公園（中部ジャワ）で開始しました。このプロジェクトは、違法な砂利採取などで荒廃した国立公園内の森林を再生するとともに、植生回復活動の実践を通じて、国立公園関係者の能力向上に貢献することを目的としています。プロジェクトの委託企業は三井住友海上火災保険（株）とPT. TS TECH INDONESIAで、森林再生には、三井住友海上火災保険（株）のパリヤン野生動物保護林熱帯林再生プロジェクトのノウハウも活用されています。
2012年度は、三井住友海上火災保険（株）の25ヘクタール、PT. TS TECH INDONESIAの5ヘクタールに植林を実施しました。2013年度は、さらに25ヘクタールの植林を計画しており、植林地の管理については国立公園スタッフとともに実施していく予定です。

ローランド（株）の産業植林と環境植林

住友林業は2007年からローランド（株）と共同で、木材生産を目的とする産業植林と、水源涵養機能の増進や地域経済への貢献をめざす環境植林を組み合わせた植林プロジェクトをインドネシア林業公社管理地で進めています。72.4ヘクタールの植林を行い伐採された木材の一部は木質ボードに加工され、同社が生産する電子ピアノのキャビネット部材になる予定です。
2012年度は、植林地の管理と伐採計画の作成に注力しました。2013年度には、同社が植えた木を原料の一部に利用した電子ピアノが、世界の市場に向けて出荷される見込みです。

海外植林コンサルタント事業における今後の展開例

・地元政府や関係機関と連携した既存プロジェクトの推進
・受託企業と連携した積極的な広報活動とノウハウの共有の推進
・木材生産や農業生産を通じた地域経済に貢献する持続的なプロジェクトの推進
・REDD+などの新たなしくみの提案

有識者のご意見

環境報告
ENVIRONMENTAL REPORT

海外での温暖化防止・森林保全活動について

住友林業は、当社グループが推進する「Project EARTH」の一環として、「住友林業の家」の主要構造材に使用する木の伐採から建築施工までに排出されるCO_2を植林活動によりオフセットする取り組みをインドネシアで行っています。また、同国で、2000年から地域住民に苗木を無償で供与して植林してもらい、成長後に、グループ会社のクタイ・ティンバー・インドネシアとリンバ・パーティクル・インドネシアが買い取りを保証する「社会林業」を実施しています。 この2つの取り組みについて、ご意見をいただきました。

住友林業グループの活動に対するご意見

和歌山大学システム工学部　養父 志乃夫 教授

住友林業の「Project EARTH」の一環として実施している植林事業や、地域住民との共同事業の社会林業による取り組みは、地域住民の暮らしを向上させながら、木質原材料を継続、かつ安定的に確保することに寄与しており、この点を高く評価すべきである。例えば、社会林業では、地域住民と設立した植林共同組合の植林地が森林認証を受けており、持続可能な森づくりを通じて、高付加価値木材の生産を行うことで地域社会に貢献している。また、植林事業の取り組みは、荒廃地の復旧とともに地域の自然環境の保全にも貢献しているほか、社会林業では、地域住民と協力して計画的に植栽・伐採を行っており、地域の生態系保全につながっている。これらの先駆的事業は、グローバルに展開するビジネス活動を通じて、途上国の地域住民の生活向上と環境保全の両立を図る先行事例として、重要な情報源になると考えられる。

よって、広く国内外に情報発信されるべきであり、今後の産業植林はもちろんのこと、東南アジアをはじめとした各地における資源開発のお手本として、遍く周知される必要がある。

今後は、地域住民やそのグループと生活や苗木育成をともにするなかで、その実態についてモニタリング調査を実施し、問題点と課題を抽出して継続的な改善を図るとともに、これらの事業の周辺への広がりとその有効性を確認するべきである。その結果と蓄積した情報や知見を体系的にまとめ、広く内外の一般市民に対し提供するべきと思われる。このとき、記録として確実に伝承するため、それぞれの事業を出版物として公開することを提案する。

住民へのヒアリングを実施している様子

生物多様性の保全

環境報告
ENVIRONMENTAL REPORT

事業活動と生物多様性保全

住友林業は、創業以来、「木」を軸に事業を展開してきました。多くの企業がサプライチェーンなどを通じて間接的に生物多様性に関わることが多い中、当社は、木を植え育て、生物多様性を育む森林を直接的な事業フィールドとしています。生物多様性に対する責任や影響が大きいことはもちろん、森林が失われれば事業基盤を失うリスクもあります。したがって、地球環境問題のなかでもとりわけ生物多様性の保全は、住友林業グループが事業を継続する上で欠かせない、真摯に取り組んでいくべき最重要テーマです。

こうした考えのもと、2006年度に国内社有林における「生物多様性保全に関する基本方針」、2007年度に「木材調達理念・方針」を定めました。また、2007年度に環境方針を改訂し、生物多様性への配慮を加えました。

さらに、2012年3月には、当社グループの生物多様性への認識や姿勢を示す「生物多様性宣言」、社内的な指針を取り決めた「生物多様性行動指針」、具体的な行動目標を定めた「生物多様性長期目標」を制定しました。

この「生物多様性宣言・行動指針・長期目標」を社員に浸透させるため、2012年度は、社員向けのガイドブックを作成したほか、2013年度の社員手帳にも宣言や行動指針、長期目標を掲載しています。

住友林業グループ 生物多様性宣言

住友林業グループは、創業から3世紀以上にわたり、きれいな水や大気、そして土壌などの生命の源を育む森とともに歩んできました。私たちは、再生可能な自然素材である木と、豊かな生態系を支える森に関わる事業を通じて、これからも生物多様性を大切にし、持続可能で自然と調和する社会の実現に貢献します。

住友林業グループ 生物多様性行動指針

1 生物多様性を環境共生に向けた中心課題と位置づけ、ステークホルダーとともに取り組みます。

2 社員一人ひとりが生物多様性の大切さを理解し、生物多様性に直接・間接に及ぼす影響を考え行動します。

3 全ての事業において、その活動が生物多様性に及ぼす影響を減らします。

4 木や森に関わる事業を通じて、生態系から得ている恵みを社会に提供し人々の生活向上に貢献します。

▶ ニュースリリース「「住友林業グループ 生物多様性宣言」を制定」

生物多様性長期目標

生物多様性保全への取り組みを推進すると同時に、2010年に生物多様性条約COP10で採択された「愛知目標」達成に向けた国際的貢献を図るため、2012年3月に生物多様性長期目標を策定しました。それぞれの目標に2020年までの概略的なタイムスケジュールを設けて、今後の取り組みの指針としています。

住友林業グループ 生物多様性長期目標（要約）

グループ共通目標

1（森林の持続可能性の追求）

木に関わる川上から川下まで全ての事業で、森林の減少防止に努め、森林の持続可能性を追求します。
・再植林や天然更新など森林の再生や、森林の生長量以下の計画伐採に努めます。

・森林認証材・植林木・国産材など持続可能な木材の調達や利用を拡大します。

・木材の有効利用と循環利用を進めます。

2（森林および木材による二酸化炭素の吸収・固定の拡大）

健全な森林を育成し、木質建材・木造建築物により木材利用を推進することで、木材による二酸化炭素の吸収と固定を大きく拡大し、生物多様性保全と気候変動緩和に貢献します。

個別目標

3（森林）

生物多様性を再生･維持･拡大する森林管理を推進します。
･生態系や生物の生息環境を守るゾーニングを進めます。

･国内社有林では環境保全を重視する環境林の面積を20%以上確保します。

･国内社有林は森林認証100%を維持します。

･国内社有林では生物多様性モニタリング結果に基づく絶滅危惧種等に関する目標を2012年以降策定します。

･海外植林では、地域社会･経済･教育への貢献に配慮しながら事業を行います。

4（商品）

森林認証や環境評価などの生物多様性に配慮した商品やサービスを提供します。

5（建設）

自然環境や街並みに調和した家づくり、まちづくりに努めます。

6（設計）

建設･施工では、ゼロエミッション推進により廃棄物の発生を管理･抑制します。

7（緑化）

周辺の生態系や植生に配慮し、自生種を積極的に植栽します。

8（工場）

汚染物質、廃棄物、騒音を管理･抑制し、生物多様性への影響を減らします。

9（広報）

お客様、取引先、地域社会などのステークホルダーに生物多様性の大切さを積極的に伝えます。

10（研究）

生物多様性への取り組みのため、最新の情報を収集し保全技術を開発します。

11（社会貢献）

歴史的･文化的に貴重な樹木やその遺伝子を保護します。

生物多様性保全活動

国内社有林での取り組み

国内社有林においては「生物多様性保全に関する基本方針」として、保護地域の適正管理や森林の連続性配慮による「生態系の多様性」、希少動植物の保護による「種の多様性」、個体数の維持による「遺伝的多様性」の3つを掲げています。
これらの方針のもと、樹木の生長量などの一定基準に沿って森林を適切に区分・管理しています。また、絶滅危惧種リストやマニュアルの整備、鳥獣類のモニタリング調査、苗木を守るための資材開発にも取り組んでいます。

国内社有林における「生物多様性保全に関する基本方針」（抜粋）（2006年9月策定）

1. 生態系の多様性

自然公園法などに指定された厳格な保護地域は法律に則り適正に管理する。それ以外の区域は、特に皆伐作業を行う場合にその面積を限定することにより森林の連続性に配慮する。

2. 種の多様性

天然林について、拡大造林などの樹種転換を伴う生態系に大きな影響を及ぼす極端な施業を行わないことにより、森林に存在する種数の減少を防ぐ。希少動植物の保全については、あらゆる作業において、レッドデータブックを活用し、その保護に留意する。

3. 遺伝的多様性

遺伝子レベルの変異とそれを維持するための個体数の維持が問題となるが、この分析は容易ではなく、行政や公的機関が実施しているモニタリング調査の結果が存在すれば、それを注視するなどを、今後の取り組み課題としたい。

「レッドデータブック」「水辺林管理マニュアル」の作成

住友林業では、社有林内に生息する可能性がある絶滅が危惧される動植物のリスト「レッドデータブック」を作成し、山林管理に従事する社員および請負事業者に配布しています。施業時に携帯することにより、データブック記載の動植物を確認した場合には、専門家の意見を参考に対処しています。
また、多様な生物が生息する水辺では、「水辺林管理マニュアル」を作成して、適切な管理と保全に努めています。これらのデータブックやマニュアルは適宜見直し、更新しています。

住友林業レッドデータブック

鳥獣類のモニタリング調査

住友林業では、社有林における鳥獣類の生息状況をモニタリングしています。生物多様性に関連する基礎資料作成、および山林施業が周辺の環境に及ぼす影響を長期的に把握するため、北海道、四国、九州、和歌山の4地域において毎年1地域の調査を実施し、各地域4年サイクルのデータを蓄積しています。
2012年度は四国社有林において、哺乳類調査、鳥類調査、定点写真撮影などのモニタリング調査を実施しました。

社有林に生息する動物

四国社有林で確認された哺乳類と鳥類の種

	2008年	2012年
哺乳類	11種	9種
鳥類	31種	34種

海外植林地での取り組み

世界第3位の熱帯林を有するインドネシアでは、森林火災や違法伐採、焼畑耕作などによって、毎年約70万ヘクタールのスピードで森林が減少しているといわれています。住友林業グループでは、インドネシアの西カリマンタンにおいて、大規模産業植林を実施。生物多様性に配慮した適切なゾーニングに基づき、エリアに応じた方法で森林を育成・管理しています。
2012年度には、植林事業地内で設定している保護区の選定手法などについて、客観的な評価を受けるため、第三者機関である、世界銀行系列のInternational Financial Cooperation（IFC：国際金融公社）とアドバイザリー契約を結びました。この契約に基づき、事業地内の保護価値の高い森林エリアや、事業地全体のCO_2排出量と吸収量のバランス（炭素収支）などについて共同調査を実施しており、現在、調査結果をとりまとめています。

緑化事業での取り組み

住友林業グループは、住宅や公園、まちづくりから自然環境の再生まで、あらゆる場面の緑化を総合的に提案しています。植栽計画地は保全レベルを4つのエリア（保護エリア、保全エリア、里山エリア、街区エリア）に区分し、生態系への影響を考慮して「地域性種苗」「自生植物」「栽培品種」を使い分けています。例えば、自然公園などの保全エリアでは地域性種苗のみを用います。街区エリアでの住宅の庭づくりにおいては空間の彩りにも配慮し、自生植物に加えて栽培品種や地域の生態系に影響のない移入植物（明治以降移入）の一部も植栽しています。これらは、生物多様性に配慮した緑化植物「ハーモニックプランツ®（調和種）」として積極的に提案しています。また、地域の生態系への悪影響が明らかな種※を使用しないよう方針を立て、住友林業緑化（株）の採用基準委員会において、その使用の有無をチェックしています。
なお、この「ハーモニックプランツ®」の緑化植物提案手法は、2012年度グッドデザイン賞を受賞しました。

※ 外来生物法に規定されている特定外来生物および要注意外来生物

「ハーモニックプランツ®」の考え方

植栽エリアについての考え方

①保護エリア（遺伝子構成保護地域）：原生的な自然など学術的理由で人為的な植物の移動や導入を認めない地域			
②保全エリア（系統保全地域）：島嶼、高山、湿地など自然の保護を図る地域。緑化には地域性種苗を用いる。			地域性種苗
③里山エリア（種保全地域）：中山間、里山など人為的影響を受ける二次的自然地域。緑化には栽培品種を含む自生種を用いる。		自生種	
④街区エリア（移入種管理地域）：自然生態系から隔離し管理が可能な地域。侵略種でない栽培品種も使用できる。	栽培品種		

▸ ニュースリリース）「『2012年度　グッドデザイン賞』受賞」

「ハーモニックプランツ®」のさらなる定着・普及に向けて

2012年度にオープンした住友林業の30カ所の住宅展示場すべてに、生物多様性に配慮した緑化植物「ハーモニックプランツ®」を採用しました。展示場でハーモニックプランツ®による植栽工事を実施することで、社員の意識啓発を図り、お客様への植栽提案に活かすことができると考えています。
また、2013年3月には、書籍「森のステキを楽しむ“里庭スタイルの樹木セレクト”」を発刊しました。280種を超える樹種を図鑑として掲載。自生植物・移入植物の種別や植栽可能地域をわかりやすく説明することで、一般住宅での外構緑化の提案ツールとしての活用も可能な構成としました。今後もこうしたツールを整備し、生物多様性に配慮した植栽提案を促進していきます。

住宅展示場での「ハーモニックプランツ®」

全国都市緑化フェアのガーデンコンテストにおいて「国土交通大臣賞」を受賞

公益財団法人都市緑化機構が主催し、2012年9月29日～10月28日の30日間にわたって開催された「第29回全国都市緑化フェアTOKYO」において「都市の暮らしを彩る庭」をテーマとするガーデンコンテストが行われ、住友林業緑化（株）が最優秀賞にあたる「国土交通大臣賞」を受賞しました。
人と暮らしと自然の接点である「里山」の原風景を凝縮し、都市空間に「里庭」として再現。“森の心地よさと暮らす、新しい庭のかたち「里庭スタイル」”を提案しました。高木類はすべてを自生植物とし、低木下草類には自生植物に園芸品種をバランスよく組み合わせて彩りにも配慮しました。

コンテストへの出展作品

▶ ニュースリリース「「第29回都市緑化フェアTOKYO」ガーデンコンテストにて国土交通大臣賞（最優秀賞）を受賞」

工場での取り組み

住友林業クレスト（株）は、各工場において「地域に自生する植生の保全などを通じて、身近な生物の生息・休憩地を提供する」という統一目標を掲げ、それぞれの地域の環境に適した生物多様性保全の活動を実施しています。

鹿島工場でのハマボウフウの定植

住友林業クレスト（株）の鹿島工場は、浜辺の環境再生のため、絶滅が危惧されている自生植物「ハマボウフウ」の定植計画を進めています。
2009年度にハマボウフウの種を神栖市役所から譲り受け、プランターでの種植えを開始。試行錯誤の結果、2011年度には成長した苗を花壇に移し、順調に根付き個体数を増やすことができました。2012年度には、神栖市日川浜の海岸に初めて10数株を定植。2013年7月に2株芽が出たことを確認しました。また、2013年6月、鹿島工場内に植えたハマボウフの花が咲き、今後、これらが種を落とす前に、海岸に定植する予定です。

ハマボウフウの定植

第二九州工場の鳥類に配慮した植栽

住友林業クレスト(株)の第二九州工場は、2009年度に工場内や周辺で観察される鳥類の種類を把握し、これらの鳥類との相性が良く、かつ外来種ではない樹木の調査を行いました。2011年度には調査した樹木から常緑樹・落葉樹・高木・低木の組み合わせに配慮して樹種を選定し、工場境界付近で従来植樹していなかった場所での植樹を進めてきました。2012年度は、前年度までに植樹した樹木の育成管理を行いました。

第二九州工場の植樹

環境緑化ビジネスの推進

生物多様性に関するコンサルティング事業

住友林業緑化(株)は、(株)インターリスク総研、(株)地域環境計画とともに、生物多様性コンサルティングチーム「エコアセット™」を組織しました。2011年からは住友林業も参画し、生物多様性に配慮した都市再生、既存緑地改修、里山再生などのコンサルティング事業に取り組んでいます。
今後、生物多様性保全に関するニーズはますます高まっていくことが予想されるため、森林の環境共生技術などを活用した住友林業グループらしい特色あるコンサルティングを通じて、環境ビジネスを拡大し、地域や企業の自然環境共生に貢献していきます。

都心でのエコロジカルネットワーク形成

2012年5月には、「エコアセット™」の提案が初めて都市再開発に取り入れられた「三井住友海上駿河台新館」が竣工しました。これによって、都心最大の生態系拠点である皇居から湯島聖堂、不忍池、小石川後楽園などへと、生きものが行き来するエコロジカルネットワーク形成に大きな一歩を踏み出しました。

三井住友海上駿河台新館の緑地

工業地帯の生物多様性コンサルティング

およそ40年～50年前、知多半島臨海部の工業地帯で植樹された企業緑地は、時を経て広大な緑地群（グリーンベルト）へと成長しています。現在、各企業が所有する緑地を一体的にとらえ、生態系ネットワークの形成を図ろうとする動きが活発化しており、「エコアセット™」では、個別企業の生物多様性コンサルティング事業「命をつなぐPROJECT」を展開しています。
この取り組みでは次世代の担い手となる地元の若者の中から協力者を公募することで、その育成にも貢献しており、他地域への波及効果が期待できるものとして、2013年2月、愛知環境賞の優秀賞を受賞しました。

知多半島臨海部の企業緑地

▸ ニュースリリース「『命をつなぐPROJECT」が愛知環境賞 優秀賞を受賞」

旧家を拠点とした地域活性と環境保全への貢献

過疎化が進む長崎県対馬市北西部の志多留（したる）地区は、生物多様性絶滅危惧IA類に指定されているツシマヤマネコをはじめ、多様な生物が生息する里山地域です。こうした豊かな環境を維持する上でも、地域の活性化が急務の課題となっています。
そこで住友林業と住友林業ホームテック（株）は、2012年度、空き家となっている築約120年の旧家を拠点として、生物多様性が豊かな里山の恵みを農業・林業・観光で活用し、地域活性化につなげるプランを提案しました。この旧家再生プランは、今後、志多留地区の地域おこしに役立てられる予定です。

対馬市志多留地区における里山保全の将来イメージ

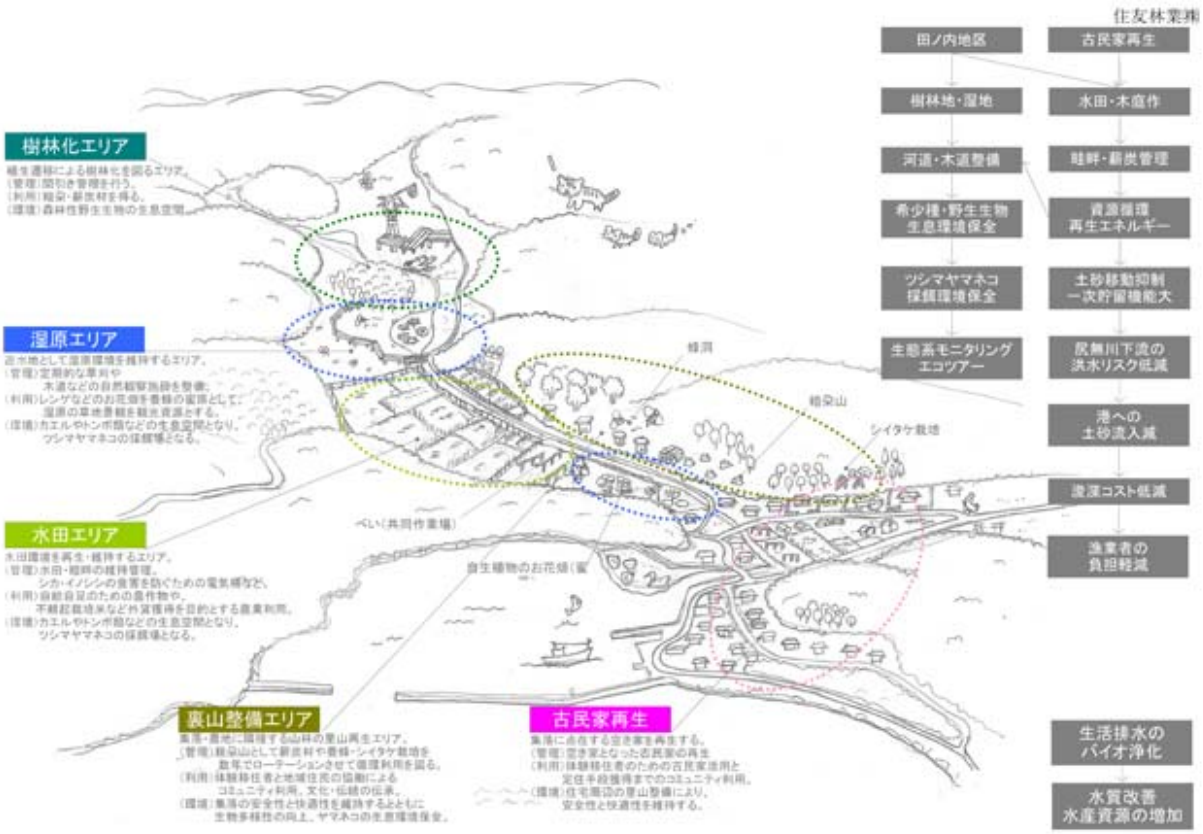

「企業と生物多様性イニシアティブ（JBIB）」のいきもの共生森づくりワーキングへの参加

「企業と生物多様性イニシアティブ（JBIB）」は、生物多様性の保全をめざして積極的に行動する企業で構成される組織です。国際的な視点から生物多様性の保全に関する共同研究を実施し、その成果をもとに他の企業やステークホルダーとの対話を図る活動を展開しています。
住友林業は、JBIBのいきもの共生森づくりワーキングに参加し、他の会員企業と共同で、企業が取り組むべき生物多様性に配慮した森づくりのガイドラインづくりに取り組んでいます。

有害化学物質の管理

環境報告
ENVIRONMENTAL REPORT

研究所・工場での化学物質管理

住友林業の筑波研究所や住友林業クレスト（株）の各工場では、実験や生産のために化学物質を使用していますが、法改正に適切に対応し、有害化学物質の把握や適正管理とともに、削減に取り組んでいます。

筑波研究所の化学物質管理

筑波研究所は、入手から廃棄までを規定した「化学物質取扱マニュアル」および災害時の事故防止・対応を規定した「化学物質災害対応マニュアル」に基づき、化学物質の安全な取り扱いに努めるとともに、所有する化学物質の把握と不要在庫の処分を目的に棚卸しを年2回実施しています。特に、有害化学物質は専用の保管庫を設置して施錠管理し、液体物の保管場所には転倒防止の仕切り板を設けるなどの対策を講じて災害に備えています。

住友林業クレスト（株）の化学物質管理

住友林業クレスト（株）の各工場では、化学物質の流出などの環境事故を予防するため、環境関連の作業マニュアルや規定を策定しています。それらに沿って、大気汚染物質や水質汚染物質、有機溶剤の排気中濃度などを定期的に測定し、問題がないことを確認しています。
化学物質の取り扱いが多い第二九州工場では、流出防止対策として、漏洩時対応用具を常備し、緊急時対応訓練を行っています。

PRTR法対象物質（データの対象は、住友林業筑波研究所と住友林業クレスト（株））

単位：kg（ダイオキシン類のみmg-TEQ）

法令で定めた物質番号	化学物質名	取扱量		排出量					移動量		消費量※1
				大気への排出	公共用水への排出	土壌への排出	事業所内埋立		廃棄物としての移動	下水道への移動	
4	アクリル酸及びその水溶性塩	3,727.0	13.0	0.0	13.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3,714.0
7	アクリル酸ノルマルーブチル	13,224.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	36.0	36.0	0.0	13,188.0
13	アセトニトリル	11.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.2	11.2	0.0	0.0
84	グリオキサール	2,290.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.6	4.6	0.0	2,285.4
134	酢酸ビニル	1,848,260.0	3,385.0	3,300.0	85.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1,844,875.0
186	ジクロロメタン	67,436.7	61,335.0	61,335.0	0.0	0.0	0.0	3,701.7	3,701.7	0.0	2,400.0
243	ダイオキシン類	87.3	73.3	73.3	0.0	0.0	0.0	14.0	14.0	0.0	0.0
349	フェノール	20,880.0	1.2	0.0	1.2	0.0	0.0	590.0	590.0	0.0	20,288.8
395	ペルオキソ二硫酸の水溶性塩	2,212.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.6	5.6	0.0	2,206.4
407	POAE（C=12～15）※2	1,462.0	13.0	0.0	13.0	0.0	0.0	4.0	4.0	0.0	1,445.0
411	ホルムアルデヒド	170,137.1	52.0	52.0	0.0	0.0	0.0	350.1	350.1	0.0	169,735.0

単位：kg（ダイオキシン類のみmg-TEQ）

法令で定めた物質番号	化学物質名	取扱量		排出量					移動量		消費量※1
				大気への排出	公共用水への排出	土壌への排出	事業所内埋立		廃棄物としての移動	下水道への移動	
415	メタクリル酸	1,517.0	4.9	0.0	4.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1,512.1
448	メチレンビス（4,1ーフェニレン）＝ジイソシアネート	14,385.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	60.0	60.0	0.0	14,325.3

※1 消費量とは、「PRTR対象物質」が反応により他物質に変化したり、製品に含有もしくは同伴されて場外に持ち出される量
※2 ポリ（オキシエチレン）＝アルキルエーテル（アルキル基の炭素数が12から15までのものおよびその混合物に限る）

NOx、SOx排出量

物質名	排出量（単位：kg）
SOx（硫黄酸化物）	2,051
NOx（窒素酸化物）	6,228
ばいじん	4,492

排水の水質調査結果（第二九州工場）

項目※1	単位	計量の結果	排水基準※2
pH	−	7.5	5.0〜9.0
COD	mg/L	27.8	40
SS	mg/L	4.3	50
TN	mg/L	2.3	60
TP	mg/L	0.03	8

排水の水質調査結果（筑波研究所）

項目	単位	計量の結果	排水基準※3
pH	−	7.7	5.8〜8.6
BOD※4	mg/L	9	160
SS	mg/L	1	200
ヘルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱物油含有量）	mg/L	1未満	5
ヘルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	mg/L	1未満	30
フェノール類含有量	mg/L	0.025未満	0.5以下

※1 pH＝水素イオン濃度　COD＝化学的酸素要求量　SS=浮遊物質量　T-N＝窒素含有量　T-P=りん含有量
※2 排水基準は、県条例で求められている値を採用しています。
※3 排水基準は、水質汚濁防止法で定められた値を採用。フェノール類含有量については、つくば市公害防止協定で求められている基準値を採用しています。
※4 BOD＝生物化学的酸素要求量

アスベスト（石綿）含有建材の適正処理

住友林業グループは、石綿の適正な処理ルートを確保しています。住友林業では、「解体工事適正対応ガイド」を策定し、住宅の解体工事における石綿の飛散防止に努めています。
一方、各事業所の建築物においても、法律に基づき適正に処理しています。2011年度、住友林業クレスト（株）名古屋工場と第一産商（株）旧いわき支店の事務所・倉庫の吹付け石綿（クリソタイル）の除去工事を実施しました。大気汚染防止法や廃棄物処理法などに則り、適切に工事および処理を完了しました。
なお、2013年度は住友林業クレスト（株）西条倉庫などの解体工事を予定しており、屋根や外装のスレート（非飛散性石綿含有建材）の処理を実施する計画です。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管・適正処理

住友林業クレスト（株）は、使用済みの高圧コンデンサなどに含まれるポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物について、PCB処理特別措置法に則り適切に管理し、処理を進めています。

PCB廃棄物の処理状況

2011年度	2012年度	増減
284台	272台	12台（1,243kg）減

植物の力を活用した土壌浄化技術・環境修復事業

ガソリンスタンド跡地に施工された芝

工場などの跡地の利用において、土壌汚染に伴う環境負荷とその対策コストの負担が課題となっています。例えば、ガソリンスタンドは、埋設から40年以上たった地下タンクの改修が、改正消防法で義務化されたことに伴い、年間で約1,000カ所～2,000カ所が閉鎖される見込みです。

こうした土壌汚染対策・環境修復の需要に応えるべく、住友林業グループは、植物の作用を活用した汚染土壌の浄化（ファイトレメディエーション）に取り組んでいます。その一環として、2012年度、独自に品種登録した日本シバの品種「バーニングフィールド」による油汚染土壌浄化工法を、JX日鉱日石エネルギー（株）と共同開発しました。

この工法で使用する日本シバは、根から出る栄養分で土中の微生物を活性化させる作用を持ち、低コストで汚染土壌に含まれる油分を低減する効果があります。これにより、低コスト・低環境負荷で浄化したいというニーズに応えることが可能であることから、今後、土壌汚染対策事業として販売が見込まれます。

水資源の有効利用

環境報告
ENVIRONMENTAL REPORT

事業活動における節水

世界では今、水不足に対する危機感が増しています。今後、人口増加や途上国の経済成長によって水需要が高まることにより、この問題はますます深刻化することが予想されます。
住友林業グループでは、これまで、国内外の製造会社の水使用量を把握してきましたが、2012年度より、当社グループが所有する建物など、水使用量の実数測定が可能な拠点を対象として、使用量やその起源の調査を開始しました。
国内製造会社では、主に住宅の内装材などの木材加工品を製造しているため、水使用量は多くありませんが、可能な限り水資源を有効利用するため、各工場で節水に取り組んでいます。

国内グループ会社の水使用量

2012年度の国内製造会社を含む国内グループ会社の水使用量は373,892m³※でした。今後も使用量を把握しつつ、削減に取り組んでいきます。

※ 対象は当社グループが所有する建物など、水使用量の実数測定が可能な拠点

起源ごとの水使用量（2012年度）

	国内オフィス部門	国内製造会社部門
上水道	55,045m³	22,535m³
地下水	6,791m³	5,237m³
工業用水	115,358m³※	168,926m³
合計	177,194m³	196,698m³

※ ゴルフ場を経営している河之北開発で、芝への水まき等コースの維持管理として使用しています。

住友林業クレスト（株）の取り組み

合成樹脂接着剤などを製造している住友林業クレスト（株）の第二九州工場では、工業用水を製造設備の冷却に使用したあと、工場排水の希釈に再利用しており、使用量削減のため主に2つの施策を推進しています。
2011年度は、最終的に放流する工場排水の水質がCOD※基準値近くになることがあり、それを防止するため、工業用水を多く投入していましたが、2012年度にCODの測定精度を向上させた結果、必要最低限の水で排水処理を行うことができるようになり、前年度比で使用量を5%削減しました。

排水のCOD測定

※ 化学的酸素要求量。水中の被酸化性物質を酸化するために必要とする酸素量を示したもので、代表的な水質の指標のひとつ

住友林業クレスト（株）第二九州工場の節水施策

1. 設備洗浄水の一部を回収し、原材料水として再利用する。
2. 雨水回収用ポンプの増強などで雨水の利用率を向上させる。

環境コミュニケーション

環境報告
ENVIRONMENTAL REPORT

環境ポータルサイト「森と地球ネット」の開設

2012年11月、生物多様性や地球温暖化などの地球環境問題を通じ、森や木を活かすことの重要性に気付き、理解することを目的とした環境ポータルサイト「森と地球ネット」を住友林業WEBサイト内に開設しました。
このサイトは、日常生活の中で森や木との関わりが少ない方にも、生活者である自らの問題として、「地球環境」「私たちの未来」を考えていただき、再生可能で人と地球にやさしい資源である木を活かすことが地球環境問題の解決につながる点を理解していただくことを狙いとしています。また、サステナブルな社会の実現に向けて取り組む当社のさまざまな事業を紹介しています。

「森と地球ネット」のトップ画面

▶「森と地球ネット」へリンク

林業に接する機会を提供する「フォレスターハウス」

愛媛県新居浜市別子山の社有林にある「フォレスターハウス」では、100年の時を超えて受け継がれてきた「保続林業」の取り組みを一般に紹介するとともに、森林のさまざまな機能や林業に関する情報を発信しています。
この施設は、住友家別子支配人でのちに第2代住友家総理事となった伊庭貞剛（いば　ていごう）が1894（明治27）年に着手した「大造林計画」100周年を記念して、1993年に開設され、一般に公開されています。
森林散策、自然観察、環境教育、歴史探訪の場として、2012年度は地域の方や国内外グループの社員など2,971名が利用しました。

フォレスターハウス

「インドグリーンフォレストリーエキスポ」への出展

2012年4月にインドネシアに拠点を置く住友林業グループ会社5社※が共同で「インドグリーンフォレストリーエキスポ」に出展しました。インドネシアで実施している植林による社会貢献、製造事業、ゼロエミッションへの取り組みを写真パネルやモニターを利用して紹介しました。また、子供たちに植林の大切さを伝える講義を開催し、苗木の配布を行いました。
この展示会には、約130社・団体が出展し、約12,000人が来場しました。林業大臣をはじめ、林業省関係者から子供も含む一般の来場者まで幅広い層の方々に、当社グループの環境に配慮した取り組みをお知らせする機会となりました。2013年も引き続き参加し、地域の方々とのコミュニケーションの場として活かしていきたいと考えています。

当社グループのブース

※ クタイ・ティンバー・インドネシア、リンバ・パーティクル・インドネシア、インドネシア住友林業、ワナ・スブリ・レスタリ、マカンカラ・タナマン・インダストリの5社

環境会計

環境報告
ENVIRONMENTAL REPORT

環境会計

住友林業では、環境経営を推進していくために、環境保全コストならびに環境保全効果を集計し、公表しています。
（注）集計範囲は住友林業単体と一部グループ会社を含んでいます。

環境保全コスト

コストの分類		主な取り組みの内容	費用額（百万円）
事業エリア内コスト	公害防止コスト※1	ボイラー、ばいじん濃度対策工事	5
	地球環境保全コスト※2	持続可能な森林の育成	587
		環境ビジネス（CDM事業、海外植林等）	210
		カーボンオフセットの実施	81
	資源循環コスト※3	産業廃棄物の適正処理・削減・リサイクル推進	4,019
		廃木材チップの流通事業運営	214
		浄水場沈殿土のリサイクル培養土事業	553
上・下流コスト※4		グリーン購入	94
管理活動コスト※5		環境管理活動の運営・推進（ISO14001運用、環境教育、LCA調査など）	96
		環境負荷の監視	3
		環境情報の開示および運用（CSRレポート、環境関連広告、環境関連展示等）	402
研究開発コスト※6		研究開発活動のうち環境保全に関する要件	310
社会活動コスト※7		「まなびの森」管理・運営	22
		「フォレスターハウス」管理・運営	8
		その他社会貢献活動	1
合計			6,606

※1 住友林業クレスト（株）新居浜工場のボイラー修繕費用を算出
※2 持続可能な森林育成のための社有林保全管理にかかる経費、環境ビジネスにかかる国内外の経費、カーボンオフセット実施のための海外植林費用、オフセットクレジット購入費用を算出
※3 廃木材流通事業の運営、建設廃棄物の分別・リサイクル・適正処理・収集運搬・管理、リサイクル培養土事業にかかる経費を算出
※4 グリーン購入にかかる経費を算出
※5 ISO14001認証維持に関する事務局経費および審査費用、環境広告、環境関連展示、CSRレポートなど環境情報の開示にかかる費用、環境教育、LCA調査、環境負荷の監視などに関わる費用を算出
※6 筑波研究所で実施している環境関連テーマの研究にかかる経費を算出
※7 富士山「まなびの森」自然林復元活動運営に関する経費、「フォレスターハウス」の維持管理・運営に関する経費、その他社会貢献活動にかかる経費を算出

環境保全効果

効果の分類	効果の内容	効果
(1)事業エリア内コストに対する効果	流通事業による廃木材リサイクル量(チップ換算)(千m³)	1,169
	浄水場沈殿土のリサイクル培養土の販売量(千トン)	24
(2)上・下流コストに対する効果	グリーン購入率(%)	70
(3)管理活動コストに対する効果	内部環境監査員取得者(名)	58
(4)研究開発コストに対する効果	太陽光発電システムを搭載した 新商品「Smart木達(スマートこだち)」発売	–
	電気自動車からエネルギーを供給する 新「Smart Solabo(スマート ソラボ)」発売	–
	京都仁和寺“泣き桜”の組織培養による 苗木増殖に成功	–
	鎌倉安国論寺“妙法桜”組織培養による 苗木増殖に成功	–
(5)社会活動コストに対する効果	富士山「まなびの森」での ボランティア活動参加人数(名)	428
	富士山「まなびの森」環境学習支援プロジェクト参加児童人数(名)	600
	「フォレスターハウス」来場者数(名)	2,971

グループ会社の環境データ

環境報告
ENVIRONMENTAL REPORT

国内グループ会社の環境データ

国内製造会社について、会社別、工場別の環境負荷情報を報告しています。

住友林業クレスト(株)

項目（単位）	鹿島工場	静岡工場	名古屋工場	新居浜工場	九州工場	第二九州工場	合計
エネルギー投入量（GJ）	26,670	27,257	38,521	22,259	33,535	14,954	163,196
原材料投入量（トン）	6,219	33,364	7,993	2,884	8,955	4,555	63,971
水資源使用量（m^3）							
上水	3,902	4,708	13,487	242	1,895	208	24,442
主な水源地	湖沼-霞ヶ浦北浦（保護地域：一部、水郷筑波国定公園）	地下水−大井川流域	河川−木曽川流域（保護地域該当なし）	地下水（新居浜市水道局）	池−田代池（一部、保護林）	貯水池	−
工業用水	−	−	−	5,411	26,208	137,307	168,926
主な水源地	−	−	−	地下水（新居浜市水道局）	河川−有田川流域（一部、黒髪山鳥獣保護区）	河川−有田川流域（一部、黒髪山鳥獣保護区）	−
温室効果ガス排出量（t−CO_2）							
二酸化炭素（CO_2）	1,300	1,451	2,028	1,265	1,788	896	8,728
メタン（CH_4）※	−	6	44	4	10	−	64
一酸化二窒素（N_2O）※	−	1	5	1	1	−	7

項目（単位）	鹿島工場	静岡工場	名古屋工場	新居浜工場	九州工場	第二九州工場	合計
廃棄物排出量（トン）	1,898	1,980	2,629	885	2,379	196	9,966
排水量（m^3）							
下水道	1,933	–	–	4,653	–	–	6,586
海域	829	–	8,169	–	–	–	8,997
河川	–	2,855	–	–	–	–	2,855
湖沼	–	–	–	–	26,487	128,706	155,193
大気への排出量（kg）							
硫黄酸化物（SOx）	–	–	833	632	88	499	2,051
窒素酸化物（NOx）	–	–	4,007	702	1,518	–	6,228
ばいじん	–	–	2,919	521	1,052	–	4,492

※ メタンと一酸化二窒素は二酸化炭素に換算して算出

スミリン農産工業(株)

項目（単位）		佐倉工場	新城工場	飛島工場	合計
エネルギー投入量（GJ）		1,221	3,585	3,007	7,813
原材料投入量(トン)		70	21	65	156
水資源使用量(m³)					
	上水	−	1,030	2,013	3,043
	主な水源地	−	河川− 宇連川流域(保護地域：一部、天竜奥三河国定公園、一部鳳来鳥獣保護区)	河川− 木曽川流域(保護地域該当なし)	−
	地下水	287	−	−	287
温室効果ガス排出量(t−CO_2)					
	二酸化炭素（CO_2）	69	230	180	478
廃棄物排出量(トン)		17	12	29	58
排水量(m³)					
	海域	−	−	1,893	1,893
	河川	−	730	−	730
	湖沼	−	−	−	0
	その他	19	−	−	19

海外グループ会社の環境データ

海外製造会社について、会社別の環境負荷情報を報告しています。

海外グループ会社

項目（単位）		リンバ・パーティクル・インドネシア	アルパインMDF・インダストリーズ	アスト・インドネシア	クタイ・ティンバー・インドネシア	ネルソン・パイン・インダストリーズ
エネルギー投入量（GJ）		149,222	404,311	68,023	706,701	1,066,598
原材料投入量（トン）		122,875	184,911	26,858	406,131	710,136
水資源使用量（m^3）						
	上水	–	84,912	–	–	345,278
	工業用水	–	–	25,531	190,499	–
	地下水	266,510	–	–	89,892	–
温室効果ガス排出量（t-CO_2）						
	二酸化炭素（CO_2）	10,209	31,007	4,790	47,205	12,417
	メタン（CH_4）※	669	–	–	–	–
	一酸化二窒素（N_2O）※	77	–	–	–	–
廃棄物排出量（トン）		15,026	53,359	2,987	28,344	5,401
排水量（m^3）						
	下水道	–	33,678	–	–	323,429
	海域	–	–	–	137,439	–
	河川	263,899	–	25,531	–	–

※ メタンと一酸化二窒素は二酸化炭素に換算して算出

会社概要

住友林業の概要

商号	住友林業株式会社
本社所在地	〒100-8270 東京都千代田区大手町一丁目3番2号　経団連会館
資本金	27,672百万円
設立	1948年2月20日（昭和23年）
創業	1691年（元禄4年）
従業員数	単体4,416名、連結14,890名（2012年度）
営業種目	■山林環境事業 山林の経営、林業・環境関連の新規事業開発等 ■木材建材事業 木材（原木・チップ・製材品・集成材等）・建材（合板・繊維板・木質加工建材・窯業建材・金属建材・住宅設備機器等）の仕入・製造・加工・販売等 ■住宅事業 戸建住宅・集合住宅等の建築工事の請負・販売・アフターメンテナンス・リフォーム、インテリア商品の販売、分譲住宅の販売、不動産の賃貸・管理・売買・仲介、住宅の外構・造園工事の請負・都市緑化事業、CAD・敷地調査等 ■生活サービス 有料老人ホームの運営、リース、保険代理店業、農園芸用資材の製造・販売、情報システムの開発、人材派遣業等 ■海外事業 海外における、木材・建材の製造・販売、戸建住宅等の建築工事の請負・販売、植林事業・植林木の販売等
社有林	43,328ヘクタール（2013年3月31日現在）
建設業許可	国土交通大臣許可（特-22）第4237号（2012年1月31日現在）
宅建業免許	国土交通大臣（13）第687号

主要財務データ

連結売上高と営業・経常・当期純利益の推移

	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
売上高(億円)	8,238	7,239	7,975	8,319	8,452
営業利益(億円)	68(0.8%)	97(1.3%)	142(1.8%)	192(2.3%)	253(3.0%)
経常利益(億円)	62(0.7%)	95(1.3%)	142(1.8%)	207(2.5%)	270(3.2%)
当期純利益(億円)	10(0.1%)	24(0.3%)	52(0.6%)	93(1.1%)	159(1.9%)

※ %は対売上高比率です。

セグメント別連結売上高・売上高比率(2012年度)

	木材建材事業	住宅事業	海外事業	その他事業
売上高(百万円)	401,266	430,774	38,657	15,406
売上高比率(%)	45.3	48.6	4.4	1.7

※ 1. %は対売上高比率です。
2. 各セグメントの売上高には、セグメント間の内部売上高または振替高を含んでおり、各セグメントの売上高の合計は連結売上高(8,452億円)とは一致しません。

▶ 業績・財務情報(IR情報へリンク)

編集方針

CSR情報の開示にあたって

住友林業グループは、「CSRレポート」をステークホルダーの皆様とのコミュニケーションを図る重要なツールと位置付け、毎年WEBサイトで公開しています。
2013年版のCSRレポートでは、「トップコミットメント」のほか、全体を「経営体制」「社会性報告」「環境報告」の3パートに分け、CSRに関する考えや方針、具体的な活動を網羅的に報告しています。また、「CSR活動Highlights」として、「木」を軸に、サステナブルな企業、サステナブルな社会の実現への貢献をめざす、当社グループの特徴的な取り組みを紹介しています。
なお、CSRレポートを公開している本サイトには、森林保全や生物多様性保全、社会貢献などの活動を詳しく紹介するコンテンツも用意しています。当社グループの多様な取り組みをご覧いただき、ぜひ忌憚のないご意見をお寄せください。

報告内容の信頼性の確保について

CSRレポートに記載した取り組みの内容や実績データについては、担当部署において適切な測定および集計方法を使用することで正確性の確保に努めるとともに、可能な限りその方法を開示しています。また、2013年度より、第三者認証を受け、報告内容およびCSR活動の妥当性を客観的に確認しました。

参考にしたガイドライン

- 「サステナビリティ・レポーティング・ガイドライン第3.1版」（GRI）
- 「環境報告ガイドライン（2012年版）」（環境省）
- 「ISO26000：2010　社会的責任に関する手引き」（（財）日本規格協会）

報告対象期間

2012年4月～2013年3月
（報告の一部に、2013年4月以降の活動と将来の見通しを含んでいます）

報告対象組織

住友林業株式会社を基本としていますが、住友林業グループ全体の報告を行うことが重要と考え、グループ会社の情報開示の拡大に努めています。
グループ会社（連結子会社48社、関連会社22社）の中で持続可能性への影響が大きいと考える、連結子会社43社、関連会社6社の情報も含んでいます。

▶ グループ会社一覧（企業情報へリンク）

報告期間中の主な変更

2012年4月1日付でスミリンライフアシスト（株）を吸収合併しました。
2012年6月1日付で中国・上海市に住友林業（上海）商貿有限公司を子会社として設立しました。
2012年7月3日付でベトナム・ホーチミン市にSumitomo Forestry (Vietnam) Company Limited（ベトナム住友林業）を子会社として設立しました。

発行日

2013年7月末（前回：2012年7月　次回予定：2014年7月）

企画・編集

住友林業株式会社
〒100-8270 東京都千代田区大手町一丁目3番2号　経団連会館
コーポレート・コミュニケーション室 CSRチーム、環境経営推進室

GRIガイドラインとの対照表

GRIガイドラインと報告内容との対応関係

GRIガイドライン第3.1版項目		ISO26000 項目	記載場所
1 戦略および分析			
1.1	組織にとっての持続可能性の適合性と、その戦略に関する組織の最高意思決定者（CEO、会長またはそれに相当する上級幹部）の声明	6.2	▶ トップコミットメント（P2）
1.2	主要な影響、リスクおよび機会の説明	6.2	▶ トップコミットメント（P2） ▶ CSR活動Highlights ▶ リスクマネジメントとコンプライアンス（P9） ▶ CSR経営（P22） ▶ 環境リスクマネジメント（P126） ▶ IRライブラリー

GRIガイドライン第3.1版項目		ISO26000 項目	記載場所
2 組織のプロフィール			
2.1	組織の名称		▶ 会社概要（P239）
2.2	主要なブランド、製品および／またはサービス		▶ 会社概要（P239） ▶ CSR経営（P22） ▶ サービス一覧
2.3	主要部署、事業会社、子会社および共同事業などの組織の経営構造	6.2	▶ CSR経営（P22） ▶ 事業紹介
2.4	組織の本社の所在地		▶ 会社概要（P239）
2.5	組織が事業展開している国の数および大規模な事業展開を行っている、あるいは報告書中に掲載されているサステナビリティの課題に特に関連のある国名		▶ グループ会社一覧
2.6	所有形態の性質および法的形式		▶ 会社概要（P239）
2.7	参入市場（地理的内訳、参入セクター、顧客／受益者の種類を含む）		▶ 会社概要（P239） ▶ グループ会社一覧
2.8	以下の項目を含む報告組織の規模 ● 従業員数 ● 事業数 ● 純売上高（民間組織について）あるいは純収入（公的組織について） ● 負債および株主資本に区分した総資本（民間組織について） ● 提供する製品またはサービスの量		▶ 会社概要（P239） ▶ 業績・財務情報
2.9	以下の項目を含む、規模、構造または所有形態に関して報告期間中に生じた大幅な変更 ● 施設のオープン、閉鎖および拡張などを含む所在地または運営の変更 ● 株主資本構造およびその資本形成における維持および変更業務（民間組織の場合）		▶ 編集方針（P241）
2.10	報告期間中の受賞歴		▶ 社外からの評価（P262）

GRIガイドライン第3.1版項目		ISO26000 項目	記載場所
3 報告要素			
報告書のプロフィール			
3.1	提供する情報の報告期間（会計年度／暦年など）		▶ 編集方針（P241）
3.2	前回の報告書発行日（該当する場合）		▶ 編集方針（P241）
3.3	報告サイクル（年次、半年ごとなど）		▶ 編集方針（P241）
3.4	報告書またはその内容に関する質問の窓口		▶ 編集方針（P241）
報告書のスコープおよびバウンダリー			
3.5	以下を含め、報告書の内容を確定するためのプロセス ● 重要性の判断 ● 報告書内のおよびテーマの優先順位付け ● 組織が報告書の利用を期待するステークホルダーの特定		▶ 編集方針（P241）
3.6	報告書のバウンダリー（国、部署、子会社、リース施設、共同事業、サプライヤー（供給者）など）		▶ 編集方針（P241）
3.7	報告書のスコープまたはバウンダリーに関する具体的な制限事項を明記する		▶ 編集方針（P241）
3.8	共同事業、子会社、リース施設、アウトソーシングしている業務および時系列でのおよび／または報告組織間の比較可能性に大幅な影響を与える可能性があるその他の事業体に関する報告の理由		
3.9	報告書内の指標およびその他の情報を編集するために適用された推計の基となる前提条件および技法を含む、データ測定技法および計算の基盤		▶ 編集方針（P241） ▶ CO_2排出量集計の範囲と方法について（P155） ▶ 環境会計（P233）
3.10	以前の報告書で掲載済みである情報を再度記載することの効果の説明、およびそのような再記述を行う理由（合併／買収、基本となる年／期間、事業の性質、測定方法の変更など）		
3.11	報告書に適用されているスコープ、バウンダリーまたは測定方法における前回の報告期間からの大幅な変更		▶ CO_2排出量集計の範囲と方法について（P155）
GRI内容索引			
3.12	報告書内の標準開示の所在場所を示す表		本対照表

GRIガイドライン第3.1版項目		ISO26000 項目	記載場所
保証			
3.13	報告書の外部保証添付に関する方針および現在の実務慣行。サステナビリティ報告書に添付された保証報告書内に記載がない場合は、外部保証の範囲および基盤を説明する。また、報告組織と保証の提供者との関係を説明する	7.5.3	▶ 第三者認証（P266）
4 ガバナンス、コミットメントおよび参画			
ガバナンス			
4.1	戦略の設定または全組織的監督など、特別な業務を担当する最高統治機関の下にある委員会を含む統治構造（ガバナンスの構造）	6.2	▶ コーポレートガバナンス（P5）
4.2	最高統治機関の長が執行役員をかねているかどうかを示す（兼ねている場合は、組織の経営におけるその役割と、このような人事になっている理由も示す）	6.2	▶ コーポレートガバナンス（P5）
4.3	単一の理事会構造を有する組織の場合は、最高統治機関における社外メンバーおよび／または非執行メンバーの人数および性別を明記する	6.2	▶ コーポレートガバナンス（P5）
4.4	株主および従業員が最高統治機関に対して提案または指示を提供するためのメカニズム	6.2	▶ コーポレートガバナンス（P5） ▶ 情報開示とコミュニケーション（P59） ▶ 社員とのコミュニケーション（P95）
4.5	最高統治機関メンバー、上級管理職および執行役についての報酬（退任の取り決めを含む）と組織のパフォーマンス（社会的および環境的パフォーマンスを含む）との関係	6.2	▶ コーポレートガバナンス（P5）
4.6	最高統治機関が利害相反問題の回避を確保するために実施されているプロセス	6.2	–
4.7	性別およびその他の多様性指標へのあらゆる考慮を含む、最高統治機関およびその委員会メンバーの構成、適性および専門性を決定するためのプロセス	6.2	–

GRIガイドライン第3.1版項目		ISO26000 項目	記載場所
4.8	経済的、環境的、社会的パフォーマンス、さらにその実践状況に関して、組織内で開発したミッション（使命）およびバリュー（価値）についての声明、行動規範および原則	6.2	▶ CSR経営（P22） ▶ お客様満足（CS）の創出（P29） ▶ 製品安全・品質管理（P31） ▶ サプライチェーンにおけるCSRの徹底（P50） ▶ 人財育成・キャリア支援（P79） ▶ 環境理念・環境方針（P116） ▶ 生物多様性の保全（P212）
4.9	組織が経済的、環境的、社会的パフォーマンスを特定し、マネジメントしていることを最高統治機関が監督するためのプロセス。関連のあるリスクと機会および国際的に合意された基準、行動規範および原則への支持または遵守を含む	6.2	▶ コーポレートガバナンス（P5） ▶ リスクマネジメントとコンプライアンス（P9） ▶ CSR経営（P22） ▶ サプライチェーンにおけるCSRの徹底（P50） ▶ 環境マネジメント体制（P120）
4.10	最高統治機関のパフォーマンスを、特に経済的、環境的、社会的パフォーマンスという観点で評価するためのプロセス	6.2	▶ コーポレートガバナンス（P5）

GRIガイドライン第3.1版項目		ISO26000 項目	記載場所
外部のイニシアティヴへのコミットメント			
4.11	組織が予防的アプローチまたは原則に取り組んでいるかどうか、およびその方法はどのようなものかについての説明	6.2	▶リスクマネジメントとコンプライアンス（P9） ▶製品安全・品質管理（P31） ▶サプライチェーンにおけるCSRの徹底（P50） ▶労働安全衛生（P71） ▶環境マネジメント体制（P120） ▶環境リスクマネジメント（P126）
4.12	外部で開発された、経済的、環境的、社会的憲章、原則あるいは組織が同意または受諾するその他のイニシアティブ	6.2	▶CSR経営（P22）
4.13	組織が以下の項目に該当するような、（企業団体などの）団体および／または国内外の提言機関における会員資格 ● 統治機関内に役職を持っている ● プロジェクトまたは委員会に参加している ● 通常の会員資格の義務を越える実質的な資金提供を行っている ● 会員資格を戦略的なものとして捉えている	6.2	▶公共政策への提言（P114）
ステークホルダー参画			
4.14	組織に参画したステークホルダー・グループのリスト	6.2	–
4.15	参画してもらうステークホルダーの特定および選定の基準	6.2	–
4.16	種類ごとのおよびステークホルダー・グループごとの参画の頻度など、ステークホルダー参画へのアプローチ	6.2	–
4.17	その報告を通じた場合も含め、ステークホルダー参画を通じて浮かび上がった主要なテーマおよび懸案事項と、それらに対して組織がどのように対応したか	6.2	▶お客様とともに（P29） ▶取引先とともに（P50） ▶株主・投資家とともに（P59） ▶社員とともに（P64） ▶地域社会とともに（P101）

GRIガイドライン第3.1版項目		ISO26000 項目	記載場所
5 マネジメント・アプローチおよびパフォーマンス指標			
経済			
	マネジメント・アプローチ		–
側面：経済的パフォーマンス			
EC1	収入、事業コスト、従業員の給与、寄付およびその他のコミュニティへの投資、内部留保および資本提供者や政府に対する支払いなど、創出および分配した直接的な経済的価値	6.8 6.8.3 6.8.7 6.8.9	▶ 会社概要（P239） ▶ 株主への利益還元（P62） ▶ 社会貢献活動の推進（P101） ▶ 有価証券報告書
EC2	気候変動による組織の活動に対する財務上の影響およびその他のリスクと機会	6.5.5	▶ CSR活動Highlights ▶ 環境リスクマネジメント（P126）
EC3	確定給付型年金制度の組織負担の範囲		▶ IRライブラリー
EC4	政府から受けた相当の財務的支援		
側面：市場での存在感			
EC5	主要事業拠点について、現地の最低賃金と比較した標準的新入社員賃金の比率の幅	6.3.7 6.4.4 6.8	–
EC6	主要事業拠点での地元のサプライヤー（供給者）についての方針、業務慣行および支出の割合	6.6.6 6.8 6.8.5 6.8.7	–
EC7	現地採用の手順、主要事業拠点で現地のコミュニティから上級管理職となった従業員の割合	6.8 6.8.5 6.8.7	▶ 公平な雇用・処遇（P64） ▶ 社員関連データ（P97）

GRIガイドライン第3.1版項目		ISO26000 項目	記載場所
側面：間接的な経済的影響			
EC8	投資およびサービスの展開図と影響	6.8 6.8.3 6.8.4 6.8.5 6.8.6 6.8.7 6.8.9	▶ CSR活動Highlights ▶ サプライチェーンにおけるCSRの徹底（P50） ▶ 地域社会とともに（P101） ▶ 商品・サービスを通じた温暖化防止への貢献（P158） ▶ 森林の保全～持続可能な森林経営～（P182） ▶ 森林の保全～木材利用を通じて～（P190） ▶ 森林の保全～植林コンサルタント事業の推進～（P208） ▶ 生物多様性の保全（P212）
EC9	影響の程度など、著しい間接的な経済的影響の把握と記述	6.3.9 6.6.6 6.6.7 6.7.8 6.8 6.8.5 6.8.6 6.8.7 6.8.9	▶ リスクマネジメントとコンプライアンス（P9） ▶ 環境リスクマネジメント（P126）
環境			
	マネジメント・アプローチ		▶ 環境報告（P116）
側面：原材料			
EN1	使用原材料の重量または量	6.5 6.5.4	▶ 事業活動に伴う環境負荷（P134）
EN2	リサイクル由来の使用原材料の割合	6.5 6.5.4	–

GRIガイドライン第3.1版項目		ISO26000 項目	記載場所
側面：エネルギー			
EN3	一次エネルギー源ごとの直接的エネルギー消費量	6.5 6.5.4	▶事業活動に伴う環境負荷（P134） ▶事業活動に伴う温室効果ガス排出の削減（P145）
EN4	一次エネルギー源ごとの間接的エネルギー消費量	6.5 6.5.4	▶事業活動に伴う環境負荷（P134）
EN5	省エネルギーおよび効率改善によって節約されたエネルギー量	6.5 6.5.4	▶事業活動に伴う温室効果ガス排出の削減（P145）
EN6	エネルギー効率の高いあるいは再生可能エネルギーに基づく製品およびサービスを提供するための率先取り組み、およびこれらの率先取り組みの成果としてのエネルギー必要量の削減量	6.5 6.5.4	▶CSR活動Highlights ▶商品・サービスを通じた温暖化防止への貢献（P158）
EN7	間接的エネルギー消費量削減のための率先取り組みと達成された削減量	6.5 6.5.4	▶事業活動に伴う温室効果ガス排出の削減（P145）
側面：水			
EN8	水源からの総取水量	6.5 6.5.4	▶事業活動に伴う環境負荷（P134） ▶水資源の有効利用（P229）
EN9	取水によって著しい影響を受ける水源	6.5 6.5.4	▶グループ会社の環境データ（P235）
EN10	水のリサイクルおよび再利用量が総使用水量に占める割合	6.5 6.5.4	▶水資源の有効利用（P229）

GRIガイドライン第3.1版項目		ISO26000 項目	記載場所
側面：生物多様性			
EN11	保護地域内あるいはそれに隣接した場所および保護地域外で、生物多様性の価値が高い地域に所有、賃借、または管理している土地の所在地および面積	6.5 6.5.6	▶ 生物多様性の保全（P212）
EN12	保護地域および保護地域外で、生物多様性の価値が高い地域での生物多様性に対する活動、製品およびサービスの著しい影響の説明	6.5 6.5.6	▶ CSR活動Highlights ▶ 地球環境保全活動事例（P109） ▶ 環境リスクマネジメント（P126） ▶ 生物多様性の保全（P212）
EN13	保護または復元されている生息地	6.5 6.5.6	▶ CSR活動Highlights ▶ 地球環境保全活動事例（P109） ▶ 生物多様性の保全（P212）
EN14	生物多様性への影響をマネジメントするための戦略、現在の措置および今後の計画	6.5 6.5.6 6.8.3	▶ 環境リスクマネジメント（P126） ▶ 生物多様性の保全（P212）
EN15	事業によって影響を受ける地区内の生息地域に生息するIUCN（国際自然保護連合）のレッドリスト種（絶滅危惧種）および国の絶滅危惧種リストの数。 絶滅危険性のレベルごとに分類する	6.5 6.5.6	▶ 生物多様性の保全（P212）
側面：排出物、廃水および廃棄物			
EN16	重量で表記する直接および間接的な温室効果ガスの総排出量	6.5 6.5.5	▶ 事業活動に伴う環境負荷（P134） ▶ 事業活動に伴う温室効果ガス排出の削減（P145）

GRIガイドライン第3.1版項目		ISO26000 項目	記載場所
EN17	重量で表記するその他の関連ある間接的な温室効果ガス排出量	6.5 6.5.5	▶事業活動に伴う環境負荷（P134） ▶事業活動に伴う温室効果ガス排出の削減（P145）
EN18	温室効果ガス排出量削減のための率先取り組みと達成された削減量	6.5 6.5.5	▶CSR活動Highlights ▶事業活動に伴う温室効果ガス排出の削減（P145） ▶商品・サービスを通じた温暖化防止への貢献（P158） ▶森林の保全～持続可能な森林経営～（P182） ▶森林の保全～木材利用を通じて～（P190） ▶森林の保全～植林コンサルタント事業の推進～（P208） ▶生物多様性の保全（P212）
EN19	重量で表記するオゾン層破壊物質の排出量	6.5 6.5.3	–
EN20	種類別および重量で表記するNOx、SOxおよびその他の著しい影響を及ぼす排気物質	6.5 6.5.3	▶有害化学物質の管理（P223）
EN21	水質および放出先ごとの総排水量	6.5 6.5.3	▶有害化学物質の管理（P223） ▶事業活動に伴う環境負荷（P134）
EN22	種類および廃棄方法ごとの廃棄物の総重量	6.5 6.5.3	▶事業活動に伴う環境負荷（P134） ▶資源の有効活用（P173）

GRIガイドライン第3.1版項目		ISO26000 項目	記載場所
EN23	著しい影響を及ぼす漏出の総件数および漏出量	6.5 6.5.3	–
EN24	バーゼル条約付属文書I、II、IIIおよびVIIIの下で有害とされる廃棄物の輸送、輸入、輸出、あるいは処理の重量、および国際輸送された廃棄物の割合	6.5 6.5.3	–
EN25	報告組織の排水および流出液により著しい影響を受ける水界の場所、それに関連する生息地の規模、保護状況、および生物多様性の価値を特定する	6.5 6.5.3 6.5.4 6.5.6	–
側面：土地の劣化、汚染、および修復			
側面：製品およびサービス			
EN26	製品およびサービスの環境影響を緩和する率先取り組みと影響削減の程度	6.5 6.5.4 6.6.6 6.7.5	▶ CSR活動Highlights ▶ 事業活動に伴う環境負荷（P134） ▶ 商品・サービスを通じた温暖化防止への貢献（P158） ▶ 森林の保全～植林コンサルタント事業の推進～（P208） ▶ 生物多様性の保全（P212）
EN27	カテゴリー別の再生利用される販売製品およびその梱包材の割合	6.5 6.5.3 6.5.4 6.7.5	–
側面：遵守			
EN28	環境規制への違反に対する相当な罰金の金額および罰金以外の制裁措置の件数	6.5	▶ 資源の有効活用（P173）

GRIガイドライン第3.1版項目		ISO26000 項目	記載場所
側面：輸送			
EN29	組織の業務に使用される製品、その他物品、原材料の輸送および従業員の移動からもたらされる著しい環境影響	6.5 6.5.4 6.6.6	▶ 事業活動に伴う環境負荷（P134） ▶ 事業活動に伴う温室効果ガス排出の削減（P145） ▶ 商品・サービスを通じた温暖化防止への貢献（P158）
側面：総合			
EN30	種類別の環境保護目的の総支出および投資	6.5	▶ 環境会計（P233）
労働慣行とディーセント・ワーク（公正な労働条件）			
	マネジメント・アプローチ		▶ 社員とともに（P64）
側面：雇用			
LA1	雇用の種類、雇用契約および地域別の総労働力	6.4 6.4.3	▶ 社員関連データ（P97）
LA2	従業員の総離職数および離職率の年齢、性別および地域による内訳	6.4 6.4.3	▶ 社員関連データ（P97）
LA3	主要事業拠点ごとの派遣社員またはアルバイト従業員には提供されないが、正社員には提供される福利	6.4 6.4.3 6.4.4	–
LA15	性別ごとの出産・育児休暇後の復職率および定着率	6.4 6.4.4	▶ 社員関連データ（P97）
側面：労使関係			
LA4	団体交渉協定の対象となる従業員の割合	6.4 6.4.3 6.4.4 6.4.5 6.3.10	▶ 社員関連データ（P97）
LA5	労働協約に定められているかどうかも含め、著しい業務変更に関する最低通知期間	6.4 6.4.3 6.4.4 6.4.5	–

GRIガイドライン第3.1版項目		ISO26000 項目	記載場所
側面：労働安全衛生			
LA6	労働安全衛生プログラムについての監視および助言を行う、公式の労使合同安全衛生委員会の対象となる総従業員の割合	6.4 6.4.6	–
LA7	地域別および性別ごとの、傷害、業務上疾病、損失日数、欠勤の割合および業務上の総死亡者数	6.4 6.4.6	▶ 社員関連データ（P97）
LA8	深刻な疾病に関して、労働者、その家族またはコミュニティのメンバーを支援するために設けられている、教育、研修、カウンセリング、予防および危機管理プログラム	6.4 6.4.6 6.8 6.8.3 6.8.4 6.8.8	▶ 労働安全衛生（P71）
LA9	労働組合との正式合意に盛り込まれている安全衛生のテーマ	6.4 6.4.6	▶ 社員とのコミュニケーション（P95）
側面：研修および教育			
LA10	性別ごとおよび従業員のカテゴリー別の、従業員あたりの年間平均研修時間	6.4 6.4.7	▶ 社員関連データ（P97）
LA11	従業員の継続的な雇用適性を支え、キャリアの終了計画を支援する技能管理および生涯学習のためのプログラム	6.4 6.4.7 6.8.5	▶ 人財育成・キャリア支援（P79）
LA12	定常的にパフォーマンスおよびキャリア開発のレビューを受けている従業員の性別ごとの割合	6.4 6.4.7	▶ 人財育成・キャリア支援（P79）
側面：多様性と機会均等			
LA13	性別、年齢、マイノリティグループおよびその他の多様性の指標に従った、統治体（経営管理職）の構成および従業員カテゴリーごとの従業員の内訳	6.3.7 6.3.10 6.4 6.4.3	▶ 社員関連データ（P97）
側面：男女労働者に対する同一報酬			
LA14	従業員のカテゴリー別および主要事業拠点別の、基本給与および報酬の男女比	6.3.7 6.3.10 6.4 6.4.3 6.4.4	–

GRIガイドライン第3.1版項目		ISO26000 項目	記載場所
人権			
	マネジメント・アプローチ		▶ リスクマネジメントとコンプライアンス（P9） ▶ 取引先とともに（P50） ▶ 社員とともに（P64）
側面：投資および調達の慣行			
HR1	人権への懸念に関する条項を含む、あるいは人権についての適正審査を受けた重大な投資協定および契約の割合とその総数	6.3 6.3.3 6.3.5 6.6.6	–
HR2	人権に関する適正審査を受けた主なサプライヤー（供給者）、請負業者およびその他のビジネス・パートナーの割合と取られた措置	6.3 6.3.3 6.3.5 6.4.3 6.6.6	▶ サプライチェーンにおけるCSRの徹底（P50） ▶ 森林の保全～木材利用を通じて～（P190）
HR3	研修を受けた従業員の割合を含め、業務に関連する人権的側面に関わる方針および手順に関する従業員研修の総時間	6.3 6.3.5	▶ 人権の尊重（P69）
側面：無差別			
HR4	差別事例の総件数と取られた是正措置	6.3 6.3.6 6.3.7 6.3.10 6.4.3	–
側面：結社の自由			
HR5	結社の自由および団体交渉の権利行使が侵害され、または著しいリスクに曝されるかもしれないと判断された業務および主なサプライヤーと、それらの権利を支援するための措置	6.3 6.3.3 6.3.4 6.3.5 6.3.8 6.3.10 6.4.3 6.4.5	–

GRIガイドライン第3.1版項目		ISO26000 項目	記載場所
側面：児童労働			
HR6	児童労働の事例に関して著しいリスクがあると判断された業務および主なサプライヤーと、児童労働の有効な廃止に貢献するための対策	6.3 6.3.3 6.3.4 6.3.5 6.3.7 6.3.10 6.6.6	▶ サプライチェーンにおけるCSRの徹底（P50） ▶ 森林の保全～木材利用を通じて～（P190）
側面：強制労働			
HR7	強制労働の事例に関して著しいリスクがあると判断された業務および主なサプライヤーと、あらゆる強制労働の防止に貢献するための対策	6.3 6.3.3 6.3.4 6.3.5 6.3.7 6.3.10 6.6.6	▶ サプライチェーンにおけるCSRの徹底（P50） ▶ 森林の保全～木材利用を通じて～（P190）
側面：保安慣行			
HR8	業務に関連する人権の側面に関する組織の方針もしくは手順の研修を受けた保安要員の割合	6.3 6.3.5 6.4.3 6.6.6	–
側面：先住民の権利			
HR9	先住民の権利に関係する違反事例の総件数と取られた措置	6.3 6.3.6 6.3.7 6.3.8 6.6.7	–
側面：評価			
HR10	人権に関する審査および/または影響アセスメントの対象となっている業務の割合とその総数	6.3 6.3.3 6.3.4 6.3.5	–
側面：改善			
HR11	公式の苦情処理メカニズムを通して取り組み、決着された、人権に関する苦情の件数	6.3 6.3.6	–

GRIガイドライン第3.1版項目		ISO26000 項目	記載場所
社会			
	マネジメント・アプローチ		▶ リスクマネジメントとコンプライアンス（P9） ▶ 地域社会とともに（P101）
側面：地域コミュニティ			
SO1	地域コミュニティ参画、影響アセスメントおよび開発プログラムが実施された事業の割合	6.3.9 6.8 6.8.3 6.8.9	▶ CSR活動Highlights ▶ コミュニティ開発・地域貢献活動事例（P104） ▶ 森林の保全～木材利用を通じて～（P190）
SO9	潜在的だが重大な、または実際に、マイナス影響を地域コミュニティに与える事業	6.3.9 6.5.3 6.5.6 6.8	–
SO10	潜在的だが重大な、または実際に、マイナス影響を地域コミュニティに与える事業で実施された予防策および緩和策	6.3.9 6.5.3 6.5.6 6.8	–
側面：不正行為			
SO2	不正行為に関連するリスクの分析を行った事業単位の割合と総数	6.6 6.6.3	▶ リスクマネジメントとコンプライアンス（P9）
SO3	組織の不正行為対策の方針および手順に関する研修を受けた従業員の割合	6.6 6.6.3	▶ リスクマネジメントとコンプライアンス（P9）
SO4	不正行為事例に対応して取られた措置	6.6 6.6.3	▶ リスクマネジメントとコンプライアンス（P9）

GRIガイドライン第3.1版項目		ISO26000 項目	記載場所
側面：公共政策			
SO5	公共政策の位置づけおよび公共政策立案への参加およびロビー活動	6.6 6.6.4 6.8.3	▶ 公共政策への提言（P114）
SO6	政党、政治家および関連機関への国別の献金および現物での寄付の総額	6.6 6.6.4 6.8.3	–
側面：反競争的な行動			
SO7	反競争的な行動、反トラストおよび独占的慣行に関する法的措置の事例の総件数とその結果	6.6 6.6.5 6.6.7	–
側面：遵守			
SO8	法規制の違反に対する相当の罰金の金額および罰金以外の制裁措置の件数	6.6 6.6.7 6.8.7	–
製品責任			
	マネジメント・アプローチ		▶ リスクマネジメントとコンプライアンス（P9） ▶ お客様とともに（P29）
側面：顧客の安全衛生			
PR1	各種手順により必要とされている製品およびサービス情報の種類と、このような情報要件の対象となる主要な製品およびサービスの割合	6.3.9 6.6.6 6.7 6.7.4 6.7.5	▶ 製品安全・品質管理（P31）
PR2	製品およびサービスの安全衛生の影響に関する規制および自主規範に対する違反の件数を結果別に記載	6.3.9 6.6.6 6.7 6.7.4 6.7.5	–

GRIガイドライン第3.1版項目		ISO26000 項目	記載場所
側面：製品およびサービスのラベリング			
PR3	各種手順により必要とされている製品およびサービス情報の種類と、このような情報要件の対象となる主要な製品およびサービスの割合	6.7 6.7.3 6.7.4 6.7.5 6.7.6 6.7.9	▶ 製品安全・品質管理（P31）
PR4	製品およびサービスの情報、ならびにラベリングに関する規制および自主規範に対する違反の件数を結果別に記載	6.7 6.7.3 6.7.4 6.7.5 6.7.6 6.7.9	▶ リスクマネジメントとコンプライアンス（P9）
PR5	顧客満足度を測る調査結果を含む、顧客満足に関する実務慣行	6.7 6.7.4 6.7.5 6.7.6 6.7.8 6.7.9	▶ お客様満足（CS）の創出（P29） ▶ 情報開示・発信とコミュニケーション（P45）
側面：マーケティング・コミュニケーション			
PR6	広告、宣伝および支援行為を含むマーケティング・コミュニケーションに関する法律、基準および自主規範の遵守のためのプログラム	6.7 6.7.3 6.7.6 6.7.9	▶ 情報開示・発信とコミュニケーション（P45）
PR7	広告、宣伝および支援行為を含むマーケティング・コミュニケーションに関する規制および自主規範に対する違反の件数を結果別に記載	6.7 6.7.3 6.7.6 6.7.9	–
側面：顧客のプライバシー			
PR8	顧客のプライバシー侵害および顧客データの紛失に関する正当な根拠のあるクレームの総件数	6.7 6.7.7	–
側面：遵守			
PR9	製品およびサービスの提供、および使用に関する法規の違反に対する相当の罰金の金額	6.7 6.7.6	–

社外からの評価

2012年度の主な評価・表彰実績

受賞 年月	名称 主催	評価	対象企業・表彰者 在籍企業
2012年4月	DBJ環境格付 日本政策投資銀行	最高ランクとなる「環境への配慮に対する取組みが特に先進的（特別表彰）」との格付を取得	住友林業
2012年5月	EECA賞 2012 ニュージーランド政府	全9部門において、その年の最も革新的なエネルギー効率化のプロジェクトが表彰され、“大企業部門（Large Business Award）”および“エネルギー管理部門（Energy Management Award）”の2部門で優秀賞を受賞	ネルソン・パイン・インダストリーズ
2012年7月	第6回キッズデザイン賞 特定非営利活動法人 キッズデザイン協議会	子供部屋用間仕切り「インテリアキッズウォール」 ＜子どもの未来デザインクリエイティブ部門＞	住友林業 日本化学産業
2012年7月	第6回キッズデザイン賞 特定非営利活動法人 キッズデザイン協議会	「樹脂目地階段セーフティータイプ」 ＜子ども視点の安全安心デザイン一般部門＞	住友林業 住友林業クレスト（株）
2012年7月	Indonesia Green Award インドネシア林業省	緑化に貢献した活動をしている団体として企業部門でプラチナ賞を受賞	クタイ・ティンバー・インドネシア
2012年7月	第42回技能五輪国際大会	建築大工職部門で敢闘賞 （ニュースリリース：http://sfc.jp/information/news/2013/2013-07-10.html）	住友林業 ホームエンジニアリング

受賞 年月	名称 主催	評価	対象企業・表彰者 在籍企業
2012年9月	SMBC事業継続評価融資 三井住友銀行・ インターリスク総研	企業の事業継続の取組みの評価結果に応じて融資条件が設定され、東日本大震災の検証を踏まえた多角的な事業継続の取組みが高評価	住友林業
2012年9月	第29回 住まいのリフォームコンクール 財団法人住宅リフォーム・紛争処理 支援センター	二世帯住宅を、夫婦と愛犬がのんびりと暮らすゆったりとした単世帯の住まいにリフォームした事例が優秀賞を受賞	住友林業 ホームテック
2012年10月	2012年度グッドデザイン賞 公益財団法人 日本デザイン振興会	国産材を利用し、建設と解体の作業の簡易化を実現した木造の仮設建築物「MOCCA（モッカ） HUT（ハット）」	住友林業
2012年10月	2012年度グッドデザイン賞 公益財団法人 日本デザイン振興会	10年以上にわたり住友林業の家の構造に使用している、国産材を積極利用した外壁下地通気耐力面材「きづれパネル」	住友林業
2012年10月	2012年度グッドデザイン賞 公益財団法人 日本デザイン振興会	生物多様性に配慮し地域と調和する緑化植物提案手法「ハーモニックプランツ」	住友林業緑化
2012年10月	「第29回都市緑化フェアTOKYO」ガーデンコンテスト 東京都、財団法人都市緑化機構	森の心地よさと暮らす「里庭スタイル」が国土交通大臣賞（最優秀賞）を受賞	住友林業緑化
2012年10月	第50回 技能五輪全国大会 中央職業能力開発協会	建築大工職種部門にて銀賞（1人）・銅賞（2人）・敢闘賞（2人）を受賞（出場選手全員入賞）	住友林業 ホームエンジニアリング

受賞 年月	名称 主催	評価	対象企業・表彰者 在籍企業
2012年10月	優秀施工者国土交通大臣顕彰 国土交通省	建築工事現場の第一線で活躍している施工者の中から、特に優秀な技能・技術を持ち、後進の指導・育成等に多大な貢献をしている建設技能者の方を対象に顕彰状を授与	住友林業 ホームエンジニアリング
2012年10月	第47回 地盤工学研究発表会 公益社団法人地盤工学会	優秀論文発表者賞	住友林業 アーキテクノ
2012年11月	自動車安全運転センター	「運転記録証明書」の分析情報を活用した交通事故・違反防止の活動が高く評価され感謝状を授与	住友林業
2013年1月	The Sustainability Yearbook 2013 Robeco SAM社	持続可能性に優れた企業として「Home Construction Sector（住宅建設部門）」にて「Gold class」と「Sector Leader」を受賞	住友林業
2013年1月	四国森林・林業研究発表会 四国森林管理局	日本森林技術協会理事長賞	住友林業 フォレストサービス
2013年2月	愛知環境賞 愛知県・環境パートナーシップ・CLUB	住友林業グループ等で展開する“エコアセットコンソーシアム”が支援する生態系ネットワークの形成と次世代の担い手育成事業「命をつなぐPROJECT」が優秀賞を受賞	住友林業 住友林業緑化 インターリスク総研 地域環境計画
2013年3月	安全優良職長厚生労働大臣顕彰 厚生労働省	高い安全意識を持って適切な安全指導を実践してきた優秀な職長が顕彰状を受ける	住友林業 ホームエンジニアリング

受賞 年月	名称 主催	評価	対象企業・表彰者 在籍企業
2013年7月	第7回キッズデザイン賞 特定非営利活動法人キッズデザイン協議会	リビングの新空間提案 「こまま（comama）」子どもの産み育て支援デザイン　個人・家庭部門 (ニュースリリース：http://sfc.jp/information/news/2013/2013-07-12.html)	住友林業
2013年7月	第7回キッズデザイン賞 特定非営利活動法人キッズデザイン協議会	子育てをテーマとした庭の設計提案 「ハグくみの庭」子どもの産み育て支援デザイン　個人・家庭部門 (ニュースリリース：http://sfc.jp/information/news/2013/2013-07-12.html)	住友林業

第三者認証

Building a better working world

独立した第三者による保証報告書

2013年7月19日

住友林業株式会社
取締役社長　市川　晃　殿

新日本サステナビリティ株式会社
代表取締役　[signature]

1.　保証業務の対象及び目的

当社は、住友林業株式会社(以下、「会社」という)からの委嘱に基づき、会社が作成し会社のウェブサイト上に開示した「CSRレポート2013」(以下、「レポート」という)について限定的保証業務を実施した。

本保証業務の目的は、レポートに記載されている平成24年4月1日から平成25年3月31日までを対象とする会社及び主要子会社の重要なサステナビリティ情報*1(以下、「指標」という)が、レポートの作成基準*2及び会社の定める方針及び基準に従って測定、算出、報告され、かつ、重要な事項が漏れなく開示されているかどうかについて保証業務を実施し、結論を表明することである。

レポートの作成責任は会社にあり、当社の責任は独立の立場から指標に対する結論を表明することにある。

*1　重要なサステナビリティ情報は、「サステナビリティ報告書審査・登録マーク付与基準」(サステナビリティ情報審査協会　平成23年2月改訂)が規定する情報を指す。

*2　レポートの作成基準は、「環境報告ガイドライン(2012年版)」(環境省　平成24年4月公表)及び「サステナビリティ レポーティング ガイドライン第3.1版」(Global Reporting Initiative 2011年3月改訂)を基にし、開示の対象となる重要な情報の特定については「サステナビリティ報告書審査・登録マーク付与基準」に従っている。

2.　実施した保証業務手続の概要

当社は、「国際保証業務基準3000(改訂)過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」(国際会計士連盟　2003年12月改訂)、及び「サステナビリティ情報審査実務指針」(一般社団法人サステナビリティ情報審査協会　平成24年12月改訂)に準拠し、限定的保証業務を実施した。当社の実施した業務は、合理的保証業務に比較してより限定的な手続であり、合理的保証業務に比較して高い水準の保証を与えるものではない。

当社の実施した保証手続の概要は以下のとおりである。

- 会社のレポートの作成基準及び会社の定める方針及び基準に関する閲覧、質問
- 指標に関する内部統制の整備状況に関する本社及び支店における質問、資料の閲覧
- 指標に対する本社及び支店における分析的手続の実施
- 一部指標に対する本社及び支店における試査による根拠資料との突合・照合、再計算

3.　結論

当社が実施した保証手続の範囲では、指標がレポートの作成基準及び会社の定める方針及び基準に従って測定、算出、報告され、かつ、重要な事項が漏れなく開示されていないと認められる事項はすべての重要な点において発見されなかった。

4.　独立性

会社と当社の間には、一般社団法人サステナビリティ情報審査協会の「倫理規程」に定められる利害関係はない。

以　上

FSC
www.fsc.org
ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C022794

UD FONT
by MORISAWA

住友林業株式会社

〒100-8270 東京都千代田区大手町一丁目3番2号（経団連会館）
TEL:03-3214-2220 http://sfc.jp/